

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第4回幕別町議会定例会
(平成24年12月4日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18 齊藤 喜志雄 19 千葉 幹雄 1 小川 純文
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第14号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第15号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第6 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成24年度幕別町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第7 承認第6号 専決処分した事件の承認について（平成24年度幕別町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第8 議案第61号 指定管理者の指定について
- 日程第9 陳情第13号 「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第14号 泊原発1, 2号機の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第15号 町道忠類北10線道路の歩道設置に関する陳情書
- 日程第12 陳情第16号 「地域医療と国立病院の充実を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第13 陳情第17号 千代田通の再整備に関する陳情書
- 日程第14 陳情第18号 「米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成24年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年12月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
経 済 部 長 飯田晴義 企 画 室 長 古川耕一
民 生 部 長 菅 好弘 会 計 管 理 者 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 教 育 部 長 佐藤昌親
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 伊藤博明
地 域 振 興 課 長 原田雅則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
18 齊藤 喜志雄 19 千葉 幹雄 1 小川 純文

議事の経過

(平成24年12月4日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） おはようございます。
ただいまから、平成24年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、18番齊藤議員、19番千葉議員、1番小川議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月21日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書及び同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。
次に、11月14日、第56回町村議会議長全国大会及び第37回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加しておりますので、その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後刻ごらんいただきたいと思います。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成24年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年、町政各般にわたり、議員の皆様から賜りました温かいご指導、ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
本年も残すところ、あと一月足らずとなりました。
4月初めには季節外れの大雪、5月連休後半には大雨と、波乱含みのスタートとなり、9月中旬まで続いた猛暑と、目まぐるしく移り変わりを見せた平成24年でありましたが、皆様とともに豊穡の喜びを迎えられましたことに感謝を申し上げます。
また、町の財政についても厳しい状況が続く中ではありましたが、議会を初め町民の皆様方のご理

解とご協力をいただき、新庁舎の建設を初め、計画させていただきました各種施策や事務事業を順調に進めさせていただいており、心から感謝を申し上げます。

そのような中、心から喜ばしい出来事もありました。

ロンドンで開催されたオリンピックに本町出身の福島千里さんと山本幸平さんが、4年前の北京に続いて2大会連続で出場するという快挙を成し遂げられ、その躍動に町民を初め、日本中が歓喜の輪に包まれました。

お二人の今後の一層の飛躍を期待いたしますとともに、二人の姿が子供たちに大きな刺激となって夢と希望を与え続けてくれることを願うものであります。

以下、当面する行政の執行についてご報告をさせていただきます。

初めに、新年度予算編成の取り組みについて申し上げます。

我が国は、長引く景気の低迷や超高齢社会の到来に加え、東日本大震災を契機とした深刻な電力不足など、さまざまな課題に直面いたしております。

政府においては、これらの課題を克服するため、平成24年7月に「日本再生戦略」を策定し、引き続き東日本大震災からの復興に全力で取り組むほか、「グリーン」「ライフ」「農林漁業」の重点3分野に政策財源を優先的に配分するとともに、社会保障と税の一体改革を着実に実施するところであります。

また、地方財政対策については、総務省による地方財政収支の仮試算において、地方税や地方交付税などの一般財源総額は前年度の水準を確保できるものと見込まれておりますが、いまだ好転の兆しが見られない経済情勢や強まる地方交付税の削減圧力など、一般財源の確保は非常に厳しい状況となっております。

加えて、先般の衆議院解散により、平成25年度の国の予算編成作業についても、新たな政権の枠組みが定まらなると具体的に決定していかない状況となりましたことから、極めて不透明な中にあるものと認識いたしております。

本町におきましては、基本的には現行の政策・制度に基づき、各課からの予算要求原案の取りまとめを行っており、国の地方財政計画などが確定した後に編成作業を本格化できるものと見込んでおります。

私といたしましても「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本理念に立ち返り、行政改革推進計画などに基づき財務規律の維持・向上を図るとともに、住民ニーズの的確な把握に努め、より効率的、効果的な予算づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国の予算の執行抑制について申し上げます。

国は、財源の枯渇を理由に本年9月から平成24年度予算の執行抑制を続けてきましたが、先般、特例公債法案が成立したことを受けて、11月中旬にそれを解除したところであります。

本町における影響につきましては、11月2日に交付が予定されておりました普通地方交付税が、17日間おくれの19日に約14億8,000万円入金となりましたことから、資金収支等に特段の問題は生じなかったところであり、今後も通常ベースでの財政運営を執行できるものと見込んでおります。

次に、神奈川県開成町との交流再開に向けた取り組みについて申し上げます。

神奈川県開成町とは、平成8年8月にパークゴルフを縁として、当時の宮城県田尻町、富山県小杉町、石川県根上町とで「パークゴルフネットワーク会議」を開催し、以来、互いに友好を温めながら交流を図ってまいりましたが、市町村合併の流れの中で、平成16年度をもって交流が途絶えることとなり、今日に至っております。

本年5月に開成町から、本町との間で交流再開に向けた協議を進めることはできないかとの打診を受け、庁内でこれまでの経緯を念頭に交流のあり方を検討してまいりましたが、「互いの地域の特性を生かして地域間交流を推進すべきである」との基本的な考えのもと、過日、11月5日に職員が開成町に伺い、両町において交流を再開する方針を確認いたしましたところであります。

今後は、これまでの交流と連携の歴史を踏まえ、災害時応援協定の締結を初め、物産品の販売や職

員交流など未来に向けて実効性のある交流事業のあり方を開成町との間で検討してまいりたいと考えております。

次に、消防の広域化に向けた取り組みについて申し上げます。

十勝圏における消防の広域化につきましては、これまで 19 市町村で広域化後の消防体制のあり方等に係る協議を行ってきたところですが、平成 28 年 4 月 1 日に消防本部の統合や指揮命令系統の一元化の運用開始を目指す「十勝圏広域消防のスタート時の姿(案)」を、去る 10 月 30 日の市町村長会議において確認をし、市町村間の基本合意に至りました。

引き続き、消防救急無線のデジタル化や消防指令センターの整備時期も視野に入れ、さまざまな課題について共通認識を図りながら、消防広域化の早期実現を目指し、十分な協議検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、節電に向けた取り組みについて申し上げます。

今年の夏における本道の節電につきましては、北海道一丸となった取り組みにより一定の成果を達成し、計画停電を回避できましたことは、道民はもとより関係機関各位の努力のたまものと考えております。

そうした中で国は、11 月 2 日の電力需給に関する検討会合とエネルギー・環境会議の合同会合において、今年の冬の北海道電力管内における需給対策として、夏同様に 7%の節電要請を決定したところであります。

冬場の北海道においては、ロードヒーティングなどの融雪装置や暖房機器など、道民の交通や暮らしの安全に多くの電力が使用されている現状にあり、発電所のトラブルなど万が一の事態にも備える必要があることから、「北海道・冬の安全プログラム」を策定し、オール北海道による節電対策に取り組んでいくとしたところであります。

これらを受け、本町といたしましても、冬の節電について広報誌を通じ町民に周知を図るとともに、執務室の小まめな消灯やパソコンのコンセントオフ等、職員の節電行動の継続的取り組みや公共施設における節電対策などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護予防ポイント制度について申し上げます。

介護予防ポイント制度は、第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、介護予防事業の一つとして、「介護支援ボランティア制度」と位置づけていたものでありますが、65 歳以上の高齢者の方がボランティア活動を通して社会参加をすることにより、心身ともに健康で暮らしていただくことを目的に行うものであります。

参加を希望される方は、登録、研修の後に町が指定する特別養護老人ホームや老人保健施設、デイサービスセンターなどで、行事の手伝いや話し相手などに従事いただき、1 日 1 時間以上の活動に対し 1 ポイントを付与するものであり、年間 50 ポイントを上限に、年度末に 1 ポイント 100 円で換算し、活動に対する交付金を交付するものであります。

明けて 1 月からの実施に向け、11 月下旬から町内 11 カ所で説明会を開催するとともに、公区・老人クラブなどでの出前講座を通して周知を図り、多くの皆さんに参加いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護つき有料老人ホームの実施事業者の選定結果について申し上げます。

介護予防ポイント制度と同様に第 5 期計画において、介護サービスの基盤整備の一つとして、札内地区で定員 100 人の「介護つき有料老人ホーム」の整備を位置づけておりますが、平成 26 年 10 月の開設を目途に運営者の公募を本年 9 月に実施し、事業予定者選定委員会において選定が行われたところであります。

公募に対しての応募事業者は 1 社でありましたが、応募資格並びに提案事業内容が基準評価点に達しておりましたことから、選定委員会においては、札内西町 40 番地の 1 で開設予定の株式会社福寿草を事業予定者と選定し、この結果に基づき、町として同社に決定いたしました。

高齢者の方々の住まいの選択肢が多様化している中、介護保険施設等への入所待機をされている

方々の解消につながることを期待しているところであります。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、4月の大雪、ゴールデンウィーク後半の大雨、さらには小麦収穫時期の長雨、9月の高温など、近年にない異常とも言える天候により、農作業のおくれに悩まされましたが、その後は好天に恵まれ、全体としてはおおむね良好に推移したものと考えております。

主な作物について申し上げますと、小麦については、収穫時期の断続的な降雨により収穫作業が5日間ほど延びた状況にありましたが、反収がおよそ10俵となり、全量が1等を確保、規格外は1割弱と、昨年よりも良好な結果となりました。

バレイショについては、小玉傾向にあり、収穫量は平年を下回り、品質は平年並みの状況でありました。

てん菜については、現段階では確定したものではありませんが、収穫量は平年を上回ったものの、9月の最低気温が高く推移したため糖分の蓄積が緩慢となり、糖度は平年をかなり下回る状況にあります。

豆類については、金時などの菜豆類が8月以降の高温や9月上旬の降雨により、子実の充実不足や色流れが見られ、一部残念な結果となりましたが、その他の豆類については平年を上回る収穫量となっております。

野菜については、ユリ根の収量は平年並みでありましたものの、長芋、レタスは雨や高温の影響により収量の減、品質の低下が見られたところであります。

また、牧草については、1番草収穫後の少雨による水分不足で2番草の生育が停滞したため、収穫量が平年より下回りましたが、サイレージ用トウモロコシは、収穫量、品質ともに平年を上回りました。

農作物全体といたしましては、昨年、一昨年と新品種に転換以来、期待された収量が得られなかった小麦が増収、高品質な結果となりましたことは大変喜ばしいことでありますし、また総じて平年並みの収穫量、品質が確保される見込みでありますことは、生産者の皆様のご努力を初め、各農協、農業改良普及センターなど関係機関の皆様のご指導のたまものであると、改めて敬意を表する次第であります。

次に、異業種交流について申し上げます。

これからの産業振興を図る上では、農業や商工業など、さまざまな産業の担い手が幅広く交流し、視野を広め見識を深めることが重要であります。

このことから、農商工の連携による研修事業などを通じて情報交換や自己研さんを図るため、町商工会青年部や農協青年部など、町内で働く若者の交流組織を設立すべく、その体制づくりが進められてきたところでありますが、今年8月末に設立発起人会が行われ、去る11月29日に、「異業種交流若者の集い」の設立総会と研修会が実施されたところであります。

今後は、定期的に研修会や交流会が開催されるとのことであり、資質の向上はもとより、農商工連携、6次産業化など地場農畜産物の付加価値の向上や新たな産業の創出につながることを期待しているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済み額は約12億5,400万円で、発注率にいたしますと88.8%となっており、平成23年度からの繰越事業を含めて、計画しておりました大部分の工事発注を終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成と労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るよう受注者に対して指導してまいりますとともに、未発注工事につきましても、発注条件の整備に努め、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、行

政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第14号、専決処分した事件の報告について及び日程第5、報告第15号、専決処分した事件の報告についてを一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第14号及び報告第15号、専決処分した事件の報告につきまして、一括してご説明させていただきます。

この2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第8号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成24年9月27日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成24年7月29日午後3時ごろ、幕別町字千住179番地1、スマイルパーク東側駐車場において、百年記念ホールの催し物に参加するため駐車していた車に、隣接して植えられていたポプラの木の枝が落下し、天井、フロントガラス、ボンネット部分に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。37万4,703円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、帯広市在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公園管理の職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところではありますが、公園内の樹木の剪定の強化や安全管理の徹底に心がけ、事故の再発防止に努めるよう指導をいたしたところであります。

次に、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第10号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成24年10月25日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成24年10月11日午後6時40分ごろ、幕別町南町80番地、町道南町団地道路5号において、道路中央部に設置してある側溝の上を被害者のトラックが通過した際、側溝にかぶせられているスリット型の金物がはね上がり、車両右側面下部の燃料タンクに接触し、燃料タンクに穴をあける事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。1万2,600円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、中川郡池田町字利別本町22番地3、ヤマト運輸株式会社十勝池田センターであります。

損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところであります
が、今後このような事故が起きないように、町道の管理点検に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告がありましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号及び報告第15号を終わります。

[承認]

○議長（古川 稔） 日程第6、承認第5号、専決処分した事件の承認について及び日程第7、承認第
6号、専決処分した事件の承認についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第5号及び第6号、専決処分した事件の承認につきまして、一括してご説
明させていただきます。

この2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました
ので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

初めに、承認第5号であります。専決処分の内容につきましては、平成24年度幕別町一般会計補
正予算であります。

本年10月22日、本町の名誉町民であります古住基氏がご逝去されました。

心よりご冥福をお祈りし、ご遺族に対し哀悼の意を表するものであります。

このたびの名誉町民のご逝去に伴いまして、ご遺族にご相談を申し上げ、葬儀につきましては、幕
別町名誉町民条例の規定に基づき、町葬として施行することとさせていただきますことから、本年
10月23日付で専決処分を行ったものであります。

2ページになりますが、平成24年度幕別町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ318万3,000円を追加し、予算の
総額を歳入歳出それぞれ137億1,501万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳
出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

6ページになりますが、2款総務費、2項総務管理費、16目諸費318万3,000円の追加でございま
す。

8節から14節までであります。10月24日、25日に忠類コミュニティセンターにおいて執行いた
しました葬儀等に係る費用でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金318万3,000円の追加でございます。

以上で、承認第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第6号であります。専決処分の内容につきましては、平成24年度幕別町一般会計補正
予算であります。

11月16日の衆議院解散を受けまして、12月16日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審
査を執行することとなりましたことから、同日付で専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度幕別町一般会計補正予算（第8号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,507 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 137 億 3,008 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページ、4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

6 ページになります。

2 款総務費、4 項選挙費、2 目衆議院議員選挙費 867 万 3,000 円の追加でございます。

1 節報酬ほか、7 ページ、15 節ポスター掲示場設置工事まで、衆議院議員総選挙等の投開票事務にかかわる経費を追加するものであります。

次に、12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費 640 万円の追加であります。

衆議院議員総選挙に係る職員の時間外勤務手当の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りいただきたいと思います。

16 款道支出金、3 項道委託金、1 目総務費委託金 1,507 万 3,000 円の追加でございます。

衆議院議員総選挙に係る道委託金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、2 議件について一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第 5 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第 6 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 8、議案第 61 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 61 号、指定管理者の指定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 8 ページ、議案説明資料は 1 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案書の 8 ページになりますが、本議案につきましては、幕別町百年記念ホールの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者は、幕別町字千住 180 番地の 1、特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場理事長村谷

勝司氏であります。

指定の期間につきましては、長期的な視野に立って人材育成や文化振興を図ることが求められる施設でありますことなどから、これまでは5年間の指定期間でありましたが、このたび平成25年4月1日から平成32年3月31日までの7年間といたしたところであります。

次に、議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者が管理を行います施設の概要を載せております。

幕別町百年記念ホールは、生涯学習施設として平成8年度に建設され、平成23年度の利用者数は10万5,999人となっております。

2ページの上段をごらんいただきたいと思います。

指定管理者が管理を行う業務の内容を載せております。指定管理者は、施設全体の維持管理はもとより、生涯学習に関する講座や講演会の企画運営を初め、ホールにおける音楽、舞台公演、学校芸術鑑賞等を行うものであります。

下段をごらんいただきたいと思います。

特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場の概要についてであります。昭和60年に町民有志により結成され、文化・芸術公演の実施を中心に活動しており、平成18年には特定非営利活動法人としての認証を受け、平成20年4月から現在まで百年記念ホールの指定管理者として、運営管理はもとより、芸術・文化の拠点施設として企画運営に努めていただいているところであります。

次に、指定管理者の候補者の選定についてご説明申し上げます。

候補者の選定は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づいて行っておりますが、本年9月1日に指定管理者の公募をいたしましたところ、2団体からの応募がございました。

候補者の選定に当たりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、有識者及び施設利用者の3名を含めた10人による選定委員会を設置し、候補者選定基準により、申請資格の審査、書類審査、さらには評価審査とし、プレゼンテーションを受けた後、総合評価により選定作業を実施したところであります。

結果といたしまして、2団体ともに公演事業の実績を有しており、当該施設の効果を高め、町の文化振興を図るとともに、適正な運営管理の確保が期待できるという判断により、2団体とも合格点に達し、指定管理者の候補者として決定したところであります。評価の点数が高かった特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場を第1交渉権者として決定し、その後、協定書の内容についての協議が調いましたことから仮協定書を交わしたものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議件については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第61号、指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第9、陳情第13号、「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書の提出を求める陳情書」から、日程第14、陳情第18号、「米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書の提出を求める陳情書」までの6議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第13号、「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書の提出を求める陳情書」及び陳情第16号、「地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出を求める陳情

書」は、民生常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 14 条、「泊原発 1、2 号機の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める陳情書」、陳情第 15 号、「町道忠類北 10 線道路の歩道設置に関する陳情書」及び陳情第 17 号、「千代田通の再整備に関する陳情書」は、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 18 条、「米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書の提出を求める陳情書」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 5 日から 12 月 10 日までの 6 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 5 日から 12 月 10 日までの 6 日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12 月 11 日午前 10 時からであります。

10：39 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第4回幕別町議会定例会
(平成24年12月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至
（諸般の報告）
- 日程第2 陳情第14号 泊原発1，2号機の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める陳情書の取下げ
- 日程第3 陳情第19号 泊原発1，2号機の再稼働を容認しないことを求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第4 一般質問

会議録

平成24年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
経 済 部 長 飯田晴義 企 画 室 長 古川耕一
民 生 部 長 菅 好弘 会 計 管 理 者 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 教 育 部 長 佐藤昌親
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 伊藤博明
地 域 振 興 課 長 原田雅則 学 校 教 育 課 長 羽磨知成
生 涯 学 習 課 長 澤部紀博 経 済 部 参 事 伊藤雅実
商 工 観 光 課 長 森 広幸 町 民 課 長 横山義嗣
農 林 課 長 森 範康
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至

議事の経過

(平成 24 年 12 月 11 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員を指名いたします。

[陳情取り下げ]

○議長（古川 稔） 日程第 2、陳情第 14 号、泊原発 1、2 号機の再稼働の断念を求める意見書の提出を求める陳情書の取り下げについてを議案といたします。

お諮りいたします。

陳情第 14 号については、お手元に配付した取り下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 14 号の取り下げは、許可することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第 3、陳情第 19 号、泊原発 1、2 号機の再稼働を容認しないことを求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 19 号、泊原発 1、2 号機の再稼働を容認しないことを求める意見書の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 4、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5 番（小島智恵） 通告に従いまして質問させていただきます。

いじめ緊急調査の結果と今後の取り組みについて。

今夏、文科省が実施した「いじめの緊急調査」の結果が公表された。それによると、今年度の上半期、4 月から 9 月の認知件数が全国小・中・高・特別支援では 14 万 4,054 件であり、昨年の 7 万 231

件の2倍を超えている。このうち道内では3,478件で、昨年の3,330件を上回っている。また、生命や身体を脅かすおそれのある重大事案は、全国の国公立校で278件あり、道内の公立校はゼロとされている。

マスコミのいじめ報道が過熱したきっかけは、昨年10月に大津市で中2男子が自殺した事案である。マスコミ取材等で発覚した学校や教育委員会の対応、とりわけ自殺後の事実隠蔽を疑わせる対応に批判が集中し、社会問題化したことを受けて緊急調査が実際されたことは周知のとおりである。いづれにしても地教委、学校、家庭が危機意識を共有し、いじめ問題を真正面から受けとめ、子供たちの生命を守り、安全・安心の学校づくりに取り組むことが強く求められている。

なお、帯広市では、いじめ防止啓発資料「あつとほおむ」を小・中全学級に配布し、市P連ではホームページを開設して「いじめは絶対に許さない」という地域や保護者、家庭への啓発に取り組んでいる。

以下、本町の調査実態と取り組みについてお伺いする。

- 1、いじめ緊急調査の結果について。
- 2、従来のものと調査内容の違いについて。
- 3、児童生徒のいじめに対する自発的な取り組み例について。
- 4、この調査結果を踏まえ、いじめ問題等対策委員会の今後の対応策や新たな取り組みについて。
- 5、ネットによるいじめの実態把握について。
- 6、いつでも誰でも気軽に相談できる体制の整備について。

以上、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にもありましたように、昨年10月に大津市で中学校2年生の男子生徒が自殺したことを受けて、文部科学省において「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」が本年8月から9月にかけて実施され、その結果が11月22日に公表されたところであります。

ご質問の1点目、「いじめ緊急調査の結果について」であります。

今回の調査の主な目的は、「いじめの早期発見、早期解消につながるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数を把握しよう」とするものであります。

調査結果は、ご質問にもありましたように、全国ベースでは半年間の調査でありながらも、昨年の2倍を超える14万4,000件余りとなり、中でも小学校での認知件数が約8万8,000件で、昨年度を5万5,000件も上回った状況が示されたところであります。

本町における結果につきましては、小学校で3校6件、中学校では2校2件で、いじめの内容は、仲間外れや無視をされる、たたかれたり蹴られたりする、悪口を言われるなどで、これら8件のうち4件が解決済みとなっております。

なお、本町の平成23年度の認知件数は、小学校で1校4件、中学校1校2件となっているところであります。

次に、ご質問の2点目、「従来の調査との調査内容の違いについて」であります。

文部科学省によるいじめにかかわる調査につきましては、これまで毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中の1項目として、調査が行われてきたところであります。

この調査は、いじめのほか暴力行為、不登校、退学、自殺など生徒指導上の全般について調査が行われるものでありますが、今回の緊急調査はいじめ問題に焦点を絞った調査で、ただいま申し上げました「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のいじめ問題にかかわる部分を前倒して実施したものであります。

同じような調査でありながら、「緊急調査」でのいじめの認知件数が「問題行動調査」よりも大きくふえましたが、このことについては、「教師や児童生徒、保護者の意識の高まりが原因であろう」

とか、「いじめ問題が注目された年は、件数がふえる傾向にある」などの分析が報道されているところでもあります。

また、今回の緊急調査では、学校と教育委員会に対して「いじめ問題への取組状況に関する調査」も行われ、その結果を踏まえて、改めていじめ問題への取り組みの徹底について通知が発出されたところでもあります。

次に、ご質問の3点目、「児童・生徒のいじめに対する自発的な取り組み例について」であります。

いじめの早期発見、未然防止には、学校、家庭、地域、行政が連携を図り、一体となって取り組むことが必要であります。何よりも当事者である子供たち自身が行動していくことが大切なことと考えております。

本町においても、児童会、生徒会によるさまざまな取り組みが展開されているところではありますが、その一例を申し上げますと、毎週木曜日の登校時に玄関で児童会役員がのぼりを手にいじめ防止の呼びかけを行うことや、児童会によるいじめに関する意見箱の設置、いじめをなくす集会や仲間づくり集会の開催などの取り組みが行われているところでもあります。

いじめの根絶に向けて、子供たち自身がいじめを許さないという気持ちを持つとともに、子供同士が互いに声を出し、行動に示していただくなど、いじめを容認させない風土づくりを進めていくことが重要であり、学級活動や児童会・生徒会活動等を通じて、子供たちにそうした機運を高めているところでもあります。

次に、ご質問の4点目、「いじめ問題等対策委員会の今後の対応策や新たな取り組みについて」であります。

いじめ問題等対策委員会につきましては、いじめの未然防止と早期発見のため、広く町内の実態を把握し、いじめにかかわる諸問題を協議し、児童生徒の心身の健全な成長を図ることを目的として、校長、教頭、教諭、教育相談員、PTA 役員などで構成され、これまでいじめに関する保護者へのアンケート調査や研修会、講演会などを実施しているところでもあります。

近年は、児童生徒を対象に「いじめ防止啓発標語」の募集や、会報である「かわら版」の作成と発行、PTA 連合会との共催による講演会の開催などに取り組んできているところでもあります。

調査結果を踏まえた今後の取り組みについてであります。既に事業計画に基づき、ただいま申し上げました事業に取り組んでいるところでありまして、今後はこれら事業の成果を検証していく中で、来年度以降の事業について、新たな取り組みも考慮に入れながら、対策委員会とも協議してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、ご質問の5点目、「ネットによるいじめの実態把握について」であります。

子供たちの携帯電話のメールやインターネットの利用の増加に伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板、ブログを利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなど、ネット上のいじめの問題が生じているところでもあります。

ネット上のいじめは、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して、解決に向けた取り組みを行っていく必要がありますが、この実態については、保護者や学校が十分に把握できていない状況も指摘されているところでもあります。

実際に、ネット上の情報は個別で不特定な情報であり、加えて広範囲に及んでいることから、実態把握については困難を極めているところでもあります。

北海道教育委員会において実施しておりますネットのチェック、いわゆるネットパトロールにより、不適切な書き込みや情報で、該当する児童生徒名や学校名が特定できた場合には、その情報に基づき、学校において各指導に生かしているところでもあります。

ネット上のいじめの問題については、保護者や教師など身近な大人が、そして社会全体が、子供たちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分認識した上で、情報モラルについてしっかりと指導することで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等が図られるものと考えているところでもあります。

次に、ご質問の6点目、「いつでも誰でも気軽に相談できる体制の整備について」であります。

いじめ問題の相談窓口につきましては、本町では、学校や教育についての悩みがある児童生徒や保護者からの相談を受けるため、2名の子どもサポーターを「まっく・ざ・まっく」に配置いたしており、平成23年度実績では、児童生徒へのカウンセリングや保護者等の電話相談等での対応件数は、延べ1,149件でありました。

さらに、北海道公立学校スクールカウンセラーを兼ねた心の教室相談員を町内の中学校に配置しておりますが、昨年度は79件で、延べ709人の児童生徒等との相談を実施したところであります。

また、北海道教育委員会におきましては、北海道立教育研究所において、24時間体制で、いじめ問題に悩む子供たちや保護者、学校関係者からの電話相談を受け付けておりますが、ここではカウンセリングに関する専門的な資格を有する専任の相談員等が11名配置されており、平成23年度の実績では、いじめに関する相談が367件寄せられているとのこととあります。

このほか、法務省の「子どもの人権110番」や厚労省の「児童相談所」、警察署の「少年相談窓口」などや、各種団体等でも窓口を設置し、電話相談を受け付けているところとありますので、これら相談窓口の周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、小島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

いじめ問題については、9月の一般質問でも取り上げておりましたが、そのときは学校評価、教員評価、そういった評価制度がいじめの隠蔽につながっているのでは、評価制度をやめるべきといった質問者の声があったと思うのですが、そもそもそういったいじめを隠蔽するような教育者は、私はやめたほうがいい、適性がない、そういった評価制度云々のことではないのではないかというふうに思っております。

また、評価制度については、教育委員会と意見を同じくするところでして、資質の向上につながるものですので続けていただきたいと、そのことを最初に申し上げたいと思います。

1点目につきましてはですが、いじめの緊急調査の結果ですけれども、5校8件といった結果が出ました。また、平成23年度分でございますと2校6件ということで、全国的にも2倍を超えるような件数が出てきているということで、本町としてもふえた、ふえている、増加している結果が出ました。一般論といいますか、なぜふえているのか、報道されている中では、意識の高まり、またいじめ問題が注目された年は件数がふえる傾向にあるということでしたけれども、これは一般論なのかもしれませんが、教育委員会としては本町としてもふえている、この実態についてどのように受けとめているのか、またどうしてふえたのか、分析、お考えについてお示しいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 緊急調査にかかわりましては、全国的に非常に倍増状態になっているということとありますが、先ほどもご答弁したとおりであります。報道のとおりのももあろうかと思いたすけれども、もう一つにはやっぱり子供たちの思いをより丁寧に拾おうとした前向きな姿勢があったのではないかと、もう一つはふえる傾向にあるということではないかというふうにも思っています。ただ、全国的に見まして、非常に認知件数の差が大きいということがありますので、都道府県あるいは各市町村教委の認知の考え方が、一方では統一されていない部分があるのではないかと、そんなことも絡めて、実件数がふえたということも言えるのではないかと、分析をいたしております。

なお、幕別町における件数の増につきましては、全国あるいは全道の標準的な1,000人当たりのいじめ認知件数等で比較いたしましても、決して高いほうではありません。その内数の中に、平均の下に入っているということをおし添えたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 平均の下といったご答弁がありましたけれども、小さなものもやはりどんどん挙

げて、そして追い詰められるようなことがないようなことが必要だと思うのですけれども、きちんとそういった小さなものも挙げているのか、早期発見に努めているのか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめの対応の基本的な考え方は、早期発見であり早期対応だというふうに思っております。そういう意味では、ふだんの先生方が子供たちの見取りをしっかりとすることが大事だろうというふうに思いますし、そのことがある程度行われていると、よってその結果においても、発見されたらすぐ解消できるという体制が校内体制としてでき上がっていると。それには校長先生のリーダーシップというのが一番大事であります。そういう意味でのマニュアルも確立しておりますし、できるだけ早く対応するという姿勢で臨んではいるところだというふうに理解しております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 早く対応しているということでしたけれども、この緊急調査、8月から9月にかけて行われ、11月22日に公表された。そして、もう今12月11日に入るわけなのですけれども、今回見つかった8件のうち4件は解決済みですが、残る4件、まだ解決していない、未解決の状況であります。本当、早期解決を願うばかりなのですけれども、長引けば長引くほどやはり追い込まれる、そういうことがありますので、これきちっとしっかり現場で取り組まれているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 8件中4件は既に解決済み、あと4件がまだ未解決であると。その学校側と、もちろん教育委員会も入るわけですが、真剣になって取り組んでおります。非常に時間のかかる案件もありますが、粘り強く保護者、あるいは場合によっては関係する保護者をも含めて内容の調査、事実確認について深めて実施している例も現在の段階でもございます。できるだけ早期に解決できるように努力したいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 真剣に早期開発に向け取り組んでいただけるとのお言葉をいただきました。

3点目についてですけれども、児童生徒の自発的な取り組み例ですけれども、児童会の役員がのぼりを手にいじめ防止の呼びかけをしているなど、そういったことがご答弁にございました。私が小中学校のときは、いじめ防止の活動は余り行われていず、挨拶運動などがよく定番として行われていた状況ではありました。しかし、今日、そういったいじめが社会問題化し、また本当に今回の大津の事件、いじめによって自殺する、みずから命を落とす、本当にこういったことがテレビ等で大きく報道され、何度も目にして子供たち自身にとってもショッキングな出来事、また子供たちにとってもこれを何とかしなければいけないといった思いも持った子供もいるのではないかなというふうに思いました。

そこで、子供たちみずから考え行動する、自発的な活動、いじめ防止に対しての活動、これ大事だと思うのですけれども、児童会の例が挙げられましたけれども、生徒会については何か取り組みはなされていますでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 現在のところ、生徒会での活動は把握しておりませんが、昨年、部活動も授業の一環として認知されたところでもあります。いわゆる生徒指導の観点から見ますと、小学校は少年団活動であります。部活動の中では指導する先生は非常にそういうところに気を使っていたということもありますし、なお道教委が生徒指導上の課題のある学校とは限りませんが、そういうところに必要に応じて教員の加配措置を行っております。それらの先生なども活用しながら、生徒指導の充実が図られているところでもありますので、生徒会での特別な調査はしていませんけれども、似た内容のものはあろうかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 中学校、生徒会については、部活動の中で先生方が気を使ってやっているという、そういったお話でしたけれども、このご答弁にもありましたように、いじめを容認させない風土づく

りを進めていく、これが重要だというふうにおっしゃられておりました。私も本当にそういうふう
に思っておりまして、いじめることは悪いことなのだ。人を傷つけるので悪いことだ、格好悪いこと
だからやめよう。それよりも人に優しく親切にしよう、そっちのほうが格好いいのだと、そういつ
た風土といいますか、雰囲気、空気づくり、こういったものが蔓延することによってもいじめをした
くない、いじめをしない、そういった子供たちの気持ちになっていくだろうと思いますので、そういつ
った空気づくりのためにそういった児童会、生徒会主導で、いじめ防止の取り組みを行っていただき
たいなとは思っているのですけれども、生徒会に対して、そういった児童会のようないじめ防止の取
り組みはやっていただけないのか、先生方のほうから働きかけはしないのか、これについてお伺いし
ます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめはしないということが何よりも大切なことであります。今ご質問の生徒
会への指導については、生徒会そのものが生徒のいわゆる自治組織とっていいかと思えます。要ら
ざることを干渉するという事は筋違いだろうというふうに思いますが、今ご質問の趣旨からの考え
方については、学校もそのように理解するだろうというふうに思っていますので、私どものほうからこれ
をすれ、あれをすれというようなことは言えませんが、基本的には道徳授業とか、いろんな授業も
含めた中で、生徒会活動も含めて、そういったものの中でいじめ撲滅に向けての努力をされること
についての方向性は、学校も教育委員会も変わるものでありませんので、特別な指示はいたしません
が、その意を酌んでいただこうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） こういった子供たち主導のいじめ防止の取り組みなのですけれども、一時的な
ものでなくて、やはり風化をさせてはいけないと思います。私の小・中のころは、挨拶運動なんかやっ
ていまして定番になっていますけれども、いじめ防止についても定番になるように、今後継続して取
り組めるように、現場の教員の方々に指導していただきたいのですけれども、これに関してはいかが
ですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） どの時代にありまして、いじめはあつてはならないことであります。そうし
た意味で、将来ともこのことが一掃されるようなときが来るまでは、当然として継続して行ってい
かなければならない、そういった自覚も先生方には持っていただこうと思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 4点目になりますが、いじめ問題と対策委員会についてですけれども、現在、い
じめ防止標語の募集を行ったり、かわら版の配布、また PTA 連合会との共催による講演会などを行っ
ているということですが、今回の緊急調査の結果、これは結局は隠れていたものが出てきたと、
それだけのことなのですから、あからさまになったということで、このいじめ問題と対策委員会、
いじめに対して取り組まれていると思うのですけれども、今回の緊急調査の結果を受けてどのように
受けとめているのか、もしわかりましたらお願いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 特にいじめ問題、協議会のご意見を伺っているわけでありませんが、新聞等
で周知されているところですから、その委員の構成をされている校長、教頭、それから教育相談員等
を含めた中で自覚は私どもと同じような認識を持っているのではないかとこのように思っています。
このいじめ問題の協議会につきましては、標語の募集を行っておりますことは承知のとおりだと思
いますが、その中で子供たちがすばらしい文言、文句を考えるものだなというふうに私もいつも感心
しております。それらがかわら版に載って周知をされる、この一連の委員会の流れについては、非
常に高く評価したいというふうに思いますが、今回の緊急調査なども参考にしながら、今までの活
動も検証しながら、新たな活動に踏み切る、新たな視点で何か PR をしていくというようなこと
も含めて、次年度以降に反映させていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） このいじめ問題と対策委員会、せっかく設けられているのですけれども、やはりもう少し新たな取り組み、踏み込んだ活動を期待しているところなのですけれども、そういった対策委員会を通じてでもよろしいので、アンケート調査、年2回、通常やっていると思うのですけれども、もう少し工夫したものをやってみようかというふうに思っております。例えば、いじめられていますか、はい、いいえではなくて、もう少し具体的な行為を聞く、小さなものから聞き出し、例えば廊下で避けられたとか、次に悪口、たたかれたとか、こういったふうレベルを上げていく、またされただけでなく見たという、そういった立場でも書けるような観点、またその場だと書きづらいと思うのですけれども、周りの子に万が一見られる可能性もあるということで、もし見られたらちくったというふうには恐怖感が出てくるわけで、本当のことを書けないこともある。いろいろな工夫点が考えられると思うのですけれども、そのほかにそういったその場で書くのではなくて、例えばアンケート用紙を封筒で持ち帰ってもらって、書いたものを封をしてまた学校に持ってきてもらうとか、そういった秘密厳守をする工夫、いろいろ工夫はあるのですけれども、そういったいじめ問題等の対策委員会でそういった工夫点を出していただいて、町独自のアンケート調査、それについて作成していただけないのか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） アンケートの調査の内容につきましては、いわゆる全国的あるいは全道的な統計上、各町村がばらばらにということになりますと、非常に集計しづらい、傾向が読めない、そういうようなことがあります。そこで、先般の道議会におきましても、アンケート内容のさらに詳しい内容にすべきであるのではないかという質問がありまして、道のいじめ問題検討委員会ですか、名称はちょっとあれですが、そこでどういう内容にするか、より踏み込んだ内容にすべく現在検討中というふうにお伺いしております。今回、国でやりました緊急調査も、今までやっている中身を極めて削除しています。7項目から4項目に項目を減らしています。それは、大きな視点で見た場合、全国ベースで見た場合は、より簡単にしたほうがわかりやすいという配慮もあったやに聞いております。いずれにしても現在、そういう意味で道議会の質問に答えるべく、内容について検討されているというふうには認識をいたしているところであります。

なお、アンケートのとり方は、通常、学校内で行われております。一般の試験、テストなどでも机を離してやるわけですけれども、同じような観点に立って、机を離してアンケートに答えていただけるような。あと、内容を書くというのは余りありませんで、質問項目に対して選択方式で、いわゆる一つ丸をつけていくということですから、どこに丸をつけたのかはよくわからないということがあるのではないかと。今、いろいろそういう意味で席を離したり、丸方式ですので相手にわかるようなことは非常に少ないのではないかと。なお、名前についても、書く欄はありますが、これは希望される方のみ書くということですので、それぞれの子供たちのプライバシーは守られている、そんな努力もさせていただいているということでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 道議会のほうでいろいろ検討されているようですので、今後の流れについて注視していきたいと思っております。

次に、PTA 連合会なのですけれども、帯広市市P連では、冒頭に申し上げましたように、いじめは絶対に許さないという地域や家庭への啓発を行っているのですけれども、本町のPTA 連合会では、いじめ防止に対する取り組みは何か行われているでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） PTA 連合会のいじめにかかわるというものは、今年度の予定には入っておりません。今年度は、携帯電話の所持率などの調査が別途行われたところでありまして、PTA 連合会もアンケート調査を毎年実施しておりますが、内容はいじめであるとか、不登校であるとか、携帯電話の所持率だとか、そういった意味で幅広く回転をさせていっているのが現状であります。今回は、今年度

はいじめについての調査はしておりません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） いじめは、子供への教育、これももちろん大事なのですが、大人、親、地域、そういったところへの啓発、これもまた大事なことだというふうに思っております。いじめはいじめの側が悪いという認識、いじめる側がいるからいじめが発生する、そういった共通認識を大人たちが本来みんな持っていなければいけないのですけれども、でも実際は相手が悪いからいじめてもいいのではないかと、仕方がないのではないかと、そういった結局いじめる側をかばう、悪いほうを容認する、そういった大人もいると思うのですけれども、そういう大人を見て子供も同じように育ち、模倣し、大人のやっていることというのは子供に影響してくるかと思えます。学校現場での指導、もちろん大事なのですが、大人、家庭、地域、そういったところへの啓発、認識、高めることに対して取り組んでいることはありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめにかかわらず、地域や学校、そして教育委員会も含めての連携というのが非常に大事なことだというようなことが叫ばれております。地域との接点においては、学校の評議員制度というものがありまして、そこで学校の評価の中でもいじめや不登校などの問題が取り上げられ、そこで地域との共通認識を持ちながら検証し、そしてそうならないような方向での話し合いというのが組織的にも、仕組み的にもでき上がっております。特別、広報で流すときもありますけれども、そういった地域の参観日だとか、いろんな意味でいろんな場面でそういうことを取り扱う機会があります。そうした中で、大人と子供との関係も含めて、指導を徹底していくような雰囲気づくりにも私も努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 子ども110番の家で、いじめの目撃者からの情報を受け入れる体制を整えているといったようなことをお聞きはしているのですけれども、どこまでこれは整えられているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 子ども110番につきましては、先般のどなたかの質問にもお答えしたかと思いますが、今までのいわゆる駆け込み避難所という考え方と、それから犯罪が起らないような抑止力につなげるという観点で設置をしてみました。時間もたちましたので、再度見直しの中では、いわゆる新しい110番の使命というものを加えることを今検討しております。例えば、いじめに遭っている子を見た場合には情報提供していただく、不審者を発見した場合には情報提供していただくなどの責務を少し加えて新たなスタートにしていきたい。そのことは地域と、そして学校との連携にもつながり、委員会との連携にもつながっていくものと。現在、マップにつきましては、整理中であります。その整理をしていく段階に、今までご協力をいただきました300事業所、個人も含めてでありますけれども、そういう人たちの再確認をするという作業の中で、今申し上げましたようなことも含めた新たなスタートを切っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 5点目に質問を移りますが、ネットによるいじめの実態把握についてですけれども、ネットパトロールを道教委のほうが行っていると、そういうことをご答弁いただきました。実態としては、いじめにつながるような書き込み、どのぐらいあるのか、また支障ない範囲でよろしいので、どういった内容があるのか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 道教委が実施をいたしておりますネットパトロールの平成23年度分の本町該当分を申し上げますと、小学校では2件、中学校では17件でありました。内容につきましては、いずれも個人名、学校名、生年月日も含めまして、個人の情報がわかるネットの掲載でありました。

以上です。

- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） 悪質なものは当然削除が必要ですし、書き込みした子供への指導も必要だと思うのですけれども、これは教育委員会の権限で削除できるのか、お伺いします。
- 議長（古川 稔） 金子教育長。
- 教育長（金子隆司） 削除にかかわりましては、それぞれの人権問題等もありまして、今、不法行為にかかわるようなもの、これはすぐ削除できないのだろうかという話も聞いておりますけれども、一番手っ取り早いのは、警察を通してそのプロバイダーと連携をとって削除する、これが不法行為の場合であります。今の個人情報の公開に係るようなもの、これについては、その当該本人と学校とで協議をしながら、話をしながら、場合によっては保護者も入りますけれども、その了解の後に本人に消していただくという仕組みになってございます。
- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） 個人名だとか学校名が出ましたら、だんだん子供たちのことも特定できる場合もあると思うのですけれども、特定できない部分もあるかもしれないのですけれども、もし特定できた場合、こういった指導が適切に行われているのか、ふだんのネットでないいじめと同じような手法をとって対応されているのか、お伺いします。
- 議長（古川 稔） 金子教育長。
- 教育長（金子隆司） どういった指導がされているかについては、いじめと同様であります。本人を呼び出して事情を聞いて、そしてよくないよということをしっかり自覚をさせて、二度とそのような書き込みはしないよという教育的な指導を行った上で、本人が納得した上でまた削除をしていただいているということでもあります。
- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） 最近、携帯を持っている子供が時代の流れとともに多くなっているというふうに思うのですけれども、携帯の所有率がわかりましたら、お答えいただきたいと思います。
- 議長（古川 稔） 学校教育課長。
- 学校教育課長（羽磨知成） 本年度、先ほど申し上げましたが、町のPTA連合会の調査部のほうで携帯電話の所有についての調査を行ったところでございます。その調査結果によりますと、小学校の6年生では、問いかけとしては自分専用の携帯電話を持っているかという問いかけに対しまして、小学校6年生では15%、中学校3年生では41%の人が自分専用の携帯電話を所有しているというような調査結果が報告されているところでございます。
- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） 中学3年生になると40%台、半数近くにも所有率が上がってくると。今、携帯から簡単にネットにつないで、匿名で陰湿な書き込みをするという、そういったことも考えられるのですけれども、その一方で深く傷つく子もいる、本当に危険性の高いものだというふう思うのですけれども、携帯の取扱指導についてどのように行われているのか、お伺いします。
- 議長（古川 稔） 金子教育長。
- 教育長（金子隆司） 携帯の取り扱いにつきましては、平成21年だったかと思いますが、学校には持ち込まない、不要なものであると。持ち込まない。部活動でもってどうしてもというような場合については、学校に着き次第、先生に預けるというようなルールをつくっておりますし、保護者等々についても、フィルタリングを必ず行うこと等々を定めております。もっと詳しく申し上げますと、どこに行ったのでしょうか、詳しくは後ほどお答えしたいと。申しわけありません。
- 議長（古川 稔） 小島議員。
- 5番（小島智恵） 6点目に移ります。
- いつでも誰でも気軽に相談できる体制の整備についてですけれども、そもそも教育委員会の方針のないところに取り組みはないというふうに考えているのですけれども、教育委員会がいじめに対しての方針、理念はきちんと明確に示しているのか、またその方針は各学校、現場へとしっかり浸透され

ているのか、これについてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめの定義は、ご承知のとおり、一昨年、変更になりました。長期的、継続的に身体に影響を与えるものという、いわゆるケースとしてはなかなかそこに至るようなものがない、ただ、それではこれ不十分ではないかというようなことから、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じている、本人が感じたものはいじめであるというふうに、幅広く解釈されるようになりました。これは、社会的な問題でもありますけれども、そういう中ではほぼ浸透してきたのではないかと。当然、その以前には、変更になった旨の指導等も含めて行っているところでもありますけれども、大体徹底してきたのではないかとというふうに思っておるところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今回の大津市のいじめ事件では、これは昨年10月に起きていて、1年近くたってから随分と大きくなって取り上げられるようになったと。教員の隠蔽体質が出てきたということでした、教育委員会としても、大津市ですけれども、自殺といじめの因果関係はわからないだとか、黒塗りの用紙が保護者に渡ったり、また教員もいじめを放置、隠蔽していた、そういった実態があからさまになってきております。そこで、こういった教育委員会も教員も隠蔽体質を持っていたという大津市の例ですけれども、こんな学校には安心して子供を通わせることはできない、かえって子供を危険な目に遭わす、そういったことで子供からも保護者からも期待を裏切られた、今後、学校は信頼され安心して通わせる学校づくり、これを目指していただきたいなと思っております。

前回の一般質問では、教員の多忙化、これによって子供と向き合う時間が少ないといった話がございました。今回、ご答弁にありましたように、本町ではスクールカウンセラーや子どもサポーター、そして初めて聞いたのですけれども、相談員が11名も配置されている、先生方の仕事を補完する形で、かなりこの手厚く配置されているわけなのですけれども、多忙化と言いつつもやはり原点に立ち返ると、担任の先生が本来対応しなければいけない、そういった問題だと思うのですけれども、担任の先生に気軽に相談できる体制、これはきちんととられているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 隠蔽体質があってはなりません。そういうことでの指導は徹底しておると私は思っております。

ちょっと11名というような答弁ありましたが、これは北海道の体制として相談窓口がございますけれども、その専任の相談員が11名配置されているということで申し上げました。私どもの町はスクールカウンセラー1名、教育相談員が1人、これは兼務になっておりますが、あと子どもサポーター2名、そんなような体制をとっております。学校の先生が忙しいがためにゆとりができないのではないかというのは、これは現場の状況としては全くありませんと言い切れません。非常に時間的に忙しい毎日を送っている先生方です。そうした中でも、できるだけ気配り、目配りをするような先生も大勢、大半がそういうことでありますし、一人の目からではなくて、複数の先生が子供、生徒、児童全体を見ているというようなことと、学年団やあるいは職員会議等での情報の共有なども図りながら、不十分ではありますけれども、十分な時間がないという意味での不十分ではありますが、そういう意味では、少ない時間の中で一生懸命そういった見取りを行っていただいているというふうに私は理解をいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） この子どもサポーターの相談件数を見てみたのですけれども、平成22年650件、平成23年1,149件と大幅にふえておまして、不登校は平成23年、小・中18人ということで、この子どもサポーター、まっく・ぎ・まっく、これは本当に学校に行きたくない、行けない子の居場所になっている、本当に子供にとって重要な役割を果たしていると思うのですけれども、こういった居場所づくりの確保ということで、今後もしっかりこれは維持していただきたいのですけれども、教育委

員会はどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） おかげさまで、退職教員の中でそういった指導にふさわしい方がいらっしゃいます。極めて安い金額でありますけれども、半分以上がボランティアで活動させていただいております。何といたしまして、各町村の取り組みは不応教室だとか、あるいはフリー教室などで、お金はかけているようでありますけれども、私どもの町については、こういった方々を有効に活用することによって、不登校の方々がそこに居場所として集まっただけ、非常に恵まれた環境だというふうにも思いますし、できるならば小学生も中学生もおりますから、授業の一環もいたします。ありがたい話であります、そういう意味での人数確保については、人数確保というよりも、今まで行ってきた実績等含めて、できるだけ継続するようにお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今、教員の多忙化となりますと、中にはサインを見逃したり、自分のクラスの子でないからいいやみたいな、そういう感じが起きてくる可能性もあるのですけれども、本来であればクラスだとか学年の枠を超えて子供の様子がどんどん教員の間で飛び交うような形でなければいけないと思うのですけれども、そういったことも含めて、教員の文化を変える必要はあると思うのですけれども、そういった啓発もしくは校内研修等行われているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど、研修場所等については申し上げました。そこで研修を受けた方は、全員が受けるわけでありませんので、いわゆる校内研修の場、職場研修といいますか、そういう場で情報を周知するというようなことが日常的に学校では行われております。いじめだけで特化してやっているというようなことは少ないとは思いますが、いろんな研修がありますので、それらの研修をトータルベースでもって校内研修という場で完了しているというところでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 先日の新聞報道では、いじめの未然防止や早期発見ができたり、問題を隠さず適切に対応した教員や学校を評価する基準に加えるように、文科省から道教育委員会に通知したといった報道がございました。これまでいじめ問題を解決した、しっかり取り組んだ、そういった教員に対してはきちんとプラスの評価をしてきたのか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私どもにはそういったきちとした通知はまだ入っておりませんが、新聞報道によりますと、今おっしゃるとおりのことが書かれておりました。ただ、私どもとしては、正式に通知が来たら、淡々と実行するだけありますけれども、まだ通知が来ておりませんので所見を申し上げますと、職員評価にかかわっていじめを発見した者がそれなりに評価されるなんていうようなことは、どうもなじまないなど。それは、例えば部活などの指導者がおります。一生懸命やっております。こうしたものについては、全道で優勝しようが何しようが、これはその評価の対象にはなりません。という問題もあります。もともと職員の評価は、学校の教育目標に沿って、自分の具体的な具現化を最初に計画し、それがどうであったのかということの評価を受けるものであります。いじめの発見、あるいはいじめ問題に対して非常に誠意努力をしたというようなことでの職員評価につながっていくのは、いかがなものかなというふうに思いますが、一方、学校評価につきましては、これは当然地域とのつながりの中で学校評価を行い、そしてそれを公表するという流れになっておりますので、いじめの実態などについて触れるについては、私もそれを否定するものではありません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） このいじめ問題ですけれども、大きな事件が起きると意識が高まってくる傾向にあるのかもしれませんが、風化させることなく、今後も意識を高めたまま手を緩めることなく、継続していじめ防止に向けて取り組みを強化していただきたいと思っております。見逃したり放置、隠蔽なんかをしていると、天津市のように最後まで追い詰められてみずからとうとい命を絶つことになりかね

ませんので、子供たちの命を預かっているのだと、そういうことを使命感を持って取り組んでいただきたいなと思っております。いじめが起きたとしても、またこれも教育の一環だと私は思っております。いじめる側が悪いと。善悪をきちっと教える、悪いことをしたら相手に謝罪させる、そういった単純なことですけれども、けじめのある指導をすれば、将来いじめをしない、善悪の判断ができるようになりますので、いじめが起きたとしても教育するチャンスなのだと思います。教育の観点からも、逃げないで取り組んでいただきたい、このように最後に申し上げまして、今後の教育委員会のさらなるご努力にご期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:59 休憩

11:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12番（田口廣之） 通告に従いまして質問させていただきます。

パークゴルフ場の管理運営体制についてです。

今回の議会報告会において、パークゴルフ場の利用について意見がありました。はらっぱコースを含め何コースかが大変混雑しているとの指摘がありました。

管理運営体制を見直してはどうかと思います。以下、伺います。

- 1、各パークゴルフ場利用者数と草刈りを含め管理体制はどうなっているのか。
- 2、ルール、マナーを含めた指導体制については。
- 3、特に、はらっぱコース等の混雑解消対策は。
- 4、十勝管内市町村の有料パークゴルフ場の状況は。
- 5、本町におけるパークゴルフ場の有料化に対する考えは。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 田口議員のご質問にお答えいたします。

「パークゴルフ場の管理運営体制について」であります。

運動公園に7ホールを造成し、歩み始めた昭和58年から数えて30年目を迎えた今日、パークゴルフは全国各地に広がりを見せ、本年4月現在で、日本パークゴルフ協会に登録されている公認コースは35道府県に317のコースを数えるまでに普及してまいりました。

今や愛好者は120万人を数えると言われ、「パークゴルフと言ったら幕別町」と、多くの皆さんから親しまれる成熟期に入ったものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「各パークゴルフ場の利用者数と管理体制について」であります。

現在、町内には民間コース以外に町営の12コースと地域で運営管理する2コース、合わせて14のパークゴルフコースがありますが、今年度の利用者総数は約29万900人と推計いたしております。

中でも、ちろっとの森コースが約8万5,800人、はらっぱ36コースが約7万9,200人を数え、この2カ所の利用者が、ここ数年来、全体の過半数を占めている現状であります。

その他のコースでは、運動公園のつつじコース約1万4,000人、サーモンコース1万2,500人、新田の森コース2,800人、明野ヶ丘公園のさくらコース5,900人、白人公園のエルムコース1万5,900人、依田公園の俳句村コース2万7,300人、牧水の森コース2万6,700人、糠内やまびこコース7,100人、ナウマン公園のチャンピオンコース9,000人、ファミリーコース4,400人の町管理コースのほか、途別と明倫の地域管理コースが合わせて300人と利用者数を推計いたしております。

次に、町営のパークゴルフコースを団体で利用する場合の予約につきましては、幕別地区のコースはクマガラハウス、ちろっとの森、エルム、はらっぱ 36 コースは札幌スポーツセンター、糠内やまびこコースは糠内出張所で受け付けております。

パークゴルフ場を含めた 9 公園の管理につきましては、現在、平成 20 年度から 24 年度の 5 年間の長期継続契約を 7 社との間で締結いたしておりますが、業務内容は、毎週 1 回の閉鎖日に行う芝刈りが年 25 回、清掃が 27 回のほか、年 3 回の肥料散布などの 8 業務を委託いたしております。

これらの業務にかかわる委託料のほか、肥料代の現物支給分やトイレのくみ取りなどを含めると、年間におおよそ 2,500 万円程度をパークゴルフコースの管理に要しております。

ご質問の 2 点目、「ルール、マナーを含めた指導体制について」であります。

これまでに、パークゴルフをされる方のマナーの向上について、ご質問をいただいております。

一つのコースを 3 人ないし 4 人で順番に回っていくというパークゴルフの性質上、上手な人もいればそうでない人もいるわけでありまして、時には後ろのグループの人々のいらいらが高じてしまって、つい心ない言葉をかけてしまうといったことが起こってしまうのではないかと推測いたしております。

特に、人気のあるコースにおいて過密状態となったときなどには、そうしたことも発生しているのではないかと考えられますが、昨今ではクマガラハウスや町教育委員会、土木課、また日本パークゴルフ協会に対しても、そうした苦情が寄せられる件数がこれまでに比べて少なくなってきたとお伺いをいたしております。

日本パークゴルフ協会では、パークゴルフニュースでルール解説のコーナーを掲載されているほか、指導員やアドバイザーの講習会において、マナーやエチケットについての研修を設けて指導・啓蒙に努められており、町内においては、幕別町パークゴルフ協会の会員の皆さんの日々の活動においてご指導いただいているところであります。

町といたしましても、来年迎える 30 周年を機会に、パークゴルフ発祥の地の責任として、3 世代交流を図り、楽しさを共有できるコミュニティスポーツのすばらしさを改めて伝えてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「はらっぱコース等の混雑解消対策について」であります。

前段申し上げましたように、ちろっとの森コースとはらっぱ 36 コースは、町内のコースの中でも極めて人気が高く、多くの皆さんにご利用をいただいております。

このことは大変喜ばしいことであり、町民を初め近郊からも多くの皆さんに來町いただいております、プレーヤー相互の交流が深まるとともに、少なからず経済効果ももたらされているものと推察されるところであります。

パークゴルフ発案の原点の一つは、既存の公園などの有効活用であり、本町では、既存の公園の利用もしくは公園の一部として造成し、パークゴルフを多くの方に楽しんでいただいております。

現在、団体で使用する場合には、事前の予約の上、使用いただいておりますが、団体の申し込みに当たっては、個人で利用される方々にも配慮いただくようお願いをしているところであり、お互いの理解の上で節度のあるプレーに心がけていただきたいと考えており、ゴルフ場と異なり、全ての個人利用者の予約を求めるということは事実上不可能であり、特段の混雑解消策というものは実施が難しいものと考えております。

ご質問の 4 点目、「十勝管内市町村の有料パークゴルフ場の状況について」であります。

十勝管内の 19 市町村が運営するパークゴルフ場のうち、現在、有料としているパークゴルフ場がある自治体は、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、更別村、大樹町、豊頃町、本別町、浦幌町の 10 町村という状況であります。

これらの町村においても、全ての公認コースを有料化しているのではなく、一部を有料化している事例もありますが、一方、有料化に踏み切った自治体が有料化により利用者数が減少し、無料に戻し

たという事例もあるとお聞きいたしております。

ご質問の5点目、「本町におけるパークゴルフ場の有料化に対する考えについて」であります。

パークゴルフ場の有料化につきましては、ただいま申し上げましたように、管内においても10町村で実施されているところでありますが、パークゴルフの持つ健康増進効果、発祥の地としての幕別町の責務、また前段申し上げましたように、パークゴルフ場が公園の一部であり、基本的には誰もが気軽に立ち寄ることのできる場であること、加えて管理上の問題や費用対効果など、さまざまな観点から総合的に検討すべき課題であり、これまでも有料化する考えは持ち合わせておりませんとお答えをしておりました。

また、有料化により利用者が減少するような事態を招いては、本末転倒でもあり、発祥の地としての自負の上に、できるだけ多くの方々に本町を訪れていただき、プレーを楽しんでいただきたいと考えております。

そのことが、コミュニティスポーツとしてのパークゴルフの原点であり、現時点で有料化を実施する考えは持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、田口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 質問させていただきます。

今回の質問、幕別町が発祥の地であり、やはり幕別町民のためにスタートしたこのパークゴルフ、30年という歴史の重みとともに、管理運営体制もなかなかパークゴルフ人口の増加とともに、町民が利用しづらいという、いい面と悪い面が交錯している中で、いろんな町民の意見が出ていると思っております。

そこで、混んでいるゴルフ場のことについて、少し重点的にお話しいただけたらと思っております。

まず、はらっぱコースの管理者及び管理委託料の部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） はらっぱ36については、もちろん町営でありますけれども、委託部分は第三セクターであります札内ゴルフ場を、河川敷ゴルフ場をやっておりますところに委託いたしております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 後々また出てきますので、次行きたいと思っております。

指導体制の部分ですが、済みません、これもうちちょっと後にして、3番目のはらっぱコースの混雑解消対策のほうを先に行きたいと思っております。

そこで、はらっぱコースの団体の申し込み状況、はらっぱコースは札内スポーツセンターですか、申し込みされているということですが、その申し込み状況、団体数と人数、それと観光を含めた観光会社というのですか、その内訳を教えてくださいたいと思っております。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） はらっぱコースの団体の申し込み状況ということでございます。詳細な資料、ちょっと持ち合わせていなかったのですが、団体によって利用されている方の数といたしましては、6万8,000人ほどいらっしゃいます。その中には、十勝川温泉が近いということもありまして、そちらからの申し込みというのものもあるというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ということは、申し込みは各スポーツセンターとか、そういうところに申し込みをしてくださいということだけで、団体の把握をしていないということですか。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） はらっぱ36の団体数につきまして、先ほど申し上げましたが、持ち合わせのちょっと資料、用意していませんでしたので、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思っております。

- 議長（古川 稔） 田口議員。
- 12番（田口廣之） 申し込みはあるということで認識していいですか。
- 議長（古川 稔） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（澤部紀博） 先ほど、人数のお話をさせていただきましたけれども、申し込みによって数字を把握していますので、申し込みはあるということでございます。
- 議長（古川 稔） 田口議員。
- 12番（田口廣之） ということは、混雑解消対策は難しい、不可能であるということで位置づけて、何も、混んでいても対策を施していなかったということですか。
- 議長（古川 稔） 教育部長。
- 教育部長（佐藤昌親） 町内のパークゴルフ場につきましては、今言いましたように、それぞれの施設で受け付けをしておるところでございますが、団体におきましては、あらかじめ登録していただく。そのことが、一般の方々から、あるいはさらにほかの団体が入ってきたときに、今、例えば何月何日混んでいる状況を教えてください、個人についてはわかりませんが、団体についてはこのようになっておりますと。そういうことを承知の上、ある意味では時間をずらしてもらいなり、それであっても長い待ち時間になることも承知の上で入る方もいらっしゃるでしょうと、そういうような情報提供をしている中で調整をしているといいましようか、理解をもらった中でプレーをして楽しんでもらっているというのが現状でございます。
- 議長（古川 稔） 田口議員。
- 12番（田口廣之） そうなると、ことし、観光プロモーション事業、委託契約されたと思います。その中で、またさらに広く観光業者ですか、その方たちもパンフレットなり、何か配布して利用を呼びかけてはいると思うのですが、観光業者がやはりツアーの中にパークゴルフ場を位置づけて、団体バスが何台も入っているような状況が見受けられますけれども、そこで業務利用を有料化するとか、少し事前に申し込みをいただいて料金を徴収するとか、明確な時間と日時を把握するようにできないか、お伺いします。
- 議長（古川 稔） 高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 前段、町長が申し上げましたとおり、発祥の地というまず自負がございます。有料化そのものを、例えば利用者の中の一部だけ有料化するというのは、なかなか困難なことではないかというふうに考えております。現状でも予約申し込みの際に、人数とそれから開始時間を届けてもらっておりますので、ある意味では調整、例えばこの時間帯にはどのぐらいの団体あるいは人数が入っているということは把握はできておりますので、そういった部分の調整は可能かなというふうに考えているところでもあります。
- 議長（古川 稔） 田口議員。
- 12番（田口廣之） 今の質問は、業務利用というのですか、観光業者が使うときの有料化のことを聞いたのですけれども、団体が入ることの個人とか少人数グループ、その人たちに対する周知とか、その報告の方法とはどういう対策をとっていますか。
- 議長（古川 稔） 高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） それぞれのパークゴルフ場に、団体利用の場合は事前に掲示するようになっておまして、この何日の何時から何人の団体が入りますというような掲示がされているようになっております。
- 議長（古川 稔） 田口議員。
- 12番（田口廣之） やはりこれ業務利用の見直しというのですか、もう少し広く誰でも利用できるように、パークゴルフを開放してはいるのですけれども、団体業務利用、その辺の考え方をしっかり持っていたりだかれて、町民の方が利用に不便さを感じないようなパークゴルフの運営にしていきたいと思っております。
- そこで提案なのですが、はらっぱコース、今、札内ゴルフ場ですね、委託管理しているとい

うことなのですけれども、有料化は難しいということではありますが、運営のほう、きちんと管理するようにできないかということ、そのコースだけ差別化というのですか、少しきちんと混んでいるだけで利用できないということだけでなく、コース運営管理を含めて委託できないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来お話し申し上げておりますように、あそこのコースの芝の管理なんかについては、地域振興公社のほうにお願いしているわけでありまして。そういったことではほかのパークゴルフ場と変わらないわけでありましてけれども、ただ、あそこは混雑する一つには、帯広との境界というようなことで、市あたりから来るお客さん、利用者が非常に多いというようなことも混雑する要因の一つであろうというふうに思っております。そういったことから、あそこだけを有料にしてはどうかというような話もかつてはあったわけでありましてけれども、私どもはできる限り、うちの町民が更別へ行ったり、芽室へ行ったりしてやっているような状況もあるわけですから、お互いでないかなというような思いもあったのですけれども、もう一つ先ほどの話になりますけれども、実は十勝川温泉なんかのバスが堂々とパークゴルフ場に乗りつけて、そしてあの人たちは温泉でツアーを募集するときに、発祥の地で無料でパークゴルフができますなんていう宣伝文句でやっているようなこともある。それで、何年前には、実は十勝川温泉の温泉組合でしたか観光協会のほうに、私どものほうからお願いに行って、そして応分のご寄附、名目上は寄附というようなことでいただいた経緯はあります。ただ、これ団体といっても、そういった面の団体、あるいは私も含めてですけれども、何々後援会のパークゴルフ大会、多いのは公区ですとか地域の団体の大会、いろんなケースがあるものですから、一概に団体を一くくりにして金を取れということにもやっぱりなかなかなりづらい。かつては商店街で、何々商店の大売り出しの後のパークゴルフ大会というようなこともあったりして、いろんな問題はパークゴルフ、もう30年たちますから、いろんな経緯はあるのですけれども、最初に申しあげましたようなことで今無料化しながら、何とか町民の皆さんのご協力もいただきながら、ご理解いただきながら、進めているというのが現状であります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひともまた十勝川温泉、観光協会なり、寄附等を、応分の協力をいただけるような体制をとっていただきたいと思っております。

あと、先ほど30周年という話が出ていました。その中で、来年30周年に向けて、パークゴルフ協会との話し合いとか進捗状況、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） これ今までもお答えをしてきたところでございますけれども、町内でまずどういう形で30周年を盛り上げていこうかという職員の検討を今進めておりまして、その中で出てきた案をもって、まずは日本パークゴルフ協会との間で調整をして、意見の交換などを行っているところであります。いずれにしても、新年度予算に何がしかの予算というのを計上しなければなりませんので、まだ明確にどういったものをしますということはお答えできませんけれども、そういった現状で、少なくとも1月までにははっきりさせていきたいというように考えております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひとも成功に向けてご尽力いただきたいと思っております。

あと、先ほど観光プロモーションの話が出ましたけれども、その中でパークゴルフをPRする項目が載っております。その中で、わかる範囲で観光プロモーションの業務実態、教えていただければと思います。

○議長（古川 稔） 観光振興担当参事。

○観光振興担当参事（伊藤雅実） 魅力発信観光プロモーション事業の状況でございますが、これまでもお話がありましたように、幕別町の観光資源としてパークゴルフは非常に重要なものと考えておりまして、その中で5月にJTBのほうに委託をさせていただいているのですが、この事業については丸

投げという形ではなくて、役場職員も二人三脚になりながら現場の取材等行っておりまして、パンフレット、DVD など、これまでにないパークゴルフを前面に押し出したコンテンツとして今作成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 今、努力しているという回答でありましたけれども、これ指示書、プロポーザル企画提案指示書を見ますと、納入期限が決められている事業、何企画かあるようです。その中の一つに、パンフレット・ポスターという部分があります。これどのような今状況か、とりあえずこれ納入期限がことしの8月31日となっておりますが、その納入された利用状況とか、わかればちょっと教えてもらえれば。

○議長（古川 稔） 観光振興担当参事。

○観光振興担当参事（伊藤雅実） パンフレットの納入期限でございますが、実は当初想定していた以上にコンテンツ集めがちょっと厳しい状況がございまして、秋のイベントですとか、秋の農作物の収穫物ですとか、そういったものを取材するのにちょうどいい形のものがなかったものですから、12月末までに納品するようにJTBと協議しまして、そのような形で進めているところでございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 少しでも早く、業務委託しているわけですから、スピード感を持って観光、町のPR、行っていただきたいと思えます。

いろんな話が出ましたけれども、発祥は幕別町であって、巨大化しているパークゴルフではありませんけれども、町民がやっぱり主体となって利用しやすい環境づくり、調整も含めて運営していただきたいなど。やはりコースによって混むという混雑の解消策、ぜひとも前向きな仕事というか、前向きな取り組みでもって行っていただきたいと思えます。もう一度、町長、お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来ご答弁申し上げておりますように、我が町で発祥したパークゴルフがこれだけ広く、今やもう世界に広がる状況になってきている、大変喜ばしいことだというふうに思います。ただ、一方では、今お話ありましたように、肝心の地元の住民の皆さんが十分楽しめないということでは、これはまさに先登になるのかなというふうに思いますので、今ご指摘いただいたようなことなども十分協議させていただきながら、これから対応していきたいというふうに思います。

○12番（田口廣之） 以上で、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 通告に従いまして3点についてお伺いをしたいと思います。

初めに、ふるさと寄付について伺います。

幕別町に思いを寄せる多くの方々から、幕別町ふるさと寄付として、毎年多額な寄附をいただいています。平成23年度は26件、379万957円の寄附があり、幕別町まちづくり基金に積み立て、指定された事業ごとに管理しています。

収入の公表も大切ですが、寄附者にとってはどのように使われたか気になる場所だと思いますので、寄附金の使途についても公表いただくと親切かと思えます。

9月の広報で運用状況などをお知らせしましたが、収入以外不明でしたので、以下、お伺いをいたします。

一つ目に、過去の寄附の実績をお伺いいたします。

二つ目に、これまで取り組んだ事業と事業主体をお伺いいたします。

次に、コミバスの運行について伺います。

幕別町における高齢化率は、毎年増加傾向にあります。以前も申し上げたことがあるが、買い物や

通院のことを考えると、コミバスなどは将来大切な施策になってくると思います。

自家用車を持たない方や高齢者などの交通弱者のための移動手段としてコミュニティバスの運行を目指し、7月に試験運行を実施しました。また、11月には有料となり、試験運行が実施されました。

11月の実績などはまだまとまっていないかもしれませんが、走り回っていたコミバスには、残念ながら人影をほとんど見ることができませんでした。

このままの本運行に不安が大きく、以下、お伺いいたします。

一つ目に、11月の実績と評価をお伺いいたします。

二つ目に、運行するための費用、事業主体はどのように考えているか、お伺いいたします。

三つ目に、数年前にコミバスの試験運行が行われ、本運行に至らなかった理由についてお伺いいたします。

四つ目に、来年の9月までに判断するという報道がありましたが、現状では本運行する考えなのか、お伺いいたします。

最後に、電力の確保についてお伺いいたします。

6月議会では、夏の節電の取り組みについてお伺いいたしました。夏の節電は、多くの町民の理解と協力により、計画停電になることなく無事過ごすことができ、9月以降も節電の意識が定着していることが公表されました。

11月に発表された道の「北海道・冬の安全プログラム」には、停電対策は盛り込まれていないが、引き続き節電を求めるものでありました。

昨日、12月10日から3月8日まで7%以上の節電を求められています。11月27日、室蘭を中心に5万6,000世帯の大停電、先週は陸別全戸と道北、広尾町、大樹町と、自然災害による停電が相次ぎました。停電により、住民生活や医療、産業に大きな影響を与え、改めて電気がとまることの恐ろしさを目の当たりにしました。

国と道や北海道電力には、必要な電力の確保と同時にエネルギーのあり方の協議、災害に強い送電網の整備、点検、万が一のときの電源車の計画的な配備などに努めていただきたいと思います。

万が一にも計画停電にならないよう、幕別町としてどう取り組んでいくのか、6月に引き続きお伺いいたします。

一つ目は、夏の公共施設の節電の実績をお伺いいたします。

二つ目に、この冬の節電目標ですが、公共施設の節電目標をお伺いしたいと思います。

三つ目に、家庭や各産業の節電にどう町として取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

四つ目であります。電力の確保ということでは、このたびの電力不足には間に合いませんが、多くの企業がメガソーラーの計画を上げ、将来の電力確保に向け準備を始めました。ここでふと不安に思うのは、20年後、買い取り価格が補償されなくなったとしたらどうなるのか、多くの廃墟が残ってしまうのか、それぞれの企業はどのような計画を立てているのか、町として規制することはできないかもしれませんが、どのような考えを持っているのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「ふるさと寄付について」であります。

ふるさと寄付は、過疎化や財政難に困窮している地方と都市の格差是正策の一環として、平成20年の「地方税法の一部を改正する法律」により導入された個人住民税の寄附金税制の拡充策で、いわゆるふるさと納税と言われるものであり、地方の活性化の観点からも有効なものと認識いたしております。

本町におきましては、寄附者の意向をまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めることを目的に、平成20年9月に「幕別町ふるさと寄附条例」を制定し、受け皿を整えたところでもあります。

本町の条例においては、ふるさとづくりを推進するための具体的な事業として、パークゴルフの振興に関する事業、ナウマン象記念館の整備に関する事業、未来を担う子どもたちを守り育てる事業、地域で支え合う健康・福祉に関する事業など七つの事業を掲げ、多くの方々からの寄附をいただけるよう、取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「過去の寄附の実績について」であります。

条例を施行した平成20年10月から本年11月末までの合計で、101件、1,362万1,000円の寄附を受けたところであります。

事業ごとの内訳では、額の多いものから順に申し上げますと、地域で支え合う健康・福祉に関する事業が37件で691万8,000円、未来を担う子どもたちを守り育てる事業が39件で521万5,000円、パークゴルフの振興に関する事業が17件で81万8,000円、頑張る農業を応援する事業が5件で54万5,000円、ナウマン象記念館の整備に関する事業が1件で10万円、定住・移住を促進する事業が2件で2万5,000円となっております。

ご質問の2点目、「これまで取り組んだ事業と事業主体について」であります。

条例上、寄附金の管理運用につきましては、基本的には「幕別町まちづくり基金」に積み立て管理・運用することとしており、まちづくり基金の中で、ふるさと寄付金分として、先ほど申し上げました事業ごとに区分できるように管理を行っているところであります。

これまでのところ、具体的な事業の財源として充当した経過はありませんが、今後、ふるさと寄付を充当するにふさわしい事業の見きわめや基金の残高などを考慮しながら、ふるさと寄付に係る基金の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、「コミバスの運行について」であります。

急速な少子化と高齢化が同時進行し、人口減少社会という大きな変動期を迎える中で、活力のある地域社会を築いていくためには、一人一人がその個性と能力を發揮し、自由に社会活動に参画できる環境整備を図っていくことが必要とされております。

しかしながら、高齢化の進展に相まって、自家用車による移動が困難になる方々が増加していくことが避けられない中、人々の自立を支え、安心して生活ができる持続可能な地域を維持していくためには、利便性の高い公共交通機関、いわゆる地域の足の確保は重要な課題であると認識いたしております。

このことから、本年1月、北海道、帯広運輸支局、関係する交通事業者や住民代表から成る幕別町地域公共交通確保対策協議会を組織し、地域の生活交通の実情やニーズを把握し、地域にとって必要な公共交通のあり方などを内容とした「生活交通ネットワーク計画」の策定に向け、検討・協議を進めているところであります。

ご質問の1点目、「コミバスの11月試験運行の実績と評価について」であります。

11月1日から30日までの30日間、幕別・札内の両市街地をそれぞれ循環する路線方式により1日各5便、通学の児童生徒を除き有料で試験運行いたしました。

初めに、11月の運行実績について申し上げます。

11月の利用者総数は、30日間で1,361人、1日平均45.4人、1便当たり4.5人という結果で、7月と比べて、総数で60人、1日平均で3.4人、1便当たりで0.3人の増加となりました。

路線ごとに申し上げますと、幕別線は総数461人、1日平均15.4人、1便当たり3.1人という結果で、7月に比べて、総数で82人、1日平均で2.1人、1便当たりで0.4人の減少となりましたが、旭町在住の小・中学生が利用者の48%を占めており、最大乗車時には20人が朝の始発便に乗車されました。

札内線は総数900人、1日平均30人、1便当たり6人という結果で、7月に比べて、総数で142人、1日平均で5.5人、1便当たりで1.1人の増加となりましたが、札内北地区在住の小・中学生が利用者の54%を占めており、最大乗車時には28人が朝の始発便に乗車されました。

11月は、通学での利用を除いて有料で試験運行いたしましたことなどから、通学者を除いた乗車人

数は、幕別線で総数 239 人、1 日平均 8.0 人、1 便当たり 1.6 人、札内線で総数 417 人、1 日平均 13.9 人、1 便当たり 2.8 人、2 路線の合計では、総数 656 人、1 日平均 21.9 人、1 便当たり 2.2 人という結果に終わりました。

今回の試験運行では、前回寄せられましたご意見を参考に、余裕を持った運行時間に設定するとともに、札内地区では起終点を変更し、逆回りでの運行を取り入れるなどの改善に取り組み、広報紙や出前講座などを通じて周知に努めてまいりましたが、結果として高齢者の方々の利用が前回と比べて伸び悩んだところであり、コミバス運行の認知度をより高めていくことが課題であると認識いたしております。

ご質問の 2 点目、「運行費用と事業主体について」であります。

このたびの 2 回の試験運行の結果と、試験運行の際に行った「利用者アンケート」、また町内全域を対象に抽出で行った「バス交通等に関するアンケート」の結果を分析し、町としての一定の方向性を見出し、今月下旬に開催されます地域公共交通確保対策協議会において、コミュニティバス運行の適否を判断いただくことといたしております。

現在、国においては、「高齢者、障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、運行経費や運行車両に一定の補助を行っております。

コミュニティバス等の運行を実施する場合においても、現在の町営バス駒島線のように、幕別町が運行主体となって道路運送法上の自家用自動車の有償運送を行う方法と、一般乗り合い旅客自動車運送事業者であるバス事業者などが旅客運送を行う方法が考えられます。

また、運行する場合に、音更町や芽室町で使用している 11 人乗り以上のコミバス専用車などを使用する方法と、10 人乗り以下のワゴン車等を使用する方法があり、加えてその車両を町で購入して貸与する方法と、バス事業者などが用意する方法が考えられます。

お尋ねの費用についてであります。車両価格については、乗客 31 人乗りのコミバス専用の中型バスは約 2,300 万円、またバス事業者が運行した場合の運行経費の総額は、中型バスによる 5 便運行の場合、札内線ではおおよそ 1,000 万円、幕別線ではおおよそ 900 万円を要するものと現段階で見込んでおります。

運行車両の所有形態によって国庫補助のあり方が異なっておりますが、町の実質的な負担額が最も少額となる「運行事業者がバス車両を購入して、5 年間、国の減価償却費補助を受けて運行する方法」により試算した額を申し上げますと、幕別線は、車両の減価償却費を含む 5 年間の総運行経費約 6,850 万円から運賃収入と国庫補助金を控除後の町の負担は約 4,900 万円、同様に札内線は、総運行経費約 7,500 万円から運賃収入と国庫補助金を控除後の町の負担額は約 4,100 万円で、5 年間で 9,000 万円、1 年間で 1,800 万円と試算いたしておりますが、現行の地方交付税制度においては、町負担分の 8 割相当額が特別交付税として交付されることとされており、実質的な負担額は大きく減少するものと見込んでおります。

また、車両に対する減価償却を終えた 6 年目以降は、国の補助制度の継続が前提となりますが、2 路線の合計で年間おおよそ 1,000 万円程度と試算をいたしております。

ご質問の 3 点目、「10 年前の試験運行が本運行に至らなかった理由について」であります。

10 年前の平成 14 年度は、10 月から 1 月にかけて幕別・札内間を両回りで 2 台のバスにより各 3 便、1 日 6 便を試験運行いたしました。利用者総数は 2,493 人で、月平均 623 人、1 日平均 24.7 人、1 便当たり 4.1 人という結果でありました。

当時、外出時には 8 割の方が自家用車を利用しているというアンケート結果が示されたことに加え、国庫補助制度が準備されない中でバス運行費用を約 1,500 万円と見込んだ場合、1 便当たりの利用者数が 4.1 人であったという結果から、費用対効果の観点を考慮すると、コミバス運行は時期尚早であると判断し、当面は外出支援サービスなどの拡充を通じて交通弱者対策を進めるべきと判断いたしたところでありました。

ご質問の 4 点目、「本運行についての考えについて」であります。

車社会である道内にあって、幕別町も例外ではなく、鉄道、バスなどの地域公共交通に頼らない生活が長らく続いてまいりました。その結果、地域公共交通の利用者が減少し、路線バスの撤退という残念な事態を招いてきたところも現実であります。

しかしながら、その反面、子供や高齢者など車を利用できない人は、地域公共交通がなければ移動が制約され、不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となつてまいりました。

今後も、加速化する高齢化の中で、車を運転しない高齢者はますます増加していくものと予想され、地球環境に優しい町を築いていく上でも、地域公共交通の役割は重要性を増し、費用対効果の観点のみではなく、福祉の観点からも検討していく必要があるものと考えております。

このたび、町内全域を対象に抽出で行った「バス交通等に関するアンケート」においては、回答をいただいた1,653人のうち79%が運転免許を保有しておりましたが、その方々のうち「将来、自動車の運転が困難になった後は、バスなどの公共交通を利用する」と回答された方が65.5%と高い割合を示しており、このことは車の運転が困難になっても公共交通が確保されれば、住みなれた地域で生活し続けたいという意識のあらわれと推察いたしております。

11月の試験運行の結果は前段申し上げましたが、11月の1日当たりの利用者は45.4人に達し、平成14年の際の24.7人の1.8倍に達しており、コミバス運行の認知度が高まるにつれ、利用者は増加していくものと捉えており、町といたしましては、両地区とも中型バスによる本運行に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、今月下旬に開催されます地域公共交通確保対策協議会において、試験運行の結果や「利用者アンケート」「バス交通等に関するアンケート」の調査結果とともに、町としての考えをお示しし、コミュニティバス運行の適否を判断いただくことといたしております。

次に、「電力の確保について」であります。

行政報告の際にも申し上げましたが、国は、11月2日の電力需給に関する検討会合とエネルギー・環境会議の合同会合において、ことしの冬の北海道電力管内における需給対策として、夏同様7%の節電要請を決定したところであります。

冬の北海道では、各家庭、オフィスにおける暖房や円滑な交通物流のためのロードヒーティングなど、電気を活用して暮らしの安全を確保しており、24時間を通して電力需要が高い中で、電力不足は道民生活や交通、産業活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

そうしたことから、北海道では「北海道・冬の安全プログラム」を策定し、オール北海道による節電対策に取り組んでいくとしたところであり、十勝における具体的な動きといたしましては、去る11月9日に「十勝地域電力需給連絡会議」が開催され、この冬の電力需給対策などについての説明がなされたところであります。

内容といたしましては、本年12月10日から12月28日までの平日の16時から21時までの間、来年1月7日から3月1日までの平日の8時から21時までの間、3月4日から3月8日までの16時から21時までの間、7%以上の節電への協力を要請するというものであります。

ご質問の1点目、「夏の公共施設の節電実績について」であります。

ことしの夏の節電につきましては、国が示した節電方針や北海道電力からの要請に基づき、7月から9月における使用電力量を平成22年度に比べ7%以上削減することを目標に、対策に取り組んできたところであります。

結果といたしましては、広報でもお知らせいたしましたとおり、公共施設総体では3.5%の節電実績となったところでありますが、これら公共施設には、浄水場などの上水道施設や浄化センター、札内中継ポンプ場などの下水道施設を含んだものとなっております。

上水道や下水道の関連施設につきましては、給水量や処理量の増加傾向にあり、節電が困難な施設であること、また使用電力量も大きな施設でありますことから、これらの施設を除いた場合には6.8%の節電実績となり、おおむね7%の目標を達成できたものと考えております。

ご質問の2点目、「公共施設の節電目標について」であります。

この冬の節電目標につきましては、前段申し上げましたとおり、国は夏同様に7%以上の節電要請を決定したところであり、また北海道電力からも同様に7%以上の節電要請を受けたところであります。

節電対策につきましては、夏の対策から引き続き、継続的に実施しているところでありますが、過日、本町といたしましても夏同様に7%の節電目標を設定し、職員に周知を図ったところであります。

内容といたしましては、事務室や廊下などの照明の減灯、あるいは退庁時におけるパソコンのコンセントオフなど、職員の節電行動のさらな強化や各担当が所管する公共施設における節電の周知徹底などであります。

極寒の地であります北海道での冬場の節電は、夏に比べますと非常に困難な側面もあるものと認識いたしておりますが、町といたしましても、できる限りの節電に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「家庭や各産業の節電にどう取り組むかについて」であります。

町内の各家庭に対しましては、広報「まくべつ」12月号において「今冬の節電のお願い」と題し、北海道と同じく7%以上を節電目標とし、周知を図ったところであります。

さらに、事業者であります北海道電力では、「ご家庭における節電のお願い」のパンフレットを作成しており、先般、町の広報紙の配付とあわせまして、公区長を通じ、町内の各家庭に配付いたしましたところであります。

また、各産業の節電につきましては、事業者である北海道電力が啓発・啓蒙活動を行うこととなっており、既に関係業界・団体等を通じ、協力を呼びかけているとお聞きいたしております。

ご質問の4点目、「20年後に買い取り価格が補償されなくなったときのメガソーラー施設の処理について」であります。

町内では、現在のところ6件の太陽光発電施設の建設計画がありますが、敷地の所有・賃貸別では、リバーサイド幕別の土地開発公社所有地の賃貸が2件、民有地の賃貸が2件、自社用地が2件となっております。

このうちリバーサイド幕別につきましては、賃貸契約時から20年間で撤去費用相当額を保証金として徴収することとなっております。

また、民有地の賃貸につきましては、賃貸契約書中に原状回復する旨の規定が設けられているとお聞きいたしておりますが、自社用地に建設する場合におきましては、特段の方法もなく、企業の社会的責任を果たしていただくことに期待せざるを得ない状況であります。

以上で、前川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、この際、13時10分まで休憩いたします。

12:09 休憩

13:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 初めに、ふるさと寄付について、再度ご質問させていただきたいと思っております。

5年間で非常に多くの寄付をいただき、本当にありがたいことだなというふうに感じております。町長の答弁では、まだふるさと寄付にかかわる基金の有効活用ということが、まだされてはいないというお話でありました。この活用をされるときには、ぜひその用途を明確にさせていただきたいというふうに思います。

それと、この質問をしたのは、一つ気になるところがありまして、ふるさと寄付はこの町に思いを寄せる方々が寄付をしていただきまして、財源の使い方として、一般会計の足しにするような使い方

であってはないというふうに感じております。

例えば、学校図書に何冊、ずっと予算があったと、例えば 100 万円ずつあったと。でも、ふるさと寄付を使うので、一般会計教育費から 50 万円ちょっと減らして基金から 50 万円使おうとか、そういうことでは、この寄附としての寄附者に対する思いが伝わってこないというふうに思います。例えば、毎年本はこの学校に 10 冊新しく入ってくるのだけれども、ふるさと納税を使ってさらに 5 冊上乘せしてプラスアルファになるのだと、こういうようなふるさと寄付の使い方が正しい使い道なのかなというふうなことを思いまして、今回質問をさせていただきました。それについてご答弁をお願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、いただいた寄附はみんな基金に積んでおりますので、まだ用途は明らかにしていないわけですが、おっしゃられたように、寄附者の意向が十分反映されるような使い方であればならないというふうに思います。

例えば、パークゴルフ振興に対する寄附金なんかもいただいて、基金に積んでおります。例えばこういったことが、来年やる 30 周年とか、そういった記念行事の中で使われていくというようなことも一つ考えられるのかなというふうにも思いますし、未来を担う子供たちというような名目の寄附もたくさんいただいておりますけれども、これらは一つには意向として、奨学資金の基金に積み立てて活用したらどうだ、そんなことも言われております。

もともと幅広い事業がたくさんありますから、どれか一つにぼんと充てて、全部使用してしまうということにもなかなかかなりづらいものもあると思いますし、基金のある程度の総額もたまってこなかったら、またその事業に充てられないということもありますので、先ほども申し上げましたように、いろんなことを考えながら、寄附者の意向に沿った使い方をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 例え話で奨学資金というお話と、パークゴルフの 30 周年の記念事業に充てることも考えられるというお話でありましたが、そういったことも、パークゴルフの 30 周年も来ることは前々からわかっていたわけでありますから、こういった寄附を当てにすることなく、一般会計の中で措置して事業を行っていくという姿が正しいのかと思います。

それと、奨学資金もこのたび何か質問もあるようですが、これまで町ではここまでだったけれども、それ以上という形であれば、そういった使い方もあるのかなと思うのですが、そういったところの考え方について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 基金ですから、必ずしも今ある予算にその分をふやして使わなければならないということではないわけでありまして、そうした事業にいかにその基金を充当していくかということでもあります。

奨学資金と言ったのは、もともと奨学資金は多くの皆さんの寄附をいただいたものを原資として、その利子をもとに奨学資金のお支払いをしていたというような経緯がありますので、そういった原資にその基金を積み立てることが間接的には奨学資金へということにもなっていくわけですから、先ほども言いましたように、いろんな用途はあるのだろうと思いますし、単にこのことがあるから、ほかの予算を削るというようなことにはならないように、これはもう十分気をつけていかなければならないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） もう一つお伺いしたいのは、事業の組み立てとして、こういった基金の活用については役場内部だけで検討されるのか、それともさまざまな団体の中で検討していただいて予算要求していただいて、そういったところに使っていくのか、どういった考えをお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 通常は予算計上して、用途を明らかにしていくわけですから、内部で協議せいと

いうことでありますけれども、物によっては、場合によっては今言うように、外部のご意見をいただく中で基金の充当ということも、これは考えていくものの中には出てくるのかなというふうには思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 答弁にもありましたように、有効活用されるように、また期待をしたいと思えます。

次に、コミバスの運行について伺いたいと思います。

先ほども申し上げましたが、将来的には必ず必要となってくるようなものなのだろうなというふう感じております。

ただ、町民の皆様から寄せられたご意見は、本当にさまざまでありました。空で走っているようなバスはやめたほうがいいのではないかといい人もいました。あとはやっぱり、こういった足の確保をしていただいたことが大変ありがたいと、こういった方もいました。もう一つあったのは、通学で利用されている方は、もう本当に期待してしまって、これからののだろうかというぐらい期待されている方もいました。

そこでお伺いをしたいのですが、延べ人数ということではわかりましたが、実際に乗られた人数というか、実人数、こういったものを把握されているかどうかお伺いしたいということと、また今回の利用実績については、多いものと感じているのか、先ほどは前回10年前にやったものよりも何倍というお話がありましたが、これは多く感じているのか少なく感じているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） このたびの試験運行に際しましても、全便に調査員が同乗して、どこから乗ってどちらに向かいますかですとか、その乗った目的は何ですかというお話は伺っているのですが、個々の名前等を確認しているわけではありませんので、あくまでも延べ人数、実人数は押さえてはおりません。

それと、今回の人数がどうだったのか、これは7月は無料でしたが、今回有料だったわけで、実際に先ほども答弁の中でもお話ししましたとおり、児童生徒を除いた数ではふえてはおりません。

当然7月は、久しぶりのコミバス運行ということから、アンケートの中でもどんなものか乗ってみたいといったような、試乗というようなニュアンスがあったわけですが、今回は本当に、真に必要な方がご利用になられたのだなという感じでおりますので、まだまだ十分な誇れるほどの利用者ではありませんけれども、実績としては一定程度のものがあったという認識でおります。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） そもそもこのコミバスをなぜ運行するかということをお伺いしたいのですが、目的の一つに、自家用車を持たない方と交通弱者、そういったような高齢者などの交通弱者ということで始まりましたが、ここに自家用車を持たない方というのは、やはり児童生徒というものも含まれているのだと思います。

ただ、昨年冬ぐらいから陳情やら署名やら上がったときに、高齢者に向けての足の確保ということでそもそも上がってきたものだと思います。せっかく走っているバスでありますから、児童生徒に乘るなどは言いませんけれど、ここら辺も何というのですか、ターゲットをしっかりと絞っていかないとどっちつかずということで、通学に合わせれば、高齢者の皆さんの通院なり買い物なり、そういったものに不便なものになる、高齢者に合わせれば、児童生徒は乗りにくいと。ここら辺はやはりターゲットをしっかりと絞って整理していかないと、利用率が上がってこないのではないかと思います。現状でどういった認識で、これから検討されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） コミバスの本来の目的からいきますと、やはり高齢者ですとか障がい者の方々、

いわゆる交通弱者と言われる方を中心に、コミバスの運行は考えていかなければならないだろうというふうに思います。

たまたまそこに余裕があって、時間的なことのうまく活用ができる、利用ができるというようなことで生徒さんの利用がプラスの要素になって入ったのだろうと思っていますので、やはり本来の目的は、やはり高齢者あるいは足の確保のための運行ということになるのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 次に、運行経費についてお伺いしたいのですが、先ほどの答弁によりますと、割り返してみると、年間町として出さなくてはいけないお金というのは、最初の5年間は360万円というお話でありました。

そこで、運賃収入というのはどのぐらい見ているのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

それと、6年目以降が年間およそ1,000万円程度というお話がありました。ここは最初の5年間と違って、特別交付税で措置されるということはないという理解でよろしいですね。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） あくまでもこれ今回試算として出した値ですので、かたいところということから、幕別線にあっては有料の乗車が1便当たり3人、それから札内線にあっては1便当たり5人で見込んだところでありまして、幕別線で申し上げますと年間で55万円程度、札内線で言いますと91万円程度というふうに見込んでおります。

もう一つ、6年目以降につきましても、現在、特別交付税の措置というのは臨時的な財政需要に対して措置をされるという大枠のものではなくて、特別交付税の省令の中に明確に、地方バスの運営にかかわる費用の8割を特別交付税として負担をするというふうに書かれておりますので、この省令があるうちは6年目以降についても、当然8割分が交付されるものと考えております。

申しわけありません。バスを5年間で償却をするという考え方に立っておりますので、バスは6年目以降、次の期間も当然使えるだろうということから、バスの償却分についてが減るということで、大きく減っているものであります。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） わかりました。最初の5年は町の本当の手出しは360万円で、6年目以降は200万円と。大体そのぐらいで、運賃収入にはちょっと影響するけれどもということでありました。

そこでお伺いしますけれど、またちょっと違う角度からなのですが、アンケートでは884世帯から回答があって、認知度については80%と非常に高い結果ということになっていました。しかし、実際乗って見た方は、そのアンケートに答えていただいた方の3%という結果であります。

今後のバスの必要性という項目もありまして、先ほど町長の答弁でもありましたが、今後は65%の方が必要だと感じているという話でありました。ただ、これコミバスということではなくて、バス全般に対しての質問でありますので、一体コミバスの本運行はどのぐらいの方が必要と感じているかということがこのデータでは読み取ることができませんでした。この3%の方には、3%という約24世帯の方ですね、に伺ったら、コミバスの本運行というのが90%の方がよかったと、必要だと、本運行してほしいというような回答があったとあります。残りの97%の方は、バスは65%の人が必要なのだと感じているようではありますが、97%の方はコミバスについてどう思っているのかわかれば、いただいた資料ではちょっとわからなかったものですから、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 今ご質問いただいたとおり、アンケートの聞き方から、どうしても必要とする方、利用したい、認知をしているという方に限定して聞いていっているという観点から、今おっしゃられたようなことについて確認をしているという項目はございません。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 何となく聞こえてくる声だと、何となくですよ、それほど多くの方が必要として

いないと。ただ、必要としている人も中には本当にいるのは、これも間違いのないことだと思います。

そこで、これからこの本運行に向けて協議がされていくかと思いますが、今のこの11月の試験運行のまま、また運行するという、この形ということはなかなか難しいのではないかというふうに思います。例えば、路線ももう一回見直してみるとか、時間帯ももう少し考えてみるだとか。

それと、先ほど伺ったときには360万円ぐらいの手出しで、6年目から200万円と。いただく運賃は146万円と、それほど多くいただけないわけでありますから、この料金設定も正しい料金設定なのかどうかということもあわせて検討していただいて、さらにこの利用が伸びるような計画をまず考えてから、その検討委員会のほうにも提示されることが大切なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あくまでも試行をやった結果が今出たわけですから、そのまま本運行に今のまま移るといふことには恐らくはならない。当然、試行された結果の中で、いろんな反省点ですとか改善点というのは出てくるのだろうというふうに思いますけれども、来週でしょうか、協議委員会の中でいろんなまたご意見も伺っていきたいというふうに思いますし、もちろんよりよい方向に、そしてより多くの方に利用していただくことが我々の最大の目標でありますし、バス運行もそういうところにあるのだろうと思いますので、十分今いただいたようなご意見等も含めながら、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） せっかくの機会ですので、もう一つお話をさせていただきたいと思うのですが、先ほども申し上げたように、通学に関しては期待されている方が結構実はいらっしやいまして、ただ札内地区を見たときに、小学校が三つ、中学校が二つと、たくさんの学校があるわけでありまして。そこに現実問題として、一つのバスで対応するという事は難しいと感じます。ここは地域的に、署名上げて何とかしてもらいたいという思いになっているところもあるようではありますが、ただそこに例えば対応したときに、ではほかの地域どうなるのだろうという、やっぱり不公平感がすごく出てくるのだと思います。こういったことも慎重に検討されて、今後のコミバスのあり方について、さらに協議を進めていただきたいと思います。

次に、電力の確保ということでお伺いをしたいと思います。

これまでも幕別町役場として節電に努めてきたわけでありますから、夏に町長が7%の節電目標を掲げたときにはなかなか難しい数字設定なのかなと思いましたが、皆様の努力があつて何とか達成されていったと、こういったことについては、素直に評価をさせていただきたいと思います。

そこで伺いたいと思うのは、節電による業務などに影響がなかったかということと、来庁者に不便などはなかったかということをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 例えばエレベーターなんか、とめたらいいのではないかという意見もありましたけれども、これやはり職員ではなくて、来庁者のためには動かさざるを得ないだろうと。だから、職員はできるだけエレベーターは乗らないで階段を利用するようにだとか、そういったことはもちろんやりましたけれども、直接お客さん、来客された方に迷惑かけるようなことはなかったのではないかと思います。廊下が暗いと言われたかもしれませんが、そのことが事故だとか、けがにつながったというようなことはもちろんありませんでしたし、町長室なんかもいつも暗くしていたのですけれども、私も帰りには必ずコンピューターのあれを抜いて帰るとか、そういう小さなことを職員一人一人が積み上げて、夏のああいう結果が出たのだろうというふうに思いますし、これから特に冬場大変だということは先ほども申し上げましたけれども、そういったことの積み重ねで、もちろんお客さんや町民の方に迷惑をかけるようなことだけはないように、これからも十分気をつけていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 引き続き、最大限努力をしていただければと思います。

また、家庭や企業についてであります。幕別町もたくさんの方々のご理解をいただきながら、夏も節電目標を達成しながら無事にクリアできた。これについても敬意を表するわけではありますが、町としても夏のときと同様、またそういった方々へご理解いただけるよう努力していただきたいと思っています。

次に、ソーラーのところであります。超大型のメガソーラーという計画は、この町ではないようではありますが、他の町村と比べて多くの計画が上げられています。

先ほど町長のお話では、町有地に関しては、工業団地についてはそういったその撤去に向けての積み立てをするというお話だとか、もう一つもありましたが、民地についてはなかなか難しいというお話でありました。

今の、あしたのこともわからないような世の中ですから、20年後のことを話ししても笑われてしまうかもしれませんが、本当に廃墟になってしまうような、ごみのような形になる、こういったことがすごく心配されてきて、民地については町としての権限が及ばないかもしれないのですが、何らかの処置を、規制なりそういったことが今さらなのですが、考えることができないのか、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、町有地についてはそういう手法をとりますし、民地の場合は原状復帰ということを経済書の中にうたうということですから、仮に20年たったときには、その契約書を履行してもらえれば廃墟のものが残るといようなことにはならないのですけれど、問題は自己所有地に自分が建てるわけですから、これについて、なかなか我々が、第三者が規制をするといえますか、こうすべきだということが言えないのが現状であります。

もちろん今おっしゃられたように、20年後のときには大体あれ、20年ぐらいでソーラー自体がだめになって使えなくなってきたときに、どのような形で撤去してもらえるのか、これはまさに企業の社会的責任の中の対応ということになっていくのだらうと思いますけれども、町としてやれることがあれば、あるいは協力できるようなことがあれば、また十分それらには対応に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 現在の電力の確保という観点からは、非常に大切な施設になってくると思いますので、これからそういったものが無駄なものにならなければいいなというふうに思っております。

最後なのですが、電力の確保という観点でちょっとお伺いしたいのですが、自然災害などによって起こる事故などで、多くの町村が大規模な停電に見舞われました。こういったことも自然災害ですから、なかなかとめられないかなとは思いますが、幕別町として、停電時のバックアップ体制などについて、また多くの町民の皆様が不安に思っていることと思います。

陸別町は1回線しかなかったために、一つとまればもう全部とまると。電線が復旧するか電源車が来るまで電気が戻らないと、そういう状態でありました。

この幕別町においては、こういった回線があったり、電源車の配備計画になっているか、これちょっと通告とずれるのですが、わかる範囲の中でお答えいただければと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

幕別町の場合には、北電さんに確認したところ、2系統から電力が供給されているということでありまして、したがって、一つの変電所がダウンしても、もう一カ所から電気を送ることができるというふうに聞いております。

ただ、十勝管内全域がだめになった場合には、順次回復するまで待つしかないのですが、安全の確認のとれたところから電力を供給できる体制をとっているということで、幕別町の場合は、陸別と違って系統が複数あるという確認がとれています。

また、北電さんの電源車について確認したところ、各支社に高圧と低圧の500キロワット程度を発電できる電源車を各1台ずつ配備しているということでありまして、また、高出力の電源車については全道で5台、1500キロワットというふうにお聞きしていますが、ありまして、これ大規模な作業停電用の電力車であるので、全道各地に展開しているもので、すぐ現場に駆けつけることはかなり難しいだろうというふうにお聞きしているところでありまして。

また、ご心配にあると思うのですが、役場庁舎機能が自然災害によって停電になった場合、どのような状況になっているということでありまして、役場には庁舎東側に発電機を設備してありまして、この発電機によりまして、現在使用している電力の約6割程度は供給できるものというふうに計算上はなっております。ただ、この発電機は直接庁舎内に取り込んでおるものですから、電算室のサーバーですとか、各フロアの一部の端末のコンピューターの電源ですとかに供給するように設備されたものでありまして、庁舎全部を稼働させるだけの電力は備えておりません。

ただ、ご心配にあると思うのですが、電話回線等につきましては、うちの交換機にバッテリーが内蔵されてありまして、そのバッテリーで3時間はもつというふうに確認がとれております。なお、長時間にわたり停電がある場合には、そのバッテリーに発電機から直接つなげば稼働できるというふうに聞いております。

また、忠類総合支所ですとか札幌支所におきましても、それぞれ小型の発電機を設備しておりますので、その発電機によって電話交換機の電力が供給できますので、庁舎内の連絡につきましては、庁舎内の内線電話を使って常時連絡がとれる体制はとれております。

以上、よろしいですか。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 済みません、突然の質問に対してお答えいただきまして、ありがとうございました。

自然災害初め、いつ何どきどんなことがあるかわかりませんので、そういった早い、この町はどうなのだろうと対応されているという姿が見えました。これからも、いつ何どき何が起こるかわかりませんので、そういう気持ちで町政に当たっていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

地場産業の振興と企業誘致、雇用の創出、促進について、お伺いをいたします。

第5期幕別町総合計画策定時における町民アンケートで、重点的に臨む施策の中で高い数字を示していた施策に、「働く場の確保」がありました。地場産業の振興は当然のことながら、企業誘致に力を入れ、雇用を促進していくことは、周知のとおり、町の発展のための最大の課題であります。

総合計画策定より5年が終了しようとしていますが、以下、お伺いをいたします。

1、地場産業の振興と企業誘致について、近年の取り組み状況と成果について。

2、産業振興、企業誘致には補助制度だけでなく、積極的な情報収集や異業種間の交流、情報交換を推進することが大切であります。商工会やJAの青年部の立ち上がりがありますが、町としての取り組みをお伺いいたします。

3、フードバレーとかちの構想へのかかわりと町の姿勢についてお伺いいたします。

4、産業振興、企業誘致については、産学官の連携を積極的に推進し、ビジョンを持って取り組む必要があると思っておりますが、その取り組みについて、お伺いいたします。

5、農業関連分野への就業機会の拡大も図ることができるアグリビジネスの創出推進の取り組みについて、お伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「地場産業の振興と企業誘致、雇用の創出、促進について」であります。

国内の経済情勢は、従来から抱えていた財政危機や長引くデフレ等の内なる構造的課題に加え、震災・原発事故、円高、欧州危機等、外的要因が重なり、依然として厳しい状況が続いており、商工業を経営される方や雇用される方それぞれに大変なご苦労があるものと推察いたしております。

ご質問にありますように、企業誘致の推進や既存企業の活性化などにより、魅力ある雇用の場を創出することは、町が発展する上で重要な要素となるものであると認識いたしております。

ご質問の1点目、「地場産業の振興と企業誘致の近年の取り組み状況と成果について」であります。

企業の投資意欲が減退している中、いかにして進出情報を得るかが極めて難しい状況にあります。本町といたしましては、企業の経営内容を含めた企業情報を把握している金融機関へのアプローチが最も効率的であると認識いたしておりますことから、継続的に金融機関との情報交換を行うとともに、農協や道内で活躍しておられる方に対し、情報の提供をお願いしているところであります。

また、一昨年以降、食品加工関連メーカーに対し、農産物の生産量等の資料を添えてダイレクトメールによる誘致活動を行っているところであります。

なお、昨年、企業開発促進条例による優遇措置を拡充いたしましたことから、北海道経済部、北海道内に本支店のある金融機関、北海道東京事務所、北洋銀行東京支店などを訪問し、優遇措置のPRや情報提供のお願いをしたところであります。

さらに、東日本大震災を契機に、企業のリスク分散の動きが活発化しましたことから、被災した県庁宛てに企業誘致に関する文書を送らせていただいたところであります。

一方、広域的な企業誘致の取り組みといたしましては、平成20年に北海道、帯広市ほか6町、試験研究機関などを構成員として「帯広十勝地域産業活性化協議会」が設立され、産学官の広域的な枠組みの中で産業集積、活性化に向けた取り組みを行っておりますが、本町といたしましては、協議会の一員として首都圏における企業誘致フェアや企業との懇談会を通して、誘致活動に取り組んでいるところであります。

平成20年度以降の成果といたしましては、工業団地内においては立地が3件、増設が2件の合計5件で、工業団地以外におきましても立地が1件、増設が1件ありました。

また、雇用には直接結びつきませんが、本年度、太陽光発電事業所が6件立地する予定となっております。

次に、地場産業の振興、とりわけ商工業の振興についてであります。町といたしましては、これまで商工会など関係団体と緊密な連携のもと、施策の決定、推進に取り組んでまいりました。

平成20年度以降の具体的施策で申し上げますと、平成21年度には商店街空き店舗対策事業の創設、平成22年度には住宅新築リフォーム奨励事業と工業団地の賃貸制度の創設、平成23年度には中小企業融資制度の拡充と工場など事業場の増設に関する補助制度の拡充などです。

このうち中小企業融資制度につきましては、運転資金の貸付限度額を引き上げたことにより、引き上げ前の2倍を超えるご利用をいただいたところでありますし、住宅新築リフォーム奨励事業につきましては、これまで事業費ベースで約15億7,000万円の工事が行われ、事業者や商工会から継続実施の強い要望も出されておりますことから、制度を一部見直した上で、継続実施する方向で検討しているところであります。

町といたしましては、引き続き商工業者が安心して前向きに経営に専念できる環境づくりに向け、商工会とともに施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「情報収集や異業種間交流、情報交換の取り組みについて」であります。

去る11月29日、商工青年や農業青年を初め、町内の事業所で働く若手社員など、町の将来を担う若者が研修や情報交換を通じて自己研さんを図り、お互いの連携、交流を深めるため、「異業種交流若者の集い」が設立され、早速、地場の食材を使用したご当地新レシピをテーマに第1回の研修会も

開催されたところであります。

「若者の集い」の当面の目標として、肩肘張らずに気楽に多くの若者に参加してもらい、業種を超えた交流・きずなを深めていきたいとの意向でありますので、町といたしましても、事務局としてお手伝いをさせていただきたいと考えております。

なお、十勝管内を網羅する異業種交流組織であります「ヒューマンネット十勝」が先輩組織として積極的に活動しておりますので、将来的にはこういった組織と連携し、交流の輪を広げていただければと思っております。

このように、異業種交流につきましては、まだ緒についたばかりであります。人材育成はもとより、農商工連携や6次産業化など、地場農産物の付加価値向上や新たな産業の創出など、さまざまな効果が期待されますことから、町といたしましても適宜、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「フードバレーとかちの構想へのかかわりと町の姿勢について」であります。

「フードバレーとかち」とは、十勝が開拓以来培ってきた「食」と「農林漁業」を中心テーマとして、十勝が持つ地域特性を十分に生かし、生産者、企業が連携しながら食関連産業等の振興施策の総合的な展開を通して、生産・加工・販売などが連携した十勝型フードシステムの形成を進め、アジアの食と農林漁業の集積拠点を目指すものであります。

町といたしましても、地場農産物を活用した食品加工・製造や農業機械製造業の誘致・集積を目指す点において、フードバレーの目的と合致するところでありますので、フード特区などの国の支援制度の周知を初め、町の優遇措置や融資制度の活用を通して、事業化の支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「産業振興・企業誘致における産学官の連携について」であります。

産業振興にかかわる産学官の連携、とりわけ産学の連携につきましては、事業者にとって永遠の課題とも言える商品や技術開発を解決する重要な役割を果たすものであると認識いたしておりますので、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターへの加工相談・技術指導の促進や同センターや帯広畜産大学など、大学における研究開発成果の実用化に向け、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

一方、企業誘致に関しましては、食料生産基地である十勝・幕別の特性を生かし、食品加工・製造や農業機械製造にかかわる企業にターゲットを中心とし、誘致活動に取り組むことが肝要であると考えておりますので、前段申し上げましたさまざまな手法を活用いたしまして、誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「アグリビジネスの創出推進の取り組みについて」であります。

ご承知のように、アグリビジネスとは農業関連産業のことであり、農業機械産業から食品加工業まで、農業にかかわる幅広いビジネスを意味し、商社や食品会社などによる農業関連産業への参入など、従来の農業から企業主導の新しいビジネスモデルへと移行しつつある農業関連産業を指して使われていると言われております。

本町におきましては、近年では野菜の水耕栽培施設の稼働、地場農産物を表示・販売する店舗の開設、本日、竣工式を行った農業機械関連会社のオープンなど、ここ数年の間に新たな事業が生まれ、それに伴い雇用の創出も生まれてきているものと認識をいたしております。

また、本年度から実施しました「農村ホームステイ事業」におきましては、4月に苫小牧市の中学生36人の受け入れ、9月から10月には大阪府立の三つの高校から117人が合わせて69戸の農業者宅に宿泊をしたところであり、今後のアグリビジネス事業創出のきっかけづくりになればと期待するところであります。

前段でご質問のありましたフードバレーとかちの取り組みの中でも、食の価値を創出する事業として、農業者や菓子製造、飲食店などが参集し、新商品に係るイベントが実施されたところでありますが、こういった十勝全体の取り組みへの参加も含め、農業関連産業の創出に引き続き取り組んでまい

りたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

幕別町の第5期総合計画が20年から策定されまして、ちょうど折り返しになるところであります。本議会中にその後期につきましての、あと5年間につきましての見直し等がまた説明されることになっております。

いろんな方面での検証と成果、そして今後の取り組みということにつきまして、議論をさせていただきたいと思っておりますが、今回はそういう意味を含めまして、企業誘致等につきまして、質問をさせていただいておるところでございます。

ご答弁いただきました中で、地場産業の振興につきましては、中小企業の融資制度やそして住宅の新築リフォームの奨励事業が大変好評で、たくさん利用いただいておりますという答弁でありました。大切な施策でありますから、またおっしゃっていますように継続していただきまして、なお充実を図っていただければと思うことであります。

企業誘致につきましては、大変経済状況が厳しい時代でありまして、なかなか進まないのが現状であろうかと思えますし、また、このことに関しまして、町長初め職員の皆様方が鋭意、さまざまに研究をされて努力をされていらっしゃるという答弁の中に、その姿勢を伺ったところであります。

この中で、例えば金融機関へのアプローチの問題、また食品加工関連メーカーに対し、農産物の生産量等の資料を添えてダイレクトメールをして誘致活動を行っている。また、東日本大震災における企業のリスク分散の動き活性化に、被災した県庁に宛てて企業誘致に関連する文書を送られたと。そしてまた、帯広十勝地域産業活性化協議会、その一員として企業誘致フェアや企業との懇談会を通して誘致活動に取り組んでいらっしゃる。

こういう取り組みについて、どのような姿勢で臨まれて、そしてどのような今、成果としてなりつつあるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、現況の企業誘致の施策というのは、なかなか厳しいものがあることは現実でありますけれども、私どもは農業関連を中心にしながら、何とか幕別町に企業の進出を、新たな工場や事務所の進出を期待し、そしていろんなルートを通じながら、誘致活動を進めているところであります。

なかなか結果から見ると厳しいものがあるわけですが、そんな中でも東工業団地やリバーサイド工業団地あるいはいわゆる工業団地以外のところにも、いろんなと言うほどまで大きなあれはないですが、例えば明野工業団地にも、先ほどちょっと言いましたけれども、きょうホクトヤンマーの竣工式がありました。事務所ができました。あるいは葉山電器が大きく増設をしていただいた、あるいは工業団地の中でも小さなものですが、既存の企業の増設ですとか、新たに設備業者が設置されたとか、いろんなことは少しずつではありますけれども、成果は上げているのだろうというふうに思いますし、大きなものではやはり雇用に直接つながるには、水耕栽培のテクノロジーの進出なんか大きなものがあるのだろうというふうに思いますし、このほか忠類地区なんかでも、さらに新たな進出も見込まれておりますけれども、いろんな機会を通じながら企業誘致、そして多くの皆さんの情報をいただきながら努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 大変ご苦労されていらっしゃるということでもあります。一つ、この近年、二、三年でありますけれども、少し動きがあって、そして立地されていらっしゃるということを伺っております。少し動き出してきておるのかなと、以前に比べましたら少し動きがあるなという、うれしい感触をしておるところであります。町におきましては、企業開発促進補助金だとか雇用促進補助金、工業用地取得促進補助金で充実をさせまして、情報を提供して、ある意味ではそういう効果が今そう

いう形で少し出てきておるのだらうなというふうな思いをしております。そういうことにつきましての情報の、銀行に情報を入れて、そしてしていただいているということでもありますけれども、さらなるそういう情報のいわゆる提供徹底に心がけていただければなと思うことであります。

答弁を聞かせていただきまして、しばらく前では企業誘致で、トップセールスということがよく言われてありました。町長はもとより職員が出かけられて、そして顔を見せて、言葉で幕別町のその魅力だとかを訴えて、そういうふうなもう少し踏み込みがこれから今後の取り組みとしては必要になるのではないのかというふうに思うわけであります。ダイレクトメールを送るのもいいし、さまざまに、被災地の県庁に資料を送るのもいいですけども、足を運んで情報交換をしていくというふうな踏み込みが必要になってくるのでなからうかと思うことでございますが、そういう活動をしていらっしゃるというふうなことがありましたらご報告いただいて、今後の姿勢につきまして、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、私どもが直接出向いて顔を見せるということは、大きな効果にもつながっていくのだらうと思うのです。ただこれ、ある程度のルートがなければ、私がどここの会社へいきなりぼんち行って、恐らく受付ではねられて終わりで帰ってこなければならぬのだらうと思います。そういった意味では、何かのきっかけをつかむということが大事なのかなと。そういったことでは、私どもも毎年開かれています東京幕別会ですとか、札幌なんかもことし開かれましたけれども、何かルートをつないでもらえるようなきっかけを与えてもらえるようなことが大事かなというふうに思っております。

十勝全体の協議会の中でも今そういうこともありますし、先ほども言いましたヒューマンネット十勝ですか、あれなんかもいろんなところの交流があるわけですし、北海道も東京に事務所があったり、大阪に事務所、名古屋にもあるのかな、名古屋にも事務所があったりと、そういったところをつないでもらうと大変ありがたいし、私どもも行きやすいなど。

実は、私と経済部長で東京のあるところへ行って大分お願いしたのですけれども、音更に負けてしましまして、大変申しわけない思いをしたのですけれども、要するに我々も行くことはとにかく必要だということだけは十分あるわけですけども、くどいようですけども、何かのきっかけが、また議員の皆さんからでもご紹介いただければ、またありがたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 人的交流、いろんな形での交流をやっぱりこれは官民挙げて取り組んでいかんとならんのだらうと、それは認識を同じくしておるところでございます。そういう意味でも、次に伺います若者の立ち上がりなんかは、町を活性化してくださる非常にいい動きなのだらうなというふうに今考えております。

企業につきましては、鋭意踏み込んだ形で、さまざまに取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、これは私が調べたところでもありますけれども、法人税収入が音更が 23 年度でありますけれども、約 3 億 200 万円でありますか、あと芽室が約 2 億 2,000 万円でありますか、幕別が 1 億 4,500 万円ぐらいのことであつたかと踏まえております。そういう意味で、比べるのもどうなのかと思うのでありますけれども、近隣のいわゆる町とやっぱりせめぎ合って、そして少しでも法人税をふやすということが企業を誘致することであって、またそれが雇用を創出して、また納税者がふえて税金がふえていくというふうな循環になっていくのだらうと思うことであります。鋭意、官民挙げて努力をしなければならぬ。行政はそれを最先頭で引っ張っていただく仕事をさらに進めていただければなと思うことであります。

2 点目の情報収集と異業種間の交流、情報交換の取り組みであります。大変新聞に報道がありまして、商工会の青年部、そして JA の青年の方々が交流をされ、今まで余りなかったことを若い人がみずから力で立ち上げていかれたという、そういうことがありました。私は将来の幕別町を担ってくださる方、そしてやはり幕別町の発展に本当にかかわってくださる方が前向きにそういう取り組みを

してくださっているということは非常に敬意を表して、賞賛をさせていただくところであります。こういう動きが出てきてよかったなと恐らく多くの町民も歓迎をされていらっしゃるのだらうと思います。

この答弁にありましたように、さらに広い形にして、力のある形にして、そして6次産業や、また付加価値の向上や、そういうことに取り組んで、新しい産業の創出というふうなことまで、そういう方向性を持って進んでいただければなと思うところが意を同じくするところであります。

これからは、いわゆる事務局としてお手伝いをさせていただきたいと考えておりますということで、ひとつ中に入って、事務局として議論をされながら、相談をされながら進めていかれるという体制をとられたということは評価をするところでありますが、前向きに多少予算をつけて、そして第2回目の研修会だとか、また広いそういう集まりだとかを企画していくような方法で、町が若者の後押しをしていくというふうな、そういう前向きな一つの動きというものが必要だと思いますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、異業種若者の集いが先日発足をいたしました。これから来年度の事業なんかについてはいろいろ詰めていかれるのだらうというふうに思いますけれども、たまたま事務局が、町の農業振興公社が事務局を担当するというので、農業青年、特に農業青年も3JA プラス大正地区の幕別の農業青年ということでありまして、言うなれば4農協の青年部、そして商工会の青年部とそうした集まり、さらには多くの人がこれからも加入され、会がどんどん大きくなっていくこと、活発化していくことが何より望まれるわけでありまして、今お話ありましたように、研修会のあり方ですとか、あるいは町として予算のことも含めて支援体制、そしてさらに事務局としてやれること、あるいはご協力できること、そういったことは十分相手と協力しながら進めていくことが大事だらうと。

やはり主体は、あくまでも青年の皆さんが主体となって進めていくことが、これは将来的にも長続きしていくのだらうというふうに思いますので、そういったことも十分わきままえながら、町としての対応に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 行政でしかできないこともあろうかと思ひますし、そして行政であればこそ進めることができるというようなこともあろうかと思ひます。そういうことも含めて、積極的に温かく育てていただく方向で取り組んでいただきたいと思います。このことに関しましては、また私どもも注視していきたいなと思ひます。

三つ目のフードバレーとかちの構想へのかかわりと町の支援につきましてであります。まだ取っかかりの状態でありまして、具体的な成果、形というふうなことではないのでありますけれども、見ましたら、参加しております市町村が地域の窓口になって、そして相談、支援という役割を担うのだというふうな形が示されてあります。

先ほど答弁がありましたけれども、フード特区などの国の支援等につきまして、情報提供していくというふうなことになるのだらうと思ひます。この情報につきまして、やはりどこが担当し、どこが窓口でどういう相談の形をしておるのかというふうな情報を広く町民またその企業の方々、またそれにかかわる人々に情報を提供していくと。窓口をあけて待っておるのではなくて、情報提供をしていくことから恐らく始まるのだらうと思ひますけれども、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） フードバレーというよりは、フード特区ということになるらうかと思ひます。フードバレーについては、アジアの食料基地を目指すというものでありますので、それを実現するためにフード特区という手段があるということになりますので、その手段、フード特区の特例規制緩和でありますとか、税制、金融、財政とありますけれども、こういった情報については、農協あるいは

商工会を通じてお知らせもしていますし、相談も受け付けているところでもあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） フード特区のことにつきましては置いておきたいと。

4 番目の産業振興企業誘致における産学官の連携につきまして、これはずっと言われ続けておることでありまして、なかなかその取り組みが具体的な取り組みとして見えない状況があるかと思いません。情報提供をしていくということもそうなのでしょうけれども、産学官でありますから、一緒に取り組んでいくという、そういう姿勢が必要なのだらうと思います。

畜産大学は、ことしから、一つの中の方針を変えまして、今までは社会貢献推進室と人材育成室、二つのところでありましたけれども、ことしから産学官連携・知財活用室というのが設置をされる、そして社会貢献室、人材育成室という形の3室体制をもって地域に貢献をしていくというふうな方針が打ち出されて、そして早速でありますけれども、敷島製パンと畜大と連携をしてやっていくというふうな報道もあったことでもあります。後でアグリビジネスのところでもお話申し上げたいと思うのでありますけれども、やはりそういうところとの交流だとか情報交換、人的交流、そういうことを進めていく中で、具体的にもう立ち上げていく、どういうことができるのか、集まりましたら、いろんな一つの知恵が出されてくるのだらうと思うのですが、連携でありますから、連携をして立ち上げていくというふうな具体的な方策を進めるべきだと思うのでありますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 畜大のほうとは具体的にまだ接触はしておりませんが、やはり一番大事なのは、答弁でも申し上げましたように、研究開発をして、それを商品化していく、実用化していくことが一番大事だろうというふうに思います。そういう中で、まず我々としては、地元の工業者、商工業者からどんなものを目指したいのか、どういう製品、物づくりをしたいのかといった情報もお伺いしながら、それを大学のほうに持ち込んで、あるいは食加研もありますけれども、そういったところに持ち込んで相談をしながら、まずは調整役といいますか、そういう役割を果たしつつ、それがある程度熟してきましたら、組織体として連携を図るような形に持っていければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 第5期総合計画の第2章に農業を核に競争力のある産業のまちづくりということがうたわれてあります。答弁にもありますように、そういう関連での、いわゆる産業振興という企業誘致ということビジョンとして持たれていらっしゃるということは意を同じくするところでもありますけれども、今、答弁にありましたように、やはり情報交換をしながら、具体的に交流を深めて進めていただくことが大切な方法ではなかろうかなと思うことでもあります。努力をしていただきたいと思っております。

最後に、アグリビジネスの創出推進の取り組みについてであります。これは、今回の5期総の最初のところにもアグリビジネスの創出というのが出てまいりました。私は、それをその時期に読んでおりまして、こんなことがあったのかと初めてそのときに教えられて、いろいろ調べさせていただいておったことでもあります。

これは第6次産業を含め、広い形での農業関連の、それこそビジネスの創出だというふうなことと踏まえております。答弁にありますように、水耕栽培、いわゆる野菜工場のようなそういう形の立地促進もされておりますでしょうし、ある意味では新種の開発だとか、あとその加工だとか、そしてあと農業機械だとか、いろんなことがされておるようでありまして、幅広い視点に立った産業の創出というふうなこととして捉えております。

これ、アグリビジネス創出フェアというのが、ご存じでありますけれども農林水産省の主催で2004年から東京で開催をされてあります。昨年は2万6,000人が来場された。3日間あります。ことしも11月14日から16日まで開催をされまして、189機関、いろんなものが出展をされて、そして3万3,000人の参加があったという報告がされてあります。その中には、北海道では栗山町のさらさらレ

ッドという赤いタマネギがありますね、私のように生活習慣病を予防するというふうなことに非常に効果があるのだと言われてありますけれども、そういうことが、これは栗山町で産学でつくり出しておられたようであります。

旭川で食品産業支援センター、これは旭川農業高校と民間と協力をされて、いわゆる有機トマトの飲料だとかドレッシングだとか、あと米を利用した麺だとか、そういうことで出展をされてあったようです。そういうビジネスの創設をして取り組んでいくということでありましたら、まずそういうところに出かけて、そこではそれこそさまざまな講演もあれば、そしていわゆるコーディネーターもおりますから、さまざまな手法も勉強できる場所でもあります。そういう前向きな形のいわゆる取り組みということが必要だと思うのであります、お伺いをしたいと思えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありました東京でのフェア、私も今ちょっと誰か行ったのではないかなと思って後ろ確認したのですけれども、ことしは誰も行っていないようでもありますけれども、確かにそういったことの視察あるいは研究していくということが新たな取り組みにつながっていくのだろうというふうに思えますので、今お話にありましたようなこと、まだいろんなものがあるのだろうと思えますので、十分研究をさせていただきたいというふうに思えます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 計画の中でこうしてうたっていらっしゃるので、ぜひこれは本当にすばらしい、これからの産業でありますから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うことであります。

企業誘致につきましては、補助制度だけでなく、やはり積極的な情報交換・収集、あと人的な交流ということが必要になってくるので、これから後期に向けて5年間、そういうことが一つの課題になってくるのだろうと思えます。

あと、ただそれだけではなくて企業誘致につきましては、例えば都市環境の整備だとか、あと学校の整備だとか、いわゆる子育てに対する充実だとか福祉の充実だとか、さまざまないわゆる受け入れる町が、若い人に来ていただいて、住んで喜んでいただけるような町に仕上げていく。今、大きな企業がそれこそ町を選ぶときに、まずそういう居住環境というのを調べるそうであります。だから、そういう面でも情報発信をして、うちの町はそういう面では本当に充実に取り組んでいる町だと私は思っております。そういう意味で、そういういわゆる環境につきましても情報発信をしていただいて、努力をしていただければと思うことであります。

申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩いたします。

14:18 休憩

14:35 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問をいたします。

地域経済と雇用は悪化、さらなる対策を求める。

内閣府が11月に発表した景気動向指数は前月比2ポイント低下となり、6カ月連続で悪化した。基調判断については、8月までの足踏みから下方への局面変化と3カ月ぶりに下方修正され、さらに低下すれば悪化と判断される。

このような状況のもとで十勝で開催された北海道、東北、北陸の経済懇談会の中で、「活力あふれる地域づくりの推進」をテーマに語られ、道経済連の担当者は、食料供給地として十勝の役割が期待

されていることと、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の取り組みについて PR された。

経済界において、大規模生産地十勝への熱い視線は強まるばかりであるが、地域産業の動向調査を見ると、製造業や建設が大幅に悪化し、サービス業、小売業でも先行きの景気が厳しくなると見ている企業が多い。また、2009年に激変緩和措置として設けられた中小企業金融円滑化法が来年3月末に期限切れになり、金融支援がなくなると企業の倒産がふえるとの指摘もある。このようなときには、町や金融機関による財政支援がさらに強く打ち出してくれると、経営者の景気低迷による将来への不安感が減少することになる。

また、十勝においては、特に食の産業で企業誘致を求めることや大きなイベントを開催することで地域経済を強化できると考え、以下について町長に伺います。

1 点目、金融円滑化法の期限切れを受けて、町の融資枠の拡大と金利引き下げ対策を。

2 点目、北海道フード特区の認定を受けての規制の緩和や優遇措置の成果と今後の取り組みについて。

3 点目、農林漁業総合化促進、いわゆる6次産業化策の活用での企業誘致の取り組みについて。

4 点目、食の産業の活性化のために全国和牛共進会の開催を探るべき。

以上について伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「地域経済と雇用の対策について」であります。

国内の経済情勢は、リーマン・ショック以降の景気低迷に加え、円高、欧州危機等、外的要因が重なり、景気の低迷から抜け出せない状況が続いており、これに伴い雇用情勢も新規の求人が減退し、有効求人倍率が伸び悩んでいる状況にあります。

ご質問の1点目、「町の融資枠拡大と金利引き下げ対策について」であります。

中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際に、できる限り貸付条件の変更を行うよう努めることなどを内容とした中小企業金融円滑化法は、平成20年秋以降の金融危機と景気低迷、いわゆるリーマン・ショックによる中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、平成21年12月に平成23年3月31日までの時限立法として施行されたところでありますが、中小企業の業況、資金繰りが改善傾向を見せないことを踏まえ、2度の期間延長を経て、平成25年3月31日で期限切れとなるものであります。この間、金融機関においては、貸付条件の変更の申し出等について柔軟な対応を行うとともに、事業者の経営改善に向けた相談・指導にも取り組んでいただいているものと考えております。

ご質問の中小企業融資制度についてであります。現在、運転資金の融資限度額が1,250万円、設備資金の融資限度額が3,000万円となっております。このうち運転資金の融資限度額につきましては、中小企業信用保険法に基づく緊急保証制度の適用業種が82業種から48業種に大幅に縮小されたのを補完するため、昨年4月1日から500万円から1,250万円に2.5倍の引き上げを行ったところであります。

この限度額の引き上げにより、平成23年度の運転資金に係る新規融資は平成22年度の32件1億1,260万円から、44件2億4,360万円となり、2.1倍となりました。これに伴い、中小企業融資制度の原資となる町内金融機関への預託金につきましても、昨年度当初から今年度にかけて、2億5,000万円から3億6,400万円へと1億1,400万円増額させていただいたところであります。

次に、融資利率についてであります。昨今の低金利の状況から償還期間7年以内が1.3%、7年を超え15年以内が1.6%、15年を超え20年以内が1.9%となっており、町では1.2%に相当する額を超える額について利息の補給を行っております。

なお、償還期間につきましては、償還負担の軽減を図るため、融資限度額を引き上げた昨年度から5年間を7年間に延長したところであります。近隣1市3町における利息補給の状況は、帯広市は利息補給がなく、芽室町、音更町ともに2%を超える部分について利息補給を行っており、本町の実質

利率は他の市町村に比べても借入者の負担に配慮した制度となっているものと考えております。

以上のようなことから、融資限度額の引き上げ及び金利の引き下げにつきましては、現時点では考えておりませんが、今後とも商工会や町内金融機関との情報交換を行い、事業者の実態に合った利用しやすい融資制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「北海道フード特区の認定を受けての規制緩和や優遇措置の成果と今後の取り組みについて」であります。

平成23年12月に、札幌・江別エリア、函館エリア、そして帯広・十勝エリアの道内三つのエリアが北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区として指定されました。北海道の優位性を最大限生かし、生産から加工、流通、販売までの各分野から成る強固な食のバリューチェーン、1次産品から加工、流通、販売までの一貫したプロセスのことを言うようでありますけれども、食のバリューチェーンを形成し、これにより農水産業や食品産業の強化を図り、国が目標として掲げている「食料自給率の向上」や「食料品の輸出拡大」に貢献しようとするものであり、その成果を北海道全体、さらには日本全体に波及させ、ひいては海外需要を発掘し、国際競争力のある食産業の拠点を目指すというものであります。

十勝・帯広エリアにおいては、農業と食品産業が連携し、高付加価値食品を新たに生み出したり、研究拠点をつくるとともに安全で高品質な農畜産物の生産拡大に取り組むものであります。

特区事業を行う生産者や企業に対する優遇措置といたしましては、税制・金融・財政の支援、規制の緩和といったものがあり、税制では投資税額控除など法人税の軽減措置、金融では最大0.7%、5年間の利子補給、財政では関係府省の補助金の活用があります。

また、規制緩和に係る主なものとしまして、新たに十勝管内において対応が可能となり、実証事業に向けた準備がスタートしようとしている農業貨物自動車の車検期限の延長があります。これは道路運送車両法に特例を設けることにより、認定農業者が営農業務及びこれに付随する業務に使用する農業用貨物自動車について、車検を行ってから1年を経過する前に法定点検を行い、安全が確認されれば車検期間を1年間延長できる規定を設けるものであり、まずは実証事業として安全性に関するデータ収集を行うこととされたものであります。

本町におきましても、北海道や帯広市、本年3月に設立された一般社団法人北海道食産業総合振興機構と連携しながら、優遇措置の周知など特区事業の活用促進や町内事業者の要望の把握、規制緩和への反映などに取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「農林漁業総合化推進（6次産業化）策を活用した企業誘致の取り組みについて」であります。

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、6次産業化法が平成23年3月に施行されました。この法律は、農林漁業者等による農林水産物及びその副産物の生産、加工、販売を一体的に行う取り組み等を創出することを目的としており、これらの取り組みを行う農林漁業者が6次産業化法に基づく事業認定を受けた場合の優遇措置として、農業改良資金の特例適用、短期運転資金の活用、認定後の事業実施について定期的に6次産業化プランナーによるフォローアップ、新商品の開発や販路拡大の取り組みに対して3分の2の補助のほか、農業生産法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助などがあります。

法の施行から2年弱が経過した本年11月30日現在の認定件数につきましては、全国で1,081件、北海道は75件であり、十勝管内では9件、このうち本町では平成23年度に1件の事業認定を受けているところであります。

本年度におきましては、1法人から事業認定を受けたいとの相談を受けているところであり、農林漁業の6次産業化は生産、加工、流通の一体化による所得の増大とともに、2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業の創出が期待されるものでありますので、国の直轄事業であり認定申請受付窓口である北海道農政事務所帯広地域センターと連携を図りながら、対応をしてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の4点目、「食の産業の活性化のために全国和牛共進会の開催を探るべき」についてであります。

ご承知のとおり、和牛のオリンピックと言われる第10回全国和牛能力共進会が10月25日から29日までの5日間、長崎県佐世保市をメイン会場に開催され、全国38道府県から480頭が参加し、道内から22頭、このうち本町からは3農家、5頭を出品し、優等賞7席と優等賞8席を受賞されたところであります。

私も27日と28日の2日間、審査会場に入り、審査の様子や等級決定の状況を見てまいりましたが、特に等級を決定する28日は道府県の応援団であふれかえり、審査会場の入場制限が行われるなど、期間中は48万6,000人の入場があったと報道されたところであります。共進会場内には、それぞれの道府県の和牛ブランドの「のぼり」が林立し、和牛の試食コーナーも設けられ、北海道は「北海道和牛」をホワイトシチューにし来場者に振る舞うなど、そのPRに大きな効果が見られただけでなく、期間中は佐世保市内と長崎市内の宿泊施設、さらには飲食施設や商業施設などに大きな経済効果がもたらされたものと思われまます。

ご質問にありますように、食産業の活性化や経済効果も含め、大きな効果が見込まれる事業であります。5年後の平成29年度は宮城県での開催が決定しているところであります。宮城県以降の開催地については、現時点では確認する手法はありませんが、これとは別にホルスタインの全国共進会が胆振管内安平町の「北海道ホルスタイン共進会場」におきまして、平成27年度の開催が決定しているところであります。和牛共進会の全国大会となりますと、審査会場のほか牛舎、枝肉競り会場、さらにはイベント会場など広大な場所と、あわせて1万人程度の宿泊施設の確保が必要となりますことから、十勝での開催については、関係機関及び関係団体とともに行動をしていかなければならないものと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 質問、まず1点目の町の十分なる対策を求めた円滑化法のことについてお伺いたします。

町としては、利子だとかいろんな負担について今のところは対応しているという答弁でありましたが、本日の北海道新聞の記事においても円滑化法案の終了後、金融関係者は姿勢は急に変えることはないというふうに強調しておりましたが、やはり利用している中小企業側とは全く相反する認識で、銀行による経営のチェックは既に厳しくなっている、そういう認識の差があると思います。

この状況からして、町がやはり次なる作戦、新しい行動をしてほしい。町長の答弁は町の経済活動をしている経営者に対し、ソフトな語りかけではありましたが、冷たい判断でなかったかなと。私にはそう思えてなりません。

この年末から今年度、来年度に向けて、山を越えられるかぎりぎりの地域の経営者にとって支援をやはりするべき、特に運転資金または小口資金について限度額の引き上げ、それを再度求めますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご答弁でも申し上げましたように、厳しい情勢の中であって、中小企業の皆さん、商工業者の皆さんが大変ご苦労されていると、そのことは我々も十分承知はしているつもりであります。そういった中で、金融機関や商工会関係の皆さん方ともご相談しながら、いわゆる1,250万円までの引き上げをやったと。

あるいは先ほど申し上げましたように、管内的に見ても利子補給もそれなりの成果は私は上げているものだろうというふうには思っておりますし、決してほかの町村に引けをとっているようなことではないというふうには思っております。もちろん厳しい状況でありますから、より以上のことをやることは喜ばれるのだろうというふうには思っておりますけれども、今、特に1,250万円まで運転資金の限度を上げたのはつい昨年ということでもありますので、何とか状況もこれからも見させていただきな

がら、また関係の皆さんともご相談をさせていただきながら対応していきたいと思っておりますけれども、今現時点では何とか現況の制度の中で頑張らせていただきたいし、私どもも努力をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 確かに限度額を上げた。ただ、利用も2.19倍になると。それはいわゆる経済が好調ではなくて、経済が悪くなったから利用者がふえたということ。いわゆる日増しに幕別の地域の経済は悪化しているのだと。

ただ限度額を上げてもらうことよりも、やはり利子への負担、町がもし利子を支援していただける、こうなれば、この厳しい年度末に向けての対応がさらに楽になるのではないかなと私は思います。1点でも明るい材料を町として与えることは、支援することはできないか伺います。利子に対してです。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 金利は低ければ低いほうがいいのは、これは当然のことだというふうに思いますけれども、1.2%を超える部分は町が負担しているわけですから、実質商業者の皆さんの負担は1.2ということでありまして。それだけに逆に市販の金利が上がった中でその数字で抑えているというのが実情でありますので、確かにもっと下げてほしいという要望もあるかもしれませんし、そういうのかもしれないけれども、何とかこの辺はご理解いただければなというふうには思っているところでありますし、もちろん商工業の振興やいろんな関係をこれから進めていく上では金利の負担、あるいは融資の額の増大、さらにもっといろんなことを商工会の皆さん方とも相談しながら、やれるものからやっていくと、できるものから町としても支援をしていくことは、これからも十分やっていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 特に十勝においては信用保証協会の発表によると、全道はこの円滑化法下支えという効果がありまして、代位弁済は20%減、それから全国では10%減という好結果を生んでおりますが、十勝では逆に20.3%の増額、いわゆる倒産がふえている、そういう地域であるということをやはり認識してもらいながら対策をしてほしいなと思っております。

この3月末には円滑法案が終了するというので、私はやはりこの法案が廃止された後のことも含めて、町長にぜひ対策してもらいたいと。

ことしの8月施行された中小企業経営力強化支援法、これはいわゆる十勝管内の法人だとか個人に5カ所ほど国が認定いたしまして、税務や金融などの専門知識、また実務経験の豊かな事業者、それらを指定して、民間の企業の事業の発展や販売路の拡大などを支援するという方針でつくられたもので、ぜひ円滑化法案が期限切れした後は、企業の支援としては、こういう方法を生かさなければ、私は生きていくのに大変厳しいのではないかと思います。ぜひ、新しい制度に対して町と、それから金融機関と指導を進めるようにしていただきたいと思っておりますが、町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 円滑法が切れた後、具体的にどのような新たなものが出てくるかというようなことについてはまだ我々もわかりませんし、ご案内のとおり選挙の真っ最中でありまして、今後の政権の枠組みの中でまたいろんな制度が出てくるのかどうか、もちろんわかりませんが、私どもは先ほども言いましたように、やはり地元のあるいは十勝の商工業者の皆さんが一番使い勝手のいい、いわゆる自分たちにとって有利な金融施策ができることが望ましいことであるというふうに思っておりますし、また私どもだけ、これ行政のみでなくて、やはり今おっしゃられたとおり、金融機関や商工会の皆さんとも相談しながら、今、幕別の商工業者さんがどういう施策を一番望まれているかと、そういったことも含めながら施策を構築していくことが大事だろうというふうに思っておりますので、引き続き商工会や金融機関の皆さん方のご意見もいただきながら、検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番(藤原 孟) 確かに町長おっしゃるとおり、景気の悪化に対して我が町の地方の行政として確かな方針、施策というのはなかなか打ち出せないものだと私も認識しております。ただ、やはり地域としては利子補給という、それが一番身近な支援策ではないかなという気がいたしますので、ぜひその辺は認識していただいて、私の次の質問に移りたいと思います。

北海道のフード特区ということになります。国は数値目標として2010年に対して、5カ年後には売り上げ増加1,300億円、61万人の雇用を目指す指針を出しております。この数値目標達成のためにいろんな規制緩和がこれから出されていくのだと思いますが、幕別町において、いわゆるこのフード特区を利用することに、生産地、いわゆる幕別町としてどういう、現在、規制緩和の兆しがあるか、特に生産性の向上、それから品質向上、貯蔵技術の開発・確立、用途に応じた品質改良などという点において、幕別町に兆しがあるかないかについて伺いたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 特区の指定を受けて、私どもの町の農業者の皆さんにとって即オーケーといいますか、こういうところで利便が図られた、効率的な面が図られたと、今は具体的にはまだ農産物なんかではないというふうに思います。一番近いのが、先ほど言いました車検の延長なんかがこれから考えられるのだろーと思っておりますけれども、もう一つには、これ今やっている最中なのですけれども、北海道セイカンが春日町にあるのですけれども、あそこの今、西側に造成といいますか、開発行為であそこを、工場用地を伸ばそうとしていますけれども、あの辺がここで言う特区の影響を受けているんな面での規制緩和の分の特区の恩恵を受けていると、そういうようなものは一つあるのかなというふうに思っておりますけれども、これらは一つ一つ具体的なものが出てこない特区の恩恵があるのかどうかということとはなかなか見にくいものがあるのかなというふうに思っておりますけれども、軽乗用車とか農業用トラックが一気に車検が1年延長したというようなことになると、ああすごいなというようなことにはなるのかもしれませんが、これからがどんどん出てくるのかなというふうには思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○7番(藤原 孟) フード特区の規制緩和なんかで、北海道として国に提案して認められたものですが、食の機能性独自表示、これが来年4月には制度創設され、6月には認定商品が発売されるという計画があると聞いております。

現在は、いわゆる食品は効能を表示すれば薬事法だとか、そういうもので規制されており、健康増進効果のあるものはトクホ食品として認定され、これはそこまでいくのには時間といわゆる費用が莫大にかかる聞いております。ただ、そのために道の制度として、食品の効能の中でも成分について、いわゆる科学的研究が行われてそれを表示したいと。それを商品パッケージにして売り出したいということ、いわゆる長芋がおいしいとか長芋がどうだとか、ユリ根が何に効くかということより化学成分がこうであるという表示にすることで売り出しを図っていきたいということのようで、このことによって、うちの町にまた新しい農産品が作られていくのではないかと思います。ぜひ農業者にこのことの説明、4月には運営され、6月にはもう実施されるということですから、早々にそのことは研究し、なおかつ農業者へお知らせすべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) ここに新聞の切り抜きがありますけれども、食の機能性独自表示等、来年度創設へ検討会を設けたということで、これは今おっしゃられたとおりのことでありまして、今後どのような展開になっていくか我々も注視していかねばならない。

たまたま先日、道の担当の部長さん、次長さんが見えになりました、例えば幕別産のレタスを持ってこいと、すぐ研究室へ持って行って成分を調べてあげると、そんなことも言っていましたので、ここで言うように、いろんなものの成分だとか何かを科学的に検査をし、そして表示をしながら道独自のものとして売り出す。これは結果がどういふふうになるかは、もちろん我々はわかるわけではありませんけれども、そういった手法をとりながら、いわゆる特区の条件を生かしながら、そういうこ

とがこれから進められようとしているわけでありますので、これは農協を初めとして、いろんな団体の皆さんともこれからそういう話し合いをする場があるのかもしれませんが、十分注視しながらいきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 本当にこの制度は、なかなか私は魅力あるものだなと。新しい捉えで、新しい考えでまた製品をつくって生かすということは、特に相川地区ではやはり野菜だとか、それから人より常に新しいものをつくるという機運がありますので、その化学的成分を分析してもらって、より販売力を強めることは非常に大切だと思っております。

あと、3番目の6次産業化について質問いたします。

日本再生プロジェクト、このことによって、先ほども申しましたけれども1次産業の生産額、これを今日本では10兆円規模であると、それが2次産業化の付加価値を加えることによって100兆円ぐらいの規模の生産力にしたいと、そういう施策を持っているようであります。

また、本町においては、密閉型実証研究、いわゆる植物工場としてテクノカが設立されましたが、今後、あの施設自体のほとんどは、いわゆるガラス温室で水耕栽培がされておりますが、あのようなタイプの施設がこれから工業団地でなくても、やはり農地に進出したりするときに、町としては積極的に支援といいますか、そういう許可はこれからもしていくのかどうか、まず1点目お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） ああいったガラス温室、一番のネックは、農地に建てる場合のネックとして、建築基準法が適用になるかならないかというところで、大きく事業が進むか進まないかということになります。

テクノカの場合については、完全オートメーションという方式で、人が入らない密閉型だということから建築基準が不要と、不要案件であるというような形になりました。ですから、そういった面での法をいかにクリアしていくかという点で、町としては積極的にアドバイスをしながら推進をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 積極的なアドバイスがなければ、恐らく北海道においてもなかなかああいう施設は建たないのではないかと私は認識しておりますが、ただ、やはり敷地面積が例えば1ヘクタールとか、今、農家の持っている人たちの面積は非常に大きい。その中に事務所としては、いわゆる10%以下の専有面積しかない。あとはビニールハウスとかそういうものが建つことによって、農地は本来はそんなに形態を、隣の敷地にも迷惑をかけないで物が建っていくのではないかと、そういうふうに考えています。そうすれば、これから恐らくいろんな経営母体といいますか、法人の人たちがあのような形態をして幕別町に、特にうちの町は農産物の生産地として非常に近いですから、加工だとか貯蔵をすれば、魅力的な地域ですから、ああいう形のものがこれからも進出するのではないかと、そう思っています。

そこで、やはり既存の農家といわゆるそういう方の農家との狭隘といいますか、その辺のこともやはり検討しなければ、既存の人にすれば迷惑施設という捉え方をされるのではという危惧をしますので、ぜひ町としてしっかりした方向性を持つべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 既存農家との競合というようなことは、これは今おっしゃられたことが憂慮される部分はあるのだらうと思います。前回のテクノカが進出するに当たっても、私は何回か社長さんにお会いしたときも、まずは幕別地域の皆さん方の理解が得られるようなことで十分話をしてくださいと、その次は当然のことながら、ぜひ札内農協にも行って農協の幹部の皆さんにも十分説明してくださいと。それでいろんなことの話でお互いの了解、理解が得られる中で進出が決まっていくというのが本来のあり方だらうというふうに思っておりますので、もちろん町としては、法的な問題もさる

ことながら、町としての役割を果たしていくことが大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 6次化がこれから進むということ、企業誘致も含めてなのですけども、うちの町は最近、いわゆる行政によっていろんな土地だとか建物に対して、私は大安売り商売を幕別町はしたのだと。その最たるものが、本町と忠類地区の定住化だと。そろそろ土地を無償にするという、そういう商売は、うちの町としてはもう底を打ったのではないかと考えております。それでも企業誘致は求められることだと思います。ぜひ、フード特区、それから6次化、こういう制度を巧みに利用しながら、いわゆる職員の英知をしっかりと使いながら、次の企業誘致に進まなければならない時代がすぐ来ると私は思っております。

特に今、農地に対する申請者の厳し過ぎる審査というのもあると思うので、農地法のこと、それから土地計画のこと、市街化区域のこと、これらを非常に厳しく規制すれば、当然進出する人、地域の人も初期投資、それが非常に課題になってくると私は思います。地域の資本力の弱い人たちが新たな産業を生もう、それから進出しようとしてくれる人たちにとって大きな法人の資金力に負けないように、やはり町としても届け出程度の制度で何とかクリアしていく方策はないか、それはやはり規制緩和と絡みますけれども、そういう方法でぜひ今後の新しい展開をしてほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 規制緩和を否定するものではありませんけれども、ただ届け出だけで条件が満たせるというようなことは、本来的にいくと、それぞれの法律にはもちろん当然目的があるわけですから、我々の立場あるいは農業者の皆さんからすると、農地は守っていかなければならないという前提があって、そのために規制があるわけですから、それが簡単に許されるようなことであってもこれはまただめな部分もあるのだらうと思うし、逆に企業として進出する場合には、用地を確保するためにはもっと規制が緩和されて、楽に土地を求められるようなことが望ましいのかもしれませんが、恐らく、先ほどの建築基準法もそうですし、いろんな規制はそれぞれの目的やそれぞれの背景があって今の法的なものが整備されているわけですから、農地の除外なんかもよく問題にはなりませんけれども、そういったことは、その都度その都度ケース・バイ・ケースによって対応していかなければならないと思いますけれども、農業を守るだとか、乱開発を防ぐだとか、そういった根本的なものはやはりこれからも守っていかなければならないものであろうというふうには私は思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、最後の4番目の全国和牛共進会の開催をということを質問いたします。

これは私は、新聞紙上でしか知り得るものではありません。この熱気、それからそのすごさというのは町長みずからが行ったわけですから、町長のコメントにまさるものは何もないとは思いますが、まずはその規模の大きさ、それから経済効果は100億円に及ぶということも言われております。また、参加人数も48万人を超えるとかいう情報がありますが、まずは町長からそのときのやはり和牛オリンピックという名がついておりますので、ぜひそのときの感想といたしますか、見たものをひとつ紹介していただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も初めて出ささせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、北海道で22頭出頭されて、このうち十勝12、そしてその12のうち幕別から5頭ということでありました。足寄ですとか池田、豊頃、上士幌、まだあったかもしれませんが、それぞれ町村会で、これだけ幕別5頭も行くのに町長が行かないこと自体がおかしいと大分おどかさされて、私も一緒に参加させていただきました。十勝からは大体45人ぐらいのツアーで、農協連が主催で応援団が組まれて行っておりました。向こうで合流をさせていただきました、発表の前日には皆さんで激励会といたしますか、懇親会を催して、出品者の皆さんとお話をさせていただいて、大変私も貴重な経験をさせていただいたなというふうには思っております。

ただ、なかなか会場も広い、ハウステンボスの前の広場ですけれども、広い場所。そして聞きますと、3億円だか何億円だか、もうわからないぐらいの投資もしていますし、宿泊がほかの町村長もとれない。佐世保の町からはタクシーで40分くらいですから、毎日佐世保までタクシーで往復するわけにもいかないというようなことで大変でありましたけれども、波及効果は本当に大きなものがあるのだろうと。ご案内のとおり、北海道十勝では音更にアグリアリーナがあって、あそこで毎年共進会が行われておりますけれども、あの施設よりはもっと大きな施設でありますから、仮設でありますけれども、そこで品評会をやらされると。

それと、今回のご質問があったのですけれども、今、第11回ですか、ことしが10回ですから今度11回ですけれども、今回の長崎までほとんど九州とか、やっぱり和牛の生産地が多いんですね。北海道では全然、今までも開かれたことがないということで、九州以外では岡山だとか鳥取だとか岐阜だとかと、そういうようなところが多いようですので、これを北海道へ誘致するとなるとかなり難しいものがあるのかなというふうに思いましたけれども、お話ありましたようなこと、機会あれば、また皆さんにお伝えしながら、何か考えられるようなことがあればというふうには思っておりますけれども、大変大きな大会で正直びっくりしましたし、感動もいたしました。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 十勝は十勝和牛という、いわゆる地域団体商標というのですかね、それもあると聞いております。ぜひ、和牛の産地として、いわゆる北海道、次回は宮城だと聞いておりますのでだんだん北海道に近づいてきております。ぜひ、また足寄町長も見に行つたと。その辺が非常に私としては、町村間の競争というわけではないですけれども、積極的な町長がたくさんおりますので、ぜひその人たちとともに歩みを同じくして、ぜひイベント誘致をしてもらいたいと思っています。

あと、よそのイベントですけれども、広尾町では外航クルーズ船の寄港促進期成会だか協議会だかそういうものに入って、やはり全国的なイベントとして捉えて、何とかまちおこし、まちづくり、そういうものを目指していると聞いております。

うちの町は、前段芳滝議員が紹介しましたけれども、4農協の青年部がこれからも町のためにいろんなことを、食を通じてまちづくりをしたいと思います。和牛を通じてということ、それから食の産業を興すということを考えれば、これは大きな夢物語かもしれないですけれども、テレビでは東京オリンピックがどうのこうのと、もう本当に大きな話も出ます。ぜひ、我が町にも和牛オリンピックをぜひ誘致できればという夢も私は感じますので、町長の強い指導力といいますか、決断をぜひお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、15時35分まで休憩いたします。

15：22 休憩

15：35 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14番（成田年雄） それでは、通告どおり質問します。

1番目に、幕別町のごみ処理問題について伺います。

1番の①番、大豊地区における処理違反の詳細について伺います。

1番の②番で、道路用地に対してどう処理したのか。

1番の③番で、道職員、保健所、幕別町職員についての責任体制、見直しも含めて伺います。

2番、教育関連について伺います。

会計検査院が昨年11月に公表した調査を受けて、不適切な勤務が明らかになり、責任の所在を明ら

かにし、厳正に対処するとしているが、幕別町内としてはあったのか、なかったのか。あるとしたら教育委員会の責任、任命権者も含めて対応はあるのか。

3番目として、幕別町百年記念ホールの指定管理者「NPO まくべつ町民芸術劇場」について、詳細な説明と今後の見通しについて伺います。

①で、百年記念ホールの指定管理について、NPO まくべつ町民芸術劇場が指定管理の候補として議会の承認待ちになっていますが、これまでの運営状況について伺います。

②で、さまざまな事業を行っていますが、それぞれの事業において経理上問題はないか伺います。問題があるとしたら、どう処置しますか。

③、5年前に行われた指定管理にかかわる説明会に現館長が出席していたが、NPO まくべつ町民芸術劇場において、どのような経緯と身分で出席していたのか疑問である。正会員でもない人だと聞くと、説明を伺います。

④で、指定管理者としての事務職採用について200人弱の応募者があったと聞くと、採用条件と選考過程とそれぞれの担当と役割の詳細について伺います。採用に際し、履歴書も出していなかったと聞いているが、それについても伺います。

⑤番で、事務職管理（館長）について伺います。行政側から依頼されたと公然と公言していたと聞くと、そういったことがあったのか、なかったのか。

⑥で、事業の実施において赤字となった場合、公の施設の管理者である幕別町が公金を持って責任をとってくれることが約束されていると疑いたくなるが、見解を伺う。さらには、町の交付金524万円について、軽く考えてはいけないのではないかと。法令等でも適正なる支出が義務づけられているのではないかと伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 成田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「幕別町のごみ処理問題について」であります。

ご質問の1点目、「大豊地区における処理違反の詳細について」であります。

ご質問の内容は、新聞報道にもありましたが、町内大豊地区において平成7年から産業廃棄物の埋立処分を行っております株式会社北海清掃社が自社所有地と町有地の一部に許可なく産業廃棄物の埋立処分を行い、廃棄物処理法違反として関係者が逮捕、起訴されるという事件であります。

違反の概要といたしましては、産業廃棄物の処分業の用に供している残余量が少なくなった安定型最終処分場の延命化を図るため、埋立処分として受託した瓦れき類等と破砕処分として受託した廃プラスチック類を幕別町字大豊271番地2ほかの自社所有地等において、平成21年11月ごろから平成24年1月までの期間にわたり、5,600立方メートルを不法に埋め立てたものであります。

本事件が発覚した経緯ではありますが、本年1月16日に十勝総合振興局が実施した廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定に基づく立入検査により確認され、本町には2月に十勝総合振興局から情報が提供されました。

その後、振興局による関係者への事情聴取や現地調査（試掘）等により容疑が確定されたため、6月27日、裁判所の執行命令に基づき北海道警察による現場検証が行われ、道は警察の現場検証と同日付で本社に対し「改善指導書」により、本年12月31日までに不法投棄した廃棄物を回収し、適正に処理するよう指導を行っております。

また、道は、7月に2回の聴聞会を開くなど処分を検討されておりましたが、10月11日付で北海道の許可事業であります産業廃棄物収集運搬業の許可等の全ての許可10件が取り消されたところであります。

本町におきましても、法の規定に基づき10月18日に、一般廃棄物処理業（収集運搬）及び浄化槽清掃業の許可の取り消しを行いました。

同社につきましては、8月27日に業務課長が逮捕され、同社も書類送検され、その後10月30日には同社社長ほか役員2名も逮捕され、現在に至っております。

ご質問の2点目、「道路用地に対してどう処理したのか」についてであります。

不法に埋め立て処分した土地の大部分は、同社が保有している用地でありましたが、ご質問にもありますように、町有地の一部においても不法に埋め立てが行われていたことが確認されております。

現地の状況につきましては、6月27日に行われた北海道警察による現場検証に町職員が立ち会い、現地確認と現地掘削による廃棄物を確認いたしております。

不法投棄された箇所は2カ所で、縦横約4メートル、深さ約3メートルに約100立方メートルの廃プラスチック類が埋設されていたものであります。

町におきましても、6月29日付で「改善指導書」を発行し、直ちに投棄した廃棄物を回収し、原状回復を図るように指導した結果、7月3日に廃棄物の回収と処理、同地の埋め戻し等が適正に行われ、原状回復がなされたことを職員が確認いたしております。

ご質問の3点目、「道職員、保健所、幕別町職員についての責任体制等について」であります。

産業廃棄物の処理と最終処分場の許認可については、監督官庁であります北海道の権限に属しますことから、基本的には本町といたしましては指導・監督の立場にないことをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、町内に立地する施設であり、周辺環境に影響が及ぶことも考えられますことから、北海道とも連携をとり、同社に対し本年8月に不法投棄された廃棄物を速やかに、かつ適正処理するよう要請を行ったところであります。

同社におきましても、十勝総合振興局の指導のもと、原状回復に努めた結果、現在、不法に埋め立てした廃棄物の掘削は終了し、現在は順次適正処理を行っております。

今後につきましては、十勝総合振興局と連携をとりながら、周辺環境や地域住民に影響が出ないよう注視してまいりたいと考えております。

以上で、成田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 成田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育関連についてのご質問の「教職員の不適切な勤務実態の有無、教育委員会の責任、任命権者を含めた対応について」であります。

平成22年度に北海道教育委員会が行いました「教職員の勤務規律の実態に関する調査」の結果、一部の教職員が勤務時間中に有給休暇等の手続をとることなく、職員団体のための活動を行っていたことなどが明らかになったところであります。

このことを踏まえまして、会計検査院において、義務教育費国庫負担金の執行にかかわる道内209校の市町村立小中学校の道費負担教職員の勤務状況について実地検査が行われ、その結果が昨年11月に公表され、勤務時間中における職務専念義務が遵守されていないにもかかわらず、その時間の給与が支給されていたものなどについて指摘がなされたところであります。

北海道における不適切な勤務実態の内容といたしましては、夏休みや冬休みなどの長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていなかったものや、校外において行ったとしていた研修を実際は行っていなかったなどで、合わせて172校、延べ647人となっており、この時間に対する給与の国庫負担金相当額234万6,067円については、文部科学省に対して、「速やかに国庫への返還等の処置をとること」との所見が示されたところであります。

また、こうした事態を踏まえ、昨年10月に文部科学省から北海道教育委員会に対し、全道の小中学校等義務教育費国庫負担金の対象となる教職員に係る平成18年度から21年度までの4カ年について会計検査院と同様の調査を実施するよう指導がありましたことから、北海道教育委員会において、国から指導があった対象学校や年度に加え、道立学校や市町村立定時制高等学校の教職員も対象とし、平成22年度も加えた5カ年分について、国庫負担や道費の適正執行の観点から調査が実施されてきたところであります。

この調査を取りまとめた報告が11月26日に公表され、会計検査院による国庫負担金に係る会計実

地検査の結果と同様、教職員の一部において給与費の執行に適正を欠く事態が全道的に明らかとなったところであります。

調査の対象は、道内全ての公立小中学校、特別支援学校、道立高校、市町村立定時制高校などの2,350校の教職員5万7,497人でありますが、調査結果は、道内の公立学校381校の教職員666人に4,428時間の給与返還の対象となる不適切な勤務があり、その間の給与約1,318万円が不当に支給されていたとのことでありました。

本町における不適切な勤務の実態についてであります。平成22年の会計検査院の調査においては、「校外において行ったとしていた研修を実際は行っていなかったものなど」で、4名が不適切な勤務実態があったと指摘され、47時間分の給与10万3,088円の返還が行われたところであります。

また、北海道教育委員会が11月26日に公表いたしました調査報告の中での本町の該当分は、「長期休業期間中に校外において行ったとしていた研修が実際は行っていなかったものなど」で、2名となっているところであります。

会計検査院の調査結果による不適切な勤務実態の該当者も含め、これらの教職員に対する処分については、今後、任命権者である北海道教育委員会において、遅くとも年度内に決定するとお聞きいただいているところであります。

幕別町教育委員会といたしましては、服務監督権者として当該教職員に対して強く指導するとともに、学校の管理者である校長に対しましても、その権限と責任において適切に判断し、勤務時間の管理を行うものであることなど、機会あるごとに指導しているところであります。

言うまでもありませんが、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために職務に専念する義務を負っており、とりわけ児童生徒の教育に直接かかわる教職員には、より高い倫理観が求められているところであります。二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止と服務規律の厳正な保持について、万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、「幕別町百年記念ホールの指定管理者『NPO まくべつ町民芸術劇場』の詳細な説明と今後の見通しについて」であります。

ご質問の1点目、「NPO まくべつ町民芸術劇場のこれまでの運営状況について」であります。

「まくべつ町民芸術劇場」は、任意団体として平成9年4月に町民有志によって設立され、長きにわたり、本町の芸術・文化振興の一端を担い、平成18年10月には特定非営利活動法人として法人化し、さらに、平成20年4月からは幕別町百年記念ホールの指定管理者として、百年記念ホールを管理・運営していただいているところであります。

運営につきましては、理事7人、監事2人、職員5人の体制の中で行われており、コンサートや映画上映のほか、講演会、盆踊りなどの「文化芸術鑑賞事業」、町内の児童生徒を招いて寄席や落語の鑑賞を行う「学校芸術鑑賞事業」のほか、生涯学習講座や貸し館業務などを行っているものであり、平成20年度の指定管理後に大きく利用者数や、あるいは講座数がふえたところでもあります。

また、百年記念ホールでは、コンサートなどの終了後に入場者から聴取するアンケートでの評判もよく、文化施設として町内はもとより、多くの方々に高い評価をいただいているところであります。

ご質問の2点目、「経理上の問題とその処置について」であります。

百年記念ホールの指定管理は、平成20年度から24年度までの5年間の指定期間が終了となりますことから、平成25年度からの7年間における指定管理者の公募を本年9月に行ったところであり、10月に応募のあった2団体を対象にプレゼンテーションを実施いたしました。

このプレゼンテーションにおきまして、まくべつ町民芸術劇場から、説明開始の冒頭、職員2人が他社の役員に就任していたことや、法人の過年度の経理の一部に適切でない処理があったことについて報告がなされたところであります。

他社の役員に就任していたことにつきましては、職員も軽率であったことを認め、既に就業規則違反として当法人において処分がなされたところであり、経理処理につきましては現在調査中でありますが、明確になり次第、厳格に対応したいとの説明があったところであります。

教育委員会といたしましても調査を行いました。二重就労や適切でない経理処理があったことを確認いたしました。経理については、本人の意識に問題があることは当然ではありますが、チェック体制が不十分であったこと、内部の意思疎通が十分に行われていなかったことも要因の一つであると考えているところであります。

既に、まくべつ町民芸術劇場側からは、定款や会計処理規程等の規定遵守や事業担当者と経理担当者の相互牽制体制の構築等の改善策の提出があったところであります。いずれにいたしましても、現在、当法人として全容解明に努めているところであり、解明後の対応についても適切になされるものと思っております。

ご質問の3点目、「5年前の指定管理者説明会に現館長が出席した経緯について」であります。

ご指摘の方につきましては、当時、自分の経験を生かして当法人に無報酬で助言するなどの協力をしており、5年前の指定管理の説明会、いわゆるプレゼンテーションの場にも出席をしていたとのこととあります。プレゼンテーションの説明は理事長でありましたが、当該人はプレゼンテーションが行われた時点では、まくべつ町民芸術劇場の正会員ではなく、その後正会員になられたとのこととあります。

しかしながら、5年前に実施したプレゼンテーションでは、説明員の身分について特に条件は付しておらず、コンサルタント会社が提案書を作成して説明することもあり得ますことから、当該人がプレゼンテーションに参加したこと自体が、会員でなかったことを理由に不適切であったとの判断には至らなかったものと考えております。

ご質問の4点目、「事務職員の採用における採用条件等について」であります。

最初に、採用条件についてであります。応募資格として、通勤可能な方、公演事業の企画・立案の経験または興味のある方、一般事務・経理事務・接客経験のある方などの8点が示されておりました。

選考の過程としましては、平成20年1月に職業安定所への求人依頼や新聞広告、町広報誌への掲載により応募を募り、その後、職員採用説明会の開催、書類審査、面接を経て決定されております。

職員採用説明会には200人弱の方がご来場されていたとのこととあり、実際に履歴書を出された方は82人で、その中から5人の方を職員として採用しており、選考での担当と役割については、理事により書類選考及び面接が行われたとお聞きいたしております。

なお、ご質問にあります履歴書につきましては、事務職員である5人全ての履歴書が提出されていることを確認いたしております。

ご質問の5点目、「百年記念ホール館長職の行政からの依頼について」であります。

先ほども答弁させていただきましたが、職員の採用は公募により行われ、選考の結果、5人の職員が採用されたところであります。

履歴書を出された82人の応募者のうち、書類選考の後12人の方と面接をいたしておりますが、面接をしたのはまくべつ町民芸術劇場の理事6人であり、履歴書や面接における印象等を総合的に判断し、点数化することで採用する職員の決定をされたとのこととあります。

ご質問の行政からの依頼についてであります。まくべつ町民芸術劇場の職員の採用に行政が指示をすることはあってはならないことであるとともに、採用する決定権を持っているのはまくべつ町民芸術劇場でありますことから、行政からの依頼はなかったものと考えているところであります。

ご質問の6点目、「芸術・文化交付金事業に係る交付金の取り扱いについて」であります。

交付金は、「条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として一方的に交付するもの」とされており、本町においては、「幕別町補助金等交付基準」において、「交付金は、町行政の事務の一部を行う団体等に対し、その事務事業に対する経費について行う金銭給付」と位置づけしているところであります。

文字どおり、まくべつ町民芸術劇場が実施している芸術・文化交付金事業は、芸術や文化の公演を行うための事業であります。事業の実施に当たっては、入場者数が予定に達しない場合があるなど不

確定要素の強い面もあり、大変苦勞なされていることも多いものと思っております。

しかしながら、赤字になった場合には町に支援を求めるというのではなく、事業の収支状況を慎重に見きわめる中で、広報活動に力を入れることによるチケット販売や企業からの協賛金を募るほか、当法人の自主財源などを活用して展開していくことが求められているところであります。

また、法令等での適正な支出の義務づけにつきましては、「幕別町補助金等交付規則」にありますとおり交付金を他の用途に使用してはならないとしており、目的に沿わない支出をした場合には、交付金の交付決定の取消し及び返還を命ずることができるとされているところであります。

以上で、成田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） ごみ処理について、その 1、この件について処分が甘過ぎないか、再度質問します。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申しあげましたように、今回の処分、これは許認可の権限があります道がやるわけですけれども、全ての権限が、認可が取り消しということですから、処分としてはこれ以上一番重い処分になるのかなというふうに思っておりますので、恐らくこれで一切の仕事ができなくなるということになると思いますので、私自身としては重い処分だったのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） これ司直の手に任せて刑罰とすることはできなかったのですか。許可なんかの取り消しというよりも、刑事罰はとれなかったのですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 処分には、行政処分とそれから司法による処分とがあります。今申しあげましたのは、行政処分として行政監督庁が行った処分であります。今、関係した職員、企業側の人たちは起訴されておりますので、この後、裁判によって刑事罰が科せられるのではないかとというふうに考えられます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） ごみ処理の②について。たしか道路用地にもごみを埋めたと言っていたが、どう処理したのか。さらには、埋めた埋め幅の土かぶりがあったのか。木くず、焼却灰、本当に廃プラだけなのか。その他の種類は埋めていなかったのかどうか。さらには、水質検査、ダイオキシン検査も含めてしているのか。廃プラについても沢に直接流れて地下水に浸透しているはずなのだけれども、そういう部分も含めて、どういったような、これからのあれは方向性を見出すのかな。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 町有地、道路用地に関しまして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、6月27日に北海道警察の捜索が入りまして、私もその場に立ち会いを行いました。現場は、もう既に泥をかぶった状態から廃棄物を掘り起こした状態になっておりまして、その大きさは、先ほども申しあげましたが、縦横4メートルぐらい、およそ深さ3メートルぐらいでありました。中にあったものは、ほとんどが廃プラスチック類でありまして、農業用ビニールですとか、肥料の袋等がほとんどでありました。瓦れき等については、ほんの少量等でありました。

なお、木くず等のものはほとんど入っていなかった状況で、おおよそ廃プラスチックという状況であったことは確認しております。なお、この量につきましては、掘り出したものを警察官立ち会いのもとにトラックに積みまして、この当時、会社でありますトラックスケールによって量を確認しておりますので、量については間違いなく総体で5,600立方メートル、町有地においては約100立方メートル程度の廃棄物があったというふうには確認しております。

なお、その周辺のダイオキシンの検査ですとか、水質の検査については、現時点、この時点では行っておりません。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 廃プラが主な埋め立てとなっていますが、ほかの種類もあったということですよ。だって、あそこで焼却しているから焼却灰もあるかもしれないし、地下水 1 回調べたほうがいいのですよ、あれ。安定型で地下水、廃プラだけですよと言ったって、何を埋めているかわからないのだから。たしか医療廃棄物も埋めているはずですよ、あれ。埋めているのかな、焼いているのかな、焼却しているのかな。そういうのをやっつけていかなかったら、地下水の下にいる、住んでいる人方は地下水を飲む結果になってしまうのです。ダイオキシンにしても。それも含めて道の検査結果、道待ちなのか、町としてやるのか、その辺もはっきりしてほしいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 基本的には、ダイオキシンが発生するものだから、そういった違法なものについては埋められないことになっております。

会社側としては、これまでも毎年 1 回、水質検査を行っておりますので、そういったデータについては道のほうに提出をしているというふうになっております。そういったことについて、今後、環境にどのような影響が出るかということについては問題はないのではないかなというふうに思われますけれども、この後、処分または最終的に埋め立てが完全に終わっていない部分もあるかと思っておりますので、道のほうとも協議をしながら、完全にそういったことが行われるように協議を行っていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） うそつきにうそつくなと言ってもだめなのですよ。そんなの、どこかでうそをついているに決まっているじゃない。ましてや、あそこは焼却している場所で、安定型をつくる自体が何か無理な話だ。あそこは管理型をつくってあれするのだったらわかるけれども、廃プラしか埋めていませんと、廃プラごと燃やしているかもしれないし、そんなの何とも定かではないのだけれども、これはどっちの責任、道の責任になるのか町の責任になるのかわからないけれども、許認可したのが道だというのなら道の責任だろうし。ただ、町の管理にも影響してくるのではないかなと思うのだ。そういうものは、これからがっちりもう一回、再度検査材料にしてほしいなと思います。

さらには、許可業者にかかわらず、この 1 件は悪質過ぎる。道職員、幕別職員の責任体制、今後の再度の見直しも含めて伺います。いつも道の処理、適正になっていない。許可について、町としてはどのような考えがあるか伺います。何かわからんな、これ。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 産業廃棄物の処理に関しましては、北海道知事が許認可の権限を持ってまして、町が直接的にその施設に対して立入調査をするとかということではできません。そういった経緯がありますことから、今回も十勝の総合振興局の立入調査によって発見されたわけでありましてけれども、基本的には道が指導していただいたことを、町としてそれを報告をいただいて見守ってというのが町の立場になろうかなというふうに考えております。成田議員のおっしゃることはよくわかるのですけれども、処理場建設に当たっては地域の同意ですとか町の同意ですとかが必要ですから、そういった部分の町の責任というものも確かにあるかと私どもも考えておりますけれども、実際上の廃棄されたものをどう処理したか、適正に処理されているかどうかを調査するのは、あくまでも北海道の権限でありますので、町としてそれができないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） ごみ問題に対しては、本当、道職員というか、道が許可、認可しておいて、責任がいつもばらばらなのだよな、道にしても。中途半端で終わらすということが嫌なのさ。そういうことで、これからは厳しく対処してほしい。

それでは、2 番目の教育問題に対して伺います。

今まで教育委員会は違反はないと言ってきたが、教育の関連について検査院が昨年 11 月公表のとおり

り、幕別町でも4名の不適切勤務があったと聞く。道教育委員会、幕別教育委員会として教育の責任、任命権者及び幕別学校責任者の責任の所在はあったのかないのか、どういった責任をとったのか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今まで違反はないものと思うと、これは事実解明、実態調査、そういうもので確定しない限りにおいては、希望的など言ったら語弊があるかもしれませんが、そういうことではないものというふうには当然として私も申し上げました。ただ、会計検査院の考え方と私どもの考え方は若干ずれる分野があります。ここで詳しくは述べませんが、そういうものを考慮いたしますと、大きな違反行為、違法行為はなかったというふうにも思えるところがございます。ここでの議論にはなりませんけれども、任命権者あるいはその責任のとりようについては、私どもが服務監督権者として位置づけされております。それは校長先生に管理職に委ねているところでありますけれども、服務監督権者の私どもと校長の意向については、そう大差がないものというふうに理解をいたしております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 証拠がなければ何も言えないという、今の答弁のような感じするのだけれども、それであれば、証拠が挙がったのだから厳罰に、さらには今までこのような事犯はないと言っていたことがあからさまになったのですから、教育長、明確な答弁を願います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 何回も繰り返しになってもおもしろくありませんので、もとい訂正いたします。

世の中のルールで申し上げますと、いろんな疑いはかけられていても、事が確定するまでにはそれなりの考え方に基づいて行われることは承知のとおりであります。その確定した部分について、例えば行政処分としての処分が出るといった場合に、不服申し立てという制度がございます。それら一連の流れがあって、そして最終的には裁判で確定するというようなことになるわけであります。

したがって、今の現状においては、まだ実態としてはこうだという数字は出ておりますが、確定はしていない。道教委においても、年度末ぐらいまでには何らかの処分方法にて通知をしたいと、こう言っております。その通知がありましても、今申し上げたようなことで確定には至らないわけです。はい。内容についても、私ども疑義を持つものもあります。少ない件数ではありますけれども、その考え方については権限をとることにするという、行政側においてもそういった議論のあるところあります。したがって、確定はしていない。今示されたのは2名であるとしか申し上げることができないという状況にあります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 公表しても確定はしていない。そうしたら証拠不十分。これどこまでいったらいいのか、今こそチャンスなのに。その証拠不十分なことが十分ではないかなと自分は思うのですよ。だけれども、それは確定ではないと言うからには、どうしたらいいの。これはまた道教委の判断を仰ぐしかないのかな。

それでは3番目の、これは今の質問は、教育長の服務管理責任の判断と道教委の判断を仰いだ結果が確定された結果にはどういう判断するかというのをお願いして、3番目の質問に入ります。

再質問になりますが、これまで5年間にわたり施設を管理してきたまくべつ町民芸術劇場であるが、どのように評価を行っているのか、また、その評価に対する教育委員会の考えはどうか伺います。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まくべつ町民芸術劇場の自己評価について、その評価に対する教育委員会の考えはということでございます。

まくべつ町民芸術劇場からは、平等な利用の確保について、あるいはサービスの向上といったことについて、当初計画の中で38点の提案がなされております。それにつきまして、自己評価ですからNPO 法人側でマル・バツ・三角というふうなことで自己評価をしておりますけれども、当然その評価

につきまして、教育委員会としても評価をしているところでございます。

提案いただいております内容につきましては、ほぼ実はクリアしておりまして、マルという評価がほとんどでございますけれども、その中におきまして、コーヒーショップの開設という提案がございました。それにつきましては、みずからの開設はされていないわけでございますけれども、大きなコンサートがあったと、要するに多くの方が来場されるというようなときにおきましては、福祉団体、障がい者団体ですけれども、協力を得まして、コーヒーショップを開設していただいているというところでございます。したがって、そのコーヒーショップにつきましては、町民芸術劇場の評価は三角でございましたけれども、住民サービスを提供しているという意味からしまして、目標達成ということから教育委員会としてはマルの評価をしたというところでございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） コーヒーショップしたからマルと、そういったところかな。

それでは、②の質問について再質問します。

指定管理を受けたものは公明正大なる事業運営が求められる。問題が発生した場合は、その原因をきっちり突き詰めて次の改善につなぐ必要があると思うが、改めて考えをお聞かせください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 10月に開催されましたプレゼンテーションの冒頭で、先ほども申し上げましたが、就業規則違反、職務専念義務違反と一部適切でない経理があったことが述べられまして、速やかな処分を行ったこと、あるいは残りの案件も究明され次第、厳格に処分をする姿勢が示されたところであります。

また、現時点におきましては、再発防止策につきまして提案を受けておりますが、教育委員会といたしましても二度とこのようなことのないように指導するとともに、チェック機能の体制について充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） これも②の質問なのですが、厳罰に処すというか、厳罰にできるのかどうか楽しみにしています。

それで、③の質問は、10月に開催の指定管理におけるプレゼンテーションの説明は部外者も参加したのか伺います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） このたびのプレゼンテーションにおきましては、私も選定委員会の一員として参加しているところでございますが、プレゼンテーションの進め方につきましては事前に公募要綱ということできちっと定義づけされたそれに基づいて進めているものでございます。

このたびのプレゼンテーションにおきましても、説明は会社の代表者ですとか、会社のそこに勤めている者に限るといような規定はございません。これにつきましては、5年前といいましょうか、当時も同じであります。ですから、その会社等の身分についてプレゼンの事前にどちら様ですかといような確認はしておりませんが、ただ現実としては、今回におきましては、NPOにおきましては理事者、副理事者、そして職員がということになっておりますけれども、もしかするとプレゼンで、企画会社の担当者がもしそういう事業計画に携わっているのであれば、そういう者が来て説明することも規定はしていないという状況にあります。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） このプレゼンテーション参加については、町内という部分の中で私はいいのではないかと思います。ただ現実の今の不正経理や違反にかかわった人間に対しては、厳罰をもって処理してほしい。

それでは、⑤の再質問について伺います。行政側から依頼されたとの声があったと聞くが、再度伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 行政側が採用に当たって指示するという点については、先ほども答弁をいたしました。あつてはならないことでもあります。ただ、初めての指定管理者制度導入に当たって考えますと、指定管理者につきましては、経費の削減あるいはサービスの向上、さらには施設目的の使命、そういうものを達成していくためには、多くの応募者がいる中で絞り込んで採用していかなければならない、そういう厳しい状況が町民芸術劇場にあったのではないかと。いうふうには私は想像いたしますが、そうしたときに、これは想像の域を出ないわけですが、町の職員にいろいろとお伺いをしたというようなことはあるかもしれません。知恵をかりたいというようなことがあったのかもしれませんが。そのことが指示をしたというふうに見られた可能性も、あるいは誤解された可能性もあるのではないかなというふうにも思ったりいたしますが、いずれにしても職員の採用については、町とは全く関係ありません。当該法人が法人の権限において行うものであるということを再度確認をしてほしいと思いますし、先ほどの厳正な処分についての、いわゆる追加処分のことだと思いますが、それらについても私どもがどうこう言うような次元ではなくて、法人みずからが、みずからの責任において処分をすべきものというふうに理解をいたしております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 何か曖昧な答弁だけれども、一つ忘れていたわ、4番。4番、まあいいわ。

それでは6番目の質問で、事業を行う際は収支状況を見きわめて取り組む必要がある。指定管理といえども、町としての指導も場合によっては必要ではないか伺います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 指定管理におきましては、事前に事業計画書を出していただいております。ですから基本的には、その事業計画書どおりに遂行していただければ順調にといえます。ということが期待できるころでございます。とはいえ、こういう事業につきましては、なかなかそうはならないということも片やあろうかというふうに思います。

いずれにいたしましても、町のほうは管理業務の適正、これを期するためには、やはり管理業務ですとか経理状況、その状況を報告を求められることができるというふうになっておりますし、必要な場合については実際に調査する、あるいは改善するなどの指導もできるというふうになっております。

指定管理におきましては、町と相手側、これ基本的にはやっぱり相互理解といえます。信頼関係が基本ではありますけれども、今回の事件を踏まえまして、やはりこれまで以上に、特に経理状況については注目していくといえます。注視していかなければならないというふうに思っているころでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） あと3分しかありませんから簡単に結構です。

今後の指定管理、管理者、館長並びにNPO理事長、その他どういった考えがあるか、町民が納得できる体制を願いたい。一言、教育長。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 何回か申し上げているかと思えます。私どもがとやかく言う状況にありません。町民芸術劇場の皆さんが良識ある判断をされるものと信じております。

以上です。

○14番（成田年雄） それでは議長、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、成田年雄議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16 : 32 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第4回幕別町議会定例会
(平成24年12月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

5 小島 智恵 6 岡本 眞利子 7 藤原 孟
(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成24年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
経 済 部 長 飯田晴義 企 画 室 長 古川耕一
民 生 部 長 菅 好弘 会 計 管 理 者 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 教 育 部 長 佐藤昌親
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 伊藤博明
地 域 振 興 課 長 原田雅則 商 工 観 光 課 長 森 広幸
農 林 課 長 森 範康 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
保 健 福 祉 課 長 稲田和博 学 校 教 育 課 長 羽磨知成
福 祉 課 長 田村修一 土 木 課 長 角田和彦
土 地 改 良 課 長 坂井康悦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 小島 智恵 6 岡本 眞利子 7 藤原 孟

議事の経過

(平成24年12月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小島議員、6番岡本議員、7番藤原議員を指名いたします。

[生涯学習課長の発言]

○議長(古川 稔) 次に、生涯学習課長からの発言の申し出がありますので、これを許します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(澤部紀博) 発言のお許しをいただきましたので、お話しさせていただきたいと思っております。

昨日、田口議員のほうからご質問ございました「はらっぱ36」のコースの関係でございますけれども、団体利用者数につきまして、6万8,000というふうに申し上げましたけれども、確認いたしましたところ6,337名の誤りでした。訂正しておわび申し上げます。

それから、後ほどお知らせしますと言った利用者数の件でございますけれども、「はらっぱ36」につきましては、延べになりますけれども、157団体で6,637名でございます。

それから、団体受け付けしておりますのが、町内に8コースございますけれども、その8コースの計になります、520団体で2万3,828名でございます。

なお、内訳といたしましては、ホテル関係で申し上げますと、19団体で525名、それから町内のパークゴルフ同好会で106団体で6,201名、それ以外には町内会だとか、パークゴルフではないサークル、あるいは後援会、それから企業、役所等の団体の利用がございました。

以上でございます。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番(藤谷謹至) 通告に従いまして、スキー場の運営管理及び整備について質問させていただきます。

日本のスキー人口が爆発的にふえ始めたのは、バブル経済のはじける直前の1990年から1991年シーズンで、1993年、94年シーズンには、ピークを迎えました。ピーク人口は、レジャー白書によると、

およそ 1,860 万人でありました。

しかし、年々減少の一途をたどり、2010 年にはスキー人口 570 万人、スノーボード人口 400 万人となり、スノーボード人口を加えても全盛期の半分になってしまいました。

また、新聞報道によると、バブル期に子供だった年代が、大人になって家族を持ち、ファミリーでスキー場に行くケースがふえているらしく、大手のスキー場では、ファミリー層を狙ったサービスに力を入れています。本町では、明野ヶ丘と白銀台、2カ所のスキー場を運営管理しており、いずれのスキー場も初心者、ファミリー、学校教育と、幅広い層に利用されております。

また、今シーズン白銀台には、新しい圧雪車が導入されることから、ゲレンデ整備の迅速化を図り、スキーヤーの利用増も期待したいところでございます。

さらに、ナウマン全道そり大会が 30 回を迎えるのに当たり、観光プロジェクト会議も発足し、準備をしております。

しかし、近年スキー場の運送延べ人数は、明野ヶ丘では平成 23 年度 7 万 5,000 人、白銀台 14 万 1,000 人、使用料では明野ヶ丘 200 万円、白銀台で 800 万円と伸び悩んでいる状況にあります。

十勝管内のほかのスキー場では、広告費をかけ、さまざまなサービスを打ち出し、スキー客を呼び込む作戦をとっております。

そこで、以下の点について、お伺いいたします。

1、第 5 期幕別町総合計画の中の第 2 章第 5 節、地域性あふれる観光の振興、スキー場を活用した冬のアウトドア型観光の推進とあるが、具体的な方策を伺う。

2、初心者、ファミリー層、学校教育に利用しやすいスキー場の環境整備の方策について伺う。

3、白銀台スキー場ロッジにおいて、震度 5 の地震で、2 階の研修室のつり天井が落下したが、管理面での危険性はないのか伺う。

4、宿泊ロッジを含めたシーズンオフのスキー場利用における夏場の環境整備、焼き肉スペースのあり方について伺う。

5、ボードのコースにおいて、フリースタイル用の器具等は、個人、サークルの好意によって設置されているが、スキー協会、スキー学校等の連携協力について伺う。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

「スキー場の運営管理及び整備について」であります。

スキーブームが遠のいたと言われて久しくなりましたが、平成 23 年度には、お話ありましたように明野ヶ丘スキー場には 7 万 5,002 人、白銀台スキー場には 14 万 1,106 人のご利用をいただきました。

両スキー場ともに、その年の降雪の時期によって開設期間が異なりますので、年間利用者数を単純には比較はできませんが、ここ数年は横ばいの傾向となっております。

ご質問にありますように、スキーブームのピークでありました 1990 年代と比較すると、レジャーの多様化によりスキー離れが進み、利用者は著しく減少している状況にあります。このような現状を踏まえ、魅力あるスキー場のあり方を検討するとともに、圧雪車の更新、施設の整備や周辺環境整備などにつきましては、これまでも必要に応じて取り組んできたところであります。

ご質問の 1 点目、「第 5 期幕別町総合計画に記載されている振興策の具体的な方策について」であります。

ご質問にありますように、第 5 期総合計画においては、「スキー場を活用した冬のアウトドア型観光の推進」を施策として位置づけております。

幸いにして本町には二つのスキー場があり、多くの町民の方々を初め、近隣市町村からも家族連れの方などに親しみを持ってご利用いただいているところであります。

また、白銀台スキー場とアルコ 236 の宿泊者については、共通券の配布により互いに集客力のアップにつなげているところであります。

今年度、実行委員会により実施されるナウマン全道そり大会 30 周年記念事業の中では、冬のアウトドアへのきっかけづくりとして「ボブスレー教室」や「ラフティング」「スレッドリレー」などの実施が計画されているとお聞きいたしております。

このほか、アウトドア型観光資源として、夏場の「ノルディックウォーキング」、冬場の「スノーシュー」の導入に向けて、アルコ 236 を中心に検討されているとのことでもありますので、町といたしましても、地域との連携を図り、支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「初心者、ファミリー層、学校教育に利用しやすいスキー場の環境整備の方策について」であります。

明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場は、そのゲレンデの延長、形状などから、主にファミリーゲレンデとして、初心者やファミリー層になれ親しんでいただいているスキー場であると認識いたしております。

このように小学生を中心に初心者の利用が多いことから、町内の小中学生と学校の授業については、リフト料金を無料としているなど、他のスキー場と比較しても利用者の負担も少なく、大変利用しやすいスキー場と好評をいただいているところであります。加えて、白銀台スキー場においては、ロッジが混雑しているときは、休憩場所として宿泊ロッジを無料で開放いたしております。

次に、白銀台スキー場を利用される初心者の方への配慮についてであります。

白銀台スキー場はリフトおり場から中腹に至るコースが、初心者にとっては傾斜が多少急になっておりますことから、神社側での林間コースの設置が可能かを検討いたしましたところ、当該敷地が保安林に指定されており、コース用地を確保することができない状況にあります。

町といたしましては、引き続き、初心者を含めた町内外のスキー客がより利用しやすい方法について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「白銀台スキー場ロッジの安全性について」であります。

白銀台スキー場ロッジは平成 11 年に鉄骨づくりで建設されており、構造上も耐震性を有している安全な施設であります。本年 8 月 25 日に発生しました震度 5 弱の十勝地方南部地震の際に、2 階天井の数枚の板が振動でずれたことにより、断熱材が床に落ちるといった被害がありました。

その後の調べにおいても、本体の基礎や柱などには損傷はなく、極めて軽微な修繕で済んでおりますことから、特に安全性につきましては問題がないものと判断しているところであります。

ご質問の 4 点目、「宿泊ロッジを含めたオフシーズンの環境整備等のあり方について」であります。

白銀台スキー場の夏場の利用といたしましては、宿泊ロッジの利用が主なものであります。

平成 23 年度の宿泊ロッジの利用人数は 1,159 人でありましたが、平成 17 年度から利用者が減少傾向となり、一時は 600 人台にまで落ち込みましたが、平成 22 年度からは増加に転じ始めたところであります。

これは安価で気軽に旅行する傾向のあらわれでもありますし、「おためし暮らし」体験などの宣伝が功を奏した結果であると分析いたしております。

宿泊ロッジにつきましては、これからも体験型観光の受け皿などとして利用が伸びる要素がありますので、施設用品の整備や夏場の利用も含めたさらなる広報活動に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度はスキー場一面を花で満たし、野生の草花を見ながらの散策路として活用できないかと、宿根草の種をまく試みを行ったところであります。

今年度は、まいた時期が高温続きでよい結果が得られませんでした。自然に咲く美しい野草が豊富なため、来年度以降も散策路も含めて、このような可能性について検討してまいりたいと考えているところであります。

一方、宿泊ロッジの前にあります焼き肉コーナーにつきましては、今年度は町内外の学校のスポーツ少年団関係者や宿泊ロッジの利用者などにより利用をいただいております。

平成元年にナウマン公園に焼き肉コーナーを設置いたしましたことから、スキー場の焼き肉コーナ

ーを使用することが少なくなったところではありますが、ナウマン公園の焼き肉コーナーの予約が重複し、利用できない状況もありますことから、今後におきましても、場所の貸し出しが継続できるよう施設の維持管理を続けてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「スノーボードのコースに対する町のサポート体制等について」であります。

最近では、スキーとスノーボードの利用者の割合は4対6で、スノーボードの利用者が多くなってきている状況にあります。このため、地元を中心としたスノーボードの愛好者グループから、より高度な滑りを楽しむために、器具等を設置したいとの申し入れがあり、安全性や維持管理などの条件を付した上で、町が許可をしているところあります。

今後におきましても、町としてどのようなサポートが必要かについて、安全面も含めて関係者と協議してまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 町として、二つのこのスキー場を観光資源として利用促進しているという努力は非常に評価したいと思います。今年、自治体がスキー場を経営するのは、そのスキー人口の減少とともに厳しくなっておりまして、内地のほうでは自治体がスキー場から撤退するというような話をよく聞くわけでありまして。

ただ、この二つのスキー場は、中期的、平成25年度以降に指定管理者の導入を進めるという構想の中に入っておりまして、明野ヶ丘スキー場は、当面は業務委託とするが、安全で安定した索道事業を実施するため及び観光事業としての展開と利用者の利便性を図る上から制度利用も含め検討を行うと。

一方、白銀台スキー場は、職員が町営牧場と一体的な体制であることから、牧場のあり方とあわせ、安全で安定した索道事業を実施するため、制度導入も含め検討を行うとされております。

この指定管理業者というのは、2003年9月に導入されたものでありまして、現在におよそ7万施設に上っておりまして、まださらに増加しているというふう聞いています。

しかし、近年、総務省の情報によりますと、管理経費の縮減が指定管理制度の大きな目標となってしまっていて、費用面が強調され、費用面に偏重した選定が行われている。応募者は、低賃金を前提とした提案を強いられているという傾向にあると聞いております。

そうすると、雇用者は低賃金、雇用の不安定を生む弊害があるというふう指摘されておりますが、安易な指定管理導入は避けるべきだと考えておりますが、その辺の考えをお示してください。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） スキー場の指定管理者の導入に向けては、ただいま現在検討中でございますけれども、ただスキー場を運営する期間というものが、ある程度冬場の間だけに限定される。

さらに、夏場をいかに運営できるかということも、今、含めながら検討をしている段階であります。

藤谷議員ご心配のとおり、全国各地では、確かに低賃金という実態が浮き彫りになっている可能性がありますので、私どものほうとしては、今現在行っている委託契約も含めてでありますけれども、その雇用の確保、それから賃金の確保、そういったものに重点を置いて、指定管理者を含めた委託制度にならないものかというふうにあわせて検討をしている段階でございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 両方とも町の財産であり、観光資源として生かされる重要な施設だと思っております。

管内では、4カ所、5カ所、スキー場があるところは限られておりますので、これは有効な町の財産、資源だと思っておりますので、できるだけこの指定管理に安易に移さないように考えていただきたいと思っております。

次に、観光の推進ということで、昨年も高規格道路の関係で質問させていただきましたけれども、平成26年度に帯広ー広尾自動車道の忠類インターが開通の予定になってございます。それによって、

やはり冬の観光としてのこのスキー場の存在価値というのも、さらに増していくだろうというふうを考えておりますけれども、どちらかというところの議論はアルコ 236 を中心とした考え方が中心でして、冬場の観光になかなか論点が移ってこないような状態でありますので、その高規格道路の開通に伴いまして、この観光客の誘客というか、スキー客の誘客の方策を考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまの高規格、平成 26 年度開通予定でございますけれども、これに伴いまして、冬の観光の集客の考え方でございますけれども、忠類地域住民会議でも平成 26 年度の高規格道路の開通について協議がなされまして、先ほど町長のほうに考え方について要望させていただいております。

また、それ以外にも商工会のほうでも協議をしてやっている段階でございます。

これにつきましては、高規格道路をおりて、忠類の道の駅を中心として市街地に集客するという考え方のもとに走ってございますけれども、スキー場の関係、これ当然冬につきましては、南十勝というふうな形になってございますので、スキー場も取り入れてナウマン象記念館、アルコ 236 とタイアップしながら実施しているのが、今の現在の状況でございますけれども、それに増した施策について、今後も検討してやっていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） そういう集客をできる環境が整っていく中で、さらにこの町の観光に対する振興を深めていっていただきたいと思っております。

次に、初心者、ファミリー層、学校教育に利用しやすいスキー場の環境整備の方策についてでございますけれども、私も実はスキーをやっておりまして、細かい点に結構目が行ってしまうのですけれども、特に白銀台スキー場を自分も滑るところから、スキー学校等をやってみて、子供たちと接するときに、グレンデは変化に富んでいるのですけれども、なかなか初心者が一人でおりにくるのに苦労するグレンデであると。これは、おり口と中斜面の 2 カ所急斜面ありまして、そこでどうしてもとまってしまうと。親子で、ファミリーで来る方々も、親が教えて滑ってくるのですけれども、どうしてもその急斜面でとまってしまう。できたら迂回路というか林間コースみたいなのができないのかなと思って、これが質問の柱だったのでございますけれども、答弁書を読みますと、神社の敷地の中で切れない木というのですか、保安林が存在するということなので、難しい問題なのかなというふうには思うのですけれども、できるだけコース整備を初心者に優しいコース整備というのをやっていただきたいと思っております。

スキー学校では、ロッジの前で初心者は緩斜面を利用して滑っているわけなのですけれども、上りおろができません。それで、スキー学校ではカーペットを敷いて、その上を真っすぐ歩いて上らせる。そうすると、摩擦によるものなのか、もう滑走面が凍りついて、今後は滑らなくなる。そういう状態で滑走面を削ってあげたり、いろんなことをしてやっているようなのですけれども、スキー場によっては、最近、ベルトコンベアーみたいなので動く歩道みたいなものがあるのです。大手スキー場だとキッズスペースというのをつくって、そこで、そこに子供が立ったままある程度滑れると。日本で一番長いこのベルトコンベアーのところというのは、200 メートルあるようなのですけれども、そんなにはもう必要ないと思うのですけれども、10 メーター、20 メーター、それがどのぐらいの金額でできるか、ちょっと私も調べてはございませんけれども、そういうふうな仕組みもあるということで検討していただければなと思っております。

あと、そりコースは、管内、北海道の中でもそうでしょうけれども、すごく広いスペースをとって、保育所、幼稚園、小学校の人たちに利用されているのですけれども、この安全面で上から滑ると、とまるところはネットは張ってあるのですけれども、飛び出すと、今度は道路があるのです。そこを安全に、自然にとまれるような方策はとれないものか、ちょっとお伺いします。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） それでは、まずおり口と中斜面が急で初心者が滑りにくいという形のお話でございますけれども、実は私も滑っておりまして、そのような感じを受けました。

実は、何年か前ごろからスキー場のゲレンデとそりコースの間に初心者のスキーのコースというのができてございまして、私の家も使わせていただいているのですけれども、とてもスキーの滑れる方が使っていないくて、本当の初心者だけが来ていますので、初心者と親等で上っておりという使い方をされてございまして、いいスキーのコースをつくったなというふうに考えてございました。

初心者にとっては、スキーが当然重要なこととございますので、それについて、もう少し利用しやすいような形を今後また考えていきたいなというふうに思います。

それから、そりコースの関係でございまして、私も見ていまして、なるべく上から来ますと、スピードがついて、本当に危ないなという感じはしてございました。

ただ最近見てみますと、坂の中腹あたりからそりコースというふうな形で、以前より若干下げてスタートをさせているのではないかなというふうに見ていきますので、今後また内容について協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） そりコースのほうなのですけれども、滑り出すところが、もう既に坂なのです。ある程度フラットなスタート台みたいなのもこれ必要ではないかと考えるのですけれども、またそり大会ということで、2月にはやっておりますので、そのそりコースのほうにミニチュア版を既に向こう側につくって、こういうコースで実際にそりを滑るのだよということを広報した上で、2月にはそり大会に来てくださいというような宣伝方法も必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） そり大会が30回目を迎えるわけでありましてけれども、年々その参加者も減ってきている状況なのかなというふうには思っております。

たくさんの方にそり大会に参加できるような方策の一つとして検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 次に、ナイター照明なのですけれども、近年、照明が、何か暗くなっているという話を聞きます。この電球の汚れを拭くだけで多分多少は違うと思っております。その辺のナイター設備の点検についてお伺いします。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ナイターの照明でございますけれども、昭和59年にナイターの照明を導入いたしまして30年になるわけでございますけれども、平成21年ですか、ナイターの照明が暗いということでご指摘を受けて、1回ナイターの照明の向きを点検して、またその汚れもとって対応したという経緯がございます。

もう3年目を迎えるわけございまして、再度ナイターの照明については、見直しをかけていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） あと、スキー場全体としての、その明るさなのですけれども、そり大会コースを使うコースの場が急斜面になっているのですけれども、そり大会を実施するに当たり、夏場からコースをある程度つくっておくということで、2カ所のジャンプ台を土盛りしている状態にあります。それが圧雪をするときにも、ある程度こぶになって残るわけなのですけれども、上級者コースは、かなり斜面もきついことからスピードが出ます。その土盛りしているところが、スキーが本当に上手な人だとスリルがあっっておもしろいというか、ある程度飛ぶのですよね、いいのですけれども、中級者当たりのスピードを出してくると、今度逆に危険な要素もはらんでまいります。

そり大会のためにつくったコースというのもわかるのですけれども、やはり1回の大会のために通

常のスキヤーの支障になるようではちょっと困る部分もあります。

今回、圧雪車が導入されることから、雪である程度の傾斜というか起伏を少なくするという方策も考えられると思うのですが、その辺は対応していただきたいと思います。

また、その急斜面なのですけれども、やはりナイター灯がないので、ちょっと暗いのです。それで、1灯当たりでもあれば、大分違うと思うのですが、ロッジから見て左側の斜面がやはり暗いと。ナイター施設は、もう神社側のメインのコースが主にあるだけでございまして、その左側の斜面は、どうしても暗くなってしまいます。このナイター照明を1灯つけるだけで大分違うと感ずるのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） スキー場の安全管理については、もちろん私どもの職員も気を使っているわけでありすけれども、そのコースの設定方法等につきましては、スキー協会の方々ともご相談を申し上げて、安全に滑れると。安全にということを中心すると、今度おもしろみがなくなるということもありますので、その辺のことも含めて、スキー協会の方々ともご相談を申し上げて、コース整備を進めていきたいというふうに考えています。

それと、ナイター照明のことでありますけれども、これもご利用されている方々のご要望がどの程度あるのかということ、まだ把握されておりませんので、そういったものも把握をさせていただきながら、ナイター照明のあり方についても検討をさせていただきたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 明野ヶ丘スキー場についてなのですけれども、駐車場からスキー場までの距離があると。そして、子供たちがスキーをスキー場に行くために駐車するわけなのですけれども、駐車場の一番ロッジ、リフトに近いところも車で満杯になって、本来であるならば子供たちのスキーを一旦置いて、荷物も置いて、それから駐車をして、それからスキー場に向かうのが効率的なのです。

しかし、駐車スペース、近いところ近いところに置くものですから、どうしてもそれができないと。ある程度コーンか何かを立てて、ここは荷物をおろせる場所なのですよということ、これを想定するのも必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 明野ヶ丘、忠類に比べると駐車場からロッジまでの距離というのは非常に短いかなと思ひますが、やはり小さい子供が利用するというので、どうしても一旦荷物を置いて、そして親は、その駐車場に車を1回とめるということもあろうかと思ひますので、その辺は実態を見ながらスムーズに物をおろせるような、そういう工夫はさせていただきたいなというふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） あと、明野ヶ丘スキー場において、使用料・利用料の設定なのですけれども、スキー場の常連見ていると、シーズン券がないと。シーズン券がないのはどうしてなのか、その理由とこの根拠をお聞きしたいのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） シーズン券につきましては、これまでの明野ヶ丘の利用をしてきている中で、検討はされたことがありますけれども、シーズン券を持ってまでもこの利用されるという需要は極めて少ないといったことから、シーズン券は設けていないということでありす。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 利用する方々の声を聞いていただきまして、そういうシーズン券も欲しいという需要が出ている可能性もございすので、その辺をちょっと検討していただきたいと思ひます。

次に、質問の3点目のロッジの地震で2階のつり天井が落ちたという関係だったのですけれども、危険性がないということで、新しい建物ということで耐震も整っていると。

しかし、この建物がちょっと変わっている建物でして、聞くところによりますと、すが漏りが結構

各箇所に見られるということをお聞きしております。その辺の新しい建物ですので、雨漏りするというのは、何かやはりどこかに欠陥があるということですので、その補修・点検をどういうふうにされているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） すが漏りにつきましては、屋根の形状から雪がたまって、それが凍ったことによって起きている現状でございます。それにつきましては、毎年早目に屋根の雪をおろすような形で対処しているのと、それから漏れている箇所につきましては、修繕をしている形でやっております。

業者のほうにも見ていただきながら点検を行っているところでございますので、今後そのようなことのないように一緒にやっていきたいなと思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 次に、4点目の再質問でございます。

宿泊ロッジを含めたシーズンオフのスキー場利用と夏場の環境整備でございます。

昨年、そり大会の視察ということで、札幌東区のスポーツ推進委員さんがそり大会の現場運営方法等を視察に参りました。そして、白銀台スキー場のロッジの2階の研修室で、いろいろ懇談をさせていただいたのですが、その際、そり大会のコースですよというふうに案内したところ、雑草だらけで、ちょっと恥ずかしい思いをしたと。

夏場のスキー場も十二分に観光資源になると私は考えておまして、この答弁書の中で、今年度はスキー場を一面花で満ち、野生の草花を見ながら散策路として活用できないかと、こういうふうな工夫をされることですので、期待したいと思います。

人間というのは、何か高いところを見ると登りたくなるというか、そういう習性があると思うのですけれども、散策路で上まで登ると。そして上から忠類の市街地を見ると。忠類地域のトータル的な観光資源として考えていただければと思います。これは今のは答弁は要りません。

焼き肉コーナーなのですけれども、これから管理していくということで、古いのですけれども、人数はそこそこ利用できると。

しかし、焼き網をブロックに乗せると、その焼き網の下が雑草だと、そういう管理がいかげなものかと思うわけです。管理するなら、しっかり利用できるというところで管理していただきたい。これも答弁は要りません。

それと、1カ所、一つ駐車場なのですけれども、広いスペースでありまして、これ全面舗装ということは、かなり予算もかかると思うのですけれども、冬場の雪解けのときは、もうぐちゃぐちゃで、もう車が埋まると。そして夏場の雨が続くときは、もうぐちゃぐちゃになると。そこで、スキー場お試しのロッジを道外のいろいろな方々にお試し宿泊してくださいというふうにお願いと。そういうのもやはりちょっと環境整備として、せめて砂利を敷くとか、何か対応策が考えられないのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） 駐車場の関係でございますけれども、確かに見てございますと、融雪時に解けて歩きにくいというような状態でございます。これにつきましては、私のほうでも砂利を敷くなどの対応ということを考えてございますけれども、砂利を敷くと、またほかのところ困った面が出てくるのかなということもありまして、ちょっと考え、検討していた段階でございます。

来年度に向けまして、再度、その内容について検討させていただいて、対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 十二分に検討をしていただきたいと思います。

最後の質問5に移らせていただきます。

スノーボーダーの愛好者の人たちは自分たちでいろいろ器具をつくって、ボーダーのコースという

か、それを町が許可していただいて、ボーダーの利用数がふえている近年でございます。管内でもあられだけ種類があるボーダーの器具というのはなかなか設置してない、一種のボードパークというのですか、それが評判になって、かなりボーダーの方々たちが白銀台に寄ってきていただいているというような状況です。

これからも町と愛好家、関連するところと協力し合いながら進めていただきたいと思います。

それと、今回、白銀台スキー場には圧雪車が導入されたわけなのですが、雪、気温の状態、スキーヤーの滑る人数、いろいろ日々ゲレンデは変化しているわけです。管理する側としては、下からどのようなスキーゲレンデ状況か把握して、圧雪車に圧雪の指示を出すというふうな指令系統だと思うのですが、実際に現場に、スキー場に立ってみないと滑ってみないとわからない現状もあると、それがほとんどだと思われるのです。

例えば、スキーパトロールがスキーゲレンデを滑っていて、圧雪が必要だというときに管理者と協議しながら圧雪を進めていく、こういう方法が一番理想だと思います。そういう情報共有のためのシステムづくりというか、毎日の情報の共有、そういうシステムづくりが必要だと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまのゲレンデの関係でございますけれども、圧雪車も週に何回というような形で入っているわけでございますけれども、当然その中でゲレンデの状態が一番把握されているのは、スキーパトロールの隊員が一番ではないかというふうに考えてございます。パトロール隊員と管理者と再度協議しながら今年度の実施に向けて持っていきたいというふうに考えています。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 長野県が平成24年の、先シーズンですね、1月にスキー発祥100周年を迎えたそうなのでございます。スキー人口の拡大とスキー文化再興のためのプロモーションを行っていくための何か基礎資料とするために、全国460カ所のスキー場からアンケート調査を行ったという結果が出ています。北海道は88カ所のアンケート調査を行ったようでございます。

内容は、スキー場の情報では、営業期間、リフト運行時間、コース情報、リフト情報、滑走制限、スキー・スノーボード以外のアクティビティ、キッズ情報、アクセス情報、特徴的なサービス。

お客様情報では、メインターゲット、来場の形態、来場者の属性、来場者の居住ほか来場数の変化。

プロモーションでは、今期のプロモーション、誘客のための工夫、誘客に効果的な取り組みについてなどで、この分析の調査では、スキー場における来場者増加のために有効な施設、取り組みを明らかにすることを目的としています。

その中で、来場者が増加しているスキー場の回答では、誘客に効果的だった取り組みとして、シーズン後の反省と早い段階での各部署でのしっかりとした準備やお客様に対する即時対応。魅力追求による集客、セグメントごとの個別展開といったサービス改善に対する取り組みやお客様のもてなし方、広報の仕方について、具体的に記述されたところが増加しているという結果になりました。

このスキー場において、シーズン後の反省、対策は、どのような形で行われているのか。

またシーズン前のこの広報について、仕方はどういうふうに行われていて、問題はないのか。

実は、調べるときに幕別町のホームページを見て、スキー場を見たのですが、まだ工事中なのか、白銀台はクリックしても情報が出てこないという段階にありました。

やはりシーズン前に、もう雪が降っている、もうすぐオープンしますよ、オープンはいつですかというような問い合わせも多々あると思うのですが、シーズン前の対応が遅いのではないかと気がします。その辺についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、シーズン後の反省と対策でございますけれども、たしかシーズン後にスキー場の関係者の打ち合わせ会議をやっているのでは

ないかなというふうに私のほうは認識してございまして、それについて昨年度の状況が、ちょっとよくわかりませんので、ことしについては、その対応について実施していきたいというふうに考えてございます。

それから、広報の関係でございまして、シーズン前の対応でございまして、うちのほうの広報の関係としては、管内あるいは管外の町村、あるいはスキー関係者のところを回って、挨拶させていただいていると、また勧誘に行っているという状況でございまして、これにつきましては、今年度も引き続き実施するという考えでございまして。

また、ホームページ等につきましては、適宜たしか昨年まではオープンというときに入っていたというふうに考えてございまして、もう少し対応を早目にしたいというふうに考えてございまして。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 昨年までは、忠類総合支所の経済建設課が担当で、最近ことしになって地域振興課に担当が移ったということで、なかなか昨年のことは引き継ぎがまだできていないのかなという感じがしますが、それだけ地域振興課に担当が移ったということは、さらに観光に力を入れるという町のあらわれだと思っております。その辺、シーズン前にできるだけ広報、これはやはり周知するのは、新聞報道出ているのは、新得とか芽室とか業務委託の関係で広告料を使って宣伝できるものかなとは思っておりますけれども、10月ぐらいには、シーズン早割券とか、新聞にいろんな広告で出ております。白銀台だけが遅いということでは、やはり集客は望めないかなというふうに思いますので、その辺、早目早目に対応していただきたいと。

また、ことしは先ほどから言っているように、圧雪車、新型、これ聞いてみますと、イタリア製のランボルギーニというのですか、ボディは。何か最新型の圧雪車ということを知っております。グレンデ整備も迅速になって、そういうスキー客を呼ぶ環境は整いましたので、さらなるスキー場の来場の増加、観光を含めた地域活性化に努めていただきたいと思いますので、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:53 休憩

11:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず最初に、TPP参加阻止のために町の積極的な運動の展開を求めることについてであります。

TPP（環太平洋経済連携協定）参加問題は、この国の形を変え、農業はもちろん、地域社会を崩壊させる重要問題であるとして、私は平成22年12月、平成24年3月議会の一般質問でも取り上げさせていただき、町が積極的に反対運動の先頭に立つよう要請してまいりました。

また、本議会でも平成22年12月、「例外なき関税撤廃」を原則とするTPP交渉への参加に反対する意見書を、平成23年12月にはTPP交渉への参加表明撤回を求める意見書を全会一致で可決したところであります。

こうした意見が広く存在する中で、野田佳彦首相は、去る11月20日、アメリカのオバマ大統領との会談で、TPP交渉参加に向けた日米協定を加速すると表明いたしました。

TPPの参加に新たに参加するには、交渉参加国の同意が必要なため、アメリカとの協定を加速するというものであります。

昨年11月、アメリカなどとの交渉参加国との事前協定を始めるに当たって、政府は情報収集だけだ

としておりましたが、アメリカからの要求は厳しく、全米牛肉生産者協会などが要求している米国産牛肉の輸入拡大のために BSE 規制を緩和して、30 カ月未満の輸入を可としたり、簡易生命の新たながん保険発売中止を表明するなど、次々とアメリカの要求に従っているわけであります。

野田首相は、「守るべきものは守りながら TPP を推進する」としていますが、2011 年 11 月 12 日に交渉 9 カ国の指導者が発表した TPP の「大要」では、「商品・サービス・貿易や投資への関税や障壁を撤廃する」と明記され、関税撤廃に例外がないことが明瞭にされています。

後から交渉に参加したカナダ、メキシコは、「現行交渉参加国が既に合意した条文は、全て受け入れる」との条件を受け入れての参加となっております。日本が特別扱いになることは考えられません。TPP に参加して、「守るべきものを守る」など、あり得ない状況と言わざるを得ません。

自民党の安倍総裁も、「守るべきものは守って交渉に参加する」として経団連に対して積極的な参加姿勢を表明しております。

一方、米国などの交渉参加国は、来年中にも交渉をまとめようとしており、我が国の参加阻止の運動は、まさに正念場を迎えております。

こうした状況を踏まえて、町として基幹産業農業を守り、地域経済と地域社会、町民生活を崩壊させないために取り組みを強化させなければならないと考えるものであります。

そこで、お伺いいたします。

- 1、TPP を取り巻く状況を、現状どのように認識しておられるか。
- 2、これまでの町を中心とする運動を、どう取り組んできたか。
- 3、これからの数カ月間、この問題の正念場と考えるけれども、町内の農業委員会、各 JA、商工会など賛同者に呼びかけて、TPP 参加阻止のための共闘組織を立ち上げるべきと思うがどうか。
- 4、他町村でも取り組まれております町民全体を対象にした講演会、学習会、反対集会など、多彩な取り組みをすべきと思うがどうか。
- 5、ゆとりみらい 21 推進協議会発行のチラシは大いに評価される場所でもありますけれども、広報、町のホームページの活用など、さらに多彩な取り組みが必要と思うがどうか。

二つ目、野生鳥獣対策、特にエゾシカ被害対策についてであります。

野生鳥獣、特にエゾシカによる農林業被害額は増加傾向にあり、道が公表した 2011 年度のエゾシカによる十勝管内の被害総額は 8 億 6,400 万円で、前年度より 6,300 万円の増となっております。こうした野生鳥獣による農林被害額を最小限に防ぐよう望む声が上がっています。

そこで、次の点を伺いたいと思います。

- 1、鹿、キツネ、カラス、熊の鳥獣による今年度の被害は、どのように把握しているか。
- 2、被害が全体として増加傾向にあるが、今年度の防止対策と効果はどうであったか。
- 3、鹿の捕獲数が急激に伸びており、捕獲後の死体処理が困難となっていると聞きますけれども、援助の方策を検討すべきではないか。
- 4、猟友会等への援助強化、報奨金の見直しの必要があるのではないか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「TPP 参加阻止、町の積極的な運動の展開について」であります。

TPP 交渉への参加につきましては、今回の総選挙における各政党の公約の争点とされており、過日の新聞に立候補予定者を対象にした政策アンケートを実施したところ、その 63%が参加反対の意向を示したと報道されましたように、総選挙後の新政権の運営の重要なポイントになるものと注視しているところであります。

ご質問の 1 点目、「TPP を取り巻く現状認識について」であります。

平成 22 年度の政府間交渉から既に 2 年余りを経過し、この間、9 カ国で協議が進められ、本年 10 月にはメキシコ、カナダが交渉に参加し、現政府も事前協議を加速させる旨を表明していることは、

北海道、十勝地域そのものの崩壊につながるものと危惧をしているところであります。

ご質問の2点目、「町を中心とした取り組みについて」であります。

平成23年1月の広報誌に、TPPの概要とその影響額に関する記事を掲載するとともに、あわせてホームページにも同内容を掲載したほか、役場庁舎、札内支所、忠類総合支所に立て看板を設置し、「TPPを考える道民会議」作成のポスターを庁舎ほか公共施設、金融機関、病院等を含め41カ所に掲示したのは、ご承知のとおりであります。

また、本年4月に開催されました「とから TPP セミナー」への参加、あるいは5月には、ゆとりみらい21推進協議会が作成したチラシを新聞に折り込むとともに、医療機関、商工会、建設業協会、消費者協会のほか、保育所、コミセンなど45カ所に配布したほか、百年記念ホールでの公演時に来場者の皆さんに配布し、周知を図ってきたところであります。

ご質問の3点目、「TPP参加阻止のための共闘組織の立ち上げについて」とご質問の4点目、「町民を対象にした学習会など多彩な取り組みの実施について」につきましては、関連がありますのであわせてご答弁させていただきます。

本年3月の一般質問でも同様のご質問をいただいているところであり、町における共闘組織の立ち上げ、町民全体を対象にした多彩な取り組みにつきましては、その意は十分に理解をいたしますが、TPP交渉の対象になっている21項目につきましては、特に、マスコミ報道等により輸入品が安く入ってくると思われている都市部に住む多くの方々に対し、その内容を説明する必要があります。

TPPへの交渉参加によりまして、日本の食の安全・安心が損なわれ、食料自給率が低下し、雇用が減少するほか、医療・保険制度への影響など、それぞれの地域経済の崩壊や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることを、関係機関や団体が一体となって情報を発信することにより、全ての国民に理解を促し、TPP交渉参加に反対する機運を高めていくことが、今後における重要な運動であろうと考えております。

ご質問の5点目、「広報、町ホームページを活用した多彩な取り組みについて」であります。

前段、申し上げましたとおり、新たな政権によるTPP参加交渉の行方がどのようになっていくのか、年明けからその姿が明らかになってくるものと思われまことから、町民の皆さんへの周知につきましては、広報誌、ホームページを活用するのは、これまでどおりであります。来年2月にはホームページのリニューアルを計画しておりますので、TPPに関する専用コーナーの設定などにつきましても検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、これからTPP交渉に参加することは、既に交渉が合意されている内容については、全て受け入れなければならないこと、新規参加国は、交渉分野を追加することも、削除することもできないこと、あわせて交渉内容は4年間秘密裏にしなければならないことなど、TPP交渉の特殊性を改めて周知するとともに、全ての国民とその生活に重大な影響を与えるものであることを、十勝、北海道全体を含めた関係機関、関係団体とともに訴え、力強く反対運動を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「野生鳥獣対策、特にエゾシカ被害対策について」であります。

近年、エゾシカ、キツネ等による農作物等の被害が増加していることから、被害防止策を総合的、かつ効果的に実施するため、平成21年度に「幕別町鳥獣被害防止計画」を策定したところであり、被害防止施策の実施体制として、ゆとりみらい21推進協議会内に「鳥獣害対策委員会」を設置し、エゾシカに対しては、銃及びくくりわな、キツネに対しては、箱わなにより駆除、捕獲をしているところであります。

ご質問の1点目、「今年度の被害の把握について」であります。

ゆとりみらい21推進協議会におきましては、平成22年度から、例年1月にアンケートによる被害調査を行っておりますことから、本年度の被害状況につきましては、これから調査することといたしており、現段階では把握されておられません。

参考までに過去2年間の被害額を申し上げますと、エゾシカは平成22年度6,062万円に対し23年

度は 5,378 万 6,000 円で 683 万 4,000 円の減、キツネは 292 万 6,000 円に対し 278 万 8,000 円で 13 万 8,000 円の減、カラス等は 649 万 4,000 円に対し 234 万円で 385 万 4,000 円の減であり、総体で被害額を比較しますと、平成 22 年度から 23 年度は 1,082 万 6,000 円の減少になったところであります。

ご質問の 2 点目、「今年度の防止対策効果について」であります。

有害鳥獣として駆除しましたエゾシカの頭数についてお答えをいたします。

エゾシカの駆除につきましては、平成 22 年度は銃によるものが 209 頭、くくりわなによるものが 4 頭の合計 213 頭、23 年度は銃が 341 頭、わなが 25 頭の合計 366 頭と前年に比較して 153 頭の増となりましたが、本年度は銃が 145 頭、わなが 54 頭の合計 199 頭と、23 年度と比較しますと 167 頭の減少となったところであります。

本年度は、銃による駆除数が減少しておりますが、猟友会のお話によりますと、例年に比べ見かける個体数が少なく、圃場の足跡も減少しているということであり、これは、くくりわなによる捕獲が抑止効果を生み、人里に出てくるエゾシカの数が減っているのではないかというふうに判断をいたしております。

くくりわなは、ゆとりみらい 21 推進協議会におきまして、平成 22 年度から購入し、現在 245 機を、くくりわな免許保持者の農業者の皆さんに貸し出しをしているところであり、「自分の農地は自分で守る」という考えのもと、農業者の皆さんのご理解とご努力の成果のあらわれと考えているところであります。

なお、今年度の防止対策と効果につきましては、被害額の調査が終わっておりませんので、額の効果を図ることはできませんが、くくりわなにつきましては、管内でいち早く導入を図ったところであり、昨年に比べ本年は 2 倍強の捕獲実績があり、前段申し上げましたように抑止効果が働いているものと考えております。

ご質問の 3 点目、「鹿捕獲後の死体処理に対する援助の方策の検討について」であります。

捕獲後の鹿の死体処理につきましては、環境省の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「捕獲物等は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする」と規定されております。

本町におきましては地形上、急傾斜地など搬出が困難なケースが相当数あり、埋設処理をしているのが実態であります。

なお、本年 5 月に開催されました十勝圏活性化推進期成会の定期総会におきまして、「国または北海道において残滓処理施設の整備を図ること」を新たな最重点事項の一つとして加え、国等に要望したところであります。

ご質問の 4 点目、「猟友会等への援助強化、報奨金の見直しについて」であります。

北海道猟友会帯広支部幕別部会に対しましては、鳥獣害対策委員会を設置している、ゆとりみらい 21 推進協議会から年額 10 万 2,000 円を補助し、ご協力をいただいているところでありますが、本年春に猟友会にお聞きした際には、「現状で了解している」とのお返事をいただいているところであります。

また、有害鳥獣の駆除に係る報償費につきましては、エゾシカ 1 頭につき 5,000 円であり、例年、猟友会とも協議をさせていただいており、現行の額が管内の平均的な額ということもありまして、今のところ増額のお話はいただいておりますが、今後とも猟友会あるいは管内の状況等も確認をしながら対応をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、エゾシカの駆除につきましては、北海道においてもその対策を強化しようとしているところであり、まずは個体数の減少が急務でありますので、今後とも可能な手法を検討しながら猟友会を初めとする関係機関、さらには近隣町との連携を密にしながら被害防止対策に鋭意努力をしてみたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） それでは、最初の TPP の問題から再質問をさせていただきたいと思います。

町長の答弁にもありますけれども、この TPP 参加、どうしていくかという問題は、国政の重大問題だというふうに思います。そうした中で、答弁の中では、政策アンケートを実施したところ、その 63% の候補者が参加反対の意向だと、こういうお話であります。最初の質問でも申し上げましたけれども、我が国のこれらの国政を担っていくであろう二つの大きな政党につきましては、やはり条件はつけて、それを「守るべきものは守る」と両方とも言うわけですが、参加していく方向を示しているわけでありまして。そうした点からいいますと、次の政権がどのようになるかはわかりませんが、予断を許さない状況が続くのではないかというふうに思うわけです。

TPP をめぐる現状は、町長自身も北海道、十勝地域そのものの崩壊につながるものだと危惧しているというお話であります。この TPP の参加が、どのようないろいろな農業、医療、その他の多くの分野に甚大な影響を与えるということは、今までも議論してきたところであります。そうした中で、来年度中にオバマ大統領などは、この TPP の交渉を成就させて、そして発足させたいというそういう意向を持っています。そうした点からいいますと、現在の野田内閣が、これに積極的に推進のための協議をしていきたいというその表明とあわせまして、この数カ月間が非常に大きな山場になるのではないかというふうに思うわけです。

まず、これまでも野田首相は、昨年の暮れの、あの APEC の会議でありますとか、参加の意思表示をする機会が幾度かあったわけでありまして、そしていろいろなうわさでは、そうした機会に意思表示をするのではないかというそうした報道も流れましたけれども、しかし野田首相は、参加するという意思表示をすることができなかったわけです。その一番大きな力は、やはり例えば北海道、この十勝ではこうしたビラも発行されたのですけれども、ここには 22 団体が一つに集まって、そしてオール十勝が一つになって反対運動を展開して、これは全国の典型になったのだと思うのですけれども、そうした運動を特に JA などを中心として、いろいろな団体が展開してきた結果、やはり国会議員の中にも慎重に考えるべきだというような動きも大きくなって、今まで参加表明をできないでいるということだというふうに思います。

そうした点からいいますと、最初の質問でも申し上げましたように、この数カ月間が正念場になるのではないかというふうに思います。

そこで、今回もこの問題取り上げさせていただいたわけでありまして、2 番目の町を中心とした運動、取り組みについてもお聞きしたわけでもあります。町として、こうしたビラを、ゆとりみらい 21 推進協議会が中心となって出させていただいたことは、非常に大きな効果だったというふうに思います。

しかし、町民と話しておりますけれども、確かに農家の人たちは、非常に危機感を持って、これを何とかしなければならぬというそういう危機意識を強く持っているわけでありまして、こうした農村地域といいますか、基幹産業が農業であるこうした地域においても、市街地の人たちは、まだまだこの TPP の問題に対する関心が薄いといいますか、その重大性が浸透し切っていないのではないかと、いまだにそうではないかというふうに思います。

全国的な世論調査におきましても、まだ反対のほうが十分に上回っているという状況ではないわけです。そこで、やはり町を中心とした取り組みをさらに強めていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、そうした町の、町民の意識、その他について、どのように考えておられるか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話いろいろ伺いましたように、今ちょうど選挙の真っ最中でありまして、この選挙後の新しい政権の中で、この TPP に対する取り組みが、どう変化していくのか、まさに我々としても注視していかなければならない問題だろうというふうに思いますし、我々がどういう方向に進もうとしようと、反対運動を続けていくということには、これは変わるものではないのだろうというふうに思います。

もちろん、その反対運動の中に、いかに多くの皆さんの理解をいただくことが大事なということだろうと思いますし、ただ農業者のみならず、商工業あるいはそれ以外の人たちも、それぞれの上の団体、例えば北海道でももちろん経団連もそうですし、商工会の地方会もそうですし、いろんなところがみんな反対の組織を持って運動をしているわけでありますので、私どもは、市街地の人たちがまだまだ薄いということ以上に、やっぱりそういった組織の中で理解をしていただくことが大事でなからうかなというふうに私どもも思っております。

今回のこのご質問をいただいた後も、例えば JA の幹部の方とか農業委員会の会長さんとか、いろんな方とのお話なんか聞いても、もちろん反対を推し進めることには、何ら変わるものはないわけでありますので、これからまた商工会の幹部の皆さんともお会いすることも多いわけですが、いろんな面でこれらの町の考え、あるいは状況等をお話ししながら特に協力し合って運動が進められるように努力してまいりたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） こうした TPP に本当にもろに影響を受ける農業地帯、しかも本町のいろんな経済状況を見てみましても、1 次産業に関連するいろんな業界が多いわけで、そうした点でも関税の撤廃だけを見ても、非常に大きな影響を受けますし、町長も言うように地域の崩壊につながるというそういう問題であるにもかかわらず、まだまだ町民の中の大多数が共通の意識を持つまでに至っていないわけです。そうした点から、やはり我々の努力、そして町の努力自身も、まだ足りないのではないかと。

2 年以上前に突然参加することを菅内閣が表明して以来、いろんな運動が展開されているのですが、しかし、やはりそうした中でも、まだ TPP って、どんな内容なのというようなそういうことが町民からもまだ出されるということ、やっぱりそういう状況を見ますと、まだ町の努力も我々の努力も足りないのではないかと。やはりよく前にも申し上げましたけれども、少々反対運動を展開したけれども、やはり最終的には結ばれてしまった。それでは、やはり取り返しがつかない、それでは済まされない重大な問題だと思うからこそ、こうして何度も取り上げさせていただくわけですが、そうした点で、3 番目に挙げましたけれども、運動をもう一步進めて、やはりこの正念場の時期に農協でありますとか、いろいろな団体と手を組んで、やはり真剣にこの町民の意識を変え、運動を展開していく、そうしたことを今やるべきではないかと思っておりますけれども、その点もう一度。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、町民の皆さんが、私どもの町の将来のことを考えて、ぜひ TPP には反対の声を上げてほしい、そういったが輪を広がっていくことが一番望ましいという、そのためにもこういった共闘組織ということが知られているわけでありますけれども、十分我々もそういったことは、今後の動向を見ながら考えていかなければならないと思います。

先ほどの、その首相が外国へ行って、なかなか表明できなかった。その中には、道内にも「北海道 TPP 問題連絡会議」ですとか、「TPP 問題を考える道民会議」ですとか、「北海道農業・農村確立連絡会議」ですとか、こういったところが、そういった動きがあると、すぐ行動を起こして抑止力を出す。

実は、私ども町村会も昨年 6 月には中央要請をしている。このそれぞれの団体の中には、先ほども言いましたように商工会議所ですとか、農業の中央会ですとか、いろんなところが加入して、それぞれ行動をしているわけでありますので、そういったところとの活動も、我々もまた十分見ながら、また町として、今言った共闘を組めるような状態になるのか、まさにこの後の政権が誕生し、そしてそれらが諸外国との動きの中でどうなっていくのかも見きわめていく必要はあるのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 特に北海道は、知事も反対を表明しておりますし、そうした点では、やはり全国的にもこの反対運動を引っ張っていく状況になっているのだというふうに思うのです。そうした中にもかわらず、やはり各町村、下のその各単位からやはり運動を盛り上げていくことが、今こそ必要

だというふうに思います。

十勝管内でも本別町でありますとか、音更、士幌だとか大樹、広尾などが学習会ですとか、反対集会だとか、まだそのほかにもあるかもしれませんけれども、町がこの中心となって開いて、町民にも考えてもらい、一緒にこの運動をしていこうという姿勢を積極的に示しております。

やはりそうした点では、上滑りと言ったらあれですけども、団体が一生懸命努力すると同時に町民全体にも働きかけて、市町村単位でもそうしたものがやはり展開されていくことが、本当に参加を阻止していく基本的な力になるのではないかと。やっぱりそうした点では共闘組織を立ち上げて、そしていろんな形、学習会であろうか、反対集会であろうか、いろんな形があると思いますけれども、この町民に考えていただく機会を一つでも多くつくっていくべきだというふうに思います。

この共闘組織、それからそれを中心とした反対運動の展開、もう一度お聞きします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように学習会、研修会なんかは確かに町が中心ではなかったのですけれども、農民同盟が主催してやっただとか、いろんな講習会は開かれたと思うのですけれども、ただそのときに果たして一般町民の方まで、どれだけ浸透していったかということになると、ちょっと不透明な部分はあるのだらうと思いますけれども、今言ったような組織については、相手団体のこともありますので、そういった方々とも先ほど言いましたように話をするような機会を通じながら、これからの動向を見ながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 本当に、お隣の韓国もアメリカとのFTAを締結して、発効したわけですけども、韓国とのFTAよりもより高いものにしていくのだとアメリカは言っているわけです。韓国などでもいろいろなことで、韓国ではISDS条項を毒素条項と呼んで、そして例えばアメリカの企業がメキシコの産廃処理業者を買収して、そして産廃処理をしようとしたときに、その地方の自治体がい러んな汚染その他で、これを許可しなかったと。そうしたら、そのアメリカの会社は、メキシコの政府を訴えて、そして世界銀行のもとにある機関で、メキシコ政府に日本円で百六、七十億の賠償をさせたという、こういうISD条項、これが毒素条項と呼んで、それが韓国との協定にも盛り込まれた、そうしたことも今、大問題になっているわけです。

そうしたあらゆる分野、例えば建設業なんかにしても、TPPに参加するということになれば、外国の建設業者もどんどん参入してきて、例えばこの幕別町が地元企業優先などということで、いろいろやろうとしても、それをできない状況が生まれてくるというようなことで、建設業関係の果てまで、この影響が出てくるというようなことも言われております。

二十数項目にわたる非関税障壁の撤廃も盛り込まれておりますので、そうした点では、農業だけの問題ではない。今では、日本の医師会全体でもこれに反対して、国民皆保険を守ろうではないかというようなこともされている状況になっておりまして、非常に運動としては大きな高まりを見せているわけですけども、しかし大きな政党が、そういう推進の方向で、末端の候補は、反対反対と言っているかもしれませんけれども、そういう推進の方向で進もうとしていることを考えますと、やはり今こそ正念場だということで、腹をくくって運動を展開しなければならないというふうに思います。

5番目の広報、町のホームページの活用の問題でもリニューアルに際して、その問題も考えていきたいと。今、幕別町のホームページを見ても、なかなかTPPの問題についてたどり着くことは、ちょっとできないような状況になっておりますので、その点でもぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

正念場の時期だということで、もう一度決意を。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたけれども、北海道は、いろんな団体が反対運動の先頭に立って頑張っているわけですし、建設業協会、医師会、いずれも皆その団体の中に、今、加入をしているわけでありまして。そういったことから、我々も今おっしゃられたようなことで、まず地域、

足元から固めていくことが大事なのだろうというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、いろんな機会を通じながら、またあるいは関係の団体の皆さん方とも相談しながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 次に、野生鳥獣の被害対策であります。

町の被害としては、平成 22 年よりも 23 年が減ったということで、これはいろんな努力の結果もあるのではないかと思いますけれども、北海道、それから十勝全体としては、非常にふえてきている状況で、十勝全体では、平成 22 年よりも 23 年のほうが 5,400 万円ほどふえたというふうに承知しております。

そうした周りの状況を考えますと、今後減り続けるという保障もないというふうに思いますので、いろんな対策をくりわなも一番早くやられたということでもありますけれども、そうした被害を少なくする努力をしていただきたいというふうに思います。

3 番目の鹿の捕獲後の死体の処理についてでありますけれども、平成 23 年度は、357 頭の捕獲が行われたということもありまして、この間の議会の報告会でも出されていたのですが、とった後の処理というものが非常になかなか大変だと。そうした対策が何かないものだろうかというようなお話もありました。

そうした点で、そうした三百何頭も捕獲されたとなると、それを有効利用する方法がないのかどうか、またうまくその処理をする方法がないものかどうか、その点も町としても、じっくり検討していただきたいと思っておりますけれども、もう一度。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、今は殺した鹿を穴掘って埋めているところなのですが、ただ一部池田町ですとか新得町なんかは、新得に自前ではないですけれども、民間の施設があるものですから、そこへ持って行って焼却すると。池田も一部持っていつている。鹿追にも 1 カ所あると。ただ、そこは鹿追は、自分の町以外はだめだと言っていますけれども、そういったことでいろいろ各町村苦慮をしているわけでもありますけれども、ただ、これ町村で一つずつ一つずつ施設を持つなんていうことはできないものですから、先ほども言いましたように、ことしから十勝圏の期成会で何とか国あるいは道で、こうした施設をつくってもらえないかという要望が始まったところであります。

それともう一方で、中札内にありますレンダリングシステム、これはもちろん牛、馬の処理施設ですから、鹿は今だめなのですけれども、これを何とか鹿も同じようにやってもらえるような方法がとれないかと。いろんなこれは許可の問題があるのでしょうし、場合によっては施設の増設ということもあるのかもしれませんが、いずれにしてもこの方向と今、両方で進んでおります。

ただ、持っていくまでの処理経費は、そうしたら誰が負担するのかですとか、いろんな問題を抱えておりますけれども、これは我が町のみならず十勝全域で、今、町村会でも取り上げておりますので、早く結論が出るように有効な方法が見出せるように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 北海道の共通の問題でもありますし、そういうほかの町村ともよく協議されて、一番いい、最良の方法を見つけていただきたいというふうに思います。

また、猟友会などとの連携も密にとられまして、そうしたところの意見もよく聞かれて、対処していただきたいというふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、高齢者支援についてお伺いいたします。

日本社会が抱えるさまざまな問題として「少子高齢化」が叫ばれており、日本は今や高齢化社会のはるか先を行く超高齢社会に突入しています。

現在、日本は、高齢者が平成24年9月の総務省統計では3,074万人に達し、初めて3,000万人を突破しました。4人で1人の高齢者を支えています。総人口に占める割合も24.1%で、「団塊の世代」が高齢者入りを始め、急速な伸びを示しております。25年後には、国民全体の約3分の1が高齢者になると予測されるほど、世界一の高齢大国です。

本町としても、平成26年の65歳以上の人口は7,707人、高齢化率は28.1%と推計しています。このように今後の高齢化の進展において、高齢者の方々が置かれている状況の変化に対応した適切な支援が必要と考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、市民後見人の育成についてであります。

成年後見制度は、認知症の高齢者が精神的障がいにより判断能力が十分でない方が不利益をこうらないよう家庭裁判所に申し立てをし、その方を支援してくれる人をつけてもらう制度です。

この制度は、平成12年度よりスタートしましたが、この制度を知らない、また後見人になる家族がない、申し立ての費用や報酬の支払いなどの金銭的な問題もありました。

そこで、利用促進のための広報、普及活動と申し立て経費等の助成を行う成年後見制度利用支援事業が創設されております。

成年後見制度を利用する人のニーズに対応するためには、弁護士などの専門職や家族による後見人だけではなく、「市民後見人」の育成が急務とされますが、本町としてどのような措置がとられているのか。

また、市民後見人への育成を図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、緊急通報システムふれあいペンダント事業についてであります。

このシステムは、高齢者等の急病や事故等の緊急時に、迅速に対応するために緊急ボタンを押すことで、消防署に連絡が届くことになっているものであります。高齢者が安心して生活できるように、高齢者本人及びその家族にとって、何かあったときに対応してくれる人がいないことへの不安があるため、いざというときに医療や介護が受けられるよう環境が整備されているという安心感を醸成する必要があります。

そこで、本町の設置状況についてお伺いいたします。

ひとり暮らしの高齢者が、病気や災害時に迅速に緊急医療が受けられるように通院している医療機関や内服薬の内容、持病、緊急連絡先などを記入し、救急隊が見やすい冷蔵庫で保管する「救急医療情報キット」について、本町としても高齢者の安全・安心の確保を目指すために導入をすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者の支援について」であります。

ここ数年来、市民後見人の必要性がさまざまな場面で叫ばれるようになってまいりました。

平成12年、介護保険制度の施行に合わせ導入された成年後見制度は、認知症高齢者の増加に伴い、本年4月、改正老人福祉法が施行され、成年後見人の人材育成と活用が市町村の努力義務に位置づけ

られました。

認知症の方が全国に300万人を超える状況にあると推計される中、法定後見を受けられている方が全国で約16万人と言われており、今後の高齢化の進展を背景に市民後見に対する潜在的なニーズは高いものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「市民後見人の育成について」であります。

ご質問にもありますように、成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分となられた方を保護し支援する制度であり、法定後見と任意後見とで構成されております。

法定後見制度は、後見・保佐・補助の三つに分れており、本人や親族、状況によっては市町村長が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を保護・支援を行う仕組みとなっております。

また、任意後見制度は、本人が、十分な判断能力があるうちに、将来に備えてあらかじめみずから選んだ代理人に、自分の療養看護や財産の管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくというものであります。

法定後見制度の場合、家庭裁判所が選任する後見人は、本人の親族がいる場合には親族が選任されるケースが多くを占めておりますが、親族がない場合などには、法律・福祉の専門家が選任されることとなります。

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援いたしますことから、より身近な人が求められており、国では、平成23年6月に老人福祉法を改正するとともに、本年度から市民後見推進事業実施要綱に基づき、市民後見人の育成及び活用に向けた取り組みを始めたところであります。

管内では、本年度、帯広市と音更町の2市町と本別町が北海道との共催で市民後見人養成講座を開催されております。

本町といたしましては、平成25年度の養成講座の開催に向け、現在、北海道と協議を行っているところであります。

ご質問の2点目、「緊急通報システムの設置状況と救急医療情報キットの導入について」であります。

緊急通報用電話機設置事業につきましては、65歳以上の単身者や高齢者のみの世帯の自宅に緊急通報用電話機を設置し、電話回線で消防署と結び、急病や災害等の事態が発生した際に迅速な救護を行うため、平成2年から実施しているものであります。

現在の設置状況は、11月末で単身世帯が265台、高齢者のみの世帯が64台、その他の世帯が4台で、計333台を設置しておりますが、利用を行う際には、現在の疾患状況やかかりつけ医院、家族等の連絡先について申請書に記載していただき、幕別消防署、民生委員に情報を提供するとともに、幕別消防署では年に1度、見回りに伺い、疾患状況やかかりつけ医院等の確認を行い、適宜情報を更新いたしております。

次に、「救急医療情報キットの導入について」であります。

救急医療情報キットにつきましては、高齢者等の要援護者の安全と安心を守るために、かかりつけ医療機関や持病、服薬等の医療情報や診察券、健康保険証の写しを専用の容器に入れて、自宅の冷蔵庫等に保管をし、救急時に生かすものであり、東京都港区が平成20年に導入したのを皮切りに、全国474の市区町村や町内会で、道内では夕張市ほか36市町村で導入されております。

ひとり暮らしや家族が不在のときに、病気歴や血液型、服薬状況やかかりつけ医などの情報を救急隊員に確実に伝えるための有効な手段の一つでもありますことから、現在、社会福祉協議会などとも連携をしながら、救急医療情報キットの導入について検討を行っているところであります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) 再質問させていただきます。

成年後見制度についてであります。これは9月の定例会でも質問がありましたので、まず我が町でもできることからとの思いで質問させていただきます。

本町として、平成18年より地域包括センターを窓口支援が実施されることになっておりますが、先日、札内寮で成年後見制度についての講演が行われました。

年にどれくらいの講演が行われているのか、また、どれくらいの方が参加されているのかをお伺いいたします。

○議長(古川 稔) 民生部長。

○民生部長(菅 好弘) 講演会につきましては、一般住民に対してご案内を申し上げまして開いたのが、先ほども申し上げられました札内寮で行ったのがあります。

そのほかに老人クラブだとか町内会から出前講座だとかなんとかで要請があつてお話ししたのもありますけれども、正式にはちょっと回数等については、まだ把握しておりませんが、できるだけ今後も数多くのところで、お話等はしていきたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) 本年、本町でも後見人に関する相談が2件、家裁に申し立てたとのことですが、成年後見制度は、判断能力が不十分な財産管理などを本人にかわって行う制度ですが、近年は高齢化の進展とともに認知症が急増しており、法律に詳しい弁護士や司法書士らの人手が足りない状況ですので、昨年、老人福祉法が改正され、市民後見人の育成活用が市町村の努力義務となりましたが、我が町でもこの制度の周知については、まだまだ不足しているように思いますが、その点については、どうお考えかお聞きいたします。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 先ほど来、申し上げておりますように、まだまだ十分住民の皆さんの中には周知されていないのではないかというふうに思いますが、たまたま今回私の名前で家庭裁判所に2件お願いして、成年後見人決まってきましたけれども、これらも相談事、包括センター等の保健師等の指導の中でこういう問題が出てきたわけでもありますけれども、これからはますます多くなるというふうに私どもも認識しております。

それと、これ裁判所が申し立てして、裁判所の方が後見人選ぶのですけれども、今、岡本委員が言われたように、弁護士さんとか行政書士だとか福祉方面に明るい方とかとなりますと、どうしても数が限られてきて、そう多くは受けていただけない場合が多いのかなと。そういったことから一般住民の中から後見人の養成をすることが目的であろうと思えますし、先ほど言いましたように、ことしも事実管内でも実施されていますので、私どもの町でも5人になるか10人になるか、20人になるのかわかりませんが、実質そうした後見人を受けていただけるような方の養成に来年度からは着手したいというふうに思います。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) では、この現行制度についてなのですが、この現行制度というのは、大変難しく理解がづらいかと思えます。そこで、町独自のパンフレットなども作成して、住民がとんでもわかりやすいような方策をとるなどをしまして、対話ができるような説明機会を多く設定する必要があるのではないかと思います。その点についてお伺いいたします。

○議長(古川 稔) 民生部長。

○民生部長(菅 好弘) 今、岡本議員が言われましたように後見制度、非常に難しい部分がございますので、以前には、広報等でも1回周知をさせていただいた経緯がありますけれども、引き続き、来年、その後見人養成もありますので、あわせて住民に対して周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) これからは、成年後見制度の弁護士や専門職、そして親族による後見人だけで

はなく、市民後見人の育成が鍵を握るのではないかと思います。

ご答弁にもありましたが、十勝管内では帯広、そして音更などは12月より、1月からは本別でも養成研修を実施されるそうですので、幕別といたしましても養成研修に乗り出し、市民後見人を輩出し、後見人が活躍できる体制を町として整備をし、強化をし、そしてバックアップする必要があるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、来年度に向けて、今、道と協議をさせていただいておりますので、後見人の養成・育成に取り組んでまいりたいというふうに思います。

ただ、もう一つ今いろいろ言われているのは、町村単位だけではなくて、広域的にやることできないかというようなことも課題にはあるようでありますので、今後そういったことも場合によっては協議の場が設けられてくるのかなというふうに思いますけれども、まずは我が町に後見人をということによって来年度から養成に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 今、町長がおっしゃられたように、町独自ではちょっと大変なところもあるかと思うのですが、北海道としては、十勝19市町村に後見実施機関を1カ所に集約する広域化を提示しているようではありますが、町村としては、なかなか議論が進んでいないという状況でありますので、各町村が拠点機能を発揮し、人材育成促進に努めるべきだと思いますので、本町としても、この25年度には養成講座の開始に向けて協議がなされているということですので、他町村におくれをとらないように進めていただきたいと思います。

では、2点目の質問に移ります。

緊急通報システムの設置状況であります。緊急通報システムは、ひとり暮らしの高齢者のみということで、これは必ずからが登録された方が、何か緊急のときに通報ができ、消防署に連絡が届きます。

登録されていない方もいらっしゃるかと思うのですが、答弁書の中に単身世帯が265台、そして高齢者のみの世帯が64台を設置したということがございますけれども、単身世帯数と65歳以上の世帯数をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 設置状況333台ということになっておりまして、独居、すなわちひとり暮らしのところにつきましては、65歳以上から74歳まで、これが21台、75歳以上が241台ということになりまして、64歳以下の方も3台設置をさせていただいております。ひとり暮らしが265台ということになります。

そのほかに高齢者夫婦世帯などにつきましては、65歳以上が7台、75歳以上が57台ということで、64台取りつけをいたしております。

そのほかにも64歳前になりますけれども、4台設置しておりますので、全て333台ということになります。そのうち障がい者が6台ということになります。

全部の世帯数ですね、失礼いたしました。全部の世帯数は、11月30日現在の住民基本台帳になりますけれども、65歳以上の単身者521人、65歳以上高齢者のみの世帯が1,671世帯、3,366人、75歳以上の単身の世帯1,158人という状況になります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 今、世帯数をお伺いしたのですが、世帯数の割には設置の台数が少ないのではないかと思います。と申しますのも、この設置に当たりまして、単身世帯が、また65歳以上の世帯ということですので、同居する家族がいる場合は、設置が認められない状況であります。でも、その同居されている方が昼間はお勤めに出ていて、高齢者のみがいる場合の方がいらっしゃるかと思うのですけれども、そのような方のために不安を解消するために情報キットの配布を行うべきではないかということで、今回この質問をさせていただきました。

同居家族が昼間がない場合には、緊急のときには、町がかかわらないで、みずから登録をした留守番電話等のものをつけて、緊急のときを知らせるというシステムになっておりますので、今回のこの医療情報キットをどんな方にでも配布ができるような形にさせていただけたらと思ひまして質問させていただいたのですけれども、この医療キットは、幕別では導入が大変おこなっているとは思ひうのですけれども、その点につきましてお伺ひいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まだ、私たちの町では救急医療情報キット、これについては導入はいたしておりませんが、先日、新北西公区で、公区独自の医療情報キットを設置に向けて取り組んだというような話を聞いております。

十勝管内でも士幌町とか幾つかの町村の話は聞いておりますけれども、答弁の中にありましたように来年度に向けて、今、協議を進めているというところでございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） これは帯広などでも、もう町内独自でやっぱりつくっているところもあったり、清水、そして芽室なども、もう大分前から始まっているようでございます。

この緊急医療情報キットは、全国初の事業として、平成20年5月に東京港区でスタートしたのが始まりでございます。そもそもは明治学院大学教授の岡本多喜子氏がアメリカのポートランド市で行われた実践例をヒントに港区で提案したのが始まりだそうです。

高齢者や障がい者、そして健康に不安がある方に無料で配布しているそうです。この港区から始まった取り組みは、現在では全国に広がっております。十勝管内でも帯広、芽室、音更、清水なども行われて、導入をしております。

清水町では、2010年より設置を進めており、現在72%の設置率に達しております。コスト的にもプラスチックボトル1本と容器に張るシール2枚、また玄関と冷蔵庫に張るシールを2枚を作成してもらいまして350円くらい。もっと安い安価なものもあるそうなのですが、帯広では、保存パックにシールを張るような簡単なものなのだそうですけれども、そのようなものを作成しながら全世帯に配布をしているそうです。

ですから、我が町でもこの導入を早急に考えるべきと、またこの導入をするには消防署との相談、また社会福祉協議会との連携が大変必要だとは思ひますが、導入している町村の方のお話では、このキットのおかげで、素早い医療措置が施されたと喜んでいるところもあるとの声を伺っております。

我が町でも高齢者の方のために、この命のバトンとして、ぜひ早急に導入ができることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。（拍手）

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従ひまして、質問をさせていただきます。

特別支援教育の充実と少人数学級の実現について。

平成19年4月から特別支援教育が「学校教育法」に位置づけられました。それに基づいて、幕別町は、特別支援教育に取り組んできていますが、早期からの適切な療養の重要性が言われる中で、小中学校での特殊支援教育のあり方、特に町が配置をする特別支援教育支援員の役割は、ますます重要です。

法改正から5年が経過し、幕別町の特別支援教育の現状と今後の課題について、整理が必要と考えます。

また、平成23年4月「義務標準法」が改正され、小学校1年生の学級標準が40人から35人に引き下げられ、同法の改正条文附則によって小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と、法制上を含めた措置を講ずることが明記されました。

さらに、文部科学省は、「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」の報告を踏まえ、新たな教職員定数改善計画案、平成 25 年度から 29 年度の 5 カ年計画を策定し、「35 人以下学級の推進など、学校規模の適正化」「個別の教育課題に対応した教職員の配置の充実」といった内容を盛り込んでいます。

現在、幕別町では、既に実施されている道の「少人数学級実践研究事業」とあわせ、小学校 1、2 年生と中学校 1 年生において 35 人学級を実施してきたところですが、今後は少人数学級を他の学年に広げていくことを一刻も早く進めていくべきと考えます。

よって、以下の点について伺います。

- ①特別支援教育を必要とする児童生徒の人数と教職員の配置など、現状の体制について伺います。
- ②特別支援教育に関して、教職員の専門性の向上に向けた研修と十分な配置など、条件整備が前進しているか伺います。
- ③特別支援教育支援員の配置の決定は、「幕別町特別支援教育支援配置事業実施要綱」で「教育長が決定する」とされています。来年度の配置を決定するに当たって、どのように実情を捉えているか伺います。
- ④現状のままでは、小学校 3 年生以降と中学校 2 年生以降は 40 人学級となることにより、進級時に学級減となるケースの発生が見込まれています。このことに対して、教育現場や保護者から不安の声が出されています。

国や道で条件整備が進まなかった場合には、町単独事業として、35 人学級を継続するべきと考えますが、町の所見を伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「特別支援教育の充実と少人数学級の実現について」であります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支えるという観点に立ち、子供たち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められているところであります。

また、従前の特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的なおくれない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、障がいのある児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものと考えているところであります。

ご質問の 1 点目、「特別支援教育を必要とする児童生徒の人数と教職員の配置など現状の体制について」であります。

初めに、特別支援教育を必要とする児童生徒の人数であります。本町の特別支援学級に在籍する人数で申し上げますと、本年 5 月 1 日現在では、小学校で視覚障がい 1 人、聴覚障がい 3 人、知的障がい 13 人、肢体不自由 3 人、病弱・虚弱体質 4 人、言語障がい 9 人、自閉症・情緒障がい 43 人、合計で 76 人となっており、10 年前との比較では人数で 57 人、率では 300% の増で、特に自閉症・情緒障がいの増が顕著となっております。

また、中学校では、聴覚障がい 1 人、知的障がい 9 人、病弱・虚弱体質 1 人、言語障がい 3 人、自閉・情緒障がい 9 人、合計で 23 人となり、同じく 10 年前との比較では、人数で 13 人、率では 130% の増となっております。

次に、教職員の配置など現状の体制についてであります。小学校では 6 校に特別支援学級 29 学級が設置され、担当教諭 36 名が配置されており、このほかに、町の単独事業で特別支援教育支援員を 19 名配置しているところであります。

また、中学校では 4 校に特別支援学級 12 学級が設置され、担当教諭 15 名のほか、町単独の支援員

4名を配置しているところであります。

次に、ご質問の2点目、「教職員の専門性の向上に向けた研修と十分な配置など、条件整備について」であります。

ただいま申し上げましたように、特別支援学級に在籍している児童生徒は増加傾向にあり、加えて、通常の学級においても、文科省での報告によりますと、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童生徒が6.5%の割合で在籍している可能性があるとも言われ、支援体制の一層の整備が求められているところであります。

中でも、支援学級を担当する教員につきましては、子供たち一人一人の障がいに応じた教育を進めていくことが求められておりますことから、積極的に各種研修に参加できる環境づくりに努め、資質と専門性の向上を図る必要があるものと考えております。

研修の機会といたしましては、北海道教育委員会が実施する研修事業のほか、十勝教育局に配置されております特別支援教育を専門に担当する指導主事を初め、特別支援学校の職員が各学校における特別支援に関する研修を支援する環境も整備されているほか、北海道特別支援教育センターや十勝教育研修センターにおいても、研修講座が開設されているところでもあります。

また、教育関係団体としましては、管内の特別支援教育振興協議会や特別支援学級設置学校長協会、言語障がい児教育研究協議会などがあり、それぞれ研修の機会が提供されているところであり、各学校において、学校としてのニーズを鑑み、活用しているところであります。

さらに、幕別町教育委員会独自の事業といたしましては、昨年度から特別支援教育支援員や特別支援教育に関心のある町民の方を対象に研修会を実施し、特別支援教育にかかわる人材の確保や資質の向上に努めているところであります。

特別支援教育を担う道費負担の教職員については「職員定数配置基準」に基づき配置されてはおりますが、この配置だけでは子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うことは、なかなか難しい状況もあるところであります。

学級編制や教員定数の改善、重度障がい児の受け入れのための加配、専門性の持った教職員の確保など、特別支援教育充実のための人的・物的教育条件の整備につきましては、引き続き国等に要望してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、「特別支援教育支援員の配置について」であります。

特別支援教育にかかわる道費負担の教員につきましては、学級数や在籍者数に応じた基準により配置されておりますが、学習支援や生活介助を必要とする児童生徒への対応などを考慮いたしますと、決して充足しているとは言えない状況にありますことから、町の単独事業で特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人一人の状況に応じた指導の充実を図っているところであります。

支援員の配置につきましては、ご質問にもありましたように、幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱第3条におきまして、「支援員は、原則として、学習支援及び生活介助を要する児童生徒が在籍する学校に対し、当該学校の必要度など実情に応じて配置するものとし、教育長が決定する」と規定しているところであり、この規定に基づき、各学校の特別支援学級在籍者数、道費負担の教員数、通常学級に在籍する支援が必要な児童生徒数などを総合的に勘案し、各学校と十分協議をした上で、配置の決定をいたしているところであります。

配置を開始した平成20年度は、小中学校合わせて10名の配置でありましたが、年々増加を続け、本年度は23名の配置となっているところであります。

新年度につきましては、小学校におきましては、新1年生での支援を必要とする児童が前年度よりも増加しており、また在学児童につきましても、学校生活を送る中で発達のおくれ、理解力・注意力の欠如、衝動性やパニック症状などがより顕著となることで、新たに個別支援が必要な児童が増加している傾向が見られるところであります。

小学校における支援を必要とする児童のうち、新1年生から新3年生までが全体の63%を占めておりますことから、これら低学年の児童への支援を重点的に拡充するため、支援員の増員を図る必要が

あるものと考えているところであります。

また、中学校においても、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、高度の機能障がいに伴う医療行為が必要な生徒など支援学級に在籍する生徒に加え、通常学級においても学力不足や不登校傾向で教室に入れず、別室での個別支援が必要な生徒への学習支援を中心とした支援の必要性が高まっている状況にありますことから、支援員の増員を図っていく必要があるものと考えているところであります。

次に、ご質問の4点目、「町単独事業として35人学級の継続について」であります。

公立の小中学校の学級編制は、昭和55年の「第5次教職員定数改善計画」に基づき、40人学級が導入され、平成16年度からは北海道教育委員会において「少人数学級実践研究事業」の実施により、条件つきながら、小学校第1学年と第2学年及び中学校第1学年において35人学級が実現されてきたところであります。

また、ご質問にもありましたように、法の改正により、平成23年度からは小学校第1学年は35人に引き下げられるとともに、平成24年度からは、教員の加配措置という形で小学校第2学年についても35人学級が実現しているところであります。

さらに、文部科学省においては、平成25年度からの5カ年で小中学校の全学年で35人学級を実現する計画を策定したところではありますが、その実施については、財務省等の協議において難航しているとお聞きしているところでもあります。

「町単独事業としての35人学級の実現」につきましては、先生が子供たち一人一人に向き合い、寄り添う教育が求められている中で、少人数学級の実現に対して大きな期待が寄せられているところでありますが、町単独で教員の給与を負担していくことは、財政上困難なものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、小中学校教職員定数の改善や少人数学級の一層の拡大については、北海道教育委員会連合会等を通して、今後も国に強く要望してまいりたいと考えているところであります。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問させていただきたいというふうに思います。

質問の柱でありますけれども、特別支援教育の幕別町における現状と、それから特別支援教育支援員の確保の問題がどうかということ、それから少人数学級が重要であるという認識を持たれながら、その実現に向けてはどうかということの二つの柱でもって質問させていただく今回の質問の目的であります。

ご答弁にもありましたように、12月5日に厚生労働省が新たに発達支援の子供たちの状況について、全国的な統計を、医者による診断ではないのだけれどもという前置きをしながら新たな数字の報告があって、ご答弁にもありましたように6.5%、40人学級であれば2人ないし3人、そういう発達障がいの子供さんがいてということの可能性があるのでということの報道がされていたところであります。

幕別町においても10年前といい、まだこの特別支援教育のインクルーシブ教育については、まだ議論の途中だったというふうに思うのですけれども、10年前のデータと比べて、小学校で300%増、中学校で130%増ということの数字をいただきましたけれども、それにはこのことが法改正の中でいろいろ変わる中で、数がどんどんふえていったという状況もあるのだと思うのだけれども、現場は大変ではないかなということが十分に推察される数字をいただけたのだなというふうに思います。

現状については、ご答弁で了解いたしました。

これにかかわっては、一つ意見といいますか、教育現場の方からの意見ですけれども、お話しさせていただきたいもの、あります。

ことしの4月から、これは民生部の関係でありますけれども、幕別町発達支援センターができて、このことによって教育現場のほうとしては大変喜んでいて、そういうことがありました。それまでは、小学校に就学前の子供さんでありますけれども、そういったケースがあったときには、幼稚園や

保育所やそういうふうなところから個別に情報を集めていたものが、町として一つの基準でもって事前に学校にちゃんと知らされてくる。そのことで新年度を迎える前に一定の対処をして迎えることができる、そういったことの中で歓迎の声が出されているところでもあります。

もう一点、これは希望ということになりますけれども、本当に期待する中では、グレーゾーンというふうに一般的に言われる子供さんたちも、この発達支援センターの対象にしていきたいなど、そうすることで、もっと学校での対処の仕方があるのだというようなことをおっしゃっていたということを報告させていただきたいというふうに思います。

一つ目のところは、以上です。

二つ目のところ、この特別支援教育の支援員のことでありますけれども、十分な研修がということでお尋ねしましたけれども、この要綱の第4条の中で、支援員の方の任用に当たっては、幾つかの採用の条件があるところでもあります。やはりこれも小学校、中学校の教諭の資格を持っている方がやっただけなのがふさわしいというふうに考えているのですけれども、この数がやはり一定多くなる中では、いろいろな困難もあるのだというふうに思いますけれども、今その点では、特別支援教育支援員の方々の資格的なこと、どういう現状にあるか、そしてまた研修のほうも改めてお尋ねしますが、ちゃんとされているのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（金子隆司） 現在、お手伝いをいただいております特別支援教育支援員の資格の関係につきましては、全員教職員資格を持っております。

しかしながら、幕別町の規模でいきますと、今の現状23名を確保するというのがやっこの状態です。他町村にも協力をいただいておりますが、そこで研修の分野とも絡みますが、昨年、いわゆる特別支援教育支援員と、それからそれらに興味のある一般の方を対象にして、夏休み、冬休み中の間に研修の機会を持っております。

わずか23名が大幅にまたふえるというような状況になった場合には、教職員資格を持った者を確保するというのは、非常に難しい状況にどんどん追いつかれていくのだらうというふうに思います。他町村の意識も変わってきておりますので、そうしたことから一般の方々も、いわゆる介助・介護というような観点に立って採用する時期がいずれは来るのではないかなというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） はい、今の点は了解しました。

それで、3番目のほうになってまいりますけれども、初回質問でもさせていただいたように、この「特別支援教育支援員の数は、教育長が定める」という強い権限の要綱になっているというものであります。

教育現場の方にお尋ねしますと、先ほど教育委員会のほうで来年度に向けて何人のこの支援員が必要かということの意向調査もあったというふうにお聞きしております。数校お話を聞きまして、今の現状で言えば、私の力量の中では増員を求める、そういう声でありましたけれども、その数についても、それは根拠のあるものだというふうに思っていたわけですが、ここでお尋ねしたいのは、その学校でこれだけ増員してほしいという声が上がってきているのだと思いますけれども、それに沿って教育長がちゃんと任用されるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教育長が定めますのは、いわゆる与えられた人数で、どのように配置するか、この責任はございますが、何人配置するのかの権限は私どもにはありませんので、いわゆる予算の総合的な範疇の中で定められていくという代物であります。

増員要望については、それぞれの学校から出てまいります、全部が要求どおりつくという状況にもない財政状況にもありますことから、何人が要望から削減されるというようなことも現実としてはあります。

そういう中ではありますけれども、要望された中身について、十分学校とも協議をしながら配置をし

ているということであります。それが現状です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 予算の範疇でというお言葉が出てきたわけでありますけれども、ちょっとその線には合点のいかない部分があります。

教育現場のほうからこれだけの数が必要だと。そして、その一方で、教育委員会のほうで、それもそうだとということになったときに、予算が云々の前に、それに基づいて、今まさに予算の議論がされている最中だと思うのですけれども、予算取りを教育委員会として、町のしかるべき担当者あるいは町長に要求していく、そういうものではないかなというふうに思うわけなのですけれども、それでは先に予算ありきでは本末転倒というふうに私は思うのですけれども、それはいかがなのでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私の説明が悪かったかもしれませんが、当然学校からの要望に基づき予算要望をいたします。状況を十分承知した担当者が財政サイドに要求をするということでありますが、なかなか全部が全部認められるという状況ではありません。要求はいたします。

ただ、管内的状况、よその町のことは余り言いたくありませんが、幕別町的狀況としては、管内でトップを切っているだけの配慮がなされているというふうに理解しております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今、教育長が最後におっしゃった管内でもトップクラスの手だてをしていると、そのことは私も了解させていただいた上で、質問はしているところであります。

ただ、やっぱり教育予算、それは教育というのはマンパワーだというふうに思いますから、やはりしっかりと予算確保されていくことが大事なのだというふうに思います。

このことは、次の4番目にもかかわってきますので、四つ目のほうの少人数学級のほうに移させていただきますけれども、実際、来年度学級減になる学校があるという実情をつかんで、保護者の方や教育現場からの不安の声に応える形で質問のほうはさせていただきます。

昨年においても、23年度の4月の法改正でもって国のほうでは、今まで基準でもって数字があったわけけれども、学級の人数、予算措置はしないけれども、各自治体の教育委員会でもって、その実情に合わせて決めていいのだよというふうになったのが23年度で、その23年度のときも、これは北小の現3年生ですけれども学級減になった、そんなことがありました。やはりこのときも、保護者、教育現場のほうからは、学級減に対する不安の声などあったというふうに聞いております。

それで、この少人数学級における定数の現状なのですけれども、私、道教委のほうに資料をいただいたのですけれども、多分同じような数字はつかんでいらっしゃると思うのですが、弾力的にそういう教員の配置をしている自治体というのがふえてきていて、今5市14町、26校で自治体が独自に定数を下げて、2学級のところを1学級にする、あるいは、2学級、3学級のところを3、4にする、複式学級のところを単式学級にする、そんなようなことが広がっているところであります。

26校のうちの小学校23校、中学校3校で行われていると。低学年が行われているかということ、そうでもなくて、割合は確かに高いのですけれども、小学校の5年生や6年生でも行われている実態があります。その中では、十勝では土幌町で、町独自に3人の臨時職員の先生を配置して、鹿追でも2人、清水でも2人、そういう中でやっているのだというふうに思います。

これは、やはりその町の教育に関するその思いの強さなのだというように思うのですけれども、幕別町の教育委員会を代表する教育長は、この数字について、所見をちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに義務教育標準法、そして北海道教育委員会が定める規則、これらが23年4月以降、いわゆる許可制から届出制に移行したと、そういう状況は承知をいたしております。

届出制には移行したわけですけれども、いわゆるその事前協議制は残っております。事前協議制の中で、単費の職員であるならば認めるという、いわゆる義務教育の機会均等と資質の向上、それらを

大原則に掲げた文科省と道教委の考え方が一致している。しからば、町における考え方は、いかにあるべきかということになります。現状においては、同じような場面を抱えている小中学校、昨年の北小学校の3年もそうでありますが、現状4校あります。過去5年前から比べますと、二、三校減っていますね。4校ありますが、4校とのいわゆる均衡ある整合性はどうなっているのだろうか、これは道教委も国もそういう視点です。

つまり36人のところを2学級にする。既に36人以上いても40人学級であるがゆえに1クラスであるという状況は、我が町に白人小、北小、幕中、あと南小かと思いますが、小学校にもう1校あります。その4校の中の整合性を考えていかなければならない。そうしたときに、単純に4校分、1人当たり400万円から500万円と言われております人件費を4人分なり5人分を確保することが可能なのかという議論になるわけであり。そうするとなかなか厳しいものがあるなということをご答弁をさせていただきました。

願いとするとところは、確かにそのようにそろふことが一番望ましいかと思いますが、単年単年、状況が変わってまいります。それに対応するためには、いわゆる全国的な、全道的な、そして町内における均衡を考えますと、やはり制度として確立してもらふことが、一番大事なことではないかというようなことから、議会の議決もいただいて、陳情等、30人学級を要望しておりますから、そういう方向に向けて、何とか国の力で国民全体の均衡ある機会を与えることと、資質の向上につなげていっていただきたいなと思っているのが、昨今の状況であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 少人数学級における教育長の思いという点では、私ども一致しているものがあるなというふうにお聞きしました。

初回質問の中でお話しさせていただいたとおり、ことしの9月に新たにまた文部科学省で文書が出て、今いる教員の中では、退職教員として見込まれる方々の人件費、これが新任の先生との入れかわりの中で人件費が浮くと。そのことを見越して、人件費を減らさない形でもって全国的に2万7,800人でしたか、そういう教員の増も見込んだ上で、30人から35人学級をやるのだと。教育現場をつかさどるところの省庁ではそういうふうを考えるのだけれども、それもまた財務省がなのか、首を縦に振らないという国政の混乱の中で、今こういう状況になっているなということをお自身も認識しているところなのです。

ですから、本来やはり国が、ちゃんとそれをすべきだというふうには思うわけでありましてけれども、教育長のほうから、ほかの学校とのいろいろな条件の中でできないということもあつたのですけれども、もともと2クラスあつたものが、一つになるということ、これはまた教育現場としては大変なのだ。子供にとっても大変なのだということを訴えています。

もともと一つで始まつたものがということではなくて、もともと二つあつたものがそうなるという今、例で二つの学校を私は挙げましたけれども、そのところの認識のことをお話しさせていただきたいと思つています。

それで、清水町、先ほど言いましたけれども、少人数学級の取り組みは、早くから行われていて、平成15年の5月に「文化の町の心の教育特区」というそういう認定を受けて、町単独でもつての教員配置を始めたということが清水町教育委員会のホームページに紹介されています。

そして、この少人数学級実現によつての教育の成果について、子供たちの育ちや変容が、少しずつですが、着実に見られるようになってきましたという前書きの中で、二つの視点から、「生活集団の面から見た主な変容」「学習集団の面から見た主な変容」ということで、どんなふう子供たちがいい方向に向いていったかということの紹介がされていて、最後にこのことについて、このたびこの教育特区も一般化され、全国どこの学校でも少人数学級が編制できるようになりました。今のさっきの法律のことです。これらのような教育効果が認められたのは、清水町の実践も一つとして認められたのだということをお誇らしげにホームページで書いていますところでもあります。

そして、中学校1年生、小学校6年生で、平取町の中学校は25人のところを2学級に分けています。

小学校6年生34人を2学級に分けている、そういう実践をしている町の教育関係者のほうに聞けば、やはりきめ細かい教育を、町として子供に保障することが必要なのだということの中で、そういうことを決意したと。今、中学1年生なわけなのですけれども、その人数がどういうふうに変わっていくか、いろいろあるわけなのですが、二つに分けたものを卒業まで毎年臨時職員ということで更新しながらのだけれども、維持していきたいということも言っておられたということもあります。

町の姿勢ということで、お話しさせていただきました。

そして、幕別町では、さらに「子どもの権利に関する条例」ができています。その中の13条で、「町の責務」ということが明らかになっていて、町は子供の権利を保障するために、ちょっと略しましけれども、子供に関する実施しなければならない。そのような文言の中で、町がしっかりとした予算措置もするというのもうたわれている、そういう状況があるわけですけれども、私はそういう町だからこそなおさら少人数学級の実現に向けては、国の整備が届かないということでは、町がそういうことで腹を固めて少人数学級を実現していくことが求められているのではないかと思うのですけれども、子供の権利条約の視点から教育長の所見を伺いたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ただいま清水町の特区の話が出ました。幕別町の姿勢は、これ岡田町長のころからであります、ゆとり基金パートナー事業というのを管内で実施したところからあります。これは、管内に先駆けて35人学級、いわゆる小学1年生、これは画期的なことだというふうに評価されました。その後の清水町の対応でありました。幕別町で学んだがゆえの特区申請であります。

私は、町の姿勢は、いまだ変わるものではないですし、先ほども申し上げましたが、管内における配置状況から見ましても、非常に町の大きな支援をいただいているというふうに思っております。

平取町等々の話もありましたが、私は小規模の町村、いわゆる学校数が少ない等々の町村でありますと、非常にそれはやりやすいですね。他の学校との整合性を余り気にすることを必要としないからであります。しかしながら、私どもの町は、比較的學校数が多いという状況があります。したがって、丸々の学校の部分だけ見ればいいという話ではなくて、やっぱり総合的な均衡ある発展ではないですが、均衡ある体制というものを私どもはつかさどっていかなければなりません。そこに不公平があってはならないという思いがあるものですから、財政論もさることながらでありますけれども、やっぱり公平な教育行政を行っていかなければならないという私どもの立場からすれば、やはり国や道がきちっと補完すべきであるというふうに私は考えております。

あと、町の子ども権利条例は、まさにこれも北海道でも少ないわけです。十勝においては、芽室町と我が町だけあります。そういう観点からいっても、非常に子供に対しての視線といいますか、他町村からは高く評価されています。ただ、それを具現化を図るためには、何といたってもやはり財源論がある。いろいろな分野の行政がありますので、その中での教育行政だけということにならないところが私どもの弱みであります。そのことも理解をしながら、やはりバランスのある幕別町発展を望む、そういう思いであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） いろいろとお言葉いただきましたけれども、来年度に向けての少人数学級実現については、国の整備が整わない場合は、町単独のこの採用については難しいということは一貫して変わらなかった。このことは、私にとっては非常に残念なご答弁であったということをやっぴりお話しさせていただかなくてはならないと思います。

やっぱり教育というのは、繰り返しになりますけれども、私はお金を惜しんではないところだと、最優先に近いところにいるのではないかと、あるのではないかとというふうに思うわけであります。子供にとっての、ほんの生まれてきて十数年の間の本当に大事な期間、それをちゃんと町の施策の中で大切に、幕別で育ててよかったというふうに言われる町にする、その中の一つに、やはり予算がないでは語れないものがあるのではないかと、そのことをお話しさせていただいて、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩いたします。

14：07 休憩

14：20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○2番（寺林俊幸） 通告に従いまして、次のとおり質問いたします。

本町における町道の整備、維持管理状況及び除雪体制についてであります。

近年、異常気象による被害が全国で数多く確認されており、本町においても5月3日から4日にかけて記録的な大雨があり、町内各所において、道路の冠水、路面の侵食、のり面の崩落と被害を受けました。

また、先月11月においては、平年比2倍の降水量を記録し、農作物の収穫作業に大きく影響を与えました。このような大量の降雨により、道路側溝などの土砂が堆積し、道路排水の農地への流入、また路面下への浸透により凍上の原因となり、道路の劣化を招くのではないかというふうに考えます。

これまで、異常とされてきた気象条件、これに関しても想定した上での道路整備が必要ではないかと考え、以下の点について伺います。

1、各地域から町道の整備要望は多数あると思いますが、その要望に対して、どのように対処をしているのか。

また、優先順位のつけ方についてもお伺いいたします。

2、農地・水保全事業により、町道の維持管理、これを事業の一部として取り組まれておりますが、町と農地・水保全事業との連携についてお伺いいたします。

3、冬期間課題となる除雪作業の機動力の確保と除雪開始の判断方法についてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「本町における町道の整備、維持管理状況及び除雪体制について」であります。

ご質問の1点目、「町道整備要望に対する対処、優先順位のつけ方について」であります。

町道は平成24年度当初で993路線、延長にいたしますと879キロメートルに及び、改良率は69.8%、舗装率60%という整備状況にあります。

道路は、快適な日常生活や経済活動に不可欠な施設として、その機能を保持できるよう整備・維持に努めているところでありますが、整備に当たっては、平成21年度に策定いたしました「幕別町道路整備計画書」を基本として、3カ年の実施計画に位置づけを行いながら取り組んでおります。

整備が必要な路線の内訳といたしましては、砂利道の新設改良、雨水管や歩道などが未整備な路線の2次改築、また舗装済みではあるものの改良厚不足による凍上の影響を受けて、2次改築が必要となっている路線などであり、優先順位をつけるに際しましては、緊急度、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら事業を実施いたしております。

ご質問の2点目、「町と農地・水保全事業との連携について」であります。

農地・水保全事業は、本年度から、第2期目の5カ年事業がスタートし、4月から庁舎内に協議会の事務所が置かれましたことから、町といたしましては、これまで以上に協議会との連携を図りつつ、本事業の円滑な推進にできる限りの支援・協力を行っているところであります。

ご質問の「町道の維持管理との連携」につきましても、個々の事案ごとに道路管理者との役割分担や草刈りの日程調整などの連絡を密にし、事業が効果的かつ効率的に進められるよう努めているとこ

ろであります。なお一層事業の円滑な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「除雪作業の機動力確保と除雪開始の判断基準について」であります。

近年、公共土木工事などの落ち込みにより、除雪に必要な建設機械を保有する建設事業者等が減少しており、除雪機械の確保に苦慮しているところであります。

そのようなことから町といたしましては、平成21年度から24年度にかけて車道除雪機械を借り上げる際の基本料金の見直しを図るなどの対策を講じたところであります。

本年の車道の除雪体制は、道路管理委託業務におきまして、貸与機械14台、借り上げ機械7台を使用して387キロメートルの除雪を行い、このほかに時間単価借り上げ機械23台で274キロメートルの除雪を実施することといたしております。

次に、除雪開始の判断方法についてであります。新雪除雪では、新たな積雪がおおむね10センチメートル以上あり、その後も積雪が予想される場合などに除雪車の出動を検討いたしますが、道路管理委託業者による郊外道路パトロールのほか、インターネットによる降雪予報並びに北海道や帯広市の出動状況などを総合的に勘案し、出動の2時間前までに指示を出している状況であります。

出動の指示に際しましては、積雪状況にもよりますが、除雪時間におよそ6時間から8時間を要しますことから、通勤・通学時間に極力支障を来さないように、加えて極力2回目の除雪が必要とならないタイミングを見計らうように心がけているところであります。

以上で、寺林議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 冒頭に、質問内容にも述べましたとおり、近年、本当にゲリラ豪雨というような想像もつかないような豪雨がございます。そのような点からして、各住民の代表である公区長さんとか、各地域の代表の方々から道路整備の要望等、数多くあるものと理解しております。

その中でも切実な、危険な箇所等も多くあるというふうにも考えますが、現在の財政状況の中では、全ての道路の整備を一気に進めるというようなことは、大変難しい状況にあるのだろうというふうに考えます。その中から当然優先順位をつけ、公平、また効果的に整備をされているというようなこととございますけれども、その順位づけについて、各地域の皆さんにしっかりとご理解をいただいているのかというようなこととお伺いしたいと思いますけれども、まず今年度も災害等被害を受けたというようなこともありますけれども、その点についての整備状況と、またそれ以外の要望に対しての各地域への説明状況等をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、地域要望への応え方ということでございますけれども、24年度でいきますと、道路の維持補修がメインでございますけれども、整備も含まれておおよそ20公区から要望が上がっております。それに対しまして、各公区長さんに整備の方針ですとか、維持補修の方向性を文書でお答えするというような形をとらせていただいております。

次に、災害関係についてでございますけれども、道路の部分でいきますと、ことしの5月の雨でございまして、約2,300万円ほどの被害が出ておまして、その部分につきましては、その公区長さんにどうのこうのということではございませんけれども、一応の維持補修、復旧については終わらせていただいているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 町長のご答弁にもありましたように、道路については生活と経済を守る大変必要なものであるということから、しっかりと整備をしていただきたいわけですが、冒頭にありましたように993の路線、また879キロ、大変長い町道であります。この把握と、またその計画を立てて整備を進められる中で大変なご苦労があるのだろうと思っておりますけれども、しっかりとしたその計画の中で効率的な整備に努めていただきたいというふうに思います。

次に、二つ目の農地・水保全事業との町との連携についてでございますけれども、ご答弁のように、

本年度から幕別町で14の活動組織が農地・水保全事業に取り組んでおります。その中で、道路の維持管理、また町道の草刈り等、整備に取り組んでいただいているところでありますけれども、町としてはその点について十分把握をしながら、重複のないように経済的な整備に向けて取り組んでいるということでありますけれども、今後についてはさらにしっかりとしたお互いの計画を見た中で、道路整備また草刈り等を行っていただきたいというふうに思いますが、その点について、今後の取り組みについてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） ことし4月から協議会の事務局が役場の中に入りました。農地・水を担当する土地改良と同じ部屋で仕事をされているというようなことから、日常的に連携を持ちながら仕事をやっております。そういうことから、草刈りあるいはごみ拾いなどについても、町の予定と農地・水の組織の予定をすり合わせながらやっているとありますが、引き続きその調整をしながら、農地・水の事業が円滑に進みますよう取り進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 農地・水保全事業につきましては、農道の整備等、大変努力されながら整備に当たっておられる。これを無駄にするようなことではもったいないというふうに思いますが質問させていただいたわけですが、取り組んでおられる皆さんについては大変ご苦労されていると。それが今後、無駄にならないような整備計画を立てていただきたいというふうに思います。

次、三つ目でございますけれども、冬の生活において課題となるのが除雪の問題であります。

広報12月号に、快適な冬を過ごすための除雪にかかわる基本姿勢や住民の皆さんへの協力が掲載されておりましたが、除雪体制については、住民の理解、協力がなくては除雪作業が進まないということをご承知のとおりでありますけれども、その中で機動力の確保がなかなか難しい状況にあるという中で、今年度計画されております町道の除雪、大変な長い距離を除雪されるということでありますけれども、異常気象で大変な大雪が降るといふようなことも想定されるかと思っておりますけれども、その中には生活の中で守らなければならない住民の生命、当然緊急自動車等の出動も想定されるわけで、それに対応する除雪体制も考えてはいただけないかというふうにも考えております。

2度除雪に当たらない程度の除雪作業をするということでございますけれども、その緊急自動車等に対応するような作業についてはお考えではないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 10センチを超えまして、現実的に申し上げますと、測候所で言う20センチ程度、観測所で20センチ程度積もっているという状況であれば、道路の部分には、道路、車が通常走っておりますので、20センチまでなくて、軽自動車でも走っているような状況に現状としてはなっているというふうに考えておりましたが、ただそれを超えてしまいますと、車の走行自体にも支障を来しますので、そうなりますと幾らその後まだ降雪が続くというふうに考えても、それはもう2度することはやむを得ないということで、1度目の除雪を出すというふうに考えております。

実は、先日12月8日に2度目の雪が降りまして、このときは除雪の指示を5時半に準備し、でき次第出動しなさいということで全車に出動命令かけました。この時点では大体13センチぐらい、5時の時点で13センチ。ただ降りが強かったですから、5時半の時点では多分20センチぐらいになっていたと思うのですが、その時点での天気予報では、夜中の12時ぐらいまでは降り続くという予報でありまして、ちょうど警報も、幕別町も大雪警報が出たという、警報は6時ぐらいだったと思うのですが、そういう状況でございました。この部分については、もう明らかに2度目の除雪があるという判断の中で、1度目の除雪の出動命令をかけております。

ただ、8日の雪につきましては、たまたま7時過ぎに雪がやみまして、あと11時ぐらいにちょっと強い降りが1時間ほどあったのですが、七、八センチの積雪で済んだということで2度目の除雪はしない状況で終わっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 状況を見ながら、除雪に関しましては適宜指示をしているというところでございますけれども、その道路の性格上、通勤ですとか、あるいは通学、それから集乳、それからもちろん緊急車両ということなのですが、緊急車両に関しましてはなかなかその状況が、突発的なことというふうに考えておりますので、除雪に関しましては、職員が詰めて除雪の苦情あるいは要望に受け答えをしておりますので、そういった中で適宜対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 突発的な出動という緊急車両の出動態勢ではありますけれども、やはり住民の生命、また財産を守る緊急車両の出動、しっかりとした道路除雪に当たっていただきたいというふうに思いますけれども、幕別町においては南北47キロというような距離の中に町がありまして、当然、その北と南では気候条件が変わっていて、幕別の町のほうでは雪が降っていなくても、南の駒島、忠類では相当早くから降雪があって、もう既に除雪しなければならないというような降雪量になっているということも当然考えられます。そのようなことの判断については、いろいろ苦心をされて情報を得られるということではありますけれども、やはり実際見ておられますと、なかなか除雪体制というか、除雪に入っただけがないというようなことで、いろいろなことで出動要請をお願いするというようなことも聞きますけれども、そのような対応については各地域からの要望に応えることができるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、忠類地域につきましては、忠類経済建設課のほうで除雪を担当しております、土木課で担当している部分につきましては、ちょうど中里くらいの北側というような形で担当しております。大体、美川、駒島方面というのは、帯広飛行場に観測所がありまして、その積雪量とほぼ一致するというような状況でありますので、インターネットではそちらのほうを見て判断をする。それから、郡部のパトロールということで、幕別の道路維持委託業者がパトロール車でパトロールをして、随時報告をいただきながら除雪の判断はいたしております。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたように、除雪してから6時間ぐらいはどうしても必要なものですから、最初に入ったところはすぐあきますけれども、一番最後に入るところは、どうしても降雪が続いている場合については、だんだん積雪も多くなるということでご不便をおかけする場合はございますけれども、やむを得ないというようなことで考えております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 住民の要望になるべく応えた除雪体制という形で除雪に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども。

もう一つ、除雪に対して、市街地での除雪でございますけれども、やはり市街地の除雪の課題という問題点というのは、どうしても時間内に終わらせなければならないということで、短期間の除雪ということで、やはり交差点等の除雪が余りきめ細やかにされないというようなことが住民の方々からお聞きするわけですが、また特に幹線道路、道道・国道との接続地点、この点についてもなかなか町での除雪、また道・国との時間差がありまして、なかなかうまくいかないということに、住民の方から大変な雪山がある中で通勤に行かなければならないというようなこともお聞きします。

このような、まず現状としては大変ご努力されているということは理解するわけですが、もう少し時間をかけて交差点等を除雪するというようなことについては可能なのでしょうか、お伺いたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、幹線との接続点ということでもありますけれども、国道は開発局が除雪を行い、道道は北海道が除雪を行っているわけなのでございますけれども、これは特に国道は早いタイミングで除雪が出るという状況であります。道道につきましては、大体町と同じようなタイミングで出ているのでございますけれども、その間、ルールといたしましては、後に入るほうが交差点にたまった雪を片づけ

るというルールで、開発、それから北海道と市町村がそういう形でやろうということをやっているものですから、特に開発は早く入ったときには、国道と道道の交差点ももちろんですけれども、国道と町道の交差点にでもかき分けられた雪がたまっているという状況は間違いなく出ております。

その後の部分につきましては、町の幹線につきましては、2次除雪等も入って交差点の処理はできるのですが、団地内につきましては、1次除雪のときに交差点には積まないように処理してくださいということで除雪に心がけているところなのですが、どうしてもお住まいの方が雪を出して交差点に積まれている部分も多々ございまして、これひとえに町の1次除雪で交差点に積んでいるという部分ばかりではないというのも、ご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 接続交差点等についての除雪体制については理解いたしました。

ただ、町なかの除雪について、やはり今までもいろんな質問の中でもありますように、高齢者世帯が多いという中で、特に交差点あたりに住まわれている方は、スコップを持って除雪に当たるというようなことは大変難しいのだというようなことをお聞きします。

一つ二つの交差点ではありませんので、これに取り組む経費、労力については膨大なものになるだろうというふうに考えますけれども、やはり住民の生活を守る中で、先ほども言いましたけれども、もう少しきめ細やかな除雪体制をとっていただきたいなというふうに考えます。

今回、道路の維持と除雪に関してご質問させていただいたわけですが、やはりこの道路整備、除雪に関して、住民の皆さんの理解と協力がなくなかなか進められないものであるというふうに私は考えます。このようなことから、多くの要望を各地域からいただいているということもお聞きいたしました。

限りある予算の中で、全ての道路の現状を把握されながら整備計画を立てて、それに基づいて整備をしていただいていると、このことについては敬意を払いますとともに、今後、その中身をやはり住民の方々にご理解をいただいて、効果的、効率的なその整備に努めていただくということが必要なのではないかなというふうに考えているわけで、今後もっと地域の代表の方々と密な連携をとって道路整備に当たっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 先日の大雪のときに、除雪が終わりまして、その前段、除雪中も職員が札内地区ですとか、あるいは本町のほう、パトロールを同時にしておりまして、その中で苦情というようなことがあったときにはすぐその現場に急行するというか、そこへ向かうと。そして苦情をいただいた方には直接お話を聞かせていただく、あるいは状況を見て、我々の除雪の仕方、とにかく早くあげなければいけないという使命感もあるものから、時には一部、一時的に見通しが悪いというような状況も発生するかとは思っています。そういったことについて、次の日も、当日は朝の3時半ぐらいまで職員残って対応しておったのですが、次の日も7時半ぐらいから出てきて苦情処理に当たったという状況であります。

議員のおっしゃられることは十分我々も現場として理解しているつもりでございます。今後ともきめの細かい除雪を心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今までもご努力いただいて、町民の生活を守っていただいているということについても理解しておりますし、今後も住民の期待に応えるような道路整備、除雪に当たっていただきますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、寺林議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問いたします。

1、高等養護学校教育について。

2007年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において障がいのある幼児・児童生徒の支援をさらに充実していくことになりました。

特別支援教育とは、障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものと文部科学省で定めています。

近年、特別支援学級の在籍児童生徒が急増し、高等養護学校へ受験する生徒がふえ、高等学校における特別支援教育の推進とあわせて間口の確保が急務となっています。

また、将来、自立できる生徒の育成が強く求められています。

十勝では、中札内高等養護学校が1983年に設置され30年になりますが、在籍者の増加に伴い、幕別高校内に分校が設置されることになりました。今後、普通高校である幕別高校と分校のあり方、分校に対する町としての就労・居住施設などの支援が必要です。本来、道教育委員会の管轄ではありますが、福祉に関する町の将来を見据えた施策を持つべきであり、次の点について伺います。

①分校卒業後の就職を確保するための手だてを。

一つとして、現在、知的障がい者の公共・民間での就労実績を伺います。

そして、今後の手だてについてです。

②卒業後の日常生活、社会生活を支援するために、ケアホーム、グループホームの設置をです。

③普通高校と寄宿舎を伴った養護学校として、それぞれ独立して設置していくよう道に求めていくことです。

2、幕別町独自の奨学資金のあり方についてです。

幕別町の優れた制度として、経済的理由で就学が困難な高等学校、国立高等専門学校に入学する生徒に奨学金が支給されています。町民の経済状況の悪化に伴い、申請者が年々増加していますが、申請しても受給できない状況になっています。支給対象に条件が伴うことは、制度としてあり得ることでありますが、平成23年度から成績で支給対象を線引きしています。学校により基準は異なり、成績だけで生徒を評価すべきではありません。教師からは、さまざまな困難を抱えている生徒にとって奨学資金は大切な経済支援であり、改善してほしいという要望も出されています。したがって、新年度の実施に向けて次の点について伺います。

①成績を対象として線引きせず、従来の基準に戻して支給していくこと。

②返済を伴う奨学資金を受けている生徒も対象にすること。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問が町と教育委員会にわたるものでありますから、私からはご質問の1点目と2点目につきまして、ご答弁させていただきます。

初めに、「高等養護学校教育について」であります。本年6月5日に北海道教育委員会は、平成25年度公立特別支援学校配置計画案において、職業学科を設置する知的障がい特別支援学校高等部への進学希望者が増加している状況に対応するため、中札内高等養護学校の分校を幕別高校の空き教室を活用して開校する予定であると発表したところであります。

その後、同計画案に係る説明会を全道において延べ4回開催し、保護者や障がい者団体、小中学校関係者等の意見などを聴取した後、9月3日に開催されました北海道教育委員会において、平成25年度公立特別支援学校配置計画として正式に決定されたところであります。

同計画の中で、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、2間口、16人の定員とし、道内では初めてとなる産業総合学科を設置する計画となっているところであります。

また、10月17日には、本町におきまして、幕別分校に関する説明会が開催され、教育目標やカリキュラムの概要、校舎の改修内容等について示されたところであります。

ご質問の1点目、「分校卒業後の就職の確保について」であります。

初めに、「現在の知的障がい者の公共・民間での就労実績について」であります。厚生労働省北海道労働局の資料によりますと、道内全体で就労している障がい者数は、平成24年6月1日現在で9,705人となっており、そのうち知的障がい者につきましては2,109人となっております。

本町におきましては、教育委員会等の執行機関も含めまして、幕別町では3人の障がいのある人が就労しており、25年度には1人を採用する予定であります。

また、町内の小中学校においては、障がいのある教職員が就労しておりますが、知的障がい者はいないという状況であります。

民間におきましては、平成23年度の幕別町事業者雇用実態調査の調査結果によりますと、回答いただきました325事業所のうち、24事業所で59人の障がいのある人が就労していますが、同調査では障がいの種別については調査していないため、知的障がい者の就労実態については不明であります。

また、幕別町自立支援協議会が、障がいのある人の雇用に関する課題の整理・分析を目的といたしまして、町内の500事業所を対象に障がい者の雇用の有無、障がい者の種別、従事している業務、雇用した感想などについて、平成23年度に障がいのある人の雇用に関する事業所アンケートを実施いたしました。その結果によりますと、回答をいただいた203事業所のうち、障がい者の雇用実績のある事業所が39事業所で、そのうち調査時点においても雇用している事業所が25事業所でありました。

本調査においては、事業所の実態を調べることを主眼に置いているため、就労している障がい者の人数は不明ですが、雇用実績のある39事業所のうち、知的障がい者の雇用実績がある事業所は、16事業所という実態でありました。

なお、中札内高等養護学校におきましては、平成23年度卒業生42人のうち、12人が就職したとお聞きいたしております。

次に、「今後の手だてについて」であります。

新年度に中札内高等養護学校幕別分校に設置される産業総合学科につきましては、特定の職種を学ぶ従来の職業学科とは異なり、幅広い職種に対応した学習を行うことにより、就労の選択肢を広げようとするものであります。このため、近隣の企業と連携し、学校での作業学習と企業における実習を通年にわたり定期的に繰り返して実施し、就労のための能力の向上や職業の適合性の評価等により、職業を自立できる人材を育成するとともに、企業の求人とのマッチングを図る計画であるとお聞きいたしているところであります。

そうしたことから、多数の卒業生の就労につなげるためには、実習の受け入れ等に対する企業の協力が不可欠であり、現在、同校では、幕別町内を初め、近隣市町村の企業に対しまして、連携・協力を働きかけているところであります。

町といたしましても、同校と連携して、商工会を通じて同校への協力を依頼するなど、協力企業の掘り起こしに努めてまいりたいと考えているところであります。

これまで、本町におきましては、障がい者が住みなれた地域において生活が営めるよう支援することを目的として、町と福祉団体関係者、障がい福祉事業者、教育関係者及び商工会等により組織する幕別町自立支援協議会を設置し、障がい者の職場体験事業の受け入れ企業の拡大を図り、職場体験事業の充実を努めて、常勤雇用につながるような取り組みを進めてまいりました。

また、町内の「ひまわりの家」「笑心（えこ）」「幕別あすなる会」など、障がい福祉サービス事業者が一般就労に向けた就労継続支援事業を実施しており、町では、これらの事業を側面から支援してきたところであります。障がいのある人が地域において、地域の一員としてともに生活できる社会を実現することは重要なことであると認識しており、そのためには就労による自立が必要であると考えられます。

しかしながら、障がい者、とりわけ知的障がい者や精神障がい者の就労率はまだまだ低い実態にありますことから、町といたしましては、引き続き幕別町自立支援協議会や就労支援事業所等々連携して、中札内高等養護学校幕別分校の卒業生はもちろんのこと、知的障がい者だけではなく、障がいの

ある方の全ての方を対象といたしまして、就労機会の掘り起こしを図り、地域での自立の支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「ケアホーム・グループホームの設置について」であります。

障がい者自立支援法では、施設に入所している障がい者の地域生活への移行を進めており、全国的には、障がい者が地域で自立した生活を送るための場として、食事や掃除等の生活支援が行われるグループホームや介護サービスが提供されるケアホームが整備されてきております。

十勝館内におきましては、ケアホームが1施設、グループホームが14施設、グループホーム・ケアホーム一体型が11施設設置されているところでありますが、本町においては、現在のところ、まだ整備はされておられません。

町では、「幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画」を策定するに当たって、平成23年度にアンケート調査を実施いたしました。その中で「これからの生活・住居について」という設問に、回答者300人のうち13人が「グループホーム・ケアホームで暮らしたい」との回答がありました。

一方、「自宅で家族と暮らしたい」と回答した人が185人、61.7%、「一人で暮らしたい」と回答した人は33人、11%でありましたが、これらの中にも将来的にグループホーム等で生活を希望する人もあるものと推察することができますことから、同計画では、「民間活力によりグループホームやケアホームなどの居場所の確保に努める」と施策の方向を定めたところであります。

本年10月には、知的障がいや精神障がいのある人が安心して暮らせるように、障がい者用公営住宅や障がい者グループホームの整備の参考とするため、障がいのある方の住まいに関するアンケート調査を実施いたしました。

アンケートでは、障がい者本人と家族に対しまして、現在の住居の状況、今後の暮らしについての考え方、求める住居のスタイルや場所などについて調査をしており、11月に回収をして、現在、集計・分析中ですが、グループホーム・ケアホームの整備を希望する回答が一定程度あるものと考えております。

このような中、本年4月に設立されました「社会福祉法人ひまわり」におきましては、将来的にグループホームの運営も視野に入れているというふうにお聞きをしているところでもあり、グループホーム等の整備に向けて関係機関への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えいたします。

高等養護学校教育についてのご質問の3点目、「普通高校と寄宿舎を伴った養護学校として、それぞれ独立して設置していくよう道に求めていくことについて」であります。

中学校の卒業生が年々減少傾向にあるにもかかわらず、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、今後も高等養護学校への進学希望者がふえていくものと予想されますことから、これら進学希望者を受け入れる態勢の確保を図るため、幕別高校に中札内高等養護学校の分校の開設が決定したところであります。

本年10月1日には、幕別高校内に開校準備事務室が設置され、専任の教員2名と事務職員1名が配置され、来年春の開校に向け着々と準備が進められているところであります。

分校の開設については、北海道教育委員会が策定する「公立特別支援学校配置計画」において決定されますが、この計画策定に当たっては、間口増に対応する学校や分校などの設置場所や設置方法の検討に当たっては、高校や小中学校の空き校舎、空き教室などの既存施設を活用することが要件として考慮されたところであります。

したがって、幕別高校の空き教室を利用することが分校開設地決定の要件でありましたことから、北海道へ要望についてはご理解をいただきたいと思います。

また、寄宿舎につきましては、私どもと北海道教育委員会の特別支援教育課と施設整備についての

協議の中で、寄宿舎までとはいかないものの、宿泊学習施設の整備を要請したところではありますが、道教委としては、分校については通学型の学校として整備することから、寄宿舎を設置する考えは持っていないとの説明を受けたところでもあります。

北海道の厳しい財政状況もあることとは思いますが、今後も、宿泊学習施設など、機会をとらえた中で必要な要請を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、「幕別町独自の奨学資金のあり方について」であります。

本町の奨学資金制度につきましては、本町に在住しておられた篤志家の方から、奨学資金に役立ってほしいと300万円の寄附を受け、その運用益を奨学資金の財源に充当することによって奨学資金を給付する制度として昭和45年から実施しているものであります。

支給額は、制度開始当初は月額3,000円でありましたが、昭和55年からは5,000円以内、平成12年度からは7,000円以内とし、平成21年度からは月額4,000円を給付しているところでもあります。

また、給付人数は、本年度当初では57人で、平成15年度との比較では33人、率にして137.5%の増となっているところでもあります。

ご質問の1点目、「成績を対象として線引きせず、従来の基準に戻して支給していくことについて」であります。

奨学資金の受給資格につきましては、幕別町奨学資金条例の第2条において、「本町に住所を有する者の子弟であって、高等学校又は高等専門学校に入学する者及び在学中の者」「経済的な事情により入学及び在学が困難な者」「学業優秀、性行善良且つ身体健全である者」「他の機関からの奨学金の支給又は貸与のない者」の四つの要件を定めておまして、選考については、民生員等で構成しております奨学資金選考委員会に諮り、審査の上、支給対象者を決定しているところでもあります。

受給資格のうち、経済的な事情については、従来から、原則として生活保護基準の1.5倍未満を対象とすることで運用しておりますが、学業優秀につきましては、これまで特段の審査を行っておりませんでした。

学生の本分である学業への専心は本人の学びへの真摯な姿勢と経済的な基盤を前提に成り立つものとの考えから、平成23年度の奨学資金選考委員会において、条例の本旨に基づき、学業優秀についての基準を設けることについてご協議をいただき、了承を得ましたことから、昨年度から成績をも考慮することとなったものであります。

本年度は、申請者79人に対しまして、支給対象決定は57人で、対象とならなかった22人のうち、成績で対象外となった方は12名おりましたが、ただいま申し上げましたように、条例の本旨に基づきながら、限られた財源の中で多くの方々の理解を得られる形で本制度を運用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の2点目、「返済を伴う奨学金を受けている生徒も対象にすることについて」であります。

経済的な理由によって修学が困難な高等学校等の生徒の支援につきましては、北海道が実施している奨学金貸与事業を初め、交通育英会や公益団体の奨学金、各学校独自の奨学金が整備されているところでもあります。

本町の奨学資金制度において、これら他の奨学金等の支給・貸与を受けている場合も対象といたしますと140人から150人程度の方が対象となり、現在の給付水準でも年間で700万円余りの財源が必要となりますことから、町の厳しい財政状況を考えてみましても難しいものと考えております。

平成22年から、国においては高校授業料の無償化が始まり、さらには新たな給付金制度の創設が計画されるなど、高等学校をめぐる環境に大きな動きがあったところではありますが、今後も国の施策のあり方などを捉える中で、町の奨学資金制度全体のあり方を検討していくべきものと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、15時25分まで休憩いたします。

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野原議員。

○16番（野原恵子） 今の質問の答弁をいただきまして、障がい者、知的障がい者の実態調査、その答えの中では、障がいのある人の雇用に関する事業者アンケートを実施したということで、その内容の報告をお聞きいたしました。大卒での実態調査でありまして、今置かれている障がいのある方の実態をしっかりと把握して、これから福祉分野に生かしていくということでは、もうちょっと細かく実態を調べる必要があるのではないかと私は思います。

そういう中では、やはり知的、精神、身体、この三つの、3分野の精神障がいのある方の実態調査、雇用の実態も含めて調査を行う必要があると思いますので、今後の手だての中に対策を生かしていくためにも、今回、中札内に高等養護学校ができる、そういうことも含まして知的障がいのある方の実態、それから雇用の実態をしっかりと把握していく、そういう調査が一つ必要ではないかと思えます。

また、雇用の問題では、今回、中札内の高等養護学校幕別分校に産業総合学科、これは新しく設けるといっていますが、2、3年生は構成の中で、地域的な産業構造を加味し、地域のニーズや要求に合った形で学習に取り組んでいく、こういうことが新しくつくられるということですね。そういうことであれば、なおさらその対策ということがこれから求められると思います。

また、十勝の障がいのある方の雇用の実績ということでは、食品分野での雇用実績が多くある、それから十勝の北部では林業、こういうところでは世代交代の時期に来ていて、企業では新規の採用がある、こういうことも調査の中で明らかになっております。また、清掃分野では、もう帯広やなんかで、そういう分野の雇用実績もあると思うのですが、新しい分野では介護分野、こういうところでも新しく雇用が開くことができるのではないかと、こういう報告もありますので、こういう部分でしっかりと事業者と連携をとって調査・研究ということが必要ではないと思うのです。

雇用の問題も本当に、健常者であっても今は雇用が大変なときに、障がいのある方の雇用を進めていくということも困難があると聞いております。けれども、障がいのある方の特性として、本当に真面目であって、職場を明るくする、そういう報告も聞いております。

それともう一つ、経営者の障がい者に対する理解がまだ進んでいない一面もあるのではないかと、これはもう研修も含めて、これから進めていかなければならない部分でもあると思います。実際に、私の知っているある食品関係、食産業のところで、雇用してほしいという高等学校の先生から要望があって、雇用するのにちゅうちょしたと。だけれども、実際に採用してみると、本当に真面目でコツコツと仕事をすると。

例として、ある日、大雪が降ったときに、これできょうはお店開けられるかなと思ったら、その障がいのある方が一番のバスで来て、雪をかき分けて職場に立っていたと。それを見たら本当に感動して、雇用してよかったということも聞いているのです。ですから、しっかりと障がいのある方の特性をつかんだ雇用を拡大していく、こういうことがこれからますます必要だと思えます。

その点で、実態調査と、これから経営者とどのような連携をとっていくのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、障がい者の雇用実態調査となりますと、部門別、障がい種別ということはなかなか今まではやっていないものですから、総体的に障がい者の雇用実態ということがあるわけですが、今、おっしゃられたように、これからの社会の中では、障がい者をもう一般的に雇用していくというのは当たり前前の時代になっていかなければならないということで、国なんか盛んに障がい者を雇用することによって報奨金ですとか、奨励金ですとか、あるいはそれぞれ何人以上の企業には何人以上の障がい者を使わなければならないですとか、いろんな法的なものも示されてきておりますし、私どもは、今、先ほども申しましたけれども、うちは早くから、ひ

まわりの家もありますことからかもしれませんけれども、障がい者の方が役場ですとか町内の企業に実際来ていただいて実習をして、それがそのまま雇用につながったという実績も実はあるわけですので、私どもとしてはそういう意味では、他町村にも決して引けをとらないのかな、逆に進んでいるのかなというふうに思っていますし、お話ありました実態調査のあり方、どういう形でやる方がいいのか、特に精神的な方に対する調査というのはなかなか難しい面もあるのかと思いますし。そして、やっぱり最後はこれ企業側といいますか、使用者側がまず使っただけという、そういう意識を持っていただくことが大切なことなのだろうというふうに思います。

学校も来るわけですから、そうした学校側とも十分協力あるいはお話をしながら、これから対応していくことが大事だろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今後の課題として本当に大事な部分だと思うのですが、国としては、雇用者促進法がありまして、一定の基準を設けないとペナルティーが課せられますよね。これはお金を払えばいいということなのですから、やはり雇用するということが大事であって、ペナルティーでそれで終わりとならないような、そういう対策をきちっととっていくことが大事だと思います。

また、芽室町では、障がい者自立支援ということに向けまして、その就労支援の立場でA型事業所の誘致に力を入れてずっと、すぐはそういうものは誘致はできないわけですから、計画も持って誘致をする、そういう立場で企業と接触をしていく、そういう姿勢も、企業誘致も含めて、障がいのある方が働く場を確保するための企業誘致ということも、今後、対策が必要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今のお話ありました就労A型ですね。今、うちの町内には就労B型が四つあります。四つになりました。就労A型ができることが望ましいということでありますので、B型がA型にかわる部分だとか、そんなことも模索しながら、企業側のほうとも相談をしてみたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そういう努力というか、サポートが、その障がい年金も受けながら賃金も保障する、そういうことで社会で自立して障がい者が生きていかれる、そういうことにつながっていきますので、やはり将来を見据えたまちづくりの中で、こういうことも視野に入れて考えていくことが必要だと思いますので、今後さらに努力をしていっていただきたいと思います。

次に、ケアホーム・グループホーム、この点なのですから、今、答弁の中では、幕別町にはまだそういう施設はない、それはもう私も承知しているところでありますけれども、これから幕別に中札内の高等養護学校もできまして、それで幕別の分校は通所型なのですから、これは自分が通所できるからとして希望してきますよね。軽症か、重症かということは、その線引きもはっきりしていませんというふうにちょっと私は押さえているのですけれども、やはりそういう意味では、いつまでも通所できるかどうか、通学できるかどうか、そういう不安も残っております。

そして、卒業した場合、幕別町で働くとか、また近いところに通所、通勤するという場合でも、いつまでも親元から通える、そういう保証はないというふうに思うのです。調査の中では、11%の方が一人で暮らしたい、こういう回答があったということで、それとあと家族で暮らしたいということが61.7%だということだったので、本人が家族と暮らしたいというふうに思っても、今、一緒に暮らしている家族が高齢になったりですとか、病気になったりだとか、何らかの理由で一緒に暮らせない状況も生まれてくると思います。そういうときには、やはりケアホームとかグループホームがとても必要になってくると思うのです。ですから、そういう点では、将来を見据えた対策が必要だというふうに私は思っております。

それと、今、障がいのある方で、家族と一緒に暮らせるのが一番なのですから、家族の状況によっては自立できないような家庭状況もあると聞いております。そういう場合には、やはり専門の職

員が常駐しております、そういう居住施設で自立に向けた生活、そういうことも必要だというふうに思いますので、このケアホーム、またグループホーム、こういうこともきちっと視野に入れていくことが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話ありましたように、私の町では今のところ、そういった施設はありませんけれども、管内的には、先ほども申し上げましたように、介護サービスが提供されるケアホームもありますし、グループホームもあるということです。うちの障がい者の福祉計画の中でも、民間活力を活用して、民間活力によってそうした施設の整備を図っていくということでもありますので、そんなに遠くならない中にそういったことも出てくるのだろうというふうに思っておりますけれども、これも今言ったように一つのきっかけに、中札内養護学校の分校ができることがきっかけになるということもあり得るのかなと思いますけれども、当然、計画に沿った中で、こうした施設の整備といったことも将来に向けて考えていかなければならないものだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ケアホーム・グループホーム、障がいのある方からは、特に障がいのある方よりも家族の方から、自分が年老いて一緒に住めなくなったときに子供たちはどうするのだろう、そういう不安が従来から聞こえてきておりますので、すぐできるというふうになかなかならないにしても、計画をしっかり立てることが実現に向けての一番近道だと思いますので、そういう計画をきちっと持つということ、そのことが大事だと思いますので、かかわる人たちときちっと対応して、計画を促進させていただきたいと思います。

次、普通高校と、それから寄宿舎を伴った養護学校、この点についてお伺いをいたします。

今、来年度から、中札内の高等養護学校の分校ができます。そういう中で、やはり普通高校と、それから養護学校と一緒にスタートしていくわけなのですが、いろいろ意見もある中で、やはりその設置が決まった以上は、二つの学校がしっかりとこの幕別の中で独立して高等学校として地域になじんでいく、そして受け入れられていく、そういう体制が必要だと思います。

特別支援教育の向かう方向といたしまして、今、その国の考えといたしまして、障がい者基本計画、こういうところから始まっております。そういう中では、法の整備が大事だというふうに思いまして、そういう中でいろいろ課題はありますけれども、障がい者制度改革の推進のための基本的な方向、これは平成22年6月29日閣議決定されておりますけれども、地域生活の実現ですとか、それからインクルーシブ、これちょっと新しい言葉なので調べてみました。これは、障がいのあるなしにかかわらず、学びたいと思う方は誰も排除されることなく、ともに学び合う、それが掲げられておりますけれども、まさにこのところをしっかりとこの地域で根づかせていくということが大事だと思います。

そういう点では、幕別の高校と、それから高等養護学校、この二つと一緒に学び合いながら、お互いに助け合いながらやっていく、このことが大事だと思います。

それで、今、普通高校はあって、空き教室ということなのですが、ここが前提となっているということをお答えいただいているわけなのですが、将来のこの町の障がいのある方に対する考え方をしっかり持つことによって、まちづくりの中に生かしていくということが大事ではないかと思えます。

中札内の高等養護学校は、できてから30年になるということはもう皆さんご存じだと思うのですが、その中で、当時の村長さんは、福祉の村づくり、そういうことを実現させたいということで、1986年には授産施設「のぞみ園」を開設し、それから1997年には更生施設「みのり園」を開設され、そして福祉のまちづくりとして進めてこられた。これがやはり地域とのつながりが深まって、学校があることによって村民の障がい者理解の意識が広がった、こういうふうな30年かけて作り上げてきているということで、幕別に高等養護学校ができたという、そういうことを契機にして、福祉をまちづくりの中にしっかりと組み込んでいく、そういう視点が大事だと思います。そのためにも、やはり普通高校と寄宿舎を伴った養護学校、こういう視点を町の中に位置づけて、これは設置は道教委なの

ですけれども、まちづくりの視点は町で進めていくということだと思うので、まず道教委にその寄宿舎を伴った高等養護学校の設置を求めていくことが大事だと思うのです。

ということは、今は間口、2間口ですけれども、さきの答弁で、障がい児が年々ふえてきている、そういう状況もあります。知的障がい、言語障がい、自閉症、情緒障がい、こういう子供たちが小学校では65人、中学校では、今21人いるということです。10年前より30%ふえているということでは、これからもそういう高等養護学校に通う生徒がふえてくる可能性はもう数字から明らかです。

ですから、将来を見据えた対策を考えていくことが必要だと思うのですが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） まず、インクルーシブ教育にかかわってであります。

道教委の返答は、インクルーシブも、直接、言葉としては、いわゆるノーマライゼーションの考え方を優先する、いわゆる共同学習等を通しての理念を確立するというのを道教委では申し上げています。

国においては、インクルーシブと言っておりますが、基本的には相当の金額がかかるということから、非常にブレーキがかかっているという状況であります。ご案内のとおり、養護学校等希望者がどんどんふえてきておりますので、財政上の問題はありましようけれども、方向的には間違いないだろうと、ふえていこうと。寄宿舎を伴う、いわゆる本校以外は寄宿舎はありません。

私どもが要請したのは、7種目27項目にわたって要請をいたしました。唯一話が食い違ったのは、そこのところあります。私どもが要請したのは、本校でなければ寄宿舎はあり得ませんので、いわゆる社会に出てもすぐ生活できる、自立できる、そういった訓練、生活訓練の場が必要であると。それがためには民間の力もさることながら、町としてもまちづくりの中で議論していく余地ありますよと申し上げました。しかしながら、寄宿舎は建てられないという回答でしたので、唯一この問題だけが未解決問題として継続されております。

いずれにいたしましても、将来の幕別のまちづくり、中札内に倣うところも大きいものと思います。そういう観点からは、まちづくりの中で、長期的な視点に立って議論が必要ではないかなというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） まちづくりの視点からも大事だという認識は同じです。

また、その寄宿舎の問題なのですけれども、やはり子供たちにとっては家庭から通うのが一番だとは思いますが、家庭のいろいろな事情によりまして、寄宿舎に入って自立できる、生活の自立、そういうことを進めていくためにはやはり寄宿舎も本当に大事だという、現場の先生たちからの声も聞いているところです。

本校でなければ寄宿舎は設置できない、これは道教委の考えだということなのですけれども、やはり将来的には子供の数がふえていく、そういう状況の中では、やはり本校に移行していく可能性もあるのではないかと、子供の数がふえていく、こういう中ではね。現時点ではありませんけれども、そういう将来を見据えた、そういうことも考えていかなければならないのではないかとこのように私は思うところです。

そして、今、寄宿舎の前の段階といたしまして、宿泊のできる施設ですか、そういうことを要請したというお答えをいただきまして、そこだけが道教委と意見の分かれるところだということだったので、やはりそこのもっと子供たちが自立して生活をして、そして社会に適応していき、そこでしっかりと生きていく、そういうためにはやはり宿泊、そういうところには専門の職員が配置されるわけですから、そういうところできちっと自立していく、そういう対策が必要ではないかと思っておりますので、その点は、将来的には寄宿舎なのですけれども、前段階としてそういうことも道教委とこれからも話し合っていく必要があるのではないかと思っておりますが、もう一点、そこのもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに家庭事情等がございます。

そこで、平成25年度スタートいたしますが、2間口を用意しております。2間口がどのような結果になるのか、あるいは普通高校における状況がどうなるのか。これらを受けて、改めて要請すべきところは要請しなければならないのではないかと。

父兄の方で、保護者の方では、実際やっぱり寄宿舎が欲しいのですと、身近なところに学校欲しいのもさることながら、なかなか自分の子供さんを通学させるについて自信がないというような声もあります。その結果が、恐らく25年の状況にあらわれるのではないかというふうにも思っておりますので、そういったデータも参考にしながら、本来、父兄が求めているもの、それから子供たちの自立のために必要なもの、これについては、来年の状況も含めて見ていきたいなというふうに思います。

将来的に、いわゆる本校といいましょうか、分校ではなくて。これ分教室から始まりましたので、分校に至ったについては、これは道教委のいろんな方々のご配慮であります、分校は。

そういう中ではあります、私どもの将来計画の中では、本校化も将来あり得るのではないかと。これは提案はいたしました、当分の間は幕別高校が、あるいは分校がどうなるのか。やっぱり北海道初めての試みとして成功させなければならないという意欲があります。その後において、本校化に移行などなど考えてはいかがかというようなことを言われました。なるほどなど。やっぱりある程度の時間、経過を見ながら、道教委とも今後とも協議をしていかなければならない、そんなふうには思っております。

なお、専門職につきましては、本校の寄宿舎設置でなければ、先ほどの配置基準ではありませんが、つくことはありません。つきません。いわゆる、その生活訓練施設、あるいは多機能施設を道教委が、あるいは町がつくったとしても、専任の教員はつきません。ですが、これも初めての分校であるがゆえに、配置された職員を活用するということだって認めてもいいのではないかとこのところまでの詰めはしております。ただ、あと3年あるいは5年、状況を見なければ何とも言えないという状況は、道教委も、私どもにとっても同じ状況だというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 宿泊学習施設には専門の職員はつかないというふうになりますと、これ宿泊する場合には、これ宿泊学習とかそういうことになりますよね。そうすると、子供たちだけでこの宿泊施設に宿泊するということなのですか。問題が起きるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） そこがこれからの問題であります。問題であります。

私どもとしては、いわゆる町長部局とも連携を図りながら、ボランティアの活動などを結集するなどして協力していきたい。そのときには、配置人数の中でしかるべき先生を出してもらわなければ、これ責任とれません。ボランティアだけでは責任とれませんので、ボランティア関係の協力方については検討の余地があるということは申し上げております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） やはり一つ一つの施策を子供たちの立場に立って進めていく、その視点が大事だと思いますが、それはもう教育長も同じ認識だと思いますので、その点は道教委との連携もしっかりとっていただき、そして将来的には寄宿舎も、本校ということになるのでしょうかけれども、寄宿舎も伴った、そういう高等養護学校にしていくことが子供たちにとっては一番安心して学べ、そして地域に出でいかれる、そういう道筋になると思うのです。ですから、長い目で見た視点も大事だと思いますので、今後、そういう話し合いもやっぱり進めていくことが必要ではないかと思っておりますので、もう一度。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） まさに長い視点での検証が必要であります。

今の段階では、先ほど申し上げたとおり、実績、実態がまだ明らかになっておりません。それと、幕別高校との絡みもありますので、これ慎重に将来の検討事項として、宿題として残っていくのではないかなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次に、奨学資金の問題について質問をさせていただきます。

決算のときにも質問をさせていただいたわけですが、やはり今、本当に町民の経済状況なども考えますと、奨学資金制度、これはなくすと言っているわけではありませんので、改善点をということで質問をしているわけです。

それで、今、一番の問題点は、成績でやはり線を引く、そのところが一番の問題点だというふうに思います。答弁の中では、12人が対象から外されております。やはりここは確かに制度がスタートしたときには、学業優秀、これについて基準を設けること、このようにも書いて定められていたことですが、この間、このところは対象の基準としてはされていなかったと思います。平成23年度からこれが入ってきたわけですが、そういう点で問題点があるのではないかと思います。やはり成績というのは、学校によって基準が違います。ですから、必ずしもそういうもので対象にすべきではない、このように思っております。

それで、この学業優秀というのは、成績だけでなく、身体能力ですとか、さまざまな分野、総合的に考えていかなければならない部分であって、成績で線引きすべきではないということと、また高校に入ってから学力が身についていく、伸びていく、こういう生徒もいるわけです。ですから、そういうところでは生徒の可能性を伸ばしていく、そして伸びていく、そういう過程で成績だけで線引きしていいのか、そこが大きな問題点だと思います。そのところをやはり外していくべきだと私は思います。

高校生に、差別なく高校でしっかりと学べる環境をつくっていく一つの手段でもあると思いますので、成績で線引きすることはやはりやめてほしい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 決算委員会するときにもお答えしたように、思いはわかります。思いはわかりません。それで、私どもはいろいろ検討させていただきました。以前にも、検討するよというような指示がありましたので、検討いたしました。

学業成績につきましては、むしろ撤廃をして、意欲のある者とすべきではないか。ただ、意欲のあるということになりますと、過去にもやったことがあるのですが、小論文、作文を書かせて評価したということもあるのです。だけれども、それはその場で試験のようにやるわけではありませんので、等々ありまして、今、学業成績については、今までやっていなかったということでもあります。

ただ、我々は、条例の概念、それから昭和45年に寄附者の意向、そういうものを大事にすべきであるという観点から一定の線引きをさせていただいた。学業については、線引きがないのではないかと、いわゆる学校によって違うのではないかと、これまさに意欲にしようとした原点であります。私どもは相対評価だったです。5が何%、7%とか、4が24%、そういう時代でした。ですが、今は、もう10年ほど前から、これ絶対評価、いわゆるという言葉がついていますが、絶対評価という中で、それぞれの目標、それぞれの子供さんに合った目標にどれだけ応えているのか、そういう観点で5段階評価をいたしております。

したがって、私どもが言うところの意欲のある者という観点にほぼ近いと、その評価そのものが活用でき得るというようなことで踏み切った次第であります。よろしくをお願いします。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 絶対評価だということも承知の上なのですが、やはり高校生ですから、家庭が本当に困難な場合に、アルバイトしながら学校へ行っている生徒もいるのです。何とか高校だけは卒業したい。やはり今、学歴社会ですから、学校を途中でやめるとか、そういうような状況ではなかなか将来の生活の一つの手段としてやはり高校は卒業したい、こういう子供たちも多いわけです。そうい

う中で、アルバイトしながら、家庭を支えながら、なかなか困難は口に出して言えないけれども頑張っている、そして経済状況が大変だと、そういう子供たち、確かに成績はやはり基準よりも低いかもしれないけれども、そういう子供たちを救っていくということも、やはり大事ではないかと思うのです。そういう意味でも、やはり成績で線引きするということは、子供たちを差別していく、そういうことにもつながると思います。私は、この学力で線引きする、そこはやめてほしいというふうに思います。

そして、答弁の中で、財源的にも、やはり財源が必要だと、このようにお答えになっております。先ほどの質問の中でも、ふるさと寄附、それをこれからの子供たちにも活用していきたい、これは町長のお答えですが、そういうような財源も活用しながら、今までどおりにしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ふるさと納税の関係で町長がおっしゃっていました基金の活用、例えば図書費には3,600万円ほどありますし、奨学資金については1,400万円から、合わせますと5,000万円、5,000万円程度の基金がありますが、ご存じのとおり、基金は一本化されております。ただ、経理上分かれていますから数字は出るのでありますが。仮に5,000万円の財源で果実運用ということになりましても、今、0.3%ぐらいでしょうか、普通預金が。ですから、三五、十五、15万円の財源にしかありません。ですから、それを支消していくということであれば、まだ使い勝手はいいかもしれませんが、そうもなりませんし、果実運用といたしましても、いわゆる今1,000万円を超える分について、元本保証をするために何とか制度、預金保険制度に全額を委ねておりますので、一部だけ取り除いて1,000万円以上保証するというような制度にはのっていけないことになっておりますので、現実的にはその基金運用もできないという仕組みになっています。

ですから、ただ、いろいろ智恵を出して何とかならないだろうかというのについては、本当にそのとおりだと思います。財源問題ではなくて、今は学業成績にかかわっての一定の基準を設けることについては、町民の理解を得られるものというふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:02 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第4回幕別町議会定例会
(平成24年12月13日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第60号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第4 議案第62号 町道の路線認定について
- 日程第5 議案第63号 平成24年度幕別町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第6 議案第64号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第65号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 平成24年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第67号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第68号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第70号 平成24年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）

会議録

平成24年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年12月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
経 済 部 長 飯田晴義 企 画 室 長 古川耕一
民 生 部 長 菅 好弘 会 計 管 理 者 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 教 育 部 長 佐藤昌親
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 伊藤博明
地 域 振 興 課 長 原田雅則 商 工 観 光 課 長 森 広幸
農 林 課 長 森 範康 町 民 課 長 横山義嗣
保 健 福 祉 課 長 稲田和博 土 地 改 良 課 長 坂井康悦
福 祉 課 長 田村修一 土 木 課 長 角田和彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥

議事の経過

(平成24年12月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） おはようございます。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、8番乾議員、9番牧野議員、10番谷口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
幕別町農業委員会会長から農業政策等に関する要請の文書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。今後、議長会などを通じて要請してまいりたいと思います。

[一般質問]

- 議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。
最初に、中橋友子議員の発言を許します。
中橋友子議員。
○15番（中橋友子） 通告に従いまして、大きく2点についてお尋ねをいたします。
1点目は、新年度予算編成についてであります。
2013年度の予算編成期を迎えています。
バブル崩壊後の日本経済は、停滞したまま20年を過ぎ、年間給与200万円以下の非正規労働者は1,000万人を超えました。給与所得者の35%に至っています。
帯広財務事務所の十勝経済情報の統計によりますと、7月から9月の報告では、管内経済は弱い動きの中、持ち直しの動きが続いているとされていますが、その実感は薄く、公共事業は農業基盤整備が増加しているものの、9月末までの総額は478億円、個人消費は前年比よりも1.5%落ち込んでいます。町民所得は100万円以下がことし3月時点で49.5%と半数に上り、厳しい現状が続いています。
加えて、ことし8月、国は、消費税を2014年4月から5%から8%に引き上げ、また2015年10月からはさらに2%上げて10%と倍増することを決めています。また、来年1月、来月からになりますが、復興財源として所得税を25年間税額の2.1%引き上げることも決められています。
暮らしを守る国の抜本的な政策転換が今ほど求められているときはありません。しかし、町としても町民の暮らしを守り、経済の振興を図っていく上で対策が必要であります。新年度予算にこれらの対策がどのように盛り込まれていくか、次の点をお伺いいたします。

- 1、新年度予算編成に対する基本姿勢。
 - 2、農畜産物を生かした付加価値型の加工支援。
 - 3、食料資源、木材、地場産品などが地元で消費され、活用される地産地消・域内循環型の経済推進で雇用の拡大。
 - 4、自然エネルギーの開発・普及。
 - 5、住宅リフォーム奨励事業の継続と拡充。
 - 6、年度末で廃止となる金融円滑法にかわる融資の支援策。
 - 7、低所得者対策として、各種公共料金、国民健康保険税、介護保険料などの軽減・減免対策。
 - 8、子育て支援の妊産婦健診・ヒブワクチン助成の継続。
- 次、2点目。幕別町自治基本条例の制定についてであります。

2000年に地域分権一括法が施行されて以来、国から地方への権限移譲が進み、行政や議会の役割は一層重要なものになっています。

幕別町では、法施行後にいち早く「幕別町まちづくり住民参加条例」を定め、政策づくりの過程から町民に知らせ、町民が参加できるまちづくりを定めてきました。しかし、一体感が実感できるまちづくりにしていくためには、さらに踏み込んだ姿勢、努力が必要であると考えます。

近年、町民、行政、議会の役割や権利、義務を明確にした自治体運営の基本原則を定める「住民基本条例」の制定が各地で進んでいます。自治体の憲法と言われているこの条例を幕別町でも検討する時期に来ているのではないかと考え、お伺いいたします。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「新年度予算編成について」であります。

ご質問の1点目、「新年度予算編成に対する基本的姿勢について」であります。

新年度予算編成につきましては、さきの行政報告の際にも申し上げておりますが、我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要などにより穏やかに回復しつつあるものの、ヨーロッパの経済不安に加え、世界的な景気の低迷、円高、電力供給の制約の影響等により、依然としてさまざまな課題に直面いたしております。

政府においては、これらの課題を克服するため、平成24年7月に「日本再生戦略」を策定し、その後、8月には「平成25年度予算概算要求組替え基準」を閣議決定し、政策分野や施策ごとのメリ張りの重点配分を可能とするため、省庁の枠を超えて予算を大胆に組み替えることなどを基本方針としたところであります。

こうした中でまとめられた国の概算要求では、復興経費を含めた総額が102兆円を超える過去最大規模のものとなっており、歳入との乖離は極めて大きなものになると推測いたしているところであります。

加えて、衆議院議員選挙の執行により、平成25年度の国の予算編成作業についても、新たな政権の枠組みが定まらなると本格化しない状況となりましたことから、不透明な状況にあるものと考えております。

また、地方財政対策については、総務省による地方財政収支の仮試算において、地方税については前年度比1.5%増となっているものの、地方交付税が出口ベースで1.5%の減となっていること、加えていまだ好転の兆しが見られない道内の景気情勢や昨今の地方交付税の削減圧力など、一般財源の確保に関する状況の悪化を危惧しているところであります。

こうした背景のもと、町の新年度予算編成作業についてであります。基本的には現行の政策、制度に基づき各課からの予算要求を取りまとめている段階であり、先ほど申し上げましたとおり、国の予算や地方財政計画などが確定した後に本格化できるものと見込んでおります。

そうしたことから、私といたしましては、国の動向を逐一注視し、北海道などと連携しながら的確

な情報を把握するとともに、あらゆる場面を通して住民ニーズの把握に努め、財政運営の原点であります「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本理念のもと、限られた財源の中で、創意工夫により効率的で実効性のある施策を推進していけるよう、バランスのとれた予算づくりに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「農畜産物を生かした付加価値型の加工支援について」であります。

本町の農畜産物を生かした付加価値を高めた加工品等を開発、販売することは、農業の振興を図るだけでなく、新たな雇用の創出と幅広い農畜産物の利用促進が図れるものと期待をいたしているところでもあります。

新年度予算に所要の経費を計上する段階には至っておりませんが、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター、帯広畜産大学などの研究機関との連携をさらに強化するほか、ふるさと味覚工房のレシピ開発あるいは先日設立されました「異業種交流若者の集い」に参集する本町の次代を担う若い方々の柔軟な発想により、将来的には、生産者だけではなく、生産者と企業が連携した新たな商品や新たな事業の展開を期待するとともに、町としても積極的な支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「地産地消・域内循環型の経済推進で雇用の拡大について」であります。

本町のあらゆる資源が地元で消費されますことは、経済の活性化が図られ、それらの資源が人と人との結びつきによって有機的に循環することにつながり、農畜産物や地元企業の振興、新たな企業の立地などに発展し、雇用が拡大するとともに、ひいては、まちづくりの推進に大きな活力を生み出すものと認識いたしているところでもあります。

本町におきましては、ここ数年間の農業関連産業等の進出などにより、新たな雇用が生まれてきておりますが、今後とも国や道の制度のほか、中小企業融資に関する条例や企業誘致開発促進条例などを活用し、雇用の場の拡大に努めてまいりたいと考えております。

なお、木材の活用につきましては、林地残材の搬出や加工経費に対する販売利益を推計いたしますと、その事業化は極めて困難な状況にあるものと考えておりますが、いずれにいたしましても、前段申し上げましたとおり、産業間や関係機関との連携も含め、あらゆる手段を講じて、町民の皆さんの働く場の拡大と本町経済の発展に努力をしまいたいと考えているところでもあります。

ご質問の4点目、「自然エネルギーの開発・普及について」であります。

本町におきましては、平成18年に策定した「幕別町地域新エネルギービジョン」に基づきまして、平成18年度から個人住宅に係る太陽光発電システムの補助事業を開始し、平成23年度末で93基が設置されたところではありますが、平成24年度におきましても現在71基についての補助決定を行っており、今年度中には164基の太陽光発電が稼動することとなっております。

町全体といたしましては、これら補助分164基とそれ以外の設置分68基を合わせますと、232基に達しております。

また、平成20年度よりペレットストーブの普及にも取り組んでおり、現在までに7基分に補助し、木質ペレット等の自然エネルギーの活用を図っております。

さらには、メガソーラー発電施設の建設誘致に向けても取り組んでいるところであり、現在4施設が建設工事に着手しているほか、2施設の建設が予定されているところでもあります。

平成25年度におきましても、太陽光発電システム補助とペレットストーブ購入補助を引き続き実施するとともに、バイオマス等、他の自然エネルギーの活用につきましても、さらに調査・研究をしまいたいと考えております。

ご質問の5点目、「新築リフォーム奨励事業の継続と拡充について」であります。

住宅新築リフォーム奨励事業にかかわる来年度以降の事業のあり方につきまして、これまでに利用者の皆さんからのアンケート結果の分析や、建築士会、技能士会、登録施工業者、商工会との意見交換を終え、内部で検討を行っているところでもあります。

現時点では、これまでいただいたご意見を踏まえ、リフォーム工事の下限額を引き下げまして、さらに3年間、事業を継続する方向で検討いたしているところでもあります。

ご質問の6点目、「金融円滑法にかわる融資の支援策について」であります。

さきに藤原議員のご質問にも答弁させていただきましたように、現在、運転資金の融資限度額が1,250万円、設備資金の融資限度額が3,000万円となっており、このうち運転資金の融資限度額につきましては、中小企業信用保険法に基づく緊急保証制度の適用業種が82業種から48業種に大幅に縮小されたのを補完するため、昨年度から500万円から1,250万円に、2.5倍の引き上げを行ったところであります。

また、償還期間につきましても、償還負担の軽減を図るため、融資限度額を引き上げた昨年度から、5年間で7年間に延長したところであります。

近隣1市3町における利息補給の状況は、本町が1.2%に相当する額を超える額についての利息の補給を行っているのに対し、帯広市は利息補給がなく、芽室町、音更町ともに2%を超える部分について利息補給を行っており、本町の実質利率は、他の市町村に比べても借入者の負担に配慮した制度となっているものと考えております。

このようなことから、現時点では金融円滑化法にかわる融資の支援策は考えておりませんが、今後とも商工会や町内金融機関との情報交換を行い、事業者の実態に合った利用しやすい融資制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の7点目、「低所得者対策としての各種公共料金、国民健康保険税、介護保険料の軽減・減免対策について」であります。

初めに、上下水道料金についてであります。上下水道事業は地方公営企業法に基づく事業で、受益者負担を原則として運営すべきものであり、独立採算の原則と負担の公平性の観点から、料金の減免につきましては難しいものと考えているところであります。

なお、水道料金につきましては平成20年の料金改定時に、下水道料金につきましては平成22年の料金改定時に、激変緩和措置として、町民税非課税世帯で高齢の単身世帯や母子世帯等の低所得世帯に対しまして、3年間、福祉施策として料金の一部を助成して負担軽減を図ったところであります。

次に、公営住宅家賃につきましては、公営住宅管理条例第17条において、収入が著しく低額であるときなどに必要と認める者に対して、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができるものと定めており、これを受け、公営住宅管理規則に具体的な収入の区分と減額する額を定めておりますが、平成23年度は、年度当初に入居世帯数の18.1%に相当する132世帯に減免を適用しており、新年度におきましても、条例及び規則の規定に基づいて減免制度を運用していく考えであります。

次に、国民健康保険税につきましては、国民健康保険条例第29条第2項において「災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別な事情がある者に対し、減免することができる。」と定めており、従前から個別に相談を受けて対応いたしてきたところでありますが、新年度におきましても、相談体制の充実に努め、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

なお、平成22年4月からは倒産や解雇などでやむを得ず離職した非自発的失業者に対して軽減措置を、同年9月からは一部負担金に関して徴収猶予、減免等の措置を行い、本町独自に制度を拡大して実施いたしております。

最後に、介護保険料につきましては、平成24年度からの第5期介護保険料の設定におきまして、非課税世帯である第3段階を所得に応じて2段階に分割し、基準保険料率を引き下げるとともに、所得の高い方からは、応分の負担を求めよう所得段階をこれまでの「8段階9区分」から「9段階11区分」に改め、現行制度の中で最低限、低所得者に配慮したものと考えているところであります。

また、国民健康保険税と同様に、総合介護条例第12条第1項において、災害により著しい損害を受けた場合などに保険料を減免できるという定めを持っており、個別に相談を受けて対応してまいりたいと考えているところであります。

なお、本年2月に閣議決定されました「社会保障・税一体改革大綱」において、「公費投入により市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充と介護保険の65歳以上の加入者の保険料の低所得者軽減を

強化する」とされており、引き続き、国の動向などに対しても注視してまいりたいと考えているところでもあります。

ただいま申し上げましたとおり、各種料金等に関する減免につきましては、それぞれの制度において異なっており、町では、これまでも減免制度を周知してきたところではありますが、引き続き、広報誌やホームページのほか、さまざまな機会を捉えて周知し、減免制度が適切かつ効果的に活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の8点目、「子育て支援の妊産婦健診・ヒブワクチン助成の継続について」であります。

妊産婦の健診助成につきましては、国が実施いたしております14回分の健診費用を公費負担といたします「妊婦健康診査支援基金」事業と町独自に保険適用外診療の自己負担分のうち2万円を限度に助成する「妊婦健診助成金」事業により行ってまいりました。

国の基金事業は本年度で終了するわけではありますが、厚生労働省の平成25年度予算概算要求では、「予算編成過程で期限延長や子ども・子育て関連法での扱い、年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分の活用等を検討する」としており、公費負担の方法は変わっても継続していくものと考えております。

また、ヒブワクチンの助成につきましては、これまで「子宮頸がん等ワクチン緊急促進基金」事業として、国の補助を受けてヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんのワクチンの予防接種を実施してまいりました。

国の基金事業は本年度で終了いたしますが、厚生労働省では、「これら3予防接種については定期接種化を図るべく、予防接種法改正案を国会に提出するよう検討を進めている」としており、公費負担の方法は変わっても継続していくものと考えております。

このように国の動向は現時点では不透明な部分もありますが、選挙後に本格化される国の予算編成作業を注視しながらも、本町といたしましては、妊婦健診助成とヒブワクチン助成につきましては、平成25年度においても引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、「幕別町自治基本条例の制定について」であります。

昭和41年10月1日に、同年8月に竣工した町民会館で「幕別町開基70年記念式」をとり行い、小倉和子さんの作詞、万城目正さん作曲による「幕別町歌」の選定とともに、町民の道しるべとも言える「幕別町民憲章」が制定されました。

町民憲章は、町の理念やまちづくりの方向性を明らかにしたもので、町民、企業、行政の全ての行動の原点、規範であるとともに、世代を超えて幕別町に生きる人々の共通認識として感じられ、次世代に受け継がれていく、まさに町の屋台骨をなすものであり、「元気で働き、きまりを守り、自然を愛し、子どものしあわせな町」を目指して、町民の皆さんが、それぞれの立場で取り組んできた結果、幕別町がここまで発展し得たものと認識をいたしております。

ご質問いただきました自治基本条例についてであります。道内においては、平成13年4月に施行された「ニセコ町まちづくり基本条例」を皮切りに、現在は、北海道と道内の48市町村で条例が制定されており、複数の自治体で条例制定を検討中であるとお聞きいたしております。

この動きの背景には、中橋議員のご質問にもありましたように、平成12年4月の地方分権一括法が施行され、地方分権の推進により、国と地方の関係は従来の主従関係から対等関係へと変遷し、自治体独自の個性を発揮することが必要になり、自治体みずからの責任で、みずから決定しなければならない環境となったことなどから、自治体運営の根拠となるルールの必要性が生じてきたものと考えております。

既に制定されている条例の事例においては、行政運営の基本理念や「情報共有」「参画」「協働」などのまちづくりの基本原則を初め、住民の権利と役割、行政や議会の役割と責務など住民自治を充実させていくための「住民自治の基本」を定めており、「自治体の憲法」とも言われております。

この条例に定める「協働」の精神の具体的な展開として、自治基本条例制定の動きとは別に「協働のまちづくり」が全国各地の自治体で進められております。

長引く不況下で財政状況も厳しく、一方で住民ニーズが多種多様化していく中、行政のみでは「公

共」を担っていくことが困難となり、住民との役割分担によるまちづくりを推進していく方策として、「協働のまちづくり」がますます重要性を増してきているものと認識をいたしております。

本町におきましても、第5期幕別町総合計画において、「町民参加・町民との協働」を基本姿勢の一つに掲げ、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」を基本目標に、「住民参加のまちづくりの推進」に取り組んでまいりました。

住民の方々の行政への参画の手段といたしましては、平成12年に道内で初めて「まちづくり町民参加条例」を制定し、審議会等の附属機関の委員に公募により町民の方々の参加を得て、町の意思形成過程に反映いただいていたところであり、現在も行政改革推進委員会を初め15の附属機関で47人の方々が参画されております。

また、まちづくりに住民の意見を反映させる方策として本町においても既に行っております「パブリックコメント」については、これまで各担当課において個々に取り組んでまいりましたが、新年度からは、実施対象を明確にし、手続規定を整備して、統一した考えのもとで進めていくため、現在、実施要綱の制定について検討いたしているところであります。

加えて、行政改革大綱第3次推進計画においては、平成27年度までの計画期間内に住民活動窓口の一本化の実現を掲げており、今後におきましても、住民参加のまちづくりの確立に向け、情報の共有、参加機会の保障を進めるとともに、懸案であります施策評価、事務事業評価の実施に向け取り組んでまいりますが、そうした中で、まちづくり基本条例の制定の必要性や住民の方々の意識、機運などを見定めながら対応してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、新年度予算編成の基本姿勢にかかわりまして、行政報告の中でも述べていただきましたし、今のお答えにもありましたが、まだまだ国のほうがきちっと定まっていない。しかし、感触でもありますが、小泉内閣時代のような三位一体改革の交付税の大幅な削減とかそういった点では、まだまだあのときと比べると安定した財源が見込めるのではないかというような思いもしております。

ただ、借金がどんどんふえていっている状況でありますから、町長おっしゃられるような不安を伴っているというのは事実であるというふうに押さえて、そのもとで予算が確定されていくということを私たち自身も踏まえていきたいというふうに思っています。

予算の1年間執行することに当たって、大きくは自治体の根幹であります住民福祉の向上が第一でありますし、それから二つ目はその時々的情勢の変化、今は経済の低迷というようなことがあります。そして、三つ目には幕別独自の課題として、これは課題と言っていいかどうかは語弊があるかと思いますが、ずっと幕別のいわゆる借金が多いという問題がありました。平成25年度に入っていくわけですが、具体的に一つ伺っておきたいのは、この25年度予算の中で、財政健全化に向けての取り組みとして実質公債費比率を下げっていくということがあります。これまで23年度は19.9%まで下げて、るいろんな場所でご説明いただいている中では、2013年度を超えて18%を切るという見込みであるということが各種で述べられておりますが、現段階としての町長の押さえはどのようになっておりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今までお示ししてきました数値を間違いなく実行できるものというふうに私は思っております。

ただ、いつも申し上げますけれども、交付税の動向によってその率も当然変動してまいりますので、先ほども申し上げましたように、今一番我々にきついのは、国家公務員が震災対応で給与を下げました。そのことによって地方との、ラスパイレスが再び地方が100を超えるというようなことで、財務省を中心に地方公務員の給与を下げると。その分、交付税で見ている分は当然交付税を落とすという、いわゆる交付税削減の圧力が非常に強くなってきております。そうすると、交付税全体が下がってき

ますと、せっかく下げた公債費比率も思うような結果が出てこないこともあり得るのかなというふうに思いますけれども、できる限り削減するように新年度予算の中でも努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） はい、わかりました。

国家公務員の引き下げについては、私たちも大変危惧しておりました。必ず連動するという今までの流れがありましたので、確かに復興のための努力は国民挙げてしなければならないというのはそのとおりだと思いますが、そこそこの地域経済があって成り立つという点から見ると、地方公務員の賃金引き下げというのは、そういう点ではまちづくりにとってはマイナスの要因に働いていくと。もちろん働いている方たちの意欲や、それから生活という問題もありますから、この点はぜひきちっと確保できるよう町長働きかけていていただきたいと思います。

次に、具体的なことに入らせていただきます。

まず、1点目の農畜産物を生かした付加価値をつけたこういう事業に支援をしてほしいということでもあります。

お答えいただきましたように、関連事業者や大学も含めて連携をとりながら今までやってこられたことだとは思いますが、さらに新しい組織もできたということで支援をされていきたいという方向であります。これが成功されることを本当に期待したいと思います。

資料を見てみますと、幕別町はデータファイルを見ますと、食品の製品出荷額はことしの資料、昨年のだと思っておりますが、総額で約65億円なのですね。例えば農業の総生産というふうに見ますと、1年間に200億円ぐらい、前後はしますけれども、ございますね。それが、そのものはもちろんおいしくていいものですから、出荷されていくということも望まれるのですが、価値を上げて出荷していくということになると、その分、町の雇用や経済に、あるいは財政の収益につながってくるというふうに思いまして、こういう出荷額、これ23年64億円だったのですが、前年度は87億円と、どういう関係があったかなと思っておりますけれども、結構浮き沈みもありまして、そういうところにもぜひ目配せをさせていただいて、全体として価値がうちの町にお金が残るよということに心がけていただきたい。その辺はどのように押さえておられますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりで、企業誘致の昨日、一昨日のご質問にも答えましたように、私どもも企業誘致で、まずはやっぱり農業に関連する企業の誘致ということが一番先に頭に浮かぶわけですし、それが実現できればありがたいなという思いであります。

あとは、やはり今幕別で生産される、あるいは収穫されたものがいかに付加価値を高めていくかと。つい最近、食加研もそうですけれども、畜大の、あるいは札幌なんかでも、この間も道の職員が来て、例えば幕別のレタスなんていうのは、ただ沖縄に出しているのはわかるけれども、もっと何かできないかと。中身はどうなのだと。いろんなことを研究するのにレタス一つ研究所へ送ってくれというようなこともありました。そういった意味でいろんなことを調査・研究しながら、そしてそれがいわゆる付加価値をつけて地元あるいはよそへ出ていくということが望まれるのかなというふうに思いますので、引き続きいろんな場面で努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） やはり誇れるものがたくさん生産されているという町でありますから、それが本当に生きる形に研究が進まれ、町として大いに支援をしていただきたい、このように思います。

これは3番目の質問にもかかわってくるのですが、以前にもこの場所で申し上げたことあるのですが、結構今うちの町で、地産地消・域内循環の経済のところにもつながるのですが、フリーマーケットですとか、直販場ですとか、いろんな機会に幕別町でつくられたものが町民の皆さんが直接消費をする機会が少しずつふえてきているようには思うのですが、まだまだ消費、買い物の一番の場所といいますと、いたし方なく札内地域などは特に大型店ということになるのですが、そういったと

ころで地元のを手に入れようと思うと、なかなか簡単にいけない状況はまだそんなに変わっていません。ご近所コーナーだといろいろな生産者の名前を入れて幕別町の方ですよというのが時々登場しているというところは以前よりは変わってはきていますけれども、毎日毎日大量に消費されるものがなかなか住民の手に渡っていない現状というの、いまだ続いているように思います。

こういうところも、ぜひ目配せをしていただきたいと思いますし、また木材にかかわって町長言われましたように、林地材についてはなかなか難しいのだということも言われました。地産地消というふうになりますと、加工とそれから直接販売すること、それから木材も含めてということだったので、この林地材にかかわって大変だということは、実は私どもも林活議連で学ぶ機会をいただきまして、ことしは新得のほうに行かせていただきました。そのときにも、家畜の敷わらといいますか、チップを加工して提供している業者の方も林地材は高く使えないと。結局、道内あちこちから集めて間に合わせているというようなお話も聞きまして、本当に残念な思いがしました。そういう方たちにとっても、やっぱり手の出ない、費用がかかるというようなことで、これは大いに研究が要るところだなというふうには思ったのですが、まだまだ集成材であるとか、それからペレットもそうですし、また、うちの町として可能かどうかというのは、これも研究要だと思いますが、木材では学校の机だとか椅子だとか、そういうものもどンドン地元のを活用させるような提供を、これは木のもっともっと幕別よりも木材が豊富なところで行われているわけですが、そういったことなどもどンドン研究されながら、域内で循環することのメリットというものもぜひ浮き上がらせていただきたい、このように思います。どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました林地材を例えばペレット化して暖房に使うというようなことで、一時町村会なんかでもいろいろ話が出たのですけれども、なかなか先ほど言いましたように、採算性からいくと難しいと。一つには、国の支援なんか得られないのかということも出ました。そのことによって、せめて山から持ってくる分についての補助制なんかがあると、また大分違うのではないかなということもありましたので、もちろん私たち望むのは、循環型ということでもありますので、そういった町村会などの動きなども通じながら、できる限りそういった方向に進められるように、また努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 重ねて木材では、これまで人工林は針葉樹が多かったと聞いておりますし、幕別町のデータでもそうになっています。これも針葉樹の加工の限界といいますか、広葉樹ならではの、例えばシイタケの原木にするとか、いろんな点で活用ができるということもありまして、今そのときにも学んできたことなのですが、福島あたりはそのシイタケの原木の物すごく大きな産地であった。しかし、今回のこのようなことで北海道に業者がぐっと入ってこられているということも伺いました。こういうことを考えると、日本全国で手をつないで生きるということも含めて、針葉樹だけ、針葉樹に重きを置いてきた人工林を広葉樹にも向けていくことも大事ではないかというふうに思います。研究をお願いしたいと思います。お答えいただければ、お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 広葉樹ということでもありますけれども、まず育つかどうかということも、これ確認をしなければなりませんので、試験、研究機関あるいは森林組合とも相談させていただきながら、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 育たないものはつくれませんので、どうぞ研究を重ねてください。

次に、自然エネルギーです。太陽光の設置が町が助成した以外にも含めて232基になったということは、随分努力されてきたことだなというふうに思います。

今、自然エネルギーに向けての取り組みの中で、天候の問題はあったにしても、この十勝の特有性を生かせば、太陽というのは本当に安定した資源になっていくということでもあります。これは今個別

のおうちで設置していく太陽光と、それからメガソーラーのような大きな型と両方進んでいるのですけれども、個人の家で設置していく、これは古い家とかなんとか、なかなか難しい面はあるのですけれども、これの促進が将来的には随分自然エネルギーを生かす道につながり、安定した電力の供給になっていくという事例があちこちで生まれ出しています。

幕別町ももちろん目標を持ってやっていかれるとは思いますが、例えばこれ幕別の場合はなかなか電力の使用量等いろいろ調べてみたのですけれども、到達しなかったのですが、幕別町の町、ここの公共施設だけでは528万4,000キロワットほど使っているのですね、ここの町だけでも。公共施設です。ですから、こういったところも今、さかえ保育所から始まりまして、いろいろ研究されていますが、うちの町が新しい公共施設のときには絶対こういったことは外さないでやっていただきたいということとあわせて、帯広の試算のデータを見たのですけれども、帯広の電力消費量というのは全体で77万メガワットだかというふうにあるのだそうですけれども、帯広はその半分の設置を目指しているのですね、太陽光の、住宅に設置する。それで、大体今の帯広の消費量の2割は補完されるというデータも出されておりました。ですから、すごい力なのだなというふうに改めて思いまして、幕別町もどんどんこうやって力を入れて200基を超えましたので、これがもっともっと1割に上っていくと、それは支援が必要だと思うのですけれども、そういった点ではどのように捉えておられますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私もこのことによって幕別町内の全体のどのぐらいの電気量分が確保できるのか、よく1メガワットで250から300世帯というようなことは言われています。そうすると、今メガソーラーが大体1.5から2ぐらいの電気量で今設置されていますので、それでいくと四つ、最終的には6カ所できるわけですから、1,800世帯ぐらいまでならば地元のメガソーラーで対応できるのかなと。それに加えて、今個人でやっているおっしゃる分が、恐らく私どもの考えからすると、まだまだ来年以降も伸びていくのではないかと。特に、住宅建設は来年あたりもまだまだふえるのではないかとということでありまして、その太陽光の発電もふえていく。それらに当然町が助成をして応援していくということは、これは必要であろうというふうに思っておりますけれども、全体的な数値がまだ見えていないのが現実だと思いますし、北電はなかなか全部のあれを教えてくれないという現実もあるものですが、それらもできる限り研究していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 大型のメガソーラーがどんどん来まして、それも電気をつくるという点では本当に助かってくるのですけれども、ただ、国際興業でしたか、いろいろ行きますと、多分そこは商売としてつくられて売り上げがあるのでしょうか、その収益は会社に行き、税金も本社所在地に行くのだろうなというふうに思うと、個別の家を立てていただく大事さも改めて思うところでありまして、そういったことも含めて支援の策を講じていただきたい、このように思います。

次に、住宅リフォーム助成制度であります。先日も芳滝議員のご質問の中で継続されるということをお聞きしておりました。下限額を引き下げてということでもありますから、今までよりは住民側にとってはハードルが下がることを期待したいと、期待できるなというふうに思います。

これも先日の一般質問の中で総額で15億7,000万円でしたか、これは商品券としては何枚出されて、幾らお金使われたのでしょうか。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 22年から24年までの商品券の発行枚数、12月6日現在でございますけれども、1,080万円でございます。使われたかどうかというのは前年度分は4カ月で使わなければならないことになっていますので、使われていると思いますし、ことしにつきましても春先等のものにつきましても、もう既に消費されているものと考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 金額にしてどのぐらいになるかということもお聞きしたかったのですけれども、結局、これはうちの町の経済活性化というところに力点を置いて、町も商品券によって商店街と事業

者が潤うし、事業を誘発していくという起爆剤になっていくという役割でなかったかというふうに思います。

それで、この住宅リフォーム制度もどんどん全国で進み出す中で、その経済効果というのもだんだん見えてきたということが報道されております。幕別町の場合のこの参画している事業所、新築とそれからリフォーム両方でありましたから、それぞれ新築はもう建築業者ということにはなるのでしようけれども、リフォームということになりますと、個別の事業所もそれぞれ入ってこられているのではないかと思います。大まかにその内訳を教えてくださいませんか。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 新築につきましては、10 事業所が入っております。リフォームにつきましては、24 事業所で外壁塗装業ですとか、一般の給排水工事、それとかあと内装工事等が入っております。あと、外構も一部含まれております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） これ多分ハードルが下がると、もっともっと広がっていくのではないかなというふうに思います。結局、町の活性化のために地元の業者の仕事を多くしていきたいと。そして、その支給するお金を地元の方に還元するための商品券にしたと。そして、その恩恵は町民が受けるという、こういう流れの中でつくられる事業は、なかなかすばらしいと思うのです。それで、今回はそのハードルがさらに下がるということでもありますから、もっともっと経済効果が生まれるのではないかなというふうに思います。

一つには、経済効果として大体考えられるのは、事業そのものを誘発する。ですから、ちょっと考え直そうかなどうかなと悩んでいたけれども、こういった特典があるからやりますよという誘発ですよ、それになっていくことが一つあった。それをもっともっと引き出すためにもっとハードルを下げてくださいというお願いというか、質問をこれまでしてきたわけですが、それが一つですよ。それからもう一つは、やっぱり仕事が地元の方に落ちたわけですから、直結とはいかなくても、雇用、労働につながっていくと、雇用につながったかと。

それから、やはり先ほどから言っている付加価値、いろんな仕事をすることによって、もちろん仕入れもふえていくでしょうし、それから、それは町内だけとは限りませんが、そういった形で連動して他の業種にも影響を与えていくということ、そして最終的には町の経済効果につながる。これは私はすごいことだなというふうに思っていて、実はこういうことを分析されている大学の先生なんかもいらしてみたら、今のところ大体 15 億円なら 15 億円の 10 倍の経済効果になるというようなデータも既につくられてきているのですね。そういうことも踏まえまして、新しい仕組みがより効果を生むようなところに設定していただいて、進めていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話いろいろいただきましたので、検討中でもありますから、そうしたご意見が生かされるように最大限努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。

金融支援策につきましては、藤原議員がお尋ねされておりました、その点で理解をしたいと思います。

次、低所得者対策であります、いろいろ項目を挙げてお答えをいただきました。幕別町として全く放置はしていないよと、こういった手だてをとってきたよというようなことについては、私どもも理解をします。特に、介護保険の所得階層別をふやしたとか、それは 4 月でありますけれども、ただ、そうであっても、やはり困難な状況というのが解決されていないというのが今の現状なのです。

今、貧困率というのが日本全体で 1,200 万人になってきたということなのですが、生活保護の受給は 200 万ちょっとです。ですから、捕捉率というそうなのですが、20%を切っています。つまり生活

保護基準以下で暮らされている方たちが幕別町内にも、こういうデータから見ると必ず存在しているというふうに思うのです。私たちは、やっぱりそこがいろんな困難を招いて、そして払いたくても払えない現状がつけられているというふうに思うのです。

そこで、以前から申し上げてきました。事業を行っていくためには、もちろん確たる財源がなかったらできません。町の姿勢もなかったらできません。国保だって介護保険だって全部そうです。そのお金をどうするかという段階で、軽減を求めてきたときに、必ず言われてきたのは、他の加入者に負担を負わせることになるということ町はお答えになってきました。

事実そうなのですが、私たちはもう一步踏み込んで、不納欠損の問題を取り上げてきました。この不納欠損も必ずしも、もちろん進んでやっていることではなくて、努力した結果やむを得ずやっていることだと思うのですが、国保であれば毎年1,000万円を超えています。こういったことも結局も加入者の負担になっているということは間違いないということになれば、もっとその生保以下で暮らしている人たちなどの実態に沿った手だてをとっていくことによって、不納欠損のところの1,000万円のお金の動かし方、生かし方ですよ。入ってこないのですから。それが別な手だてで同じ会計収支であっても、もっと町民に生かすというのですか、町民をすくい上げる生きた1,000万円になり得るのではないかとこのように思うのですけれども、どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 不納欠損はこれは結果でありますから、最終的には今おっしゃられたことにはなるのでしようけれども、当初から不納欠損を予測して課税しているわけではもちろんありませんから、それは結果としてそういう事態になる。これは残念なことだということに思います。

ただ、私ども今までお話を何回かやりとりしている中では、いわゆる低所得者の人たちを減免すると。一律これ減免するということは、法の趣旨の減免とはちょっと違う。もう私はそうなってくると、減免というよりは根本の制度自体をやっぱり改正していかなければならない。ここで言っている減免は、何か突発的な災害だとか何かがあったときに減免をしますよと。そうではなくて、今の時代でこれだけ所得が低くなって皆さんがご苦労されている。そうすると、やっぱり制度自体の中で当然均等割を下げるとか何かというところから始まっていくことが本来なのかなというふうに思います。

ですから、決して私も困窮者に高いことを無理やりお願いするというよりは、できればこの制度改正の中で何とか進めていっていただき、そしてなおかつ、それで今の困窮世帯の方がこういう事情でどうしてもだめだという、そのときに減免制度というのが生かされてくるのかなというふうに思っておりますので、絶対だめだなんて最初から申し上げるあれはありませんけれども、これからは個々に対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 制度の仕組みの根幹が問題だということは同じ認識です。いろんな手だてをとっても、突発的なものに対する対応はできても、恒常的な所得の低い人に対する対応がそこがないのでいつも議論になるということをぜひご理解いただきたいとします。

最後に、自治基本条例についてお伺いいたします。

これは私もずっと幕別町の憲章、それからまちづくり条例できたときからひもといて学ばせていただきました。

それで、住民と町の憲法でありますから、住民の皆さんと一体となつてつくり上げていくその過程の大事さなども学んできているところなのですけれども、私はここにも、答弁の中にも書いていただきましたけれども、例えばパブコメ一つやってもほとんど参加がないというようなこともございますよね、実際に。こういう中で、いろんな協働のまちづくりだよと言っても、なかなか住民との一体感はずくれないというものがあります。

もう一つは、議会も絶対今みんな総力を挙げて、議会自身も住民の負託に応えようという努力を、これまでも個々で積み上げてきて、全体でやろうというふうにしてきました。そういう中で、議会基本条例についても、やっぱり自分たちも町に求めるだけではなくて、自分たち自身も考えていこうと

いうところに来ております。

そこで、やはり町の憲法、順番があるわけではないのですが、国の憲法があり、町の基本的な憲法があって、そして分野ごとに行くというような仕組みの中で、それぞれつくられてきているのが、今、全道でも48までいったという流れではないかと思います。そういう流れを見たときに、もう一つ町も踏み込んでいただきたいということと、住民の成就を待つような、文面で言うわけではないのですが、リーダーシップというのはやっぱり町がとっていただくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、全道で48の市町村がそういったことで取り組んでいる。ただ、問題は、やはり条例をつくる、そのこと自体ももちろん大事なことですけれども、その条例をつくる段階までの経緯といますか、そのこと、例えば私は一つは前回、3年前ですか、子どもの権利条例、あれなんかは本当に学校と地域一緒になって積み上げてきて、ああいうものができた。それをまた、今現実に実行している。私は、つくる以上はそういうようなことが必要ではないかと。

それから、決して否定するものはもちろんありませんし、議会と一緒に考えていくということはこれからも検討していくことはもちろんでありますけれども、やはりつくる以上はやっぱり有効なもの、住民の皆さんに理解していただけるようなものでなければ、なかなかただつくったというだけでは問題なのかなというふうには思っていますので、なおまたご相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そういった働きかけというのは、やっぱり住民も期待を持って応えてくれるのではないかというふうに思うのです。子どもの権利条例を定められるときにも、その定める経緯の中でいろんな町民の皆さんのほかにないものをうちの町がつくっていくのだねということで、期待の声がかれました。やっぱり輝いていますよね、そういうときは。ですから、今回も例えば庁舎問題とかいろいろなことがあってここまで来ていますけれども、私は住民の方たちが幕別町に対する期待というのは決して小さくない、大きいものをそれぞれが持っている、しかし時々の問題のぶつかりで見えなくなることもあるという流れの中で、町と住民、議会も一緒になってそういうものを練り上げる、その機会が今来ているのではないかなというふうに思ひまして、町長も考えていただくということがありますので、期待をしたいと思います。

以上であります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○1番（小川純文） 通告書に従ひまして、質問をさせていただきます。

河川管理について。

近年、地球温暖化と深いかわりがあると指摘されている異常気象の一つである、いわゆるゲリラ豪雨が都市部において甚大な被害をもたらしています。

一方、地方においても、ごく狭い範囲に短時間で強い雨が降る局地的な大雨による事故や災害も多発しており、昨年9月の音更川の堤防の一部消失や、ことし5月の本町忠類地区での国道の路肩崩壊を初め、各地で道路の冠水、農地の表土流出などの大雨被害は記憶に新しいところであります。

産業の発展とともに始まったとされる地球温暖化が進行する中で、これからも我々は気温上昇などの異常気象と向かい合っていかななくてはなりません。

今後も起こり得る局地的な大雨などから町民の生命と財産を守っていくためには、河川が有する洪水を安全に流下させる治水機能を維持・向上させていくことが急務であると考え、以下の点について伺います。

- ①猿別川、途別川における水害の発生状況について。
- ②上統内排水機場の排水能力について。
- ③防災計画での位置づけについて。
- ④河川管理者への要請状況とその対応策について。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小川議員のご質問にお答えいたします。

「河川管理について」であります。

ご質問にもありますように、近年、ゲリラ豪雨や爆弾低気圧と呼ばれる異常気象の現象の増加が見られるようになりました。

ゲリラ豪雨等の増加は、地球温暖化と深いかわりがあることが指摘されておりますが、地球温暖化による気温の上昇は、北海道においては夏季より冬季の方がより顕著にあらわれていると言われており、1月から3月にかけての気温の上昇が報告されております。

また、大雨をもたらす気圧配置も多くなっておりますことから、年間降雨量も1,000ミリを超える年も多くなってきており、町といたしましても、気象警報や災害情報には細心の注意を払い、万全の体制を整えるべく努力いたしているところであります。

また、降雨量の増加などに伴い、関係機関に対しまして、町内河川の床下げや堤防の強化などの要請をしてきたところであります。

ご質問の1点目、「猿別川、途別川における水害の発生状況について」であります。

ご質問の猿別川及び途別川における水害の発生状況であります。猿別川自体が決壊等により水害が発生した事例は昭和63年11月以降、発生いたしておりませんが、降雨の状況や降雨量により河川が増水し、高水敷まで水位が上がることから、パークゴルフサーモンコースが冠水するという被害はこれまでに発生いたしております。

また、途別川におきましても、昭和39年以降に河川が決壊等による水害は発生いたしておりませんが、隣接する札内あかしや町、泉町東及びみずほ町において、途別川の水位の上昇に伴い、樋門から河川水が逆流するなどから、樋門を閉鎖することにより住宅地からの内水が行き場を失い、平成10年と平成12年に床下浸水等の被害が発生し、地域住民の皆様に避難勧告を発した経緯がありました。

その後、平成13年に町が設置した2カ所のゲートポンプにより内水を途別川に放流できるようになり、近年は水害の被害は生じておりません。

ご質問の2点目、「上統内排水機場の排水能力について」であります。

上統内排水機場は、昭和57年度に帯広開発建設部により設置され、昭和58年度から幕別町が管理を行っております。

施設の対象面積は190ヘクタール、基準雨量は1日当たり119ミリメートル、設備は口径1,650ミリメートル、揚水量毎秒5.7立方メートルのポンプが3台設置されております。

施設の供用開始以来29年が経過し、ポンプや原動機等の老朽化が見られ、維持管理費が年々増加しているとともに、周辺農地の地盤沈下により排水機能が相当程度低下しておりますことから、現在、排水機場の更新を帯広開発建設部に対し要望いたしているところであります。

ご質問の3点目、「防災計画での位置づけについて」であります。

幕別町防災計画第4章災害予防計画の水害予防計画においては、町内に設置してあります雨量、水位観測所の情報を的確に把握し、迅速な水防活動を行うこととしており、相当の雨量があると認めた

ときには、帯広開発建設部及び北海道との連携により対応する体制を整えることとしております。

また、猿別川と途別川につきましては、水防区域として猿別川の2カ所、途別川の6カ所を指定し、河川整備を河川管理者に要請をいたしております。

あわせて、市街地における低地帯の浸水予想区域として、途別川沿いの札内市街10公区を指定いたしております。

なお、水害に関する本町の防災対策本部の設置基準では、災害対策基本法により、洪水警報が発令され、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、また主要河川が警戒水位に達し、または達するおそれがあるときに設置することと規定いたしているところであります。

次に、住民に対する周知についてであります。平成17年に改正された水防法により、河川管理者は中小河川についても浸水想定区域を設定し、平成21年までの浸水予想図の策定が義務づけられました。

これを受けて町では、平成20年に洪水ハザードマップを作成し、平成22年には「幕別町防災のしおり」を作成して、防災に関する情報を提供するとともに、浸水想定区域図（ハザードマップ）を掲載し、町内の全戸に配布をいたしたところであります。

この浸水想定区域図につきましては、北海道が管理する猿別川と途別川の浸水想定区域及び国土交通省が作成した途別川の浸水想定区域図により作成し、二つの浸水深の表示を合成した表示であります。

防災計画は、本町における災害に対し、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民の生命と財産を災害から保護するためのものでありますことから、猿別川及び途別川につきましても重要な防災対策河川として位置づけをいたしております。

あつてはならないことではあります。想定以上の降雨により河川の氾濫による水害が発生するおそれのある場合は、本計画に基づき速やかな情報の発信と伝達に努め、当該地域住民の避難誘導を最優先に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「河川管理者への要請状況とその対応策について」であります。

河川は河川法に基づいて管理されており、一級河川は国土保全上、また国民経済上、特に重要であると国土交通大臣が指定した水系に属する河川であり、直轄区間につきましては国が、指定区間につきましては北海道が管理しております。

帯広開発建設部では、現在、一級河川十勝川の豊頃町部分のしゅんせつ工事を上流に向けて実施するとともに、中流域では、すずらん大橋から千代田新水路までの河道整備を並行して進めている状況であります。

また、十勝総合振興局帯広建設管理部では、来年度に一級河川途別川の吐月橋周辺の堤防の強化を図るための質的改善工事に着手するほか、一級河川糠内川の5.3キロメートルと茂発谷川の3.4キロメートルを優先整備区間として工事に向けた調査に着手するとお聞きいたしているところであります。

しかしながら、整備の見通しがついていない河川もありますことから、今後におきましても、未着手区間の整備要望並びに工事着手済み区間の早期完成につきまして、関係機関に要請してまいりたいと考えております。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今、答弁をいただいたわけでありますけれども、再質問をさせていただきたいと思っております。

猿別川にしても途別川にしても、河川管理者が帯広建設管理部という形ではありますけれども、その中で町の認識等々について質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、猿別川でありますけれども、私も猿別川流域のすぐ横に居住しております、本当に

今答弁書の中にもありました63年の水害というものに際しましては、本当に想定もしなかった堤防が決壊をしたということで、本当にみるみるうちに水が迫ってくるあの恐怖さは本当に異常なものであると。昨年度の3・11の東北大震災というものから比べると、それははるかに違うものでありますけれども、やっぱり水害、氾濫というものに対しては非常に恐怖心を覚えるというところがあると思います。

その中で現状を掘り下げてみますと、今、猿別川におきましては直轄部門の開発建設部で管理する部分におきましても、非常に土砂堆積が目まぐるしいと。その中で河床が非常に上昇をしておる。低水敷だけに及ばず、河畔、また河床等の雑藻類が非常に密生をしていると。まして、その中でも特にこの役場のすぐ横でありますゾーンを見てみますと、猿別樋門付近では非常に堆積と現在流れている川幅が非常に狭くなって、旧途別川の水位も慢性的に上昇していると。そういうことによりまして、何ぼ支川を整備しても、床下げ等をして常にも慢性的滞水をしているということにより、その効果も薄れるわけでありまして、この旧途別川を主とします相川地帯におきましても、少々の雨が降っただけで畑に滞水が起きる。これは基本的にやっぱりこの地帯も下が砂利層という中で、水の一体的な関連がございまして、やっぱり水の排水能力が非常に落ちているというような状態にあるのかなというふうに考えるところであります。

また、鉄橋を越えた帯広建設管理部のほうの関係におきましても、あそこは豊岡川が流れてくる範囲でありますけれども、何せかんせこっちの下流の流下能力が悪いという関係で、ことしの春におきましても、また先般の12月の雨の際にも堤内地が浸水をするということで、ここ近年猿別川も改修をしていただいて、改修が完了したわけなのですけれども、一番最初に手をかけたところがまたもとの姿にだんだん回帰していつていると。これは国も道もいろんな財政上という問題があるのかもしれないけれども、治水能力が著しく落ちているのではないかなというふうに思う次第であります。

また、途別川の現状を見てみますと、途別川におきましても、堤防の決壊とかそういうものはなかったと私も記憶しておりますけれども、多分平成12年のときには途別地区でも川以外にもあの水田地帯の中を水が流れるとのみ込めないという状況がありまして、その後もあのころの土現、もう一回再度河床の床下げというものを緊急的にやっていただいて、今の途別川になっているのかなというふうに記憶しているところでありますけれども、特に札内地区の住宅街と隣接する吐月橋から春日橋の区間というものにつきましては、川幅がほかの川より若干狭い。また、カーブゾーンであるということもありまして、あの川におきましても、河畔には非常に柳等の雑木が生えておりまして、川幅も非常に狭くなっていると。本当にこれ住宅地が横にある中で、住宅地からの排水におきましては、先ほどもお話説明にありましたように、ジェットポンプで排水ができるという形になっておりますけれども、ジェットポンプで排水したにしても、今度途別川の本当に堤防の前で流下していくのかという問題が非常に大きいのではないかなと。また、途別川におきましても、その上流で古舞川と合流するということもありまして、どの河川におきましても、近年の農地整備、明渠整備等により、やっぱり降った雨がすぐ短時間で川に流入するという状況になっていると思います。

現状的にはこういう今お話ししたところがあると思うのですけれども、このような状態の中で、町民の生命、財産を守っていくという中におきまして、管理者は道なり国なりでありますけれども、やっぱり局地的な本当に重要部分においては、これは町も総力を挙げて要請並びにどうやってタイアップしていったら整備ができるのかなという道を、これはいち早く探して進めていくべきではないかなというふうに思うわけでありまして、そこら辺の認識も含めた中でのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） るるお話がありました。私どもも特に猿別川、鉄橋から樋門の間が非常に堆積されていて、冗談で、あれそのまま歩いて渡れるのではないかなというようなことも言ったことありますけれども、実はあそこの現場は開発建設部の池田河川事務所が担当ということで、私どもも毎年お邪魔して要請をさせていただいているわけでありまして、なかなか今もお話ありましたよう

に、十分な我々の要望どおりにはしゅんせつも進んでいないのが現状であります。どうしてもあそこを下げないと、お話ありました旧途別川の樋門も早目に閉めてしまう、閉じてしまうというようなことになるのと、もう一つは、やはり本流が先ほども言いましたように豊頃からずっと下げてきていますので、これとの絡みもあると思いますけれども、我々としては何とか今のこの猿別川がもっとスムーズに水が流れるように、そのためには支障木の伐採も含めてでありますけれども、整備をお願いしたい。これは引き続き我々もお願いを要請を続けていきたいというふうに思いますし、今言いましたように、本流のほうがだんだん進んできておりますので、間もなく幕別区域内にも入ってくるのだろうというふうに思いますけれども、それらも含めながらお願いをしていきたいというふうに思います。

途別川も、実はことし、川に落ちてお子さんが亡くなるというような大変痛ましい事故がありました。文字どおり吐月橋から春日橋の間の泉町のところでありますけれども、これは河川だけのせいではもちろんありませんけれども、やはりそれなりの河川整備というものは必要になってくるのだろうと。幸い来年の事業計画の中に吐月橋周辺の築堤の強化事業、具体的にどういったことをやるのかということはまだ聞いておりませんが、そういった事業も計画されていると。あるいは、先ほども言いましたように、茂発谷川ですとか糠内川の改修というようなこともありますので、機を見ながら絶えず、そしてまた地域の住民の皆さんとも一緒になって要請活動、そして実現が一日も早くできるように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 本当に町のほうとも認識を深めて要請していただいているということなので、それが実現ができるだけ早くされるように道なり国の予算措置が本当に待たれるところであります。

また、上統内の排水機場関連でありますけれども、あそこの排水機場が先ほどの町長のご答弁の中で計画面積が190ヘクタールで120ミリ程度の降雨という想定で建設をされたように聞いておりますけれども、あの排水機場についても、やっぱり十勝川水系の中では割かし早いほうに、早い時代に河合排水機場の次にできたのではないかなというふうには記憶しておるわけでありましてけれども、現状としてはやっぱりその面積以上にあそこに集まる水の地域が、実例でいきますと、大豊の上から本当に明野の大方大半、明野ヶ丘スキー場のあたりは町のほうに水が来ているわけですがけれども、あの道路を大まかに境にすると大半が向こうの排水機場に行く。下についても旭町の境からは下は全部この排水機場まで水が流れていくというような状況でありますので、水の集まってくる面積が非常に大きいのと、これもあそこの地域特性でありますけれども、やっぱり泥炭地という中で基本的に水を持っていると。そこにこれだけの近年の短時間の集中豪雨の中で暗渠排水も整備されましたし、排水機場の導水路に対する明渠も、ここ近年で非常に縦線が整備されて、やっぱり流下に時間がかからなくなってしまったときに、本当に堤防の中にある導水路に一気に水が集まる。排水機場の周りというのは先ほどもありましたように、地盤沈下をしているという中で、本当にあそこの勾配が、排水機場の本当に400メートル前後のところは勾配があるのかなと、ないのかなと。要するに導水路とあの調整池がもう一つの高さみたいな状態になっている状況であるというふうにも、私も5月の雨のときに見させていただきまして、認識をさせていただきました。

その中で、堆積場においても毎年整備もされていきますし、この前の決算書の中でも大体500万円以上の年間維持管理費がかかっているように報告もありましたし、昨年度、ポンプの吸い込み能力の改善ということで、調整池の部分的掘削と3基あるうちの1基の吸い込み口の手、下げるということをされたということでもありますけれども、逆に今度3台ポンプあるわけなのですけれども、基本的にはああいうのは1台は予備だと思います。2台を動かせるようになっているのですけれども、逆に1台の取水を下げたということで、逆に言えば、2台は動かさない。調整池の面積もそう広いわけありませんので、1台で排水をしていくしかないのかなという現状のようであります。

やはりこれは、答弁書にもありましたように、もう年数もたっていて、これから今後に向けての改修、改築というものが出てくるかなというふうに思います。今までの現状を踏まえた中での今後に向けての計画段階におきましては、やっぱり強い要請を上げまして、より一層あの地帯が水につかることの

心配ないような方向性を持ち出してほしいと思いますし、いろいろ聞いてみますと排水機場のほうは帯広の本局のほうを担当していると。あそこに行っている導水路のほうは池田の河川事務所が何か所轄しているように聞いております。結構この近年は大分連携もとれてきたような話を聞いておりますけれども、以前は餅屋は餅屋みたいなところもあったというお話も聞いておりますので、そこら辺、また今後の上統内の排水機場の再整備の計画が若干は始まっていると聞いておりますけれども、そこら辺についてまたお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 上統内の排水機場、先ほど来お話ありますように、今3基ついてはありますが、営繕にかかったり、維持管理費にかかったりということで、大分前から帯広開発建設部のほうには要望をいたしております。開発建設部も十分内容はわかっていて、何とか取り組みたいということは言っております。ただ、その手法がいまだにまだ決まらないということと、これは今もお話ありましたように、河川の部分はこれ当然のことながら国土交通省の関係ですし、明渠や暗渠のほうは農水省のほうの関係というようなこともあって、その辺の連絡を密にさせていただいて、私どもはとにかく一日も早い工事に着手してほしいというようなことで、引き続き要望をしたいと思っておりますし、地元のほうでもいろんな面でご協力をいただいておりますので、地元と一緒にこれからの要請活動を続けていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 次に、防災計画との関連であります。

本当に近年の災害は常に出てくる言葉が想定外、「想定外」のというのがいろいろつく状況が多いわけでありまして、もう逆に想定外の数字をこのごろ想定した防災計画が今組まれて、幕別町も総体的な防災訓練が来年度発表されるように聞いておりますけれども、その中で一番やっぱり心配なのは、例えば途別川でいけば、河畔の雑木等があることによって、増水時、いろんな障がい物がひっかかって流れが悪くなる。音更川の決壊についても、そうそんなに雨量は降っていないのに、川が決壊したと。音更川については、その上に糠平ダムというものが有りますから、降雨量とはまた関係ない状況もあるわけですが、途別川についてはもう上のほうがいろいろ開発整備されて一遍に水が出てくるという中においては、やっぱり高水敷に水が乗ったときに、堤防等は草刈り等で非常に管理はされていると思います。逆に、その管理をされているがゆえに、高水敷に水が乗ったときに洗掘崩壊が始まるということも想定されるわけで、本当に先ほど途別川の堤防の再構築ということがありましたけれども、それについては非常に緊急性を要してお願いしてもらって本当にいち早く完成させていただくことが、やっぱりあそこに住む、あかみや地区、泉地区におきましては、防災マップにおいても2メートル前後の浸水予想がされているわけでありまして、本当に堤防が決壊してしまうと札内の鉄南地区は大体ほぼついてしまうのではないかなという状況にもありますので、その点につきましては、本当に土現の帯広建設管理部、ここら辺の計らいを強くお願いしたいというところであります。

また、最後の河川管理者への要請という中で、本当に今いろいろお話をさせていただきましたが、緊急性を伴う部分の要請と区間的な長期的な整備計画等の要請、やっぱりこれにも優先順位、いろいろ取り組みの順位があるかと思っておりますけれども、やっぱり緊急性を伴う部分の区間的な要請については、実情と合わせて町民に不安を与えないという観点からも強くお願いしたいと思いますし、町内で猿別川、途別川以外にも茂発谷川、古舞川については国の開発整備事業で整備していただきまして、長年来ずっと明渠という形で推移してきて、ですから町の管理ですと何十年来やってきたわけですが、この河川につきましても、やっとなら道にほうに移管になりまして、茂発谷川については再整備計画が組まれていると。糠内川についても再開中、糠内につきましても、市街地が滞水、排水が悪いという状況もありますので、この点についても改修計画の中でそこら辺の不安が解消されていくのかなというふうに思っておりますけれども、また町内におきましては、忠類のほうに当縁川もあると思っておりますので、やっぱりそこら辺、再度危険箇所がないのか点検をした中での要請というものを

いくべきではないかなというふうに思うわけでありますけれども、お考えをいただければと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 初めに、防災計画の関連のほうでありますけれども、確かに今現在、防災計画そのものを見直している最中であります。水防については今の時点で見直しはまだ国のほうからも聞いておりませんので、見直されるかどうかはちょっとわからないのですけれども、ただ、議員のおっしゃった想定外のこと、現在、例えば堤防ですとか道路ですとか、これはどのぐらいの、30年確率とか50年確率とかという意味合いでの降る雨量を想定してつくられるわけですが、こういったことが防災計画の中では、例えば堤防をつくるか、そういったものではございませんので、何かがあったときにどう対処する、何かがないようにどう予防するというのが防災計画でありますので、全般的には防災計画で見直し作業を進めている最中でありますけれども、来年度に向けては防災担当者の評価も含めて、そういったことがいろんな面から見直しができるような体制を組んでいきたいというふうに考えているところでもあります。

それと、河川については、引き続き、国、道に対して要請活動を行っていつているわけですが、安心してその地域に住んでいただくということがまず大前提でありますので、札内でゲートポンプをつくった後は、一切の内水面の氾濫は起きておりません。そういった意味では、安心して住んでいただいているのかなという思いがございます。そういったことを未然に防止できる手段がどういった手段がとれるのかということも含めて考えていながら、要請活動に努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 本当に道、国があつてのことですから、非常に大変なわけですが、これからも連携をとりながら進めていただきたいと思いますし、特にこの役場の下の猿別川については、ゴルフ場も完成もしているわけでありますけれども、やっぱりパークゴルフ場と川という関係でいけば、これから最盛期の中で、できれば親水公園的なものも入れたような河川整備もしていただければ、パークゴルフをしながら横に川のせせらぎがあるというような形にもなれば、非常にありがたいなというふうにも考えてございます。

どちらにいたしましても、粘り強い要請と連携が必要だと思っておりますので、今後ともその点をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：51 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第60号から日程第12、議案第70号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第60号から日程第12、議案第70号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第60号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第60号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によります過疎地域とみなされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」について、区分変更を要する事業及び過疎計画に登載されていない事業につきまして、計画の一部変更と追加をするものでございます。

議案書の6ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の具体的な変更内容であります。上段の表は変更前、下段の表が変更後となります。

まず、区分2「産業の振興」の(3)計画の表の事業名(9)過疎地域自立促進特別事業の事業内容「中当第2牧場水道設備整備事業」を事業名(1)基盤整備の農業に区分を変更するものであります。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

区分4「生活環境の整備」の(3)計画の表の事業名(7)「その他」の事業内容に「上当寿の家建設事業」を追加するものであります。

今回、変更する事業につきましては、過疎対策事業債の対象であり、起債事業とするためには、過疎計画への登載並びに変更が必要となり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議決を求めます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第62号、町道の路線認定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は9ページ、議案説明資料につきましては3ページをお開きいただきたいと思います。

今回認定しようとする路線は16路線であります。

議案説明資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

1番の桂町西8号から9番の桂町西16号までの9路線、総延長1,123.97メートルにつきましては、平成24年2月2日付で申請されました札内桂町開発行為により造成されます新規路線であり、本町に引き継がれることから、今回認定するものであります。

続いて、4ページをごらんいただきたいと思います。

10番の桜町30号通及び11番の桜町31号通の2路線、総延長250.3メートルにつきましては、平成24年9月7日付で申請されました札内桜町開発行為により造成されます新規路線であり、本町に引

き継がれることから、今回認定するものであります。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

12 番の白人団地道路 14 号、延長 229.17 メートルにつきましては、平成 24 年 8 月 29 日付で申請されました青葉団地開発行為により造成されます新規路線であり、本町に引き継がれることから、今回認定するものであります。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

13 番の札内中央西 1 号通から 15 番の札内中央西 3 号通までの 3 路線、総延長 440.08 メートルにつきましては、改良舗装工事に先立ち認定が必要であることから、今回認定するものであります。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

16 番の新北町 32 号通、延長 75 メートルにつきましては、構造上、道路認定ができない状況でありましたが、道路用地の処理が完了し認定基準に達したことから、今回認定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 63 号、平成 24 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 63 号、平成 24 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 9,268 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 147 億 2,277 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

現在、長期継続契約に係る業務委託につきましては、35 件の債務負担行為（契約 71 本）、また指定管理者業務に係る指定管理者の指定につきましては、3 件の債務負担行為（協定 3 本）、合計で 38 件の債務負担行為、74 本の契約等を締結しているところであります。

このうち、本年度をもちまして契約期間等が終了いたします 36 件に対しまして、類似業務の統合などの見直しを図り、また新規業務の追加などの検討を行った上で合計 35 件とし、さきの 9 月定例議会において議決をいただきました 2 件を除く 33 件について、限度額合計 20 億 2,620 万 6,000 円の債務負担行為を追加しようとするものでございます。

期間でございますが、5 ページの「役場庁舎管理清掃業務委託料」「役場庁舎宿日直業務委託料」及び「保健福祉センター清掃業務委託料」の 3 業務につきましては、平成 27 年度に新庁舎建設を予定しておりますことから平成 26 年度までの 2 カ年、同じく 5 ページの「福祉バス運行業務委託料」につきましては、町からの貸与車両が導入から長期間経過していることから、車両の更新時期等を見据え平成 27 年度までの 3 カ年、7 ページから 8 ページにかけまして「運動公園管理に係る 3 業務」並びに「札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンター管理に係る 2 業務」計 5 業務につきましては、指定管理者制度への移行協議を踏まえまして平成 27 年度までの 3 カ年、8 ページの「百年記念ホ

ール指定管理者業務指定管理料」につきましては、さきに指定管理者の指定の提案に当たってご説明させていただきましたとおり平成 31 年度までの 7 年、その他の 23 業務につきましては、平成 29 年度までの 5 年とするものであります。

次に、「第 3 表 地方債補正」でございます。

9 ページになります。

追加でございますが、「上当寿の家建設事業」に対し、限度額 160 万円を追加するものであります。本事業につきましては、高規格道路（帯広・広尾町自動車道）の延伸により施設の移転が必要となりますことから、移転整備のため追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

それでは、初めに、歳出からご説明申し上げます。

14 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 420 万 2,000 円の追加でございます。

7 節につきましては、職員の欠員や事務量の増加により、当初の臨時職員（日額）の配置計画に比べ、増員が必要となりましたことから、追加するものであります。

14 節につきましては、各種計画や会議資料の作成による印刷経費の増加により、複写機借上料に不足が見込まれますことから追加するものであります。

次に、5 目一般財産管理費 236 万 7,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、庁舎暖房機器等の修繕に係る費用、23 節につきましては、町の分譲地の購入者から契約解除の申し出がありましたことから、契約金額から 5 % の手数料を差し引いた金額をもって買い戻すものであります。

次に、6 目近隣センター管理費 673 万 9,000 円の追加でございます。

11 節の細節 12 につきましては、燃料単価の上昇に伴う燃料費（灯油）の追加、細節 21 につきましては、使用量の増加に伴う電気料の追加であります。

13 節及び 15 節につきましては、高規格道路の延伸に伴う「上当寿の家」の移転に係る建設実施設計委託料、移転先の用地確定測量委託料、移転先の用地整備工事を追加するものであります。

18 節につきましては、近隣センター暖房機器の更新やテーブル等の補充のため、管理用備品を追加するものであります。

次に、11 目企画費 685 万 5,000 円の追加でございます。

今年度から実施しております定住促進住宅建設費補助金であります。11 月末現在、新築住宅建設 10 件、中古住宅購入 8 件、計 18 件に係る補助申請を受け付け、支出見込額に対して予算が不足する見込みとなりましたことから、所要の額を追加しようとするものであります。

なお、これまでの住宅の建設等に係る世帯員の総数は 49 名で、うち 25 名の方が町外からの転入となる見込みであります。

15 目交通防災費 199 万 3,000 円の追加でございます。

防犯灯の球の取りかえなどの修繕に係る費用を追加するものでございます。

20 目総合支所費 55 万 3,000 円の追加でございます。

4 節及び 7 節につきましては、臨時職員を配置する必要が生じたことから、所要の費用を追加するものであります。

15 ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 364 万 5,000 円の減額でございます。

国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

次に、6 目老人福祉費 2,662 万 3,000 円の追加でございます。

19 節につきましては、6 月定例議会において追加をいたしました地域密着型小規模特別養護老人ホームに係る施設整備交付金であり、北海道からの間接補助事業であります。交付金単価が変更されたことにより、当該交付金を追加するものであります。

28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、7 目後期高齢者医療費 27 万円の追加でございます。

後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、8 目介護支援費 70 万 5,000 円の追加でございます。

要支援者に対するケアプランの作成委託料であります。要支援者の増加に伴い、ケアプランの作成件数が増加しておりますことから追加するものであります。

16 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 960 万円の減額でございます。

20 節につきましては、子ども手当の制度改正に係る補正であります。

本年度の予算編成時における国の閣議決定では、子ども手当を廃止し、「子どものための手当」を導入するとされておりましたが、国の当初案が修正され、名称が「児童手当」とされたことに関する細節予算の組み替え、また 6 月及び 10 月の支給によりまして、支給対象者がおおむね確定したことに伴う手当額の減額であります。

18 ページをお開きいただきたいと思います。

3 目常設保育所費 52 万 8,000 円の追加でございます。

1 節及び 9 節につきましては、平成 22 年 3 月に策定した町立保育所民営化計画（第 2 次）に基づき、札内南保育所の民営化に向けて事務を進めているところでありますが、移管先法人を公正かつ適正に選定するため、選定委員会の開催に係る費用を追加するものであります。

11 節につきましては、燃料単価の上昇に伴う燃料費（重油・灯油）の追加であります。

18 節につきましては、保育所の暖房機器が故障いたしましたことから、機器を購入するものであります。

次に、4 目へき地保育所費 8 万円の追加でございます。

燃料単価の上昇に伴う燃料費（灯油）の追加であります。

19 ページになります。

6 目児童館費 46 万円の追加でございます。

11 節につきましては、燃料単価の上昇に伴う燃料費（灯油）の追加、18 節につきましては、施設の暖房機器の故障により機器を新たに購入するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目水道費 1 億 4,635 万 2,000 円の追加でございます。

水道事業の高料金対策に係る水道事業会計への補助金であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 1,195 万 9,000 円の追加でございます。

19 節につきましては、近年の葉物野菜の作付拡大に伴い、JA 幕別町が共同育苗施設に増強のため整備する高性能播種プラントの導入に係る補助であり、北海道からの間接補助事業であります。

23 節につきましては、平成 22 年度の北海道からの間接補助事業として町が農業再生協議会に対して交付した補助金、強い農業づくり事業（経営体育成）補助金ですが、これに一部返還が生じましたことから、協議会からの返還を受け、北海道に返還するものであります。

20 ページをお開きいただきたいと思います。

4 目農業施設管理費 38 万 9,000 円の追加でございます。

事業の拡大に伴い、臨時職員賃金を追加するものであります。

次に、5 目畜産業費 47 万 2,000 円の追加でございます。

北海道農業開発公社肉用牛貸付事業によりまして、町内の農業者が本年度新たに導入した貸付牛が死亡したことから、農業者からの譲渡代を受けて、公社へ償還するものであります。

次に、7 目農地費 7 億 5,527 万 2,000 円の追加でございます。

13 節及び 15 節の細節 4 につきましては、現在、国の農業体質強化基盤整備促進事業によりまして、暗渠排水の整備を実施し、農業機械の高度利用による省力化の促進及び生産の増加等、農業経営の競争力や体質強化を図っているところでありますが、このたび国の平成 24 年度予備費の使用により当該

事業に充当されることとなったことから、所要の補正を行うものであります。

15 節の細節 5 につきましては、幕別ダムに係る用水設備に一部ふぐあいが生じたことから、修理工事に係る費用を追加するものであります。

7 款商工費、1 項商工費、4 目スキー場管理費 55 万 7,000 円の追加でございます。

明野ヶ丘スキー場のリフト主動力機、AS モーターであります、これが一部損傷しておりますことから、修繕に係る費用を追加するものであります。

21 ページになります。

8 款土木費、2 項都市計画費、1 目都市計画総務費 254 万 3,000 円の減額でございます。

公共下水道特別会計への繰出金でございます。

4 項住宅費、2 目住宅管理費 784 万 4,000 円の追加でございます。

11 節及び 15 節につきましては、主に、昨年度北海道から購入した「町営あかしや団地 5 号棟、6 号棟」の修繕工事に係る追加であります。

当初予算において一定の改修費用を計上しておりましたが、内装改修のほか、水道設備等の改修に多額の費用を要しますことから、このたび追加しようとするものであります。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 283 万 9,000 円の追加でございます。

主に、人件費及び救急車両等の修繕費の増加に伴う東十勝消防事務組合分担金の追加であります。

22 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 19 万円の追加でございます。

不審者対策として、本年 4 月から配置した「スクールガード」によります巡回車両の燃料費（ガソリン）を追加するものでございます。

次に、3 目教育財産費 1,365 万円の追加でございます。

15 節の細節 1 につきましては、小中学校施設のボイラー設備や給配水管の修繕に要する費用を追加するものであります。

細節 2 につきましては、札内南小学校及び札内中学校の普通学級の増加に対応するための改修工事のほか、札内東中学校のトイレ改修工事等に係る費用を追加するものであります。

次に、6 目学校給食センター管理費 627 万 1,000 円の追加でございます。

11 節であります、細節 4 及び細節 22 から細節 24 までにつきましては、衛生管理面の安全性の向上及び確保を図るため、食器・食缶等に係る洗浄を強化したことに伴う費用の追加、細節 11 及び細節 12 につきましては、燃料単価の上昇に伴う燃料費（重油・灯油）の追加、細節 15 及び 21 につきましては、給食調理日数の増加に係る費用の追加、細節 40 につきましては、給食配送車や排水処理設備の修理など、修繕に要する費用を追加するものであります。

18 節につきましては、幕別高等学校において、平成 25 年度から中札内高等養護学校幕別分校の開校を予定しておりますことから、当校への給食配送に係る食缶等を整備するものであります。

なお、幕別高等学校への給食配送につきましては、平成 25 年度から北海道との委託契約を予定しており、配送経費のほか、食缶等の整備に係る費用につきましても、契約金額に算入されることとなっております。

2 項小学校費、1 目学校管理費 135 万円の追加でございます。

燃料単価の上昇に伴う燃料費（重油・灯油）の追加であります。

23 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 268 万 9,000 円の追加でございます。

7 節につきましては、スクールガードの配置及び教員の病気休暇に伴う代替職員の配置に係る追加であります。

11 節につきましては、燃料単価の上昇に伴う燃料費（重油・灯油）の追加であります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 74 万円の追加でございます。

個別の支援を要する園児への対応のため、代替職員を補助的に配置したことにより予算に不足が見

込まれますことから、所要の補正を行うものであります。

5項社会教育費、7目スポーツセンター管理費41万6,000円の追加でございます。

燃料単価の上昇に伴う燃料費（重油・灯油）の追加であります。

24ページになります。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費610万8,000円の追加でございます。

主に人事異動等に伴う補正であります。3節の細節11、時間外勤務手当につきましては、会計検査に係る対応や各種計画見直しに係る庁内協議など事務量の増加に伴う追加であります。

細節16及び細節18につきましては、「子どものための手当」から「児童手当」への制度改正による組み替えによる補正、4節につきましては、市町村共済組合追加費用負担金の負担率の減少に伴う減額が主なものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

議案書の10ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税1億9,590万6,000円の追加でございます。

このたびの補正予算の財源調整分として、普通交付税の確定額の一部を追加するものであります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金1億4,440万円の追加でございます。

農業体質強化基盤整備促進事業に係る受益者分担金であります。

14款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料70万5,000円の追加でございます。

要支援者のケアプラン作成に係る国保連合会からの手数料であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金509万9,000円の減額でございます。

11ページにかけてであります。また、「子どものための手当」から「児童手当」へ制度改正されたことに伴う組み替え及び国負担分の減額であります。

次に、2項国庫補助金、6目農林業費補助金6億360万円の追加でございます。

国の予備費を使用した「農業体質強化基盤整備促進事業」に係る補助金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金225万3,000円の減額でございます。

12ページにかけてであります。また、制度改正に伴う組み替え及び道負担分の減額であります。

次に、2項道補助金、2目民生費補助金2,674万3,000円の追加でございます。

地域密着型小規模特別養護老人ホームの施設整備に係る交付金単価の変更により追加するものであります。

5目農林業費補助金1,180万円の追加でございます。

JA幕別町が導入する播種プラントに係る道補助金であります。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入47万2,000円の追加でございます。

公社貸付牛の償還に係る農業者からの譲渡代金でございます。

13ページになります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,265万2,000円の追加でございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入215万9,000円の追加でございます。

4節の細節45につきましては、過年度の補助金に係る農業再生協議会からの返還金、細節46につきましては、上当寿の家の移転に係る国からの補償金でございます。

22款町債、1項町債、1目総務債160万円の追加でございます。

上当寿の家の移転に係る町債の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員。

○17番（増田武夫） 18ページ、常設保育所費の中の報酬であります。町立保育所の民営化に踏み出していく入り口になる予算でありますけれども、民営化、民設民営ということで踏み出そうとしている

わけでありますけれども、民営にしなければならない理由、メリットなどをお示しいただきたいと思
います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 今のご質問についてメリットということでご説明させていただきます。

まず、私ども民生化に当たりまして、一つは町立保育所と民営化することによる民営化のメ
リットの中で一番大きい部分としては、やはり機動的な保育が行われると。要は、町の保育という形
になりますと、やはり予算の統制等になかなか機動的に対応できないという部分も多少あるかという
ふうに思います。そういう面から、機動性がまず民営化によって発揮できるだろうというのが1点で
ございます。

もう一つ、今回、民営化に当たりまして、民営化の種類といたしましては、公設公営という、いわ
ゆる直営という部分、また青葉保育所においては公設民営という、これは指定管理を行っている保育、
また今回の南保育所については民設民営ということで、これは完全民営化ということで、保育の担い
手が今お話ししました三つが担い手としてできるということによって、保育のサービス向上というの
がそれぞれ発揮できるだろうというのがもう一点。

また、もう一つは、青葉保育所においては、指定管理という形で一部運営については民営化という
ことで行っておりますけれども、施設自体は町の施設ということによって、施設の改修またはそうい
うことについては全て町との協議によって保育の運営がされるということによって、それらが完全民
営化になりますと、民設民営でございますので、民の建物なり施設ということになりますと、民の考
える保育というのが迅速に発揮できるのではないかとということが挙げられます。

また、四つ目といたしましては、民営化移管後、これについては南保育所における職員が引き揚げ
る形になりますけれども、その引き揚げた職員等を活用して町立の保育所、またへき地保育所等に
おいて新たな保育サービスが提供できるのではないかとということがメリットとして考えられていると
ころでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 民生常任委員会等でもこの民設民営についてはいろいろ議論があったことと思
いますけれども、今挙げられましたようなメリット、例えば機動的な保育ができるでありますとか、
そのほかのメリットについては町の努力で直接管理、公設公営においても十分町の努力によってカバ
ーできる内容だというふうに思います。国の方針もあって、こうした保育の分野では地方自治体の果
たさなければならない使命というものが十分に果たされない方向、地方自治体の義務的なものが削ら
れていく方向に進んでいこうとしているわけでありますけれども、常々主張しておりますように、こ
の保育の分野の地方自治体の保育に関する責務をしっかりと果たしていくという点で、民設民営の方
向には同意できないところであります。今回の7万8,000円という予算、わずかではありますけれど
も、この予算を認めることが民設民営の方向を認めるということになりますので、今回の予算には同
意できないところであります。民生常任委員会でのその辺の議論がなされてきたと思いますので、こ
の場所ではこの程度にとどめたいと思います。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第64号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第70号、平成24年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの7議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第64号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ364万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,531万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費364万5,000円の減額でございます。

人事異動及び時間外勤務手当に係る人件費にかかわる補正でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金364万5,000円の減額でございます。

人件費の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第65号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,577万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12ページ、13ページに記載しております第1表をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

15ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費27万円の追加でございます。

人件費の補正でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金27万円の追加でございます。

一般会計からの繰入金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第66号、平成24年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ21億3,792万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、21ページ、22ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

26 ページとなります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 43 万 8,000 円の減額でございます。

2 節から 4 節までにつきましては、人事異動及び時間外勤務手当に係る人件費の補正でございます。

13 節につきましては、介護認定に係る認定ソフト更新のため、システム改修委託料を追加するものであります。

次に、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 52 万 8,000 円の追加でございます。

27 ページにかけてであります。人件費分の補正でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 2,000 万円の減額でございます。

19 節の細節 3 につきましては、通所介護、通所リハビリなどに係る利用件数の減少に伴う給付費の減額であります。

細節 4 につきましては、特定福祉用具購入費の増加、細節 5 につきましては、要介護者の住宅改修費の増加であります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 4,100 万円の減額でございます。

地域密着型介護老人福祉施設入居者の生活介護に係る給付であります。主に「ふらっと札内」の 4 月開設が 6 月中旬におくれたことに伴う給付費の減額であります。

3 目施設介護サービス給付費 5,500 万円の追加でございます。

特別養護老人ホームの入所者数の増加に伴う給付費の追加であります。

29 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 500 万円の追加でございます。

19 節の細節 3 につきましては、介護予防特定施設への入所者数の増加に伴う給付費の追加であります。

細節 5 につきましては、要支援者の住宅改修費の増加であります。

30 ページになります。

3 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 1,478 万 3,000 円の追加でございます。

今後の介護保険財政の円滑な運営を図るため、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費 4 万円の追加でございます。

本定例議会における行政報告でもご説明したところでありますが、介護予防ポイント制度の導入に係る高齢者のボランティア活動に対する傷害保険料を追加するものであります。

31 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 項包括的支援事業・任意事業費、2 目任意事業費 16 万 8,000 円の追加でございます。

成年後見人制度の利用者の増加に係る扶助費の追加であります。

次に、3 目地域包括支援センター運営費 62 万 6,000 円の減額でございます。

人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

23 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 29 万 6,000 円の減額でございます。

現年度分の減額でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 309 万 2,000 円の減額でございます。介護給付費に係る国の負担割合に応じた減額であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 5 万 2,000 円の減額でございます。

介護給付費に係る国の負担割合に応じた減額であります。

次に、2目地域支援事業交付金17万1,000円の減額でございます。

1節につきましては、介護予防事業、2節につきましては、任意事業費及び地域包括支援センター運営費に係る国の負担割合に応じた補正であります。

24ページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金29万円の減額でございます。

介護給付費に係る支払基金の負担割合に応じた減額であります。

2目地域支援事業支払基金交付金1万1,000円の追加でございます。

介護予防事業に係る支払基金の負担割合に応じた追加でございます。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金702万6,000円の追加でございます。

1節につきましては、介護給付費に係る道の負担割合に応じた補正、2節につきましては、平成23年度分の給付費に係る追加分であります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金8万5,000円の減額でございます。

1節につきましては、介護予防事業、2節につきましては、任意事業費及び地域包括支援センター運営費に係る道の負担割合に応じた補正であります。

25ページになります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金12万円の減額でございます。

1節から3節までにつきましては、各給付費等に係る町の負担割合に応じた補正、4節の細節1につきましては、人件費分の減額、細節2につきましては、介護保険システムの改修に係る追加により、一般会計からの繰入金を補正するものであります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,052万4,000円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、38ページをお開きいただきたいと思います。

議案第67号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ131万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,786万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、39ページ、40ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、41ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 債務負担行為」でございます。

簡易水道施設管理業務委託料であります。本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、地方自治法第214条の規定により、新たに債務負担行為を行うものであります。

期間は平成25年度から29年度まで、限度額7,940万円の債務負担行為でございます。

現在、幕別4地区の簡易水道施設に係る管理業務につきまして、長期継続契約を締結しておりましたが、新たに忠類地区の簡易水道施設を含め、一括管理によりコストの縮減を図ろうとするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費131万7,000円の追加でございます。

3節及び4節につきましては、時間外勤務手当等、人件費の補正でございます。

11節につきましては、駒島簡易水道の水量・水質調整のため、十勝中部広域水道企業団からの受水を増量したことによる水道料の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

42ページであります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 131 万 7,000 円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、48 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 68 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 254 万 3,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 9,256 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、49 ページ、50 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

次に、51 ページになりますが、「第 2 表 債務負担行為」でございます。

処理場管理業委託料ほか 2 業務であります、本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、新たに債務負担行為を行うものであります。

期間はいずれも平成 25 年度から 29 年度まで、限度額合計 1 億 7,782 万 5,000 円の債務負担行為でございます。

明野地区にございます幕別町浄化センター、千住地区にございます札内中継ポンプ場、札内泉町及びみずほ町にございます雨水排水ポンプ所の管理業務につきまして、一括管理によりコストの縮減を図ろうとするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

53 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 352 万 7,000 円の減額でございます。

2 節から 19 節までにつきましては、人事異動に伴う人件費の補正、27 節につきましては、確定申告に伴う消費税の追加であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 3 万 6,000 円の減額でございます。

3 節及び 4 節につきましては、人件費分の補正、54 ページになりますが、23 節につきましては、発生物件の売却に伴いまして、平成 23 年度国庫補助金の一部を返還するものであります。

次に、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 48 万円の追加、2 目札内中継ポンプ場管理費 54 万円の追加でございます。

いずれも、汚水量の増加に伴い、ポンプ等稼働時間の増加に係る電気料を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

52 ページとなります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 254 万 3,000 円の減額でございます。

一般会計からの繰入金でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、59 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 69 号、平成 24 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為のみの補正でございます。

60 ページになりますが、「第 1 表 債務負担行為」でございます。

農業集落排水処理場の管理業務であります、本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、期間は平成 25 年度から 29 年度まで、限度額 8,914 万 5,000 円の債務負担行為を行おうとするものであります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、61 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 70 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算第2条につきましては、収益的事業会計であります第3条予算に対する補正でございます。収入であります、第1款水道事業収益、既決予定額5億5,675万7,000円に、補正予定額1億4,635万2,000円を追加し、7億310万9,000円と定めるものであります。

支出であります、第1款水道事業費用、既決予定額6億2,195万2,000円に、補正予定額6万7,000円を追加し、6億2,201万9,000円と定めるものでございます。

次に、補正予算第3条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正でございます。

第1款資本的支出、既決予定額2億5,157万4,000円から、補正予定額54万9,000円を減額し、2億5,102万5,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものであります、本補正によりその額を2億202万5,000円に改めるものであります。

62ページになります。

補正予算第4条につきましては、債務負担行為を定めるものでございます。

水道施設管理業務委託料につきましては、期間は平成25年度から29年度まで、限度額2,056万5,000円の債務負担行為でございます。

次に、補正予算第5条につきましては、第6条予算に定める弾力条項の適用ができない経費の額を3,925万2,000円に改めるものであります。

64ページになります。

収益的支出からご説明申し上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費14万8,000円の追加、及び5目総係費8万1,000円の減額でございます。

いずれも、人事異動及び時間外勤務手当に係る人件費の補正であります。

次に、収益的収入でございます。

63ページになります。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金1億4,635万2,000円の追加でございます。一般会計水道費でご説明いたしましたが、高料金対策に係る一般会計からの補助金であります。

65ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費54万9,000円の減額でございます。

これも人事異動及び時間外勤務手当に係る人件費の補正でございます。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第64号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第65号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 66 号、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 67 号、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 68 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 69 号、平成 24 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 70 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 14 日から 12 月 20 日までの 7 日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明 14 日から 12 月 20 日までの 7 日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12 月 21 日午後 2 時からであります。

13 : 54 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第4回幕別町議会定例会
(平成24年12月21日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
12 田口 廣之 13 前川 雅志 14 成田 年雄
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第11号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第3 発議第12号 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第71号 平成24年度幕別町一般会計補正予算（第10号）
日程第5 議案第61号 指定管理者の指定について
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第6 陳情第13号 「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第7 陳情第16号 「地域医療と国立病院の充実を求める意見書」の提出を求める陳情書
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第8 陳情第17号 千代田通の再整備に関する陳情書
日程第9 陳情第19号 泊原発1，2号機の再稼働を容認しないことを求める意見書の提出を求める陳情書
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第9の2 発議第13号 介護保険制度の「緊急改善」を求める意見書
日程第9の3 発議第14号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書
日程第9の4 発議第15号 泊原発1，2号機の安全審査において安全性が確認されるまで再稼働を容認しないことを求める意見書
- 日程第10 陳情第15号 町道忠類北10線道路の歩道設置に関する陳情書の取下げ
日程第11 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第13 閉会中の継続審査の申し出
(総務文教常任委員会)
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成24年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年12月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月21日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員
11 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
経 済 部 長 飯田晴義 企 画 室 長 古川耕一
民 生 部 長 菅 好弘 会 計 管 理 者 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 教 育 部 長 佐藤昌親
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 伊藤博明
地 域 振 興 課 長 原田雅則 土 木 課 長 角田和彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
12 田口 廣之 13 前川 雅志 14 成田 年雄

議事の経過

(平成24年12月21日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔)) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番田口議員、13番前川議員、14番成田議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長(米川伸宜) 11番芳滝議員より、本日欠席する旨の届け出がありましたので報告します。

○議長(古川 稔) これで諸般の報告は終わります。

○議長(古川 稔) この際お諮りいたします。

成田議員から、12月11日の会議における教職員の勤務実態についての発言の中で、不適切な部分があったので、その部分の発言について、会議規則第64条の規定によって、取り消したいとの申し出がありました。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

申し出のとおり、発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、成田議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第2、発議第11号、日程第3、発議第12号及び、日程第4、議案第71号の3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第11号、日程第3、発議第12号及び、日程第4、議案第71号の3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第2、発議第11号、「幕別町議会会議規則の一部を改正する規則」及び、日程第3、発議第12号、「幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例」の2議件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤原孟議員。

○7番(藤原孟) 発議第11号。

平成24年12月21日。

幕別町議会議長 古川 稔 様。

提出者 幕別町議会議員 藤原 孟。

賛成者 幕別町議会議員 牧野 茂敏。

賛成者 幕別町議会議員 中橋 友子。

賛成者 幕別町議会議員 斉藤喜志雄。

賛成者 幕別町議会議員 前川 雅志。

幕別町議会議事規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

発議第12号。

平成24年12月21日。

幕別町議会議長 古川 稔 様。

提出者 幕別町議会議員 藤原 孟。

賛成者 幕別町議会議員 牧野 茂敏。

賛成者 幕別町議会議員 中橋 友子。

賛成者 幕別町議会議員 斉藤喜志雄。

賛成者 幕別町議会議員 前川 雅志。

幕別町議会議事委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

以上の2件について、一括して提案の理由を説明いたします。

平成24年9月5日に公布されました「地方自治法の一部を改正する法律」は、地方議会の会期や臨時会の招集権など、地方議会制度等に関し、必要な改正が行われたところであります。

本町議会に係る改正といたしましては、本会議においても、委員会と同様に、公聴会の開催や参考人の招致をすることができることとされたこと。

また、委員の選任方法等が条例に委任されたことであります。

このことから「幕別町議会議事規則」及び、「幕別町議会議事委員会条例」について、所用の改正をしようとするものであります。

別冊でお配りしました発議説明資料の1ページをお開き下さい。

はじめに、発議第11号「幕別町議会議事規則の一部を改正する規則」につきまして、条文に沿いまして、ご説明いたします。

第17条第1項及び、第73条第2項は、自治法改正により引用条項の改正であります。

次に、第14章「公聴会」を新たに加え、第117条は、公聴会開催の手続きについて規定したものであります。

2ページに移りまして、第118条は、公聴会に出席して意見を述べようとする者の申し出について規定するものであります。

第119条は、公述人の決定にかかる手順を規定したものであります。

第120条は、公述人の発言について規定したものであります。

第121条は、議員と公述人の質疑について規定したものであります。

第122条は、代理人又は文書による意見の陳述について規定したものであります。

次に第15章「参考人」を新たに加え、3ページにまたがりませんが、第123条は、参考人の招致について、新たに規定したものであります。

第14章「会議録」は第16章とし、第117条から第123条までを7条ずつ繰り下げるものであります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

附則についてであります。本規則の施行期日を公布の日からとするものであります。

続きまして、発議第12号「幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきまして条文に沿いまして、ご説明いたします。

発議説明資料の4ページをお開き下さい。

第5条は特別委員会の設置に関する規定であります、第5条第3項として、在任期間に関する規定を加えるものであります。

第7条は委員の選任に関する規定であります、第7条第1項は、所属義務に関する規定を加えるものであります。

第7条第2項は委員の選任について、議長の指名によると改めるものであります。

第12条は、委員の辞任に関する規定について、議長の許可に改めるものであります。

次に、議案書1ページをご覧ください。

附則についてであります、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第11号、「幕別町議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

発議第12号、「幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第71号、「平成24年度 幕別町一般会計補正予算第10号」を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第71号、平成24年度幕別町一般会計補正予算第10号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,850万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ147億7,127万3千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、はじめに歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

8款 土木費、1項 土木管理費、1目 道路管理費 4,850万円の追加でございます。

除排雪機械借上料であります、12月6日の一斉出動以降、8日から9日及び16日の降雪に対しまして、一斉除雪及び拡幅除雪等を実施したことにより、今後の降雪に係る除雪につきましては、現計予算に不足を生じる恐れがありますことから、このたび追加しようとするものであります。

本補正予算により、今後における除雪4回分と幹線道路を中心とする排雪作業等、当面の降雪に対応しようとするものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入であります、4ページにお戻りいただきたいと思います。

11款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税 4,850万円の追加でございます。

特別交付税を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

田口議員。

○12番（田口廣之） 今回の除雪の出動状況はどうだったか、おたずねしたい。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 今回の除雪につきましては、11時に全車出動をかけております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 16日の選挙当日の、除雪状況が11時ということですね。今回、公民館運営委員長の方に16日の公民館の除雪は、町の方で行うという通達がきてました。その状況はどうかお聞きしたい。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 選挙会場の除雪につきましては、選挙管理委員会と相談させていただき、基本的には7時、選挙が始まる前に積雪状況がひどい場合は除雪をするという、申し合わせをしておりました。当日、夜中の2時には3センチ位、4時でも7センチ程度ということでありましたので、除雪をする必要がないだろうということで、7時までに除雪をすることについては見合わせておりましたが、7時の時点で選挙管理委員会の方から、7時の時点では積雪が10センチ程度ありましたので、選挙が始まっているのだが除雪してほしいということで、大きな選挙会場の部分については10会場ほど除雪を指示しておりまして、たぶん9時前後に会場の除雪を実施したというようなことになっております。ただ小さな会場につきましては、事務従事者が除雪をするということで聞いておりました。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 16日の日は、相当な量の雪が降って、うちの地区は日新だったのですけれど、公民館運営委員会の方から委託されている人の除雪を待っていた状態であったのですが、16日当日の公民館の除雪は選挙管理委員会の方でやるということだったかもしれませんけれども、もう少し迅速な対応が必要だったかと思います。以上です。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 選挙当日の除雪の関係でございますが、今後におきましては十分に配慮にしながら、選挙しやすい状況に努めてまいりたいと思います。

○議長（古川 稔） ほかに、中橋議員。

○15番（中橋友子） 関連も含めまして適切な除雪を求める立場からお伺いしたいのですけれども。

11時に出発されたということになれば、うちの町は10センチを目途に出発をすることになっていたと思うのですが、当然それは超えていたのではなかったのではないのでしょうか。そういう状況が放置されていて、特別な日だったということもありまして、随分問い合わせだとか混乱があったのではないかと思います。出動事態を11時に判断されたということは、どういうことでそこまでまたなかったら出動できなかったのかということが一つです。もう一つは、それぞれ地域が行政にお願いして除雪していただいておりますね。決算の時にもおたずねしていましたが、何業者、何ブロックに分けてどんな指導をされて除雪にあたられているのか伺います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 16日の除雪でありますけれども、7時の時点では9センチ、8時で10センチという積雪状況でありまして、それから強い降りが変わりまして9時の時点で14センチという状況でありました。どうしても出動して下さいとってから、オペレーターが会社に行って車を暖めて出動するというので、出動命令から2時間位はどうしても時間が掛かってしまうものですから、9時に出動命令を掛けているのですが、実際に出動したのが11時位になっております。

除雪のブロック数については、手元に資料を持ってきておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 出動命令を掛けてから、2時間かかってやらなければいけない体制に問題があるのではないのでしょうか。今のご答弁では、9時の段階で14センチ、それから2時間ということになりますと、あの時はずいぶんと軽自動車もあずっていたといいますか、走行できないで止まっていた状況もあったのですが、結果としてそういうのを作っているのです。

うちの町は、業者の方をお願いする体制として11月から確かきちっと、雪が降った場合の除雪の依頼を掛けていて、適切な時期に除雪が開始されるように契約していると思うのですが、今のようなやり方ですと当然、安全を保てられるような除雪はできないのではないのでしょうか。そこはきちっと改善する必要があるのではないのでしょうか。

それとブロック別のことをお伺うかがいしたのは、当然、担当の方にはいっていると思うのですが、地域によって除雪のあり方に差が出るといつも言われるのですが、業者さんによって除雪のやり方が違ってきているので、町としての指導を徹底してほしいということに尽きるのです。

除雪が遅いということもあって、住民の方が来て下さった業者さんとお話をされながら、適切な行ってほしいと言っているようなのですが、業者の方たちはとにかく急いで開けなければいけないということがありまして、そのことにまず力を入れることと、対応については不況の時期で常時夏の仕事が少ない中で、オペレーターの人たちも十分な保障される状況にはないことも含めて、難しいというお話をされているということも聞いております。当然そういうようなこともあるのだろうと思うのですけれども、除雪は除雪として、町としては契約して行っているのですから、差が起きないような対応も必要ではないかと思ひまして、あえてこの場で質問をさせていただきました。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 例年からいいますと約4倍ちかくの雪が降っているということで、業者の方には年度当初、シーズン前には業者に来ていただいて指導しているところでございます。

今年は、オペレーターの方が変わったりといったこともあって、昨年と若干除雪方法が違うのではないかというご指摘もいただいております。先程、ご指摘いただきました出動命令から出動まで2時間掛かるというタイムラグについては、これから業者と速やかな体制が取れないかということは協議をして、できるだけ改善していきたいと思ひます。

ただ、降雪の状況によりましては早く出てしまうことで、2回まわるということで二度手間になってしまうことがあるものですから、土現さんですとか国道の方とか出動状況も連絡を取りながら、出動時間については吟味するというか色々検討しているのですが、どうしても最初と最後の方は6時間7時間、場合によっては8時間近く最初と最後の時間差が出てしまうものですから、除雪が終わるまでには早いところと遅いところがどうしても出来てまだ来ないのかということが何度もあるのですが、今の体制でいうとどうしても時間が掛かってしまうことになってしまうものですから、苦情をいただいたときにはご説明をさせていただき対応しているところであります。

地域差があるということについては、これからも情報は我々なりに付かんでいっているつもりでありますので、業者の指導に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 関連なのですけれども、今のやり取りを聞いていまして、出動を掛けてから社員を手配して、エンジンを掛けて除雪に出るということでありまして、私は仕組みからいって当然、前日天気予報等で判るわけですから、例えば10センチで出すわけですから、ある程度会社としては従業員手配して待機をさせて、出動命令が出たら即出ていくという体制が望ましいし、そうしていかねばいかんと思うのです。2時間もなんていうことは、全然話にならない話で、5分や10分はその辺は仕方ないにしても、そういう体制を組みなおしていかないと根本的に解決しないと

思うのです。

それと部長もおっしゃっていましたが、今回特に雪が続いたというせいもあるのでしょうかけれども、行政の方にも我々の方にもいろんな苦情が入ってきました。それは、去年の除雪の仕方と今年の仕方は違うと、オペレーターによって違うのでしょうかこれは非常にまずいことだと思うのです。良ければ皆さん文句を言わないのですけれども、悪くなってしまうということで苦情が出るわけですから。

発注者としては、そこに全力挙げてですねそういう差の無いように指導していかなければいけない、絶対にしなければいけないと思うのです。多少のスタートから最後の方に行って1時間、2時間タイムラグが出るのは仕方ないことで、ある程度我慢していただかないと困りますけれども、除雪の中身が違うことはだめだということです。特にですね今回の雪は、皆さんご承知の通り選挙投票日ということでした。これは選挙投票日ということで、特別な配慮をして有権者の人が投票に行きやすいような環境を作ってやらなければいけない日だったと思うのです。画一的に10センチにならなければ出ませんよとか、出動命令を掛けてから2時間掛かりますよとか、そういうレベルの話では今回は特にまずいのだろうと思うのです。そういった意味で、もう一回洗い直しをして問題がないのだろうかと点検する必要があるのだろうと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 繰り返しになるのかもしれないのですが、大変今回のことにつきましては我々の体制、それから選挙という特殊な状況もございまして、そのへんは内部の連携を密にしまして今後に当たってまいりたいと考えております。具体的に今どうこうしますということは、なかなか具体的には申し上げられないかもしれないのですけれども、業者の指導、体制の見直しというようなことについては努めてまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 検討するということですから、それ以上はあれですけれども。常識的に見て、雪降って、10センチ以上になって除雪をしなければいけないということが前提ですから、少なくとも業者の人が待機をしている位の気持ちがないとだめだということと、業者の意識の問題、行政の行政指導の問題、ここはやっぱり一つにならないと住民の人たち、それでなくても色々あるわけですから、町民の人たちに極力、若干のことは仕方がないとしても苦情がなるべく出てこない体制を作ることを強く求めたいと思います。

○議長（古川 稔） 答弁よろしいですか。

成田議員。

○14番（成田年雄） 今、議員の皆さんの意見を聞いていると、役場管理だけが悪いようなこと言っているけど、実際行うオペレーターが少なくなったのも事実なんです。ましてや、10分前とか20分前とか休んでいる時間を保障するのということなのです。時間がきてからしか動けないというのが事実なんです。これは、役場の責任というよりももっとお金を掛けるのかという問題なのです。その辺はどうですか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 今、成田議員のおっしゃる通り、体制を整えるということはそれなりに経費が掛かるということとございまして、いろいろな観点から中身については今後課題として受け止めてまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 先程の中橋議員の、何ブロックでどういう体制化ということとございまして、市街で17ブロック26台の機械が入っておりまして、郡部で11ブロック11台の機械、歩道用の除雪機械が3ブロックで9台入っております。以上です。

○議長（古川 稔） ではよろしいですか。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 先程オペレーター不足というお話がでましたけれども、機械は当然業者さんが用意されると思うのですけれども、それで借上げということになるのだと思うのですけれども、機械も自前で用意できない状況もあるやに伺っております、リースでやるために時間が掛かるということも聞こえておりました。そういう実態はあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 機会につきましては町有車両を貸与して道路維持管理業者が除雪する部分、それから時間単価を決めまして民間業者から借り上げて行っている部分がございます。その中で、時間借上げの部分につきましては、ほとんどが砂利屋さんの夏砂利を積むショベルに排土板を付けまして除雪車両としている部分が多いのですけれども、中には雪が降るたびに借りるということではなくて、シーズンを通して借りるということでやられている業者さんもいるようです。以上です。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第61号、「指定管理者の指定について」を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 平成24年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成24年12月4日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年12月5日（1日間）。

2、審査事件、議案第61号、指定管理者の指定について。

3、審査の経過。

審査にあたっては、幕別町百年記念ホールの管理業務内容及び選定委員会による指定管理者の選定経過等について説明を受けた後、特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場の運営状況等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

成田議員。

○14番（成田年雄） 百年記念ホールの管理運営についてなのだと思うのですけれど、問題なかったとかとかあるとかじゃなくて、問題があったのですよな。もう少しね、NPOだけが問題でなくて、町の指定管理者だから町としての指導方針とかそういうものを決められないのですか。NPOの方の仲間内だけでこの問題のあったことを、議会が通ればよいという話じゃなくて、実際に問題あったのですよな。

- 議長（古川 稔） 成田議員。委員会の審査の中身について聞くことはよろしいでうけれども、それ以外のことについての質問はここではできませんので、それは一般質問でもやられたように、場所が違うものですから受けるわけにはいきません。
- 14番（成田年雄） それでは、委員会として問題があった事実をはぐくんでこういう結果になったか伺います。
- 議長（古川 稔） 委員長よろしいですか。
- 9番（牧野茂敏） 審査の経過については、書いてあります通りでありますし、その問題も含めて私どもが判断した結果が、全会一致で可としたということであります。以上です。
- 議長（古川 稔） よろしいですか。ほかにありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） なければ、質疑なしと認めます。

[採決]

- 議長（古川 稔） お諮りいたします。
議案第61号、「指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[一括議題・委員会報告]

- 議長（古川 稔） 日程第6、陳情第13号、「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書の提出を求める陳情書」及び、日程第7、陳情第16号、「地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」の2議件を一括議題といたします。
民生常任委員長の報告を求めます。
副委員長藤原孟議員。
- 7番（藤原孟） 民生常任委員長が欠席しておりますので、委員長に代わって副委員長の私から報告いたします。
平成24年12月21日。
幕別町議会議長古川稔様。
民生常任委員長芳滝仁。
民生常任委員会報告書。
平成24年12月4日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。
記。
- 1、委員会開催日、平成24年12月4日（1日間）。
 - 2、審査事件、陳情第13号「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書。
 - 3、陳情の趣旨、本年4月から実施された介護保険の見直しは、利用者や事業所に様々な影響を与えています。
高齢者の介護保険料は負担が急増し、重い利用料負担のため、必要なサービスであっても利用を断念するケースが後を絶ちません。
今回の介護報酬の大幅な引き下げは、事業所の存続にも影響を与え、小規模事業所では、事業の縮小や廃止を余儀なくされるところも生まれています。
また、特別養護老人ホームなどの待機者改善もされていなく、介護現場の慢性的な人手不足は深

刻であり、抜本的な処遇改善と施設整備を進めるとともに利用料の負担軽減を図り、必要なサービスの利用に支障を生じないよう対策を講じることを求めるものであります。

4、審査の経過、審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

平成24年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成24年12月4日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年12月4日（1日間）。

2、審査事件、陳情第16号「地域医療と国立病院の充実を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨、医療現場では、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足となっています。

また、公的病院の縮小・閉鎖によって地域医療が崩壊しかねない事態が全国で生じています。

国立病院は、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

医師・看護師等の大幅増員を実現し、地域医療、国立医療、公的医療機関の拡充を図るとともに、国立帯広病院を災害時医療の拠点病院として充実強化するよう求めるものであります。

4、審査の経過、審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第13号、「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書の提出を求める陳情書」についての副委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、副委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は副委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第16号、「地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」についての副委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、副委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は副委員長報告のとおり採択されました。

○議長（古川 稔） 日程第8、陳情第17号、「千代田通りの再整備に関する陳情書」及び、日程第9、陳情第19号、「泊原発1，2号機の再稼働を容認しないことを求める意見書の提出を求める陳情書」の2議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 朗読をもちまして報告に代えさせていただきます。

平成24年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書

平成24年12月4日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年12月4日（1日間）。

2、審査事件、陳情第17号、千代田通の再整備に関する陳情書。

3、陳情の趣旨、町道千代田通の駅前から国道38号線の区間は、整備後の経年劣化が激しく、商業地を形成する区域のなかで再整備済街路から取り残されており、歩行者の安全確保の観点からも再整備が急務であるため、段階的に早急な対策を講じることを求めるものであります。

4、審査の経過、審査にあたっては、先に行われた現地調査を踏まえたうえで、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

平成24年12月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書

平成24年12月11日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、委員会開催日、平成24年12月12日（1日間）。

2、審査事件、陳情第19号、泊原発1、2号機の再稼働を容認しないことを求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨、野田首相は「大飯原発では福島のような事故は起こらない」と断言して、関西電力大飯原発3、4号機の「再稼働」を決定しました。

地震と津波によって破壊された福島第一原発では、原子炉内部の状況も把握できず、事故の収束の見込みも立たず、事故の原因もいまだに究明されていません。

泊原発1、2号機の「再稼働」については、原子力規制委員会による福島第一原発事故を踏まえた新たな知見にもとづく安全審査において安全性が確認されるまで、「再稼働」を容認しないことを求めるものです。

4、審査の経過、審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第17号、「千代田通の再整備に関する陳情書」についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第19号、「泊原発1, 2号機の再稼働を容認しないことを求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

(14:47 休憩)

(14:49 再開)

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

「説明・質疑・討論省略」

○議長(古川 稔) 日程第9の2、発議第13号、「介護保険制度の「緊急改善」を求める意見書」から日程第9の4、発議第15号、「泊原発1, 2号機の安全審査において安全性が確認されるまで再稼働を容認しないことを求める意見書」までの3議件を一括議題といたします。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

本、意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

発議第13号、「介護保険制度の「緊急改善」を求める意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古川 稔) 次にお諮りいたします。

発議第14号、「地域医療と国立病院の充実を求める意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

発議第15号、「泊原発1, 2号機の安全審査において安全性が確認されるまで再稼働を容認しないことを求める意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[陳情取下げ]

○議長（古川 稔） 日程第 10、陳情第 15 号、「町道忠類北 10 線道路の歩道設置に関する陳情書の取下げ」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第 15 号については、お手元に配布した取下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第 15 号の取下げは、許可することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長（古川 稔） 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページをご覧くださいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります桑谷昌芳氏につきましては、平成 25 年 3 月 31 日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任の委員を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

桑谷委員には平成 16 年 4 月より人権尊重思想の普及啓蒙に努めていただきましたことに対しまして、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしましては、札内北町の齊藤彰彦氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 8 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、ご推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

諮問第 4 号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 12、常任委員会、所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されお手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧くださいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 13、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第14、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(古川 稔) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成24年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(14:56 閉会)